岡山市地域防災計画

(風水害等対策編)

令和5年9月

岡山市防災会議

目 次

5	総則編	1
章	総則	3
第1節	节 計画の目的	3
52節	う 計画の構成及び内容	3
第3節	防災施策の基本方針	4
54節	5 災害の想定	4
55節	ち 用語の意義	7
章	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	8
第1節	节 実施責任	8
52節	りりますべき事務又は業務の大綱	9
章	防災会議	22
章	岡山市の概要	24
第1節	6 自然的条件	24
52節	节 社会的条件	26
3	災害予防計画	29
章	防災業務施設・設備等の整備	31
51節	5 気象等観測施設・設備等	31
52節	消防施設・設備等	32
第3節	6 通信施設・設備等	33
54節	が 水防施設・設備等	35
55節	* 救助施設・設備	36
56節	5 医療救護用資機材等	39
7節	た その他施設・設備等	40
章	防災業務体制の整備	41
51節	・ 職員の体制	41
52節	情報収集・連絡体制	42
3節	ち 防災関係機関相互の連携体制	44
54節	第 業務継続体制の確保	46
章	自然災害予防対策	47
51節	节 治山対策	47
52節	节 造林対策	49
3節	节 土砂災害防止対策	50
54節	节 河川防災対策	53
55節	6 海岸防災対策	56
66節	ため池等農地防災対策	58
7節	节 都市防災対策	60
		章 総則

第8節	文教対策	64
第9節	文化財の保護対策	67
第10節	危険地域からの移転対策	68
第11節	風害対策	69
第4章 事故	女災害予防対策	70
第1節	道路災害予防対策	70
第2節	鉄道災害予防対策	72
第3節	海上災害予防対策	74
第4節	大規模な火災予防対策	77
第5節	林野火災の防止対策	79
第6節	高層建築物・地下街等の保安対策	82
第7節	危険物等保安対策	85
第8節	高圧ガス保安対策	87
第9節	火薬類保安対策	89
第10節	有害ガス等災害予防対策	91
第11節	放射性物質の災害予防対策	92
第12節	火災予防対策	93
第5章 複台	,災害対策	96
第6章 防災	{活動の環境整備	97
第1節	防災訓練	97
第2節	防災知識の普及	100
第3節	自主防災組織の育成及び消防団の活性化	105
第4節	企業防災の促進	108
第5節	住民及び事業者の地区防災活動の推進	110
第6節	災害教訓の伝承	111
第7章 要酮	2慮者の安全確保計画	112
第8章 防災	ジ対策の整備・推進	118
第1節	防災に関する調査研究の推進	118
第2節	緊急物資等の整備	120
第3節	公共用地等の有効活用	121
第4節	被災者等への的確な情報伝達活動	122
第5節	災害救助基金等の整備	123
第3部 災害	序応急対策計画	125
第1章 防災	髪組織	127
第1節	防災体制	127
第2章 配備	情体制	134
第1節	配備体制	134
第2節	配備要領	135
第3節	配備体制・基準表	138
第3章 防災	{活動	140

第1節	防災気象情報等	140
第2節	気象予報・警報等の収集・伝達	147
第3節	災害情報の収集・伝達	158
第4節	県等への災害情報の報告	161
第5節	災害通信連絡	163
第4章 災害	手広報及び報道	165
第1節	住民への情報伝達	165
第2節	通信施設の応急措置	167
第3節	広報	168
第4節	報道機関への情報提供	170
第5節	問合せ窓口の設置	171
第6節	外国人向けの情報提供	
第5章 被災	後者の救助保護	173
第1節	災害救助法等の適用	
第2節	避難及び避難所の設置	
第3節	食料の供給	
第4節	飲料水の供給	201
第5節	被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与	
第6節	医療・助産	
第7節	遺体の捜索・収容・埋火葬等	
第8節	輸送	
第9節	住まいの確保	
第10節	障害物の除去	
第11節	文教災害対策	
第6章 社会	₹秩序の維持	237
	S交通規制	
	t 衛生	
	3 T	
第10章	ライフラインの機能確保	
第1節	元	
第2節	ガス	
第3節	電信・電話	
第4節	水道	
第5節	工業用水道	253
第6節	下水道	
第11章	防災営農	
第12章	水防及び消防	
第1節	水防	
第2節	消防	
第13章	流木の防止	265

第14章	事故災害応急対策	267
第1節	道路災害対策	267
第2節	鉄道災害対策	270
第3節	海上災害対策	272
第4節	航空機事故災害対策	275
第5節	大規模な火災対策	279
第6節	林野火災対策	281
第7節	危険物等災害対策	284
第8節	高圧ガス災害対策方針	287
第9節	火薬類災害対策	290
第10節	有害ガス等災害対策	293
第11節	地下街等におけるガス災害対策	294
第15章	集団事故災害対策	297
第16章	自衛隊の災害派遣	302
第17章	応援・雇用	308
第18章	ボランティアの受入れ、活動支援	312
第19章	義援金品等の募集・受付・配分	315
第20章	災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに援護資金等の支給・貸付け	317
第21章	区の応急対策	319
第4部 災害	『復旧・復興計画	323
第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	325
第2節	被災者等の生活再建等の支援	326
第3節	公共施設災害復旧事業	329
第4節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	331
第5節	災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置	334

第1部 総則編

第1章 総則

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第42条の 規定に基づき、岡山市防災会議が岡山市の地域に係る防災に関し、岡山市及び防災関 係機関が処理しなければならない事務又は業務の大綱について、さらに市民の役割を 明らかにするため作成した、総合的な運営計画である。

本計画において、本市の地理的特性(最新の各種被災想定・避難者数想定、浸水想定区域、土砂災害計画区域)を効果的に活用することによって、岡山市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に止め、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小 化する、「減災」の考え方を防災の基本方針とし、さまざまな対策を組み合わせて災 害に備える。

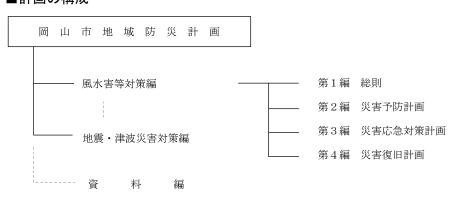
この計画の目的・基本方針及び構成を明らかにし、市域内の防災関係機関等がそれ ぞれ果たすべき役割を明示するとともに、対応すべき概要を示すものとする。

第2節 計画の構成及び内容

本計画は、「風水害等対策編」及び「地震・津波災害対策編」をもって構成するものとし、水防法(昭和24年法律第193号)に基づき、別途作成する「岡山市水防計画」(別冊)とも十分調整を図り、「岡山県地域防災計画」並びに指定行政機関又は指定公共機関等の作成する「防災に関する計画」と整合を図るものとする。

また、本計画は「風水害等対策編」を「災害予防」、「災害応急対策」及び「災害復旧」の3本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。

■計画の構成



本計画の内容は、次のとおりである。

1 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限にとどめるため、本市及び防災関係 機関等がとるべき措置等について定める。

2 災害応急対策計画

災害発生直後から応急復旧の終了までの間において、主として本市災害対策本部がとるべき措置等について定める。

3 災害復旧計画

民生安定のための緊急措置及び公共施設の災害復旧等について、本市が自ら又は防 災関係機関等の協力を得て実施する措置等について定める。

第3節 防災施策の基本方針

本市は、防災に関して国・県及び他の市町村と直結した基礎的地方公共団体として、防災組織の根幹を形成するものである。したがって、防災行政に関しては、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、積極的かつ意欲的な施策を実施する。

災害が発生した際、総合的・統一的かつ有効な災害応急対策を実施するとともに、 災害の発生を未然に防御し又は災害の原因を根絶するため、長期的かつ効果的な計画 の樹立と推進に努める。

このため、防災行政に関する施策の決定や計画の策定及び実施に当たっては、国・県・その他防災関係機関と緊密な連携をとり、防災施設等の整備を重点的に推進する。

第4節 災害の想定

1 災害の想定

本計画は、岡山市の地域における地勢・地質・気象等の自然条件に加え、人口・資産・産業活動の集中等の社会的条件並びに、過去における各種災害履歴を考慮した上で、発生しうる災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震・津波による災害については地震・津波災害対策編として別冊を作成した。

- ①暴風等による災害
- ②大雨等による災害
- ③高潮等による災害
- ④上記①~③のほか異常気象による災害
- ⑤複合災害
 - ・南海トラフ地震の発生前後での集中豪雨や高潮、大型の台風が連続して襲来
 - ・新型コロナウイルス感染症等の流行下における自然災害の発生
 - ・水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水の同時発生等

- ⑥大規模火災
- ⑦危険物の爆発等による災害
- ⑧交通機関による災害
- ⑨その他の特殊災害

《参照》

- ○資料編 第2岡山市の災害
- ○資料編 第3防災上注意すべき自然的・社会的条件

2 岡山市被災想定調査(令和4年5月)

岡山市は、令和4年5月に被災想定調査を実施し、災害種別ごとの立退避難者を算出し、南海トラフ巨大地震発生時の避難者数について時点修正を行った。また、地域特性を考慮するため、町丁目ごとに立退避難者が最大となる災害を判定し、それらを集計することで、最大立退避難者数を算出した。

これらの結果を踏まえ、今後、避難場所の不足が想定される地域について十分な避難場所を確保できるよう、既存避難場所の利用可能スペースの拡大や、協定締結等による避難場所の確保に取り組んでいく。加えて、備蓄物資の見直しや確保、避難指示等の判断・伝達マニュアルの修正を行う際の基礎資料とする。

被災想定の実施に当たっては、ハザードマップで示している浸水想定区域・土砂災 害警戒区域、及び住民基本台帳、固定資産台帳等を利用し、各区域内の住家数、居住 者数を算出した。また、洪水・高潮の避難者数の算出は、浸水時に垂直避難が可能な 方は除くものとした。

【災害種別ごとの住家被害数】

災害種別	被害数 (棟)
洪水+土砂災害	約 190,000
高潮	約 35,000
地震	約 37,000
津波	約 23,000

【災害種別ごとの避難者数】

災害種別	立退避難者数(人)
洪水+土砂災害	約 68,000
高潮	約 9,000
地震・津波	約 115,000

第1章 総則

第4節 災害の想定

[町丁目ごとの最大立退避難者数:約157,000人]

※算出方法:町丁目ごとに立退避難者が最大となる災害を判定し、集計した。 (イメージ図)

町丁目	立退避難者(人)		
	洪水 + 土砂	高潮	地震・津波
A	100	0	200
В	200	100	100
С	10	100	80
	-		/

灰色網掛け箇所を積み上げ

《参照》

○資料編 第12(参考)被災想定調査結果

第5節 用語の意義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

◆岡山市関係

- ① 災害対策本部・・・・・・ 岡山市災害対策本部をいう。
- ② 区 本 部・・・・・・ 岡山市各区の区災害対策本部をいう。
- ③ 現 地 本 部・・・・・・ 岡山市現地災害対策本部をいう。
- ④ 地域防災計画・・・・・・ 岡山市地域防災計画をいう。
- ⑤ 本 部 長・・・・・・ 岡山市災害対策本部長をいう。
- ⑥ 区 本 部 長・・・・・・ 岡山市各区の区災害対策本部長をいう。
- ⑦ 現 地 本 部 長・・・・・・ 岡山市現地災害対策本部長をいう。
- ⑧ 防災関係機関····・・県·市町村·指定地方行政機関·指定公共機関・

指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上

重要な施設を管理する機関をいう。

- ⑨ 水 防 計 画・・・・・・ 水防法第33条に基づき、水防管理団体として
 - 岡山市が定める 水防計画をいう。
- ⑩ 災害警戒本部・・・・・ 岡山市災害警戒本部をいう。
- ⑪ 指 定 職 員・・・・・・ 避難所開設職員のことを「指定職員」という。

◆岡山県関係

- ① 県 本 部・・・・・・ 岡山県災害対策本部をいう。
- ② 県 現 地 本 部・・・・・・ 岡山県現地災害対策本部をいう。
- ③ 県備前地方本部・・・・・・ 岡山県備前地方災害対策本部をいう。
- ④ 県 防 災 計 画・・・・・・ 岡山県地域防災計画をいう。
- ⑤ 県 本 部 長・・・・・・ 岡山県災害対策本部長をいう。
- ⑥ 県現地本部長・・・・・・ 岡山県現地災害対策本部長をいう。
- ⑦ 県 警 察・・・・・・ 岡山県警察をいう。

第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第1節 実施責任

各機関の実施責任と処理すべ き事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 岡山市

岡山市は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、 防災の第一次的責任者として、県・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機 関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 岡山県

岡山県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するた め、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処 理することが困難と認められるとき、または防災活動内容において、統一的処理を必 要とする際や、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関・指 定公共機関・指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施 する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保 護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互 に協力して、防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、勧告・ 指導・助言等の措置を行う。

4 自衛隊

災害派遣要請者からの要請に基づき、防災活動を実施する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業 務について自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協 力する。

公共団体及び防災上重要な施設の管理者

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図ると ともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。) には災害応急措置を実施する。また、市・その他防災関係機関の防災活動に協力す る。

《参照》

○資料編 第 10 協定書一覧

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- ①防災に関する組織の整備を行う。
- ②防災に関する調査・研究を行う。
- ③防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- ④防災用施設・設備の整備及び点検を行う。
- ⑤防災に必要な物資・資機材の備蓄及び点検を行う。
- ⑥危険物施設の保安確保に必要な指導及び立入検査を行う。
- ⑦高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導・助言及び立入検査を行う。
- ⑧自主防災組織の育成・指導及び災害ボランティア活動の支援を行う。
- ⑨防災気象情報等の収集・情報提供・伝達を行う。
- ⑩災害に関する予報・警報等の発令及び伝達を行う。
- ⑪被害の調査及び報告並びに災害に関する広報・公聴を行う。
- ②水防活動・消防活動及びその他の応急措置を行う。
- ⑬市域内の防災関係機関が実施する災害応急対策等の調整を行う。
- ⑭被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
- ⑮指定地方行政機関及び県に、災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
- ⑩災害時における交通整理・輸送対策・警戒地域の設定、その他社会の秩序の維持を 行う。
- ①高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令又は要避難者の誘導並びに指定避難 所の開設を行う。
- ®被災者の救出・救助を行う。
- ⑩災害時における被災児童・生徒等に対する文教対策等の応急措置を行う。
- ②公共土木施設・水道施設・下水道施設・農地及び農林水産業施設等の新設改良・防災・災害復旧及び応急措置を行う。
- ②災害時における清掃・防疫、その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ②被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
- ②県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請を行う。
- ②救助実施市である岡山市は、市域にて災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- ②被災者支援総合窓口の設置を行う。
- 20その他、岡山市防災会議に関する事務を行う。

2 市消防団

- ①各種災害予防を行う。
- ②消防活動及び水防活動を行う。
- ③被災者の救出・救護・避難誘導を行う。
- ④災害現場の応急作業を行う。

第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

3 県

- ①防災知識の普及啓発及び防災訓練を行う。
- ②災害に関する予報・警報等の発令及び伝達を行う。
- ③災害情報の収集及び伝達を行う。
- ④災害広報を行う。
- ⑤市が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
- ⑥災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
- ⑦災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- ⑧水防法・地すべり等防止法に基づく、立退きの指示等を行う。
- ⑨災害時の防疫、その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ⑩水防管理団体の実施する水防活動及び市の実施する消防活動に対する指示・調整を行う。
- ①被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- ②公共土木施設・農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
- ⑬農産物・家畜・林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- (4)緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
- ⑤水防・消防その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- ⑪救助物資・化学消火剤等、必要資機材の供給又は調整若しくはあっせんを行う。
- ®危険物施設の保安確保に必要な指導・助言及び立入検査を行う。
- ⑩高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導・助言を行う。
- 20自衛隊の災害派遣要請を行う。
- ②指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う
- ②市長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要請を行う。
- 図内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要請を行う。
- ②市が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。
- ⑤指定行政機関又は指定地方行政機関に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給に ついて必要な措置を講ずるよう要請を行う。
- ③市が災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に物資 又は資材の供給に必要な措置を行う。
- ②運送事業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に 必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
- ②県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
- ② 有害ガス・危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体・環境に及ぼす影響の調査 並びにその対策等安全確保を行う。

4 県警察

[県警察本部・岡山中央・岡山西・岡山南・岡山北・岡山東・赤磐警察署]

- ①災害警備実施計画に関する業務を行う。
- ②災害警備用装備資機材の整備を行う。
- ③災害情報の収集、伝達及び被害調査を行う。
- ④救出救助及び避難誘導を行う。
- ⑤行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
- ⑥交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
- ⑦犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
- ⑧関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

5 指定地方行政機関

[中国地方整備局(岡山河川事務所、岡山国道事務所)]

- ①気象・水象について観測する。
- ②国土交通省管理河川の改修工事・維持修繕・防災施設の整備、その他管理及び水 防警報の発表を行う。
- ③国土交通省管理の各洪水予報河川において、洪水浸水想定区域の指定及び見直し を行うとともに、岡山地方気象台と共同して、洪水予報を行う。
- ④一般国道 2 号・30 号・53 号・180 号・直轄管理区間の改良工事・維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。
- ⑤緊急を要すると認められる場合は、申合せに基づく、適切な応急措置を実施する。
- ⑥必要に応じて災害対策本部に現地情報連絡員(リエゾン)を派遣し、情報交換等にあたる。

[宇野港湾事務所]

- ①港湾施設の整備と防災管理を行う。
- ②港湾施設の災害に関する情報収集・伝達を行う。
- ③港湾・海岸保全施設等の災害応急対策及び災害復旧事業の指導・実施を行う。
- ④海上の流出油等に対する防除措置を支援する。

[大阪管区気象台(岡山地方気象台)]

- ①気象・地象・水象の観測及びその成果の収集・発表を行う。
- ②気象・地象・水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等 突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関 や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。
- ③気象庁が発表した気象に関する特別警報、警報等を関係機関に通報する。
- ④市が行う避難指示等の判断・伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・ 協力を行う。
- ⑤国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局(岡山河川事務所)

第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

又は県と共同して洪水予報を発表し、関係機関に通報する。

- ⑥災害の発生が予想されるときや災害発生時において、県や市に対して気象状況や その推移、その予想の解説等を適宜行う。
- ⑦県や市、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の 普及啓発活動に努める。

[中国財務局(岡山財務事務所)]

- ①災害復旧事業の適性かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立ち会わせる。
- ②地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のため、災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要な範囲内で短期貸付けの措置を適切に運用する。
- ③また、災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
- ④防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係 法令等の定めるところにより無償貸付け等の措置を適切に行う。
- ⑤災害発生時においては、関係機関と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、 必要な範囲内で災害関係の融資・預金の払戻し及び中途解約・手形交換、不渡処 分・休日営業、平常時間外の営業・保険金の支払い及び保険料の払込猶予につい て、金融機関等の指導を行う。

[中国四国農政局]

- ①農地海岸保全事業・農地防災事業・農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に 係る国土保全事業を推進する。
- ②農作物・農地・農業用施設等の被害状況に関する情報の収集を行う。
- ③被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。
- ④被災地における病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害等の把握を行う。
- ⑤農地・農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。
- ⑥直接管理し又は工事中の農地・農業用施設等について応急措置を行う。
- ⑦地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- ⑧被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。
- ⑨災害発生時に、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応 急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速 な調達・供給に努める。

[近畿中国森林管理局(岡山森林管理署)]

①国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹並びに渓間工事等 の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設につい ては、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。

- ②国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。
- ③国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に 当たっては、極力外部へ危害を及ぼさないよう処置する。
- ④応急復旧用として国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等 の供給の要請を行う。
- ⑤市長・知事から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。

[中国経済産業局]

- ①所掌事務に係る災害情報の収集・伝達を行う。
- ②電気・ガスの供給の確保に必要な指導を行う。
- ③被災地域において、必要とされる災害対応物資(生活必需品・災害復旧資材等) の適正価格による円滑な供給を確保するため、必要な指導等を行う。
- ④中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化 等の措置を行う。

[中国運輸局(岡山運輸支局)]

- ①所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- ②海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送 事業者に対し、船舶の調達のあっせん・特定航路への就航勧奨を行う。
- ③港湾荷役が円滑に行われるよう必要な行政指導を行う。
- ④特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航 海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。
- ⑤鉄道・バス及びトラックの安全運行の確保に、必要な指導監督を行う。
- ⑥陸上における物資及び旅客の運送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達のあっせん・運送の分担・迂回輸送・代替運送等の指導を行う。
- ⑦特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を構じる。

[大阪航空局(岡山空港出張所)]

- ①航空機による輸送の確保に関し、必要な措置を講じる。
- ②関係機関へ必要な航空情報の提供を行う。
- ③管理する航空保安施設等が被災した場合、直ちに応急復旧を実施する。
- ④空港管理者の管理する施設の応急復旧体制について必要な助言を行う。
- ⑤必要な情報を収集し、大阪航空局へ伝達する。

[第六管区海上保安本部(玉野海上保安部)]

- ①情報の収集・伝達及び災害原因調査を行う。
- ②海難の救助及び救済を必要とする場合における救助を行う。

第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

- ③航行警報放送する等災害の発生について船舶への周知を図るとともに、必要に応じて避難の勧告及び船舶交通の制限又は禁止を行う。
- ④海上における消火及び被災者・被災船舶の救助を行う。
- ⑤ 航路障害物に対し必要な措置をとるとともに、その所有者等に除去を命じる。
- ⑥海上火災の発生するおそれのある海域にいる者に対し、火気の使用を制限し又は禁止する。
- ⑦流出油等について、措置義務者に除去を命じる等、必要な措置をとる。

[中国総合通信局]

- ①所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- ②電波の監理及び電気通信の確保を行う。
- ③災害時における非常通信の運用監督を行う。
- ④非常通信協議会の指導育成を行う。
- ⑤災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯 電話事業者等に対する貸与要請を行う。

[岡山労働局]

- ①労働基準法適用事業所を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に大規模な爆発・火災等、労働災害の発生のおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
- ②被災者の医療対策のために、必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣措置を講ずるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
- ③二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対して、危険な化学設備、危険・有害物の漏えい防止等保安装置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な監督指導調査を行う。
- ④作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
- ⑤災害応急工事・災害復旧工事等に対する指導監督を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
- ⑥被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
- ⑦被災した労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により、納付猶予及び換 価猶予を認める。
- ⑧災害原因調査を行う。

[中国四国管区警察局]

- ①管区内各警察の指導・調整及び応援派遣を行う。
- ②他管区警察局との連携を行う。
- ③関係機関との協力を行う。

- ④情報の収集及び連絡を行う。
- ⑤警察通信の運用を行う。
- ⑥津波警報の伝達を行う。

[中国四国厚生局]

①独立行政法人国立病院機構との連絡調整(災害時における医療の提供)を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- ①所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
- ②火薬類・高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設・電気施設・ガス施設等の保 安の確保に必要な監督・指導を行う。
- ③鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

[中国四国地方環境事務所]

- ①廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集及び伝達を行う。
- ②家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。
- ③災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

[中国地方測量部]

- ①災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力を行う。
- ②防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力を行う。
- ③災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査を行う。

[中国四国防衛局]

①災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

6 自衛隊

[陸上自衛隊 (第13特科隊等)]

自衛隊は、災害派遣要請者(知事・管区海上保安本部長・空港事務所長)からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請 内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりであ る。

- ①被害状況の把握を行う。
- ②避難の援助を行う。

第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

- ③遭難者等の捜索救助を行う。
- ④水防活動を行う。
- ⑤消防活動を行う。
- ⑥道路又は水路の啓開を行う。
- (7)応急医療・救護・防疫を行う。
- ⑧人員及び物資の緊急輸送を行う。
- ⑨炊飯及び給水を行う。
- ⑩救援物資の無償貸付け又は譲与を行う。
- 印 危険物の保安及び除去を行う。
- ②その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の 措置をとる。

7 指定公共機関

[西日本旅客鉄道株式会社(岡山支社)(以下、「JR西日本」という。)]

- ①線路・ずい道・橋梁・停車場・盛土・電気施設等その他輸送に直接関係のある施 設の保守管理を行う。
- ②災害により線路が不通になった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- ③死傷者の救護及び処置を行う。
- ④運転再開に当たり、抑止列車の車両検査・乗務員の手配等を円滑に行う。

[西日本電信電話株式会社(岡山支店)(以下、「NTT西日本」という。)]

- ①災害時における情報等の正確・迅速な収集・伝達を行う。
- ②防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- ③防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- ④発災後に備えた災害応急対策用資機材・人員の配備を行う。
- ⑤災害時における公衆電話の確保・被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- ⑥気象等の警報を市へ連絡する。

[株式会社NTTドコモ(岡山支店)(以下、「NTTドコモ」という。)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーション株式会社、KDDI株式会社(中国総支社)、ソフトバンク株式会社(九州・中四国総務課)、楽天モバイル株式会社]

- ①災害時における情報等の正確・迅速な収集・伝達を行う。
- ②防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
- ③防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- ④発災後に備えた災害応急対策用資機材・人員の配備を行う。

[日本郵便株式会社(岡山中央郵便局)]

- ①被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
- ②被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。

- ③被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
- ④被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄付金の配分を行う。

[日本銀行(岡山支店)]

①通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在 の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所有現金の確保について、 必要な措置を講じる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣 する等必要な措置を講じる。

②輸送・通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要がある ときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送・通信手段の活用を図る。

③金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、必要な措置を講じる。また、必要応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。

④金融機関による非常金融措置の実施

必要に応じ関係行政機関と協議の上、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。

- ア 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取り扱いを 行うこと。
- イ 被災者に対して、定期預金・定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保 とする貸出し等の特別取り扱いを行うこと。
- ウ 被災者の手形交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換 持ち出しを認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- エ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置を取ること。
- ⑤各種金融措置に関する広報

上記③及び④で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関 及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。

⑥上記①から⑤までに掲げるもののほか、必要に応じ、所要の災害応急対策を実施 する。

[日本赤十字社(岡山県支部)(以下、「日赤県支部」という。)]

- ①必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して、所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。
- ②緊急救護に適する救援物資(毛布・緊急セット等)を備蓄し、災害時に、被災者 に対し給付する。

第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

- ③赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給等を行う。
- ④輸血用血液製剤確保供給を行う。
- ⑤義援金の募集及び配布についての協力を行う。

[日本放送協会(岡山放送局)]

- ①気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
- ②防災知識の普及に関する報道を行う。
- ③緊急警報放送・避難指示等、災害情報の伝達を行う。
- ④義援金品の募集及び配布についての協力を行う。

[中国電力ネットワーク株式会社(岡山ネットワークセンター)]

- ①電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。
- ②災害時における電力の供給確保に関すること。
- ③被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。

[日本通運株式会社(岡山支店)、]

- ①災害時における市長の車両借り上げ要請に対する、即応体制の整備を図る。
- ②災害時における物資の緊急輸送を行う。

[西日本高速道路株式会社]

- ①災害防止に関すること。
- ②交通規制・被災点検・応急復旧工事等に関すること。
- ③災害時における利用者等への迂回路等の情報(案内)提供に関すること。
- ④災害復旧工事の施工に関すること。

8 指定地方公共機関

[各民間放送会社(山陽放送株式会社・岡山放送株式会社・テレビせとうち株式会社・ 岡山エフエム放送株式会社)]

①日本放送協会に準ずる。

[岡山ガス株式会社]

- ①ガス施設の災害予防措置を講じる。
- ②発災後は、被災施設の復旧を実施し、供給不能等の需要者に対して早期供給再開 を図る。
- ③電気事業者との応急復旧の調整を行う。

[一般社団法人岡山県トラック協会]

- ①緊急輸送対策、非常用備品等の整備・備蓄を実施する。
- ②災害応急活動のため、各機関からの車両借り上げ要請に対し配車を実施する。
- ③物資の緊急・遺体救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。

④災害時の遺体の搬送に協力する。

[岡山県貨物運送株式会社]

①日本通運株式会社に準じる。

[公益社団法人岡山県医師会(以下、「県医師会」という。)]

- ①医療及び助産活動に協力する。
- ②防疫その他保健衛生活動に協力する。
- ③災害時における医療救護活動を実施する。
- ④日本医師会の編成する災害医療チームの活動を調整する。

9 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

[岡山市内医師会連合会(以下、「岡医連」という。)]

[一般社団法人岡山市医師会(以下、「市医師会」という。)]

- ①医療救護班の編成及び出動体制の整備並びに災害現場への派遣に関すること。
- ②傷病者に対する応急処置及び重症者等の後方医療施設への転送の要否・順位の決 定並びに死亡の確認に関すること。

[一般社団法人岡山県病院協会岡山支部]

①後方医療施設となる病院に対する連絡調整に関すること。

[岡山市内歯科医師会連合会]

- ①災害時の歯科治療に協力する。
- ②遺体の身元確認に係る法歯科医の情報提供と連絡調整を行う。

[岡山市薬剤師会]

- ①医療品を中心とした医療救護活動に協力する。
- ②被災地内の衛生環境整備を支援する。
- ③災害時における医療救護活動に協力する。

[公益社団法人岡山県看護協会]

- ①医療及び助産活動に協力する。
- ②防疫その他保健衛生活動に協力する。
- ③災害時における医療救護活動に協力する。

[災害拠点病院]

- ①災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。
- ②患者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。
- ③災害派遣医療チーム(DMAT)等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。
- ④地域の医療機関への応急用資器材の貸出しを行う。

第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

[おかやまDMAT]

- ①災害現場において、市・消防機関・県警察等の公共機関と連携した情報収集伝達・トリアージ・救急医療等を行う。
- ②災害拠点病院等における患者の治療等を支援する。
- ③患者搬送及び搬送中の診療を行う。
- ④被災地内では、対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に 航空機等を用い患者を搬送する際の診療に従事する。

[災害時精神科医療中核病院]

- ①災害時にひっ迫する精神科医療について診療機能を提供する。
- ②医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。
- ③被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・あっせんを行う。
- ④災害派遣精神医療チーム (DPAT) の受入れ・派遣を行う。
 - ※ 災害派遣精神医療チーム (DPAT (ディーパット))

災害の急性期(おおむね72時間以内)から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する、精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。

[一般社団法人岡山県ペストコントロール協会]

①岡山市からの要請により、防疫活動を実施する。

[報道機関(新聞・CATV・コミュニティエフエム等)]

①防災に関する報道について、迅速・正確に周知を図るための協力を行う。

[農業・経済団体(農業協同組合・森林組合・漁業協同組合・生活協同組合・商工会議所等)]

①被災調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんについて協力する。

[文化・厚生・社会団体(社会福祉協議会・赤十字奉仕団・青年団・婦人会等)]

①被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

[土木・建設協会]

①市からの要請により、被災者の応急救助のため必要資機材の使用及び操作員の出 役に協力する。

[危険物施設の管理者]

①自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

[アマチュア無線の団体]

①災害時における非常無線通信の確保に協力する。

[その他重要な施設の管理者]

①自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

第3章 防災会議

1 防災会議

岡山市の地域に係る防災に関し、市及びその他の防災関係機関が処理しなければならない事務又は業務について、総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法及び岡山市防災会議条例(昭和38年市条例第41号)に基づく市の附属機関として設置され、地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、市長の諮問に応じた防災に関する重要事項の審議、重要事項に関する市長への意見の陳述を行う。

2 組織

(1) 会長

市長

(2) 委員

- ①指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- ②岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- ③岡山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- ④市長がその部内の職員のうちから指名する者
- ⑤市教育委員会教育長
- ⑥市消防局長及び消防団長
- ⑦指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- ⑧自主防災組織・学識経験者のうちから市長が任命する者
- ⑨市議会・市民団体等のうちから市長が任命する者
- ⑩市長が特に必要と認めて任命する者

(3) 専門委員

防災に関して専門事項を調査する必要がある場合、防災会議に専門委員を置くことができる。専門委員は、関係地方行政機関の職員・岡山県の職員・市の職員・関係指定公共機関の職員・関係指定地方公共機関の職員及び学識経験者のうちから市長が任命する。

3 所掌事務

- ①地域防災計画を作成し、その実施を推進する。
- ②市長の諮問に応じて当該市域に係る防災に関する重要事項を審議する。
- ③その他法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

4 地域防災計画の作成又は修正

岡山市防災会議は、災害対策基本法に基づき岡山市地域防災計画を作成し、同計画 に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

岡山市地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画 を参考とし、本市で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に 当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、岡山市地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知させる。

第1節 自然的条件

岡山市の概要

自然的条件

位置及び面積

岡山市は、岡山県の南部のほぼ中央に位置し、北に吉備高原、南に瀬戸内海を擁 し、6市4町と市境を接し、市域面積は789.95km²で、県土の11.1%を占めている。

方 位	地 名	経度・緯度	距離
東端	東区瀬戸町弓削	東経 134 度 07 分 22 秒	東西 35.1 k m
西端	北区西山内	東経 133 度 44 分 23 秒	
南端	南区奥迫川	北緯 34度31分07秒	南北 47.7 k m
北 端	北区建部町角石谷	北緯 34 度 56 分 57 秒	

2 地勢

(1) 地形•地質

地形・地質の特性をみると、市土は北部丘陵地・平野部・児島山地の3つに大別 され、北部丘陵地は東部吉備高原山地の一部で地形輪廻の各過程の地形が見られ、 特に足守川以西の丘陵斜面は急傾斜で、幼年期の谷が分布している。平野部は、旭 川・吉井川・笹ケ瀬川等の沖積作用によって形成され、16世紀末からは干拓事業に よって急速に平野部面積が拡大され、児島山地は瀬戸内海の島しょであったもの が、平野の拡大によって陸続きとなったものである。

(2) 水系

市域は、一級河川の旭川水系・吉井川水系、二級河川の笹ケ瀬川水系・倉敷川水 系等からなっている。市域では、笹ケ瀬川水系が最も大きな流域で205km²(市域 の40.1%) を占め、次に旭川水系168 k m² (32.9%)・倉敷川水系38 k m² (7.4%)・ 吉井川水系37 k m² (7.2%) となっている。

3 気象

瀬戸内式気候の典型的な地域で、夏高温で冬暖かく、年間を通じて降雨量は少な く、夏は海陸風が卓越する。

(1) 気温

全般的に温暖だが、過去の最高気温が39.3℃ (1994年8月)、最低気温は-9.1℃ (1981年2月) であり、8月の最高気温の平年値が33.3℃、1月の最低気温の平年 値が0.1℃である。特に、夏は日中の暑さに加え「瀬戸の夕なぎ」として知られる 無風現象が発生する。また、冬の朝は厳しく冷え込むが、日中は暖かい日が多い。

(2) 降水量

年降水量の平年値は1,143.1mmであり、季節的に見ると、梅雨期と台風期(6月169.3mm、7月177.4mm、9月142.2mm)で一年の約43%の降水量がある。一方、雪の日数は年間24.4日程度である。

(3) 風

年間を通じて強風となる事は少ないが、春には日本海で急発達する低気圧、秋は 台風、冬は西高東低の気圧配置による季節風によって強い風が吹くことがある。平 年値の風速は3.0m/sである。

※平年値の統計期間は1991年~2020年である。

《参照》

○資料編 第1岡山市の概要 I 自然的条件

第2節 社会的条件

1 人口

明治22年6月1日、市制及び町村制の施行とともに、岡山区を改め岡山市となる。 古くから中・四国の交通の要衝として繁栄し、市制施行のときは戸数9,581戸、人 口47,564人であったが、順次、隣接の町村を編入し、また、公有水面の埋立てにより 市域を拡大してきた。

昭和44年(1969)から昭和50年(1975)にかけて、周辺1市7町3村(西大寺市・一宮町・津高町・高松町・吉備町・妹尾町・上道町・足守町・福田村・興除村・藤田村)と合併し、人口は50万人を突破した。

その後、平成8年には中核市、平成17年3月22日に御津郡御津町・児島郡灘崎町と合併。さらに、平成19年1月22日に御津郡建部町・赤磐郡瀬戸町と合併し、面積789.91k㎡・東西約35km・南北約48km・人口696,172人(平成17年国勢調査確定値)を擁し、平成21年4月1日には全国18番目の政令指定都市に移行した。

なお、令和2年国勢調査では、世帯数327,620世帯・人口724,691人である。

2 土地利用

市域面積 789.95k ㎡のうち、山林面積が 360.26k ㎡と一番多く、全体の 45.6%を占めている。

山林を除く面積は 429.69k m (54.4%) と比較的広大な平地で、人口集積などさらなる都市空間の広がりの可能性を秘めている。また、農用地面積は 166.20k m と区域の 21.0%を占めており、農用地にも恵まれている。

3 交通網が集中する広域交流拠点

岡山県の県庁所在地として、政治・経済・文化の中心地であり、道路・鉄道・空路 等の交通網が集中する広域交流拠点となっている。

高速道路は、東西方向に山陽自動車道、南北方向に岡山自動車道が整備され、全国的な幹線道路網の一部を形成し、一般国道では東西方向に国道2号・国道180号・国道250号・国道484号が、南北方向に国道30号・国道53号・国道429号が整備されており、県道とともに本市の骨格的な道路網を形成している。

鉄道は、東西にJR山陽新幹線が敷設され、在来線では山陽本線を始め伯備線・瀬戸大橋線・宇野線・津山線・赤穂線・桃太郎線がJR岡山駅から各地域に連絡しており、中・四国の結節点として拠点的役割を担っている。

また、3,000m滑走路を擁し、輸入促進地域(FAZ)の指定を受け、国際物流拠点としての発展をめざす岡山空港や重要港湾として岡山港がある。

これら自動車交通量等の増大に伴い、地域を連絡する幹線道路ネットワーク等道路 を始めとする交通基盤整備が求められている。

《参照》

○資料編 第1岡山市の概要 Ⅱ社会的条件

4 生活環境の変化

宅地化や都市的土地利用の増加等による都市化や工業化等の産業構造の変化は、本 市におけるさまざまな生活環境を変貌させた。

農地から宅地や工業用地への転用による土地利用、景観の変化、都市への人口流入、都市化の進展に伴う地域住民のライフスタイルの多様化、電気・水道・ガス・電話等のライフライン及び交通網等の基盤整備の進展、都市化に伴う商業施設や文化施設の増加及び生活水準の向上等、生活環境の変化は多岐にわたり、しかも急激であったといえる。

5 防災上の問題点

都市部においては宅地開発に伴い、集中豪雨時における雨水出水による低平地の浸水や住宅地付近における避難場所の減少あるいは縮小等の自然災害を引き起こすことが予想される。

また、市街地における高層建築物の増加や危険物を包蔵する特殊建築物の増加、危 険物施設の大規模化等、また、交通の輻輳や道路混雑等の激化による大規模な交通災 害発生の危険性等、事故災害を引き起こすことも予想される。

さらに、ライフスタイルの多様化や都市化の進展に伴う共同体意識の希薄化等、近 隣住民による共助の劣化も大きな問題となっており、自主防災組織の育成と強化がま すます重要となってきている。

これらの問題は、社会・経済的条件に起因した人為的及び社会的被害あるいはこれらの災害を誘発する危険性を内包したものであり、今後の防災対策をより困難にするため、自助・共助の取組促進など、適切に対応する必要がある。

第2部 災害予防計画

第1章 防災業務施設・設備等の整備

災害の未然防止及び抑制又は災害応急対策の迅速かつ円滑な実施を図るため、市及 び防災関係機関は、防災業務施設・設備等の整備充実を中心として、防災システムの 高度化を計画的に推進する。

また、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。

第1節 気象等観測施設・設備等

第1項 実施方針

防災体制の的確な確立を図るために、気象・水象等の自然現象を正確かつ迅速に観測し、必要な観測施設・設備等について整備するとともに、発表された情報の内容を 迅速かつ適切に収集・伝達するため、体制及び施設・設備の充実を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・消防局)	・防災情報の収集
県	・防災情報の提供
岡山地方気象台	
旭川ダム統合管理事務所	・旭川ダムの放流情報の発信

第3項 実施内容

1 岡山県総合防災情報システムの活用

[市]

総合的防災対策をより迅速・的確に実施することができるよう、県や岡山県地方気象台と防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、県が収集した防災情報を提供する岡山県総合防災情報システムを有効に活用する。

2 旭川ダム放流情報の収集

[市]

旭川ダムの放流情報の迅速な収集を図るため、旭川ダム統合管理事務所からのファクシミリ通知を複数箇所で受信できる体制・機器を整えるとともに、岡山県総合防災情報システム等により情報収集に努める。

第2節 消防施設・設備等

第2節 消防施設・設備等

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市 (消防局)	・消防機械器具、設備等の整備改善及び性
	能調査
	・化学消火薬剤の備蓄
消防団	・訓練等の実施

第2項 実施内容

[市]

市(消防機関)は、消防ポンプ自動車等の消防機械器具、消火栓・防火水槽等の消 防水利、消防緊急通信指令施設その他の消防施設・設備等の整備改善及び性能調査を 実施するとともに、危険物の種類に対応した、化学消火薬剤の備蓄に努める。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備 の改善、教育訓練体制の充実を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の入団促 進等消防団の活性化に努める。

第3節 通信施設・設備等

第1項 実施方針

災害時においては、通信施設は災害応急対策を実施する上で不可欠であるため、岡山市総合防災情報ネットワーク施設・無線通信施設及び放送施設等の整備を推進するとともに、通信連絡機能の維持・向上を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・保健福祉局・消防	・市防災行政無線及び衛星携帯電話等、通
局)	信路の多ルート化を図る
	・非常時通信体制・設備の整備及び維持管
	理
	・医療機関における被災状況把握体制の
	整備
中国総合通信局	・非常時通信体制・設備の整備及び維持管
	理
中国電力株式会社・中国電力ネット	・電気通信設備の維持管理
ワーク株式会社	
NTT西日本	・非常時通信体制・設備の整備及び維持管
	理
放送機関(日本放送協会・各民間放	・非常時放送体制の整備
送会社)	
医療関係機関(岡医連・市医師会・	・市への被災状況伝達体制の整備
一般社団法人岡山県病院協会・岡山	・非常用通信手段の確保
市内歯科医師会連合会・災害拠点病	
院)	

第3項 実施内容

1 防災行政無線移動系、同報系·地域防災無線·衛星携帯電話等

[市]

有線電話が途絶した場合、市の組織内及び防災関係機関との相互の通信をより確実に確保するため、市防災行政無線及び衛星携帯電話等、通信路の多ルート化を図るとともに、アマチュア無線等の協力が得られるよう、協力体制の強化を図る。

また、防災行政無線の同報系を整備することにより、緊急時の通信及び避難指示等、情報伝達手段の整備充実を図る。

[放送機関]

市域の一部をエリアとするコミュニティFM放送局及びCATV放送局は協力関係の強化を図り、災害が発生又は発生のおそれのある場合には、気象情報・災害発生状況・通行規制状況・避難状況等各種情報を提供し、より詳細な情報の周知を図る。

2 医療情報

[市]

消防機関・医師会及び医療機関等を相互に結ぶ、広域災害救急医療情報システムの 的確な運用により、災害時における医療機関の被災状況・患者の転送要請・医療従事 者の要請・医療品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応急派遣等を行う 体制を強化する。

また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保 するため、非常用通信手段の確保に努める。

3 施設の点検

[NTT西日本]

災害時に備え、日頃から定期的に通信施設の保守管理について、点検整備を実施す るとともに、機器の操作習熟等のため、試験通信等を実施するものとする。

4 電気通信設備

[中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社]

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮し た基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻 輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を進める。

《参照》

○資料編 第4防災上必要な施設・設備等 4通信施設・設備等

第4節 水防施設・設備等

重要水防箇所及び危険箇所等について、具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な水防資機材及びこれらを備蓄する水防倉庫等の整備・点検を実施する。

《参照》

- ○資料編 第4防災上必要な施設・設備等 1気象等観測施設・設備等
- ○水防計画 水防倉庫及び水防資材の備蓄状況

第5節 救助施設・設備

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・保健福祉局・消防局)	・救助・救急機能向上に向けた訓練・救助用資機材等の整備・点検・指定緊急避難場所及び指定避難所の指定・管理・必要な物資の備蓄・帰宅困難者対策

第2項 実施内容

[市]

- ①効率的な救助・救急活動を行うため、職員の安全確保、相互の連絡体制の強化を 図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能強化を図る。
- ②人命救助に必要な救急車・救助工作車・照明車・救命ボート・ヘリコプター等の 救助機械・担架・救命胴衣等の救助用資機材及びこれらを備蓄する備蓄倉庫等の 整備・点検を実施する。
- ③大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を 推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。
- ④地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む 感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の 同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所を、地区ごと 及び災害種別ごとにあらかじめ候補地を選定し、指定する。
- ⑤災害時における指定避難所の使用方法、場所、収容人数等について、施設所有者 あるいは管理者と事前に協議を行い、ハザードマップや広報紙、ホームページ等 を通じて、住民への周知徹底を図る。
- ⑥市が選定・指定するもののほか、町内会や自主防災組織等においても、自主的に 避難所及び避難場所となる施設を選定し、自らの地域が避難しやすい環境を整備 するものとする。その場合、市は選定された避難所の把握に努める。
- ⑦指定避難所に必要となる応急給水・仮設トイレ・マット・通信機器、シャワー等 の入浴設備等の整備に努め、テレビ・ラジオ等、避難者による災害情報の入手に 資する機器の整備を図る。
- ⑧指定避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料・飲料水・非常用電源・携帯トイレ・簡易トイレ・常備薬・マスク・消毒液・体温計・パーティション・簡易ベッド・毛布等、避難生活に必要な物資や感染症対策用品等の備蓄や調達方法の整備に努め、停電時の電力供給手段として電気自動車等の活用を検討する。なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。
- ⑨指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備、要配慮者に配慮したスロープ等の整備を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

- ⑩必要な物資の備蓄に当たっては、岡山市備蓄計画を踏まえ、市民が最低限備蓄すべきもの(3日間分以上、できれば1週間分)の進捗や、県計画等を考慮する。
- ①帰宅困難者対策として、帰宅困難者の発生を想定した備蓄や、一時避難場所の確保に努める。また、職場や外出先等に待機をする「一斉帰宅の抑制」、徒歩帰宅が可能な方を支援するコンビニエンスストアや外食事業者等の「災害時帰宅支援ステーション」について、普及を推進するとともに、住民や事業者へ周知する。

(1) 指定避難所の選定及び指定

- 1) 指定避難所(生活避難所)
 - ア 指定避難所の定義

想定される災害の状況、人口の状況等を勘案し、災害が発生した場合に 避難を行った居住者、滞在者その他の者を一時的に滞在させるための施 設をいう。

イ 指定避難所の選定・指定方針

災害対策基本法施行令第20条の6の指定基準に従い、市立小・中学校 及びそれに準じた教育施設の体育館及び校舎・市有公共施設・市立以外 の各種学校の体育館及び校舎、その他各種公共施設等から、選定及び指 定を行う。

学校を指定避難所に指定する場合には、教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- ・避難を行った居住者又は被災者を滞在させるために適切な規模のもの。
- ・被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可 能な構造又は設備を有するもの。
- ・想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるもの。
- ・車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるもの。
- 2) 福祉避難所 (要配慮者に配慮した避難所)
 - ア 福祉避難所の定義

指定避難所のうち、要配慮者を滞在させることを想定した施設で、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害発生時に要配慮者が相談等を受けることができる体制が整備され、要配慮者に必要な居室が可能な限り確保される施設をいう。

イ 福祉避難所の選定・指定方針

指定避難所の選定・指定方針に加え、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は、助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保が可能である施設等から選定及び指定を行う。

(2) 指定緊急避難場所の選定及び指定

ア 指定緊急避難場所の定義

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な 避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施 設又は場所をいう。

イ 対象とする災害種別

内閣府令で定める次の異常な現象の種類を対象とする。

- ・洪水、土砂災害(がけ崩れ、土石流及び地すべり)、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫(雨水出水)
- ウ 指定緊急避難場所の選定・指定方針

次のとおり、災害種別ごとに指定緊急避難場所の選定及び指定を行う。

- ・対象とする異常な現象(地震以外)が発生した場合、命に危険が及ぶ おそれがないと認められる区域内(安全区域内)であること。
- ・洪水、高潮、津波その他これらに類する異常な現象により想定される 水位以上の高さに収容可能なスペースがあり、かつ避難上有効な階段 その他の経路があること。

(3) 協定避難場所(協定締結による避難場所・福祉避難所・津波避難ビル)

市が指定する指定避難所・指定緊急避難場所の他、不測の事態に備え、民間施設管理者等の協力承諾を得て緊急応急的な避難が可能となる協定避難場所の確保に努める。特に、緊急性の高い津波避難ビル及び要配慮者の避難先である福祉避難所の確保に努める。また、町内会、自主防災組織等住民自らも、使用可能な施設を選定し、所有者の理解を得て活用するものとする。

(4) 広域避難場所

市街地において、火災が延焼拡大する等の大規模災害発生時に、避難場所や避難 所にも危険が達すると予想される場合、多くの市民等が避難できる大規模なオープ ンスペースをもつ土地を、広域避難場所として指定する。

広域避難場所を必要とする地域は、大火時に延焼拡大すると想定される市街地及 びこれに準ずる地域とし、その面積は輻射熱を考慮する。

また、指定施設の使用方法等について、施設所有者や管理者と事前に協議するものとする。

(5) 避難路の選定

地域から避難場所や避難所への進路については、災害の発生等による影響を考慮し、幹線道路を基本とするが、実際に避難を行うのは地域住民であることから、町内会・自主防災組織等においては、実際に経路を歩いて、浸水や土砂崩れ、ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒等により、通行不能になるおそれがないかなど事前の調査を行い、災害の種別に応じた複数の経路を確認しておくものとする。

(6) 指定避難所等へのアクセスの確保

指定避難所等は、災害時における救援・医療・復旧活動等の拠点として役割を発揮する施設であるため、緊急動線や避難路と連結しなければならない。

第6節 医療救護用資機材等

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市 (保健福祉局)	・応急救護用医薬品・医療資機材等の確保
	・県・医療関係機関・鉄道事業者・空港管
	理者等との相互連絡連携体制の整備
県	・応急救護用医薬品・医療資機材等の確保
	・市・医療関係機関・鉄道事業者・空港管
	理者等との連絡連携体制の整備
医療関係機関(県医師会・岡医連・	・応急救護用医薬品・医療資機材等の確保
市医師会・一般社団法人岡山県病院	・市・県と・鉄道事業者・空港管理者の連
協会・岡山市内歯科医師会連合会・	絡連携体制の整備
災害拠点病院)	
鉄道事業者・空港管理者	・市・県・医療関係機関等との連絡連携体
	制の整備

第2項 実施内容

[市・県・医療関係機関・鉄道事業者・空港管理者]

負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶、又は困難な場合を想定して、応急救護用 医薬品・医療資機材等の確保に努める。 関連する計画等 第7節 その他施設・設備等

第7節 その他施設・設備等

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・都市整備局・下水 道河川局・区役所)	・土木機械等の整備・改善・点検・公共施設や指定避難所の防災点検
中国地方整備局(岡山河川事務所・ 岡山国道事務所)	・土木機械等の整備・改善・点検

第2項 実施内容

[市・中国地方整備局]

災害により被災した道路・河川等の損壊の復旧に必要な車両や土木機械等の整 備・改善及び点検を実施する。

[市]

防災活動上必要な公共施設及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定 期的に実施する。

《参照》

○資料編 第6輸送用車両等の保有状況等

第2章 防災業務体制の整備

第1節 職員の体制

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(各局区室)	・非常招集体制の整備 ・応急対応に関するマニュアルの作成 ・災害時に活用できる人材の確保

第2項 実施内容

[市]

- ①招集基準の明確化・連絡手段・招集手段の確保等についての検討を行い、職員の 非常招集体制の整備を図る。その際、職員の安全確保に十分配慮する。全ての職 員に対して、携帯電話等に参集情報を提供し、緊急参集、安否確認に努める。
- ②交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練・研修等の実施に努める。
- ③必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期 的に訓練を行い、活動手順・使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職 員・関係機関等との連携等について徹底を図る。
- ④応急対策全般への対応力を高めるため、専門家(気象防災アドバイザー等)の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを構築することに努める。
- ⑤退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む。)の活用や、民間の人材の任期付き 雇用等により、人材確保方策を図る。
- ⑥夜間・休日等において、職員の非常招集を迅速に行うため、各所属において、職員に対し配備指令・安否確認システムへの登録を促す。
- ⑦土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援 を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。
- ®発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

関連する計画等

第2節 情報収集・連絡体制

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・消防局)	・県リエゾンの受け入れ ・災害情報の収集・連絡システムの整備及 び情報連絡体制を確保
県	・市町村へのリエゾン派遣 ・災害情報の収集・連絡システムの整備及 び情報連絡体制を確保

|第2項||実施内容

[市]

- ①機動的な情報収集活動を行うため、ドローン、車両など、多様な情報収集手段を 活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビ電送システム・監視カ メラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を促進する。
- ②効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティ ング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を推進する。デジタル 化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用した データ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。
- ③Web 会議システム等を活用し、県等とリアルタイムで情報共有できるよう努め る。
- ④衛星通信・電子メール・防災行政無線(戸別受信機を含む。以下同じ。)等の通信 手段の整備等により、民間企業・報道機関・住民、事業者等からの情報など、多 様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれ のある地域で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより情報連絡体制を確 保するよう留意する。
- ⑤各報道機関などの関係機関と相互に協力して、非常通信体制の整備、有線・無線 通信システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進 を図る。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実行性の確保 に留意する。
- ⑥災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話等、業務用移動通信、アマチュア無線等 による移動通信系の活用体制を整備する。
- ⑦災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次 の点を考慮する。
 - ア 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・拡充、相互接続等によ るネットワーク間の連携の確保。
 - イ 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の 二重化の推進。
 - ウ 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への 参加。

- エ 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、 情報通信施設の管理運用体制の構築。
- オ 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な 操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅ろうな 場所への設置等。

[県]

リエゾン (情報連絡員) として被災地に赴く場合に、どのような情報をどのような 手段で収集するかなどを定めた情報収集要領をあらかじめ定め、迅速に情報を収集で きるよう努める。市はそれに協力する。 関連する計画等

第3節 防災関係機関相互の連携体制

第1項 関係機関の役割の例 受援計画

> 機関 役割の例 応援依頼体制の整備 市(各局区室) ・受援体制の整理 広域応援体制の整備 罹災証明交付体制の整備 関係機関・民間事業者との災害協定締結 県、県警察 ・市の応援体制の整備 広域応援体制の整備 関係機関・民間事業者との災害協定締結 自衛隊 応援体制の整備 国・公共機関(各関係機関) ・応援体制の整備 各関係事業者・団体 ・応援体制の整備 ・市・県との災害協定の締結

|第2項||実施内容

[市]

- ①県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県の要請の手順、連絡調整窓 口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、 実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- ②避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることがで きるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有 を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。
- ③被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定 を結び、必要な準備を整える。
- ④中・四国県庁所在都市、政令指定都市、姫路市、鳥取市、尼崎市と締結している 相互応援協定に基づく広域応援体制の整備に努め、消防の応援について、近隣市 町村及び県内市町村と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制を整備する。 また、消防力の充実強化を図り、実践的な訓練・研修等を通じて、人命救助活動 等の支援体制の整備に努める。
- ⑤自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県への要請の手順・連絡調 整窓口・連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を確認しておく。
- ⑥災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明 書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体 や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進める。ま た、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務の支援システムを活用する。
- ⑦男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう 取り組むとともに、市民協働局が災害対応について庁内及び避難所等における連 絡調整を行い、また、岡山市男女共同参画社会推進センターが地域における防災 活動の推進拠点となるよう、それぞれの役割について明確化しておくよう努め る。

- ⑧訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。
- ⑨機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める。
- ⑩民間事業者に委託可能な業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等)については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結し、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。
- ①燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

[県]

- ①国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都 道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連 絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えてお く。
- ②市と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮する。
- ③医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害派遣医療チーム (DMAT) の充実強化や実践的な訓練・研修等を通じて、ドクターへリの災害時における運用要領の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参集拠点等を確保する等運用体制の構築を図るなど、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。
- ④市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の 住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、 他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

関連する計画等

第4節 業務継続体制の確保

第1項 関係機関の役割の例 業務継続計画

機関	役割の例
市 (各局区室)	・業務継続体制の確保
県・国・防災関係機関	

第2項 実施内容

[市·防災関係機関]

- ①災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に 必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制 と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により 業務継続性の確保を図る。
- ②特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施 設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。
- ③また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等 を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実 施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計 画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。
- ④市及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役 割を担うことから、業務継続計画の策定等に当たっては、首長不在時の明確な代 行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特 定、電気・水・食料等の確保、多様な通信手段の確保、重要な行政データのバッ クアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。
- ⑤災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発 災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第3章 自然災害予防対策

市、県、指定地方行政機関は、風水害に強い県土の形成を図るため、治山、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、治水、海岸保全、農地防災等の事業による対策を総合的、計画的に実施、推進する。

事業実施に当たっては、計画が上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮 できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第1節 治山対策

第1項 方針

山地に起因する災害から、生命、財産を保全するため、治山事業を推進する。

山地・丘陵地のうち、山崩れ・がけ崩れ等の危険が予測される急傾斜地等については、現地調査を行い実状を把握するとともに、土地所有者に対する防災措置の指導及び県との連携により、保安林整備等の治山事業の推進に努めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(産業観光局・水道局・区役所)	・山腹崩壊等対策 ・治山施設・森林の整備 ・山地災害危険区域等の定期点検・周知
県(農林水産部)	・山地災害危険区域等の周知
近畿中国森林管理局(岡山森林管理署)	・山地災害危険区域等の定期点検・山腹崩壊等対策・治山施設・森林の整備

第3項 実施内容

1 山地治山事業等

[市・近畿中国森林管理局]

荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

2 水源地域整備事業

[市·近畿中国森林管理局]

水源かん養及び水土保全機能の発揮と国土保全のため、治山施設・森林の整備を行う。

3 山地災害危険地区等の周知

[市・県]

山地災害危険区域等の情報の提供及び現地への標示板の設置等について、地域住民 等への周知を行う。

《参照》

○資料編 第3防災上注意すべき自然的・社会的条件 3山地災害危険地区

第2節 造林対策

第1項 方針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や、育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(産業観光局・区役所)	・森林の保育・育成複層林施業及び長伐期
森林組合	施業等の普及啓発
森林所有者	

第3項 実施内容

[市・森林組合・森林所有者]

- ①下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため、適切な間伐等の保育を普及啓発 する。
- ②スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林・育成複層林施業及び長伐期施業を 普及啓発する。

第3節 土砂災害防止対策

第3節 土砂災害防止対策

第1項 方針

土砂災害を未然に防止し被害の軽減を図るため、危険箇所の実態を把握し、土砂災 害警戒区域等における警戒避難体制の整備等を行うとともに、県と連携し砂防関係施 設の整備を計画的に推進する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・産業観光局・都市整備局・下水道河川局・区役所)	・土砂災害警戒情報等の把握・土砂災害警戒区域等の点検調査・周知・要配慮者施設の避難体制整備への支援・土砂災害対策事業への協力
県 (土木部)	・土砂災害警戒情報等の発表・周知 ・土砂災害警戒区域等の指定・点検調査・ 周知 ・土砂災害対策事業の実施 ・急傾斜地崩壊危険区域の指定
中国地方整備局	・砂防指定地、地すべり防止区域の指定
岡山地方気象台	・土砂災害警戒情報等の発表・周知

第3項 実施内容

土砂災害警戒情報等

[県・岡山地方気象台]

大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかし くない状況となったとき、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難を支援するた め、厳重な警戒を呼びかける必要性を協議の上、共同で土砂災害警戒情報を発表し、 市町村長等に通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令対象地域を特定す るための参考情報として、岡山県土砂災害危険度情報を提供する。

2 土砂災害警戒区域等の点検

[市]

県と連携して土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災 害の未然防止に努める。また、上記警戒区域等について、住民に周知を図るととも に、日常の防災活動として防災知識の普及・警戒避難の啓発を図る。

3 土砂災害警戒区域等の指定

[県]

土砂災害防止法の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり(以下、 「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生じる被害を「土砂災 害」という。) のおそれがある土地について基礎調査を行い、急傾斜地の崩壊等が発 生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を

防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域として 指定する。

また、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について、以下の措置を講じるものとする。

- ①住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- ②建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進(建築主事を置く地方公共団体が実施)
- ③土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- ④勧告による移転者への支援等

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要が生じた場合、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を検討する。

4 警戒避難体制の整備等

[市]

県が警戒区域の指定を行った場合、警戒区域内の主として社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設について、当該施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達体制を整備する。

また、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その 他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するた め、土砂災害ハザードマップの配布、インターネットでの閲覧等、必要な措置を講じ るものとする。

5 防災工事の実施

[市]

土砂災害から生命・財産を守るため、危険箇所のうち土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる要配慮者施設等のある箇所、過去の土砂災害発生箇所等、 緊急度・危険度の高い箇所から県に協力し危険箇所の整備に努める。

(1) 砂防事業

砂防指定地は、砂防法第2条の規定により、国土交通大臣が指定する。

県と連携しながら土石流危険渓流を把握し、県の実施する土石流等土砂の流出を 防止する渓流保全工・護岸等の砂防設備の整備に協力する。

(2) 地すべり対策事業

地すべり防止区域は、地すべり等防止法第3条の規定により、主務大臣が指定する。

第3章 自然災害予防対策 第3節 土砂災害防止対策

県と連携しながら地すべり危険箇所を把握し、県の実施する排水施設・抑止杭等 の地すべり防止施設の整備に協力する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条 の規定により、県知事が指定する。

県と連携しながら急傾斜地崩壊危険箇所を把握し、県の実施する保全する人家が 5戸以上で土地所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められる ものについての防止施設の整備に協力する。

《参照》

- ○資料編 第3防災上注意すべき自然的・社会的条件
 - 4 土砂災害警戒区域
 - 5 砂防指定地
 - 6地すべり危険地区
 - 7急傾斜地崩壊危険箇所

第4節 河川防災対策

第1項 方針

市内最大流域面積を持つ笹ケ瀬川水系及び倉敷川等は流下先が児島湖であるほか、 中小河川も河口樋門等によって海水の逆流が防がれている反面、水位は上昇しやすく 氾濫の危険性は高い。

このような現況に対処し、水害の未然防止と水害が発生した場合の被害の軽減を図 るため、国・県・防災関係機関が一体となった、総合的かつ計画的な河川改修事業及 び排水施設整備事業の推進に努めるとともに、非常時の円滑な避難体制の確保を図

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・産業観光局・下水道河川局・区役所)	・洪水浸水想定区域の周知・水害リスクに関する意識啓発・洪水予報等発表時の避難確保・要配慮者施設の避難体制整備への支援
県(土木部・備前県民局)	・指定河川における洪水予報等の発表
中国地方整備局(岡山河川事務所)	・洪水浸水想定区域の指定
岡山地方気象台	・指定河川における洪水予報等の発表
ダム管理者	・事前放流

第3項 実施内容

被害軽減を図るための措置

(1) 洪水予報

[県・中国地方整備局・岡山地方気象台]

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるよ うに、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表 する警報及び注意報である。

中国地方整備局(岡山河川事務所)又は県(備前県民局)が岡山地方気象台と共 同で発表する。

(2) 避難判断水位情報

[県・中国地方整備局]

水位周知河川について、避難判断水位を定め、その水位に達したときは、その状 況を直ちに県水防計画で定める関係市町村に通知する。

(3) 洪水特別警戒水位情報

[県・中国地方整備局]

水位周知河川について、洪水特別警戒水位(氾濫危険水位)を定め、その水位に 達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに県水防計画で定める水防管 理者、量水標管理者及び関係市町村に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求め て、一般に周知する。

関連する計画等

第3章 自然災害予防対策

第4節 河川防災対策

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

(4) 氾濫危険水位情報

[県・中国地方整備局]

市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や 今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

(5) 水防警報

[県・中国地方整備局]

水防警報区域の指定を行った河川において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想され水防活動をする必要があるときに、水防警報を発表する。

(6) 洪水浸水想定区域の指定、公表等

[市]

洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

[県・中国地方整備局]

洪水予報指定河川及び水位周知河川について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定最大規模降雨(想定しうる最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水範囲等を明らかにして公表するとともに、市に通知する。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、過去の 浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、市へ浸水想定の 情報を提供するよう努める。

(7) 円滑・迅速な避難の確保

[市]

洪水浸水想定区域内に地下街等、その他不特定かつ多数の者が利用する地下施設 又は要配慮者が主に利用する施設及び大規模な工場等がある場合には、利用者の円 滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、これらの施設の名称及び所在地、対象河 川等の伝達方法を定める。

また、洪水浸水想定区域内の地下街及び要配慮者利用施設の管理者は、単独で又は共同して、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成に努めるものとする。

なお、洪水浸水想定区域については、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図り、必要な事項を住民に周知するため、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

2 河川改修事業の実施

(1) 国・県管理河川の改修

[県・中国地方整備局]

吉井川・旭川・百間川・笹ケ瀬川等の一・二級河川は都市の骨格であり、また治 水対策上からも重要な役割を果たしている。

河積の拡大・河道の安定を図るため、国・県と連携を密にして、狭窄部の拡幅・ 堆積土砂の掘削・浚渫・築堤・護岸等の改修を重点的に促進する。また、浸水実績 等を踏まえ、緊急性の高い箇所から優先的・段階的な河川整備に努める。

(2) 管理河川の改修

[市]

- ① 市が管理する一級河川である倉安川、大堀川、永江川について、河積の確保等による災害の防止・軽減を推進する。
- ② 治水上緊急度の高いものから、河川法の適用を受ける準用河川に指定する計画を進め、その他の河川についても逐次、検討し整備を進める。
- ③ 平常時から、河川を巡回して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直 ちに応急対策を講じるとともに、その原因を究明し、洪水等に際し被害を最小 限にとどめるよう、堤防・護岸の修繕、浚渫等、適切な対策を講じるものとす る。また、緊急性の高い箇所から樹木伐採等を実施する。

(3) 流域治水

[市]

気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や 河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者と協働し て流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進する。

また、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調整に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を活用し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

《参照》

- ○資料編 第3防災上注意すべき自然的・社会的条件
 - 1 市内の河川
 - 16 浸水危険区域
- ○資料編 第4防災上必要な施設・設備等 12 洪水予報の伝達を要する施設

第5節 海岸防災対策

第1項 方針 ____

台風・高潮等による被害から海岸を防護するため、県と連携を密にし、高潮対策事業及び海岸保全施設整備事業等により、堤防補強・護岸・築堤等の整備改良を図る。また、水位周知海岸については、岡山県が公表する高潮浸水想定区域等を活用し、避難体制の整備等を行うとともに、高潮氾濫危険水位に当該海岸水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・産業観光局・都市	・高潮浸水想定区域の周知
整備局・下水道河川局・区役所)	・高潮災害に関する意識啓発
	・高潮に関する注意喚起
	・高潮時における避難対策の検討
	・海岸保全に関する施設等の整備
県(土木部・農林水産部)	・高潮に関する水防警報の発表
	高潮特別警戒水位(高潮氾濫危険水位)
	情報の発表
	・高潮浸水想定区域の指定
	・海岸保全に関する施設等の整備
岡山地方気象台	・高潮に関する防災気象情報、津波警報等
	の発表

第3項 実施内容

1 被害軽減を図るための措置

(1) 水防警報

[県]

水防警報海岸について、高潮又は津波による被害の発生が予測され水防活動を実施する必要があるときに、水防警報の発表を行う。

(2) 高潮特別警戒水位(高潮氾濫危険水位)情報

[県]

水位周知海岸について、高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位を示し、その状況を直ちに県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

(3) 高潮浸水想定区域の指定、公表等

[県]

水位周知海岸等について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定しうる最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水継続時間を明らかにして公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

(4) 円滑かつ迅速な避難の確保

[市]

高潮浸水想定区域については、避難場所その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保 を図るために必要な事項について、住民に周知するよう、高潮ハザードマップ等印刷 物の配布その他の必要な措置を講じる。

2 海岸保全対策の実施

[市・県]

海岸保全対策の実施においては、住民の生命と財産を守ることを第一とし、さらに 防災対策の面から主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、日常生活への支援 や地域の孤立化等を防止するため、主要な交通網が集中している地域の施設整備を重 点的に行う。

3 高潮対策

[市]

岡山地方気象台から高潮に関する防災気象情報が発表されたときは、被害が想定される地域に対して注意喚起を行うとともに、要配慮者等を対象とした高齢者等の避難の発令を行い、水防警報が発表されるなど被害の発生が予想された場合、住民の円滑かつ迅速な避難を図る。

4 関連調整事項

海岸保全事業は後背地、水面等の関連により、建設海岸・港湾海岸(国土交通省所管)及び漁港海岸・農地海岸(農林水産省水産庁所管)に分かれて実施しているので、緊密な連絡調整を図るよう考慮する。

《参照》

○資料編 第3防災上注意すべき自然的・社会的条件 8海岸保全区域

第6節 ため池等農地防災対策

第6節 ため池等農地防災対策

第1項 方針

本市は市域の11%を超える8,928ha (2015農林業センサス) という全国有数の経営耕 地を誇っており、このため農業用用排水路・ため池・排水機場等数多くの農業用施設 を抱えている。老朽化したため池・排水機場等農業用施設の改修は、農用地及び農業 用施設の災害を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定に資することはも とより、混住化した住宅地の治水対策も担っているため、重要である。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室 ・産業観光局・区役 所)	・ため池堤体の改修及び補強 ・ため池管理施設の新設及び改良 ・排水施設等の新設及び改修 ・用排水施設の改修 ・防災重点農業用ため池の改修及び廃止 ・ため池浸水想定マップの周知
県(農林水産部) 中国四国農政局 土地改良区	・ため池堤体の改修及び補強・ため池管理施設の新設及び改良・排水施設等の新設及び改修・用排水施設の改修

第3項 実施内容

1 ため池整備

[市・県・中国四国農政局・土地改良区]

老朽化によるため池の決壊を防止するため、早急に整備を要するものについて、堤 体の改修及び補強その他必要な管理施設の新設又は改良を行う。また、決壊した場合 に人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、下流への影響 度や老朽度、緊急性など優先度を定めた上で、県等と連携しながら、改修や廃止など 必要な対策を効果的かつ効率的に進める。また、決壊した場合の影響度が大きい防災 重点農業用ため池から、順次ため池浸水想定マップを更新し住民等への周知に努め る。

2 湛水防除

[市・県・中国四国農政局・土地改良区]

流域の開発等、立地条件の変化により排水条件が悪化し、湛水被害のおそれのある 地域において、排水施設等の新設又は改修や各施設の老朽化による能力の低下や故障 の発生防止のための計画的な予防保全対策を実施する。

3 用排水施設整備

[市・県・中国四国農政局・土地改良区]

農業用の用排水施設が築造後における状況等によって施設の一部に損傷や機能障害 を生じ、そのまま放置すれば災害を受け、施設のみならず周辺地域にも甚大な被害を 与えるおそれのある施設について改修を計画的に実施する。また、管理者は、排水路 の適切な維持管理により排水機能の確保に努める。

4 森林整備等

[市・県・中国四国農政局・土地改良区]

流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐 等の森林整備などの対策を推進する。

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検等を実施するものとする。

《参照》

○資料編 第3防災上注意すべき自然的・社会的条件 2 防災重点農業用ため池

計画等 第7節 都市防災対策

第7節 都市防災対策

第1<u>項 方針</u>

都市への人口・資産の集中・市街地の拡大・中枢管理機能の集積等によって、多様化する都市災害に対して、国土利用計画に定める土地利用を基本として、火災・風水害・震災等の防災面に配慮した、都市計画・都市施設の整備等を総合的かつ計画的に推進するとともに、自然環境の機能を活用すること等により地域の強靱性を高める「Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強い都市の形成を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・都市整備局・下水道河川局・教育委員会・区役所)	・区域区分等による都市防災対策の推進 ・道路・橋等の都市施設の整備促進 ・ポンプ場・下水管渠等の新増設及び維持 管理 ・建物の耐震化・不燃化の促進 ・ライフラインの維持管理

第3項 実施内容

1 都市計画の推進

[市]

(1) 市街化区域、市街化調整区域

市街化区域については、安全性・快適性・利便性等に十分配慮し、防災効果の高い「市街地再開発事業」その他の市街地開発事業及び公共施設の整備等により、計画的・優先的に、市街化を推進するとともに、良好な水辺等の自然環境を積極的に保護・育成する。

市街化調整区域は、都市的利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を積極的に推進する。なお、区域区分に当たっては市街地の状況及び将来動向を想定し、都市防災化について十分配慮して定める。

(2) 用途地域

建築物の用途・形態を集団的に規制することにより、地域の性格を明確にした土地利用を秩序づけ、良好な都市環境を確保するため積極的に運用し用途の純化・専用化を図るとともに、土地利用の状況・動向等を調査し、専用地域の拡大等、適切な指定に努める。

2 都市防災対策の推進

[市]

(1) 防火地域、準防火地域

都市防災上、市街地における火災を防止するため指定するものであり、建築物を耐火構造又は準耐火構造とする等、必要な制限を行う。

(2) 建築協定の推進

建築協定は、住宅地において生活環境の維持・機能の向上を図るため、その区域の関係者の合意により行い、土地建物について位置・構造・形態等に係る一定の規約を設定した場合、その申合せた事項を公的なものにするため、都市環境・景観の保全及び都市災害上からも積極的に推進する。

(3) 宅地造成工事規制区域

宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずる災害のおそれが著しい区域 を指定しており、宅地造成等規制法に基づく必要な規制を行う。

(4) 宅地開発の適正な誘導

都市計画法等関係法令により、開発許可制度の適切な運用を行い、良質な宅地水 準を確保することにより、都市の健全な発展と安全で秩序ある整備を図る。

(5) 埋立行為等の規制

土の採取・残土の処分については、災害を防止し、安全で良好な地域環境を確保するため、施工面積が1,000㎡以上のものについては、岡山市埋立行為等の規制に関する条例(平成17年3月17日市条例第90号)により必要な規制を行う。

(6) 災害危険区域の指定及び対策

豪雨、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然 に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。 なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況のみならず、市が 定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の 設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定した場合は、原則 として、住居の用に供する建築物の建築を禁止する。

(7) 空家対策の推進

平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

(8) その他防災対策の推進

治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。加えて、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

立地適正化計画における防災指針等の各種計画を踏まえ、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を行う。

3 都市施設の整備促進

[市]

(1) 道路、橋

道路及び橋は、市民の日常生活及び物資流通等都市生活を支える基盤であり、災害時には延焼遮断帯として、また、避難・消防・救助等、防災対策上の重要な施設である。

このため、道路整備に当たっては安全性・快適性及び災害時にその機能を十分に活用できるよう配慮し、岡山環状道路(中環状線、外環状線)等の幹線道路及び生活道路の新設・改良等を早期に進めるとともに、沿道の環境との調和及び火災の延焼防止を図るため、道路緑化等の質的向上に努める。

(2) 公園、緑地

公園・緑地は、良好な環境保全・スポーツ・レクリエーション・憩いの場として、市民がやすらぎと潤いのある日常生活を満喫する機能を有する施設であるが、 災害時には住民の生命、身体を守り、応急救助活動・物資集積基地又は緩衝帯等と して活用できる重要な避難場所である。

このため、災害時には機能を十分に活用できるよう配慮し緑化の推進に努める。

4 都市排水対策

[市]

浸水に強い安全で安心な街づくりを推進するため、中心市街地ではポンプ場・下水 管渠の機能強化を図る。

また、平成23年9月の台風12号や、平成30年7月豪雨で大規模浸水被害があった地域では、予想される浸水被害を軽減するため、ポンプ場の新増設・幹線管渠の築造などの施設整備を促進する。

さらに、近年の集中豪雨に対処するため、雨水流出抑制施設の普及・促進に努めるなど、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

5 防災建築物の整備促進

[市]

(1) 公共建築物の不燃化、耐震化の促進

公営住宅・学校・病院等の公共建築物の不燃化・耐震化を促進する。

(2) 優良建築物等整備事業

民間の都市更新活動を適切に誘導し、土地利用の共同化・高度化又は協調化を進めることにより、市街地の総合的・計画的かつ効率的な整備を図るため、優良建築物等整備事業を積極的に推進する。

(3) 市街地再開発事業

低層木造家屋が密集し、オープンスペースが不足している市街地中心部は都市防 災対策上からも危険であるので、建築物と公共施設の一体的な整備を図り、土地の 合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を積極的に推進 する。

6 ライフラインの整備

[市]

電気・ガス・上下水道・電話等の施設は、都市生活の基幹をなすものであり、これらライフラインへの依存度の増大に加え、高度情報化の進展により、各種産業・経済分野・オフィス業務及び市民生活において情報システムへの依存化が進行している。 近年、降雪・降雨・火災及び事故等によっても都市機能が停止するような、大きな災害に発展する危険性が増大することとなった。

このため、高度情報化・都市化の進展に対処するため、次の諸事業の推進に努める。

- ・上下水道・電気・ガス・電話等の共同溝化・洞道化事業。
- ・広域的な人流、物流を確保するための代替交通施設の整備。
- ・ オープンスペースの確保等による都市防災構造化対策事業。
- ・企業防衛のための安全投資の増大の指導。

第8節 文教対策

第8節 文教対策

第1項 方針

市教育委員会等の関係機関は、幼児児童生徒(以下「児童生徒等」という。)及び教職 員の生命、身体の安全を図り、学校その他の教育機関(以下「学校等」という。)の土 地・建物・その他の工作物(以下「文教施設」という。)及び設備を災害から防護する ため、必要な計画を策定しその推進を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・岡山っ子育成局・ 教育委員会)	・防災知識の普及
学校管理者・学校等職員	・連携体制等の整備 ・防災教育の実施 ・計画の策定及び訓練の実施

【主な実施内容】

- ①市は、地域の実態に応じた必要な計画を策定し、実施するものとする。
- ②国公私立各学校管理者は、市の実施する計画に準じ、各学校園等の実態に応じた 計画を策定し、実施するものとする。

第3項 実施内容

防災上必要な組織の整備

[学校管理者·学校等職員]

学校等は災害時において、迅速かつ適正な対応を図るため、平素から災害に備えて 教職員等への任務の分担及び相互の連携等において組織の整備を図る。組織の整備に 際しては、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

防災上必要な教育の実施

[学校管理者·学校等職員]

学校等における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容 の整理、防災教育のための指導時間の確保等、防災に関する教育の充実に努める。

また、学校等において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画や マニュアルの策定が行われるよう促す。

(1) 児童生徒等に対する安全教育

[学校管理者·学校等職員]

学校等は、防災知識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。

(2) 地域等に貢献できる人材の育成

[学校管理者・学校等職員]

学校等は、将来的に地域で防災を担うことのできる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

(3) 関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

[市]

関係教職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技術の向上を図る。

(4) 防災知識の普及

[市]

PTA・青少年団体・女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災知識の普及を図る。

3 防災上必要な計画及び訓練

[学校管理者·学校等職員]

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適正な行動をとりうるよう、必要な計画を策定するとともに訓練を実施する。

(1) 児童生徒等の安全確保

児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講ずるととも に、学校等の規模・施設設備の配置状況・児童生徒等の発達段階を考慮し、避難場 所・経路・時期及び誘導並びにその指示・伝達方法の計画をあらかじめ定め、その 周知徹底を図る。

また、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡し に関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。

なお、小学校就学前の子供たちを安全に避難させるため、災害時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設との連絡・連携体制の構築に努める。

(2) 避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

4 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

[学校管理者]

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの施設の新設及び増改築計画に当たっては、十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を推進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

第8節 文教対策

5 文教施設・設備等の点検及び整備

[学校管理者]

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、 ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材につ いても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるととも に、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

6 危険物の災害予防

[学校管理者]

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの化学薬品等を 関係法令に従い、適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できる よう適切な予防措置を講ずる。

灰色網掛け:市以外の役割

第9節 文化財の保護対策

第1項 方針

文化財及び文化財を収蔵又は展示している社寺その他の施設(以下「文化財等」という)の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財等の適切な保護・管理体制の確立、 防災施設の整備促進を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市 (教育委員会)	・文化財建造物保護に向けた意識啓発
県(教育委員会)	
文化財の所有者・管理団体等	・文化財建造物周辺における火の使用制限

第3項 実施内容

1 文化財等に対する市民の愛護意識の高揚・防災思想の普及啓発

[市・県・文化財の所有者 管理団体等]

- ①文化財建造物周辺での火の使用等を制限し、その周知のための必要な措置を講じる。
- ②毎年1月26日の全国的な文化財防火運動「文化財防火デー」を推進するととも に、防火実地訓練等を実施し、文化財等の防災意識の高揚に努める。

2 文化財等の所有者又は管理団体等の指導・助言

[市・県・文化財の所有者 管理団体等]

- ①文化財建造物・記念物等の現状を調査し、危険箇所・破損部分等の状況の把握に 努める。
- ②文化財建造物等の維持管理・耐震性能向上・防災設備の設置等に関して、文化財構造物の所有者又は管理団体等に対して防災に関する指導を行う。
- ③文化財等の修理・耐震補強・防災設備について、必要があると認めるときは、その設置等について補助等を行う。
- ④美術工芸品等の収蔵保管・公開展示に当たっての防災方策及び応急措置方法等に 関して、所有者等に対して指導する。

第10節 危険地域からの移転対策

第10節 危険地域からの移転対策

第1項 方針

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における、危 険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(都市整備局)	・がけ地近接等危険住宅移転事業の実施
県(土木部・危機管理課)	・がけ地近接等危険住宅移転事業の補助
住民	・危険区域からの移転

第3項 実施内容

[市・県]

(1) がけ地近接等危険住宅移転事業

土砂災害特別警戒区域の指定があった場合、区域に存する、既存不適格危険住宅 の移転の促進を図る。

灰色網掛け:市以外の役割

第11節 風害対策

第1項 方針

台風等に伴う強風や突風等による被害を最小限にとどめるため、風害予防対策の実施を広く市民に呼びかけるとともに、市民の生命身体を保護する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・総務局・産業観光局・都市整備局・消防局・区役所)	・台風等に伴う風害予防措置の指導
住民	・台風等に伴う風害予防措置の実施

第3項 実施内容

[市]

(1) 建築物·道路等

- ① 気象予報及び警報に注意・警戒し、建物・広告塔・看板・アンテナ等の固定・ 補修・除去等の予防を指導する。
 - ア 瓦・窓・扉・塀等の点検と、補修等の予防を指導する。
 - イ 飛散・落下するおそれのあるものの固定・補修・除去。
 - ウ 樹木の剪定・支柱の補強。
- ② 火災予防についての注意を喚起する。
- ③ 通行車両に対し、注意を促す。
- ④ 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

(2) 巡回パトロールによる点検

- ① 植栽後3年未満の樹木及び倒木のおそれのあるもの。
- ② 屋外広告物及び道路占用物件。
- ③ 建築中の建造物。
- ④ 施工中の公共工事。

(3) 農林畜産業

- ① 農作物については、風害に対する抵抗品種の選定等、計画的栽培の技術的指導を行う。
- ② ビニールハウス・畜舎・集荷所等、生産流通施設の被害を最小限にとどめるよう、補強等の予防措置を指導する。
- ③ 非常災害時に際しては、家畜の避難・飼料等の確保について助言指導する。

(4) 水産業

- ① 漁船は、気象予報及び警報に注意・警戒し、出港中のものは最寄りの港に避難 し、状況によっては陸揚げ等必要な措置を行い、漂流・転覆・座礁等の防止を 図るよう指導する。
- ② 漁具等については、気象予警報に注意し、漁具及び養殖施設の流失・破損を防ぐため、撤収・陸揚げ等の予防措置を指導する。

関連する計画等 第1節 道路災害予防対策

第4章 事故災害予防対策

道路災害予防対策 第1節

第1項 方針

市、県、中国地方整備局等の道路管理者は、災害時における交通の確保と安全を図 るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災 構造化及び各種施設の整備を促進する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(産業観光局・都市整備局・区役	・緊急輸送道路ネットワークの形成
所)	・所管道路の点検・危険箇所の早期発見
県 (土木部・農林水産部)、県公安委	・被害箇所等の周知
員会・県警察	道路情報の収集及び連絡体制の整備
中国地方整備局(岡山国道事務所)	・トンネル事故防止対策
	・ 道路交通管理体制の整備
岡山地方気象台	・防災情報の発表・周知
西日本高速道路株式会社(中国支	・緊急輸送道路ネットワークの形成
社)	・所管道路の点検・危険箇所の早期発見
本州四国連絡高速道路株式会社	道路情報の収集及び連絡体制の整備

第3項 実施内容

1 道路防災対策

[道路管理者]

- ①災害に対する安全性を考慮しつつ、緊急輸送ネットワークの形成を図るととも に、関係機関に対する周知徹底に努める。
- ②国道・県道及び幹線市道の緊急輸送道路ネットワークの充実を含む交通機能の拡 充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等、 交通施設の整備と防災構造化を推進する。
- ③山間道路は、豪雨や台風等によって土砂崩れや落石等の被害が発生する可能性が あるので、法面保護工・落石対策工等の対策を実施する。
- ④崩土及び落石のおそれのある地区・路肩軟弱及び路面損壊箇所・河川水衝部等、 道路災害発生の予測される地区を常時巡回点検し、危険状態の早期発見に努める とともに、情報の収集及び連絡体制の整備に努める。
- ⑤災害の発生するおそれのある危険地区道路に対しては、防災工事の促進を図ると ともに、被害箇所には適切な応急措置を実施する。
- ⑥豪雨等の異常気象時における道路災害を防止するため、あらかじめ危険箇所を指 定し、当該区間について基準雨量に達したとき又は道路情報連絡員等の情報によ り道路交通に支障を及ぼす事態が発生又は予想されるときは、直ちに道路の通行 規制を実施する。
- ⑦道路パトロールや町内会等からの要望・情報提供、子どもが日常的に集団で移動

する経路の合同点検等に基づき、歩行者を守るための施設設置や区画線補修等の 交通安全施設の整備、用水路等への転落を防止するための対策を行い、道路交通 の安全・安心の向上に努める。

2 トンネル事故防止対策

[道路管理者]

トンネル事故災害に備え、国土交通省岡山国道事務所・県備前県民局等と連携を図り、非常用設備の設置状況の把握・点検を行うとともに、必要な措置を講じ事故の未然防止を図る。

3 交通管理体制の整備

[市・県・県公安委員会・県警察]

信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

4 情報の収集連絡体制

[道路管理者]

道路施設等の異常を迅速に発見し速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を 発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂 回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。

5 防災気象情報の提供

[岡山地方気象台]

交通事故の防止・軽減に資するため、防災気象情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、防災気象情報等をリアルタイムでわかり易く提供する。

《参照》

○資料編 第3防災上注意すべき自然的・社会的条件 13 異常気象時道路通行 規制箇所

第2節 鉄道災害予防対策

第1項 方針

災害時における鉄軌道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数 の死傷者の発生を防止する。

JR西日本及び日本貨物鉄道株式会社は、災害による線路・施設等の被害を軽減し、 安全な輸送の確保を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(消防局)	・交通管理体制の整備・交通規制・交通規制時の車両運転者の義務に関する周知
県(県民生活部・土木部)、県警察	・踏切事故・置き石事故等の防止に関する 知識の普及啓発・鉄道事業者との連携体制整備
岡山地方気象台	・鉄道気象に影響を及ぼす防災情報の発 表・周知
J R 西日本 日本貨物鉄道株式会社 岡山電気軌道株式会社	・ポスターの掲示・チラシ類の配布等による、事故防止に関する知識の普及啓発

第3項 実施内容

1 鉄軌道交通の安全のための啓発

[市]

市及び関係機関は、踏切事故・置き石事故等の外部要因による事故を防止するため に、ポスターの掲示・チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に 努める。

2 鉄軌道の安全な運行の確保

[JR西日本・日本貨物鉄道株式会社・岡山電気軌道株式会社]

安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

- ①大雨による浸水又は盛土箇所の崩壊等による災害を防止するための路面の盛土・ 法面改良。
- ②異常時における列車防護及び関係列車の停止手配。
- ③防護無線その他の列車防護用具の整備。
- ④建築限界の確保や、保安設備の点検。
- ⑤乗務員及び保安要員に対する教育訓練。
- ⑥乗務員及び保安要員に対する適性検査。
- ⑦トンネル・雪履・落石履、その他の線路防護施設の点検。
- ⑧災害により、列車の運転に支障が生じるおそれがあるときの線路の監視。

- ⑨浸水被害軽減のための車両避難措置。
- ⑩鉄道施設の障害防止のための伐採。

3 鉄軌道交通環境の整備

[JR西日本·日本貨物鉄道株式会社·岡山電気軌道株式会社]

交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。

- ①軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備。
- ②列車集中制御装置 (CTC)の整備、自動列車停止装置 (ATS)の高機能化等の 運転保安設備の整備充実。
- ③踏切道の立体交差化・構造の改良・踏切保安設備の整備・交通規制の充実・統廃 合の促進。

4 通信手段の確保

[JR西日本・日本貨物鉄道株式会社・岡山電気軌道株式会社]

事故災害時の重要通信の確保のため、指令電話・列車無線・無線設備・災害時優先 電話の整備に努める。

5 迅速かつ円滑な災害応急対策及び災害復旧への備え

[JR西日本・日本貨物鉄道株式会社・岡山電気軌道株式会社]

災害応急対策と災害復旧に備えるため、次の事項の実施に努める。

- ①事故災害発生直後における、旅客避難等の体制整備及び防災関係機関との連携強 化。
- ②事故災害時の応急活動に必要な人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備。
- ③施設・車両の構造図等の整備。

6 再発防止対策の実施

[JR西日本·日本貨物鉄道株式会社·岡山電気軌道株式会社]

県警察・消防等の協力を得て事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに、安全対策に反映し、同種事故の再発防止に努める。

7 防災気象情報の提供

[岡山地方気象台]

鉄道気象に影響を及ぼす台風・大雨・竜巻等の激しい突風・地震・津波・火山噴火 等の自然現象について、的確な実況監視を行い、特別警報・警報・予報等を適時・適 切に発表して事故の防止・軽減に努める。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意 情報を適時・適切に発表する。

第3節 海上災害予防対策

第1項 方針

海域は海上交通の要衝であり、また、海上での各種災害(油等危険物等の大量流 出・海上火災・船舶の遭難・海難事故等)の発生する危険性がある。これら災害を防 止し、海上交通の確保と安全を図るため、港湾及び漁港等の各種施設・設備の防災構 造化に努めるとともに、各種防災資機材の整備を促進する。

なお、危険物等が大量流出した場合の海上災害を防止するため、市は、県・玉野海 上保安部等に協力し、予防措置を実施する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(産業観光局・都市整備局・消防 局・区役所)	・所管港湾施設の整備・補強
県(土木部・農林水産部・危機管理 課・消防保安課)、県警察	・所管港湾施設の整備・補強・汚染防止及び安全航行に関する注意喚起
岡山地方気象台	・海上交通に影響を及ぼす防災情報の発 表・周知
中国地方整備局(宇野港湾事務所)	・防波堤の整備及び防衝工の設置
海上保安庁 第六管区海上保安本	・通信手段の確保・整備・点検
部(玉野海上保安部)	・資機材の整備
船舶所有者等	・通信手段の確保・整備・点検
	・資機材の整備
石油事業者	・資機材の整備
石油事業者団体	・資機材の整備
漁業協同組合	・無線の整備・点検
	・資機材の整備
一般社団法人海上災害防止センタ	・資機材の整備
_	

第3項 実施内容

1 関係施設、設備の整備

(1) 港湾施設

[市・県]

災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。 また、それぞれの所管施設において、台風・高潮による災害時に被害を防止するため、防災施設の整備拡充、耐波性能の照査や既存施設の補強を図る。

[県・中国地方整備局]

災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、係留施設の整備を行う。 また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、必要に 応じて、防波堤の整備や防衛工の設置を行う。

(2) 漁港施設

灰色網掛け:市以外の役割

[市・県・中国地方整備局]

漁船の交錯・荒天時の漂流・転覆・座礁等の防止のため、停泊地・係船施設を整備する。

(3) 無線の整備、点検

[市・県・中国地方整備局・海上保安庁第六管区海上保安本部・船舶所有者等・漁業協同組合]

無線局の整備に努めるとともに、災害時において無線局が確実に機能するよう整備点検に努める。

(4) 航路標識の整備

[海上保安庁第六管区海上保安本部]

海上交通の安全の確保のため、航路標識の整備を行う。

2 安全運航の確保

[海上保安庁第六管区海上保安本部・船舶所有者]

- ①港内・狭水道等、船舶の輻輳する海域における運航管制・海上交通情報の提供等 を行う。
- ②海上保安部・県・船舶所有者等は、船舶の運航の安全のため、その通信手段を確保する。
- ③危険物荷役における安全防災対策についての指導を行う。
- ④海図・水路書誌等、水路図誌の整備を行う。

3 関係資機材の整備

[市・県]

①油等防除資機材の調達体制の整備充実を図るとともに、必要に応じ、資機材の整備に努める。

[中国地方整備局・海上保安庁第六管区海上保安本部・船舶所有者等・石油事業者・石油事業者団体・漁業協同組合・一般社団法人海上災害防止センター]

- ①船舶・ヘリコプター・救急車・照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助 救急用資機材の整備に努める。
- ②オイルフェンス等、防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。
- ③一般社団法人海上災害防止センター、船舶所有者等は、油等が大量に流出した場合に備えて、必要な資機材を整備する。
- ④石油事業者及び石油事業者団体は、油等が大量に流出した場合に備えて、油等防 除資機材の整備を図る。
- ⑤漁業協同組合は、油流出等の災害による漁業被害を防止するために、必要な資機 材を県からの貸与を受けるなどして整備を促進する。

4 防災訓練

[市]

- ①海上保安部及び警察関係等を始め、地方公共団体、一般社団法人海上災害防止センター、民間救助・防災組織・関係事業者並びに港湾管理者等と相互に連携し、油等危険物の大量流出・火災爆発事故等を想定した訓練を実施し、必要な技術等の習得に努める。
- ②油等流出災害への対応を迅速かつ的確に実施するため、一般社団法人海上災害防 止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材 育成に努める。

5 防災気象情報の提供

[岡山地方気象台]

海上交通に影響を及ぼす、台風・強風・波浪・高潮・霧・津波・火山噴火等の自然 現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にと りうるよう特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努め る。

第4節 大規模な火災予防対策

第1項 方針

大規模な火災の発生の防止や、大規模な火災から市民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設の整備等を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・産業観光局・都市	・防災活動拠点・都市基盤施設等の整備
整備局・消防局・区役所) 県(消防保安課・農林水産部・土木 部)	・消火水利等の整備 ・火災防止に関する意識啓発 ・消防機械・資機材の整備

第3項 実施内容

1 災害に強いまちの形成

[市・県]

- ①避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地帯等の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地再開発事業等による市街地の整備、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、耐震性貯水槽、海水、河川水・下水処理水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定により、災害に強い都市構造の形成を図る。
- ②医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用スペースの設置を促進するよう努める。
- ③火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及 び必要な防災改修を促進する。

2 大規模な火災防止のための情報の充実

[岡山地方気象台]

大規模な火災防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実 と適時・適切な情報発表に努める。

3 防災知識の普及

[市・県]

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、大規模な火災の被害想定等を示しながら、 その危険性を周知するとともに、火災発生時にとるべき行動、指定避難所での行動 等、防災知識の普及を図る。

4 消火活動関係

[市]

①消防ポンプ自動車等の消防機械・資機材の整備促進に努める。

[市・県]

- ①大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備や海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- ②平常時から消防局、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害 想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

第5節 林野火災の防止対策

第1項 方針

林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施 設の整備等、防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(産業観光局・消防局・区役所)	・林野火災予防意識の啓発
	・乾燥注意報・火災気象通報等の周知
	・火入れ指導
県(農林水産部・消防保安課)	・林野火災予防意識の啓発
	・乾燥注意報・火災気象通報等の周知
	・防火帯・防火道等の設置整備及び望楼・
	標板等の保護・管理等に関する指導
近畿中国森林管理局(岡山森林管理	・所管林野における防火標識等、火災予防
署)	施設の整備
	・所管林道の整備
森林所有者、森林組合等	・防火帯・防火道等の設置整備及び望楼・
	標板等の保護・管理
	・森林保全活動の推進
報道機関	・林野火災防止に関する放送
消防団	・乾燥注意報・火災気象通報等の把握

第3項 実施内容

1 林野火災予防意識の啓発

[市・県]

(1) 山火事予防対策協議会の開催

山火事予防対策協議会等を開催し、各関係機関・団体等と協議して山火事予防運動の徹底を図る。

(2) 広報活動による啓発宣伝

林野火災の多発する時期に山火事予防運動月間等を設定し、広報紙・横断幕・立 看板・ポスター・パンフレット・チラシ等、有効な手段を通じ、林野火災予防意識 の啓発に努める。

2 警報等伝達の徹底

[市・県]

- ①火災注意報・警報が発令されたとき又は乾燥注意報等、火災気象通報の通知を受けた場合は、必要に応じ消防団に連絡するとともに、広報車による広報又は吹き流し等により、住民への周知徹底を図る。
- ②気象予報・警報等伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発する乾燥注意報及び火災気象通報を接受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図る。

3 巡視、監視の強化

[市]

①山火事多発期及び火災注意報・警報の発令時には、関係機関が行う巡視及び監視 を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

[県]

①航空機等による森林の巡視等効果的な運用を図るとともに随時一般の注意の喚起 に努める。また、常に、市町村、消防機関等と緊密に連携をとり、火災予防に努 める。

4 火入れ指導の徹底

[市]

- ①火入れに当たっては、森林法第21条等の関係法令を遵守させるとともに、気象の 状況が火災の予防上危険な状態であるときは火災警報を発令し、岡山市火災予防 条例(昭和37年市条例第16号)第30条に定めるところにより、火の使用(火 入れ・煙火の使用等)の制限の徹底を図る。
- ②消防署長は、岡山市火災予防条例第55条に定めるところにより、火入れに関する 届出を受理したとき又は森林管理署から通知を受けたときは、関係の消防署・出 張所及び消防団等に通知する。
- ③火入れは、火災の発生しやすい時期を避けて行うよう指導する。
- ④火入れを行う者に対しては、火入れ地域以外に火が入らぬよう消火設備・人員の 確保・防火線の設定・消火の確認等、必要な事項について十分な指導をする。

5 森林の防火管理の徹底

[市・県]

①森林所有(管理)者に対し、防火帯・防火道・防火用水の設置・整備並びに既存の望楼・標板等の保護・管理及び設置を指導する。

[森林所有者・森林組合等]

①森林所有者・森林組合等は、自主的な森林保全活動を推進するように努める。

6 消防施設等の整備

[市・県]

- ①林野火災用消防水利及び消防施設の整備拡充を図る。
- ②防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林 道を整備する。

[近畿中国森林管理局]

- ①防火標識等、火災予防施設の整備を図る。
- ②森林の実態に応じ、小型ポンプ・ジェットシューター・チェンソー・鋸・おの・ 鎌等、消火資機材の備畜に努める。

7 ヘリコプターによる空中消火体制の整備

[市]

- ①県から資機材を借り受ける場合は、運用要綱に定める手続きによる。
- ②ヘリコプターによる空中消火を積極的に活用するため、県・自衛隊等の協力による空中消火広域航空応援体制・活動拠点の整備を行い、林野火災の偵察及び空中 消火の早期実施に努める。

[県]

①大規模な林野火災に対処するため、空中消火用資機材を整備するとともに、空中 消火体制の確立を図る。

8 出火防止についての啓発

[市]

- ①報道機関に対して啓発に関する資料を提供する。
- ②講習会・座談会等の開催や各種会議を活用することにより、火の使用の制限等に 関する法令の周知及び林野火災の防止についての具体的方法を指導する。
- ③林業労務者及び地域住民に対しては、森林内でたき火・たばこ等、火を使う場合の取り扱い上の注意事項を指導するとともに、火災警報発令時の火の使用の制限について周知徹底する。
- ④行楽地においては、バスの観光ガイドの中に、吸いがらの投げ捨て禁止等をPR してもらうようバス協会等に協力を求める。
- ⑤広報車の巡回・宣伝等により啓発に努める。

第6節 高層建築物・地下街等の保安対策

第1項 方針

高層建築物及び不特定多数の者が出入りする百貨店等、特定防火対象物の地階並びに地下街(以下「高層建築物・地下街等」という。)における災害(火災・ガス事故・浸水被害等)の発生及び拡大を未然に防止するための対策を講じる。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(下水道河川局・消防局)	・高層建築物・地下街等の実態調査及び関
	係者間での情報共有
	・ガス供給事業者との連絡体制の整備
	・消防施設等の整備
県(危機管理課・消防保安課・土木	・高層建築物・地下街等の実態調査及び関
部)、県警察	係者間での情報共有
岡山ガス株式会社	・ガス漏れ警報設備等の安全設備の普及
	促進
高層建築物・地下街等の所有者・管	・高層建築物・地下街等の実態調査及び関
理者・占有者	係者間での情報共有
	・防火避難施設・消防用設備等の整備及び
	点検
	・防火・防災管理体制の整備
	・浸水対策
	・非常用通信施設の整備
	利用者の避難誘導体制の整備

第3項 実施内容

1 高層建築物・地下街等の実態把握

[市]

災害が発生した場合における人的・物的被害を最小限に食い止めるため、各機関の 立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を行うことにより、諸対策樹立の基礎資料を整備する。

2 各機関等の対策

[市]

- ①消防法に基づく査察を実施し、災害予防のための措置の徹底を図る。
- ②ガス供給事業者との連携強化。
- ③ガス供給事業者との連絡通報体制・出動体制及び現場における連携体制等の申合せを平常時から実施する。
- ④消防施設等の整備充実
- ⑤高層建築物・地下街等の災害に対するため、消防用施設・車両・資機材及び救急 救助用車両・資機材等の整備充実に努める。

[高層建築物・地下街等の所有者・管理者・占有者]

(1) 防火避難施設・消防用設備等の整備及び点検等

- ① 法令に適合した消防用設備等の整備及び定期点検
- ② 耐火構造・防火構造・防火区画の整備及び改修促進
- ③ 内装等、建築材料の不燃化及び内装制限
- ④ 避難施設等(階段・通路・出入口・排煙設備・非常用照明装置及び非常用の進入口)の整備及び定期点検

(2) 防火・防災管理体制の強化充実

- ① 防火・防災管理者の適正な選任
- ② 消防計画の整備充実
- ③ 自衛消防組織の整備充実
- ④ 防火管理者・防災管理者・火元責任者等の防災に関する知識の向上
- ⑤ 共同防火・共同防災管理体制の確立
- ⑥ 工事中における従事者への監督強化と、防災のための計画の協議
- ⑦ その他防災上必要な事項

(3) 浸水対策の実施(地下街等の所有者等)

- ① 浸水防止施設設置の促進
- ② 避難誘導計画の整備充実
- ③ 洪水浸水想定区域内の避難確保計画の策定 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する地下街等の所有者又は管理者 は、地下施設について避難確保計画を作成し市長に報告及び公表を行う。
 - ア 防災体制・避難誘導に関すること
 - イ 避難確保対策施設の整備に関すること
 - ウ 防災教育・訓練に関すること
 - エ 避難確保計画の公表方法等に関すること
 - ④ その他防災上必要な事項

(4) 非常用通信施設の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関への通報設備の整備充実。

(5) 利用者に対する責任

利用者に対し、平常時から非常出口・非常階段・避難設備の設置場所等の広報に 努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画等の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導体制に万全を期する。

(6) 防災訓練等の実施

火災及びガス災害等を想定し、管理者・消防・警察等の連携の下に、1年に1回 以上防災訓練を実施する。

(7) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業等は、災害防止技術及び消防用設備・資機材の研究開発に努めるとともに、その成果による最新技術及び設備・資機材の普及を促進する。

第6節 高層建築物・地下街等の保安対策

[ガス供給事業者]

ガス漏れ警報設備等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街に対しては、 次の事項を行う。

- ①燃焼器の設置された場所には、ガス漏れ警報設備(集中監視型)を設ける。
- ②燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガ ス栓と接続する。
- ③管理室から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置を設置する。
- ④導管は、1年に1回以上漏えい検査を実施し、ガス遮断装置の巡視点検をするほ か、半年に1回安全使用の特別周知を行う。

第7節 危険物等保安対策

第1項 方針

危険物(石油類等)・毒物劇物等・化学薬品類等(以下「危険物等」という。)による 災害の発生及び拡大を防止するため、取締りの強化・自主保安体制の強化を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・保健福祉局・環境局・産業観光局・都市整備局・消防局・区役所) 県(消防保安課・保健医療部)、県警	・危険物の漏えい・流出災害等に備えた必 要資機材の備蓄
察	
中国四国産業保安監督部	・災害防止技術及び防災用設備・資機材の 研究開発
危険物等施設の所有者·管理者·占 有者	・危険物の漏えい・流出災害等に備えた必 要資機材の備蓄
危険物等輸送事業者	・危険物等輸送に伴う基準遵守

第3項 実施内容

危険物等施設の所有者・管理者・占有者(以下「事業者」という。)は、法令で定めるところにより、危険物等による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚・自主保安体制の整備を図る。

市及び県は、法令に基づく保安指導・立入検査・保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に、災害予防対策を推進する。また、危険物等による事故・災害の発生に備え、防災体制の充実を図る。

1 事業者の自主保安体制の確立

[危険物等施設の所有者 管理者 占有者]

- ①法令に定める危険物等施設の保安監督者、危険物取扱者及び危険物施設保安員 の、責任体制の確立を図る。
- ②日常点検・定期自主検査等の効果的な実行を図るため、点検事項・点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。
- ③自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する危険物等、事業所の相互応援に関する協定を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。
- ④漏えい・流出災害等に備えて、必要な薬剤・化学消火剤及び必要資機材の備蓄を 推進する。
- ⑤危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行い、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2 保安の強化

[市]

化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

[市・県]

関係法令の定めるところにより、危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとと もに、施設の実態把握に努める。

3 事故原因の究明

[危険物等施設の所有者 管理者 占有者]

危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

4 危険物の大量流出時の対策

[市・県]

- ①危険物が大量に流出した場合に備え、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図るとともに、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。
- ②関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

5 流出拡大防止設備の整備

[危険物等施設の所有者 管理者 占有者]

危険物等を貯蔵又は取り扱う、屋外貯蔵タンクの装置・機器等の機械的破損・腐食 及び周囲に設置されている防油堤等の設備について、危険物施設の管理者が自主点検 を行うよう指導するとともに、消防法等に基づく規制を実施する。

第8節 高圧ガス保安対策

第1項 方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚・保安の強化・ 自主保安体制の強化を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市 (消防局)	・高圧ガス保安法等関係法令の周知
県 (消防保安課)	
中国四国産業保安監督部	
高圧ガス施設等の所有者・管理者・	・施設の安全性確保
占有者	

第3項 実施内容

高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者(以下「事業者」という。)は、法令で 定めるところにより高圧ガスによる事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高 揚・自主保安体制の整備を図る。

市・県・中国四国産業保安監督部は、法令に基づく保安指導・立入検査・保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備え、防災体制の充実を図る。

1 事業者の自主保安体制の確立

[高圧ガス施設等の所有者 管理者 占有者]

- ①法令に定める技術基準を遵守し、施設の安全性の確保に努める。
- ②自主保安体制の整備に努める。
 - ア 従業者に対する保安教育の実施。
 - イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立。
 - ウ地域防災協議会の育成。
- ③高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備・放水設備・ウォーターカーテン等、防火設備を整備する。

2 保安指導の強化

[市・県・中国四国産業保安監督部]

関係法令の定めるところにより、高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に 努めるなど、保安指導を強化する。

- ①高圧ガスの製造・販売・貯蔵・移動・消費・その他取り扱いについて、高圧ガス 取締法に基づき、県が実施している規制業務の実態を把握し、災害防止の指導に 努める。
- ②ボイラー・圧力容器の製造取り扱いについて、労働安全衛生法に基づき、岡山労

関連する計画等

第4章 事故災害予防対策 第8節 高圧ガス保安対策

働基準監督署が実施している規制業務の実態を把握し災害防止の指導に努める。

③製造施設又は消費場所等の、保安検査及び立入検査の強化。

3 事故原因の究明

[高圧ガス施設等の所有者 管理者 占有]

高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

《参照》

○高圧ガス大量保有事業所

灰色網掛け:市以外の役割

第9節 火薬類保安対策

第1項 方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚・取締りの強化・自主保安体制の強化を図る。また、火薬類の製造・販売・貯蔵・運搬・消費・その他取り扱いについて、火薬取締法に基づき、規制業務の実態を把握し、災害の防止に努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市 (消防局)	・薬類取締法等関係法令の周知
県 (消防保安課)、県警察	
中国四国産業保安監督部	
火薬類施設及び火薬類の所有者・管	・技術基準遵守等による施設の安全性確
理者・占有者	保
火薬類輸送事業者	・火薬類輸送に伴う基準遵守

第3項 実施内容

火薬類施設の所有者・管理者・占有者(以下「事業者」という。)は、法令で定めるところにより、火薬類による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚・自主保安体制の整備を図る。

市・県・中国四国産業保安監督部は、法令に基づく保安指導・立入検査・保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に、災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え、防災体制の充実を図る。

1 事業者の自主保安体制の確立

[火薬類施設及び火薬類の所有者 管理者 占有者]

- ①法令に定める技術基準を遵守し、施設の安全性の確保に努める。
- ②自主保安体制の整備に努める。
 - ア 従業者に対する保安教育の実施。
 - イ 防災訓練等の実施。
 - ウ 定期自主検査の実施と責任体制の確立。
- ③事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策
- ④保管している火薬類の安定度が異常を呈するなど危険な状態になったときに備 え、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじ め一時保管する場所を定めておく。

2 保安意識の高揚

[市・県・中国四国産業保安監督部]

事業者及び関係者に対し保安意識の高揚を図る。

関連する計画等

第4章 事故災害予防対策 第9節 火薬類保安対策

- ①火薬類取締法等関係法令の周知
- ②保安講習会・研修会の開催
- ③火薬類の取り扱い指導
- ④危害予防習慣の実施

3 保安指導の強化

[市・県・中国四国産業保安監督部]

関係法令の定めるところにより、火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

- ①製造施設・火薬庫又は消費場所等の保安検査・立入検査の強化。
- ②製造施設・火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進。
- ③関係行政機関との緊密な連携。

4 事故原因の究明

[火薬類施設及び火薬類の所有者 管理者 占有者]

火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

5 災害防止技術の研究開発

[火薬類施設及び火薬類の所有者 管理者 占有者]

共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努める。

第4項 関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日・夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

《参照》

○火薬類·煙火製造所

灰色網掛け:市以外の役割

第10節 有害ガス等災害予防対策

第1項 方針

事業活動の事故等により排出された、ばい煙・特定物質・有害物質又は有害ガス (以下「有害ガス等」という。)により、人の健康又は生活環境に著しい被害が発生 することがないよう、予防措置を実施する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市 (環境局)	・検査・指導
ばい煙発生施設又は特定施設(以下 「特定施設等」という。)の設置者	・有害ガス等に係る施設の点検及び保安 体制の整備

第3項 実施内容

1 保安管理体制の強化

[特定施設等の設置者]

事故等の発生を未然に防止するため、有害ガス等に係る施設(処理施設を含む。) の点検及び保安体制の整備強化を行う。

2 立入検査

[市]

必要に応じ、有害ガス等に係る施設(処理施設を含む。)の検査を行うとともに、 事故防止について維持・管理等の指導を行う。

3 常時監視及び監視体制の強化

[市]

大気汚染状況及び水質汚濁状況を常時監視するとともに、監視体制の強化に努める。

4 警報等の発表及び伝達

[市]

大気の汚染状況及び水質の汚濁状況が、人の健康に著しい障害を与えるおそれがある場合は、住民への周知徹底を図る。

5 事故時の措置

[市]

当該事故に係る工場又は事業場の周辺の区域における人の健康が損なわれ又は損なわれるおそれがあると認めるときは、特定施設等の設置者に対し、その事故の拡大又は再発の防止のため必要な措置をとるべきことを命じる。

第4章 事成火舌で防刃束 第11節 放射性物質の災害予防対策

第11節 放射性物質の災害予防対策

第1項 方針

防災関係機関と連携して、医療用・工業用及び発電用の放射性物質による災害の発生、及び拡大を防止し、放射性物質に係る災害が住民に対して影響が及ぶことのないよう、予防措置を実施する。

また、事故の状況を把握し、必要に応じて関係機関と連携して周辺住民等へ情報提供する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(環境局・消防局)	・放射性物質取扱事業者における放射性
	物質取り扱いについての把握
	・放射性物質事故等における連絡通報体
	制の整備
県 (危機管理課)、県警察	・放射性物質事故等における連絡通報体
	制の整備
放射性物質取扱事業者	・放射性物質の管理・運搬等に関する保安
	規程整備等及び保安体制整備
	・防災関係機関への放射性物質(性状・注
	意事項等)に関する情報提供
	・消防等との通信連絡体制の確立及び訓
	練の実施
	・救急体制及び防災用資機材の整備

第3項 実施内容

1 予防体制の整備

[放射性物質取扱事業者]

関係法令に基づく適正な取り扱い・管理・運搬等を行うための保安規程の整備等、 保安体制の整備に努めるものとする。

2 通信連絡体制の整備

[放射性物質取扱事業者]

保有又は使用している放射性物質の性状・取り扱い上の注意事項について消防署 等防災関係機関への情報提供を行うなど、平素から連絡調整を行う。

また、万一の事故に備え、消防その他関係機関との通信連絡体制を確立するとともに、事故等を想定した応急対応や連絡通報に関する訓練を実施する。

[市・県]

放射性物質による事故等の連絡通報体制(夜間・休日を含む。)を整備する。

第12節 火災予防対策

第1項 方針

火災防止については、防火思想の普及と消防体制の充実強化が必要なため、消防 署・出張所等の適正配置及び消防車両・装備の強化等、実態に即した体制確保に努め るとともに、防火対象物の査察の強化・防火思想の高揚・啓発・指導を推進する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(消防局)	・消防車両等資機材の増強及び維持管理・検査及び是正・改善指示・新築・増築・改築時の審査・建築物の消火設備等の整備促進及び維持管理の指導・火災予防思想の意識啓発
消防団	・火災対応に関する訓練実施

第3項 実施内容

1 消防力の強化

[市]

- ①人口の集積・建物の密集度・災害の発生状況・道路交通事情等を総合的に判断 し、地域の防災拠点となる消防署・出張所等を適正に配置する。
- ②消防署・出張所等の機能を効果的に発揮させるため、消防車両等資機材の一層の 増強を図るとともに、適正な維持管理を行う。
- ③消防・救急活動の中枢をなす消防情報通信センターの一層の機能強化を図る。
- ④消火栓・防火水槽等の人工水利施設の拡充を図るとともに、これら施設の定期検査を実施する。
- ⑤消防団組織の整備及び消防体制の強化を図る。
- ⑥連合防火委員会・女性防火クラブ等、民間の自主防災組織の育成強化を図る。
- ⑦事業所における自衛消防体制の整備強化を図る。
- ⑧消防署所の敷地・建物の浸水対策を推進し、防災拠点としての機能を強化する。

2 火災予防査察

[市]

火災発生及び被害の拡大を防止するため、岡山市火災予防査察規程(昭和62年市消防訓令甲第1号)に基づき、査察対象物の立入検査を実施し、法令違反事項の是正を図る。

(1) 一般査察

査察計画を立て、査察対象物を査察する。

(2) 特別査察

関連する計画等

第4章 事故災害予防対策

第12節 火災予防対策

消防局長若しくは消防署長が特に必要と認めた場合、又は査察依頼があった場合に査察する。

(3) 査察事項

査察は、火災予防及び火災に関連する人命の安全を主眼として、次に掲げるものの位置・構造・設備・管理等について行う。

- ① 建築物その他工作物
- ② 火気使用設備及び器具
- ③ 消防用設備等
- ④ 危険物·指定可燃物
- ⑤ 消防計画及び予防規程
- ⑥ 防火管理者・防災管理者及び危険物取扱者
- ⑦ 火災予防又は消火活動に、重大な支障を生じるおそれのある物質
- ⑧ 防炎物品
- ⑨ その他火災予防上必要と認めるもの

(4) 是正指導

査察の結果、不備欠陥を認めたときは、査察対象物の関係者に改善を指示する。

3 建築の同意

[市]

消防法第7条の規定に基づく、新築・増築・改築等の消防局長又は消防署長の同意 に際しては、建築物の防火に関する審査を実施して、建築物の防火に努める。

4 消防設備の整備促進

[市]

建築物に対する消火設備・警報設備及び避難設備等の整備促進を図り、適正な維持 管理を指導する。

5 火災予防思想の啓発

[市]

- ①火災予防思想の啓発のため、火災予防運動を実施し、総合的な啓発広報を行う。
- ②報道機関に対して啓発に関する資料を提供し、掲載や放送の協力を求める。
- ③広報誌・ポスター・パンフレット・チラシ・Web サイト等により、啓発に努める。
- ④連合防火委員会・幼年、少年消防クラブ・女性防火クラブ等の自主防災組織を育成強化し、組織を通じて火災予防の推進を図る。
- ⑤講演会・講習会を開催し又は各種会議を活用し、防火思想の普及及び消防設備の 使用方法等、火災防止についての具体的な方法を指導する。
- ⑥消防署・出張所等の見学に際しては、便宜を図るとともに消防体制及び活動の実態等の説明を通して、火災予防の重要性の普及を図る。
- ⑦広報車の巡回広報等により啓発に努める。

灰色網掛け:市以外の役割

6 特殊建物火災予防の指導

[市]

集会所、多数の人が勤務する事業所等に対しては、建物内部の進入順路・人命救助 の方法・消火方法等について、万全の対策を講ずるよう指導する。

7 特殊防火対象物等の消防計画の指導

[市]

百貨店・旅館・ホテル・劇場・映画館・集会場・病院・地下街等、不特定多数の者が出入りし、集合する特定防火対象物に対しては、避難誘導の方法・建物内部への進入路・消火方法等について、防火対象物ごとの防火管理者等が、消防計画を作成するとともに、万全の策を講ずるよう指導する。

第5章 複合災害対策

第1項 方針

市、県等の防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、 それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる 事象)の発生可能性を認識し、備えを充実する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・消防局・区役所)	・災害対応に必要な要員・資器材等を整理
県	した対応計画の作成
国・公共機関(防災関係機関)	・図上・実動訓練等の実施及び対応計画の 見直し
防災関係事業者・団体	・災害対応に必要な要員・資器材等を整理した対応計画の作成

第3項 実施内容

1 対応計画の作成

[市・県・防災関係機関]

災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

2 訓練の実施

[市・県・防災関係機関]

さまざまな複合災害を想定した机上(図上)訓練を行い、結果を踏まえて災害ごと の対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合訓練を想定し、要員の参集、災害 対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。

第6章 防災活動の環境整備

第1節 防災訓練

第1項 方針

災害時に市民一人一人が確実に避難できるように、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、居住地、職場、学校等において実施するよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、新型インフルエンザ等の感染症にも対応ができるよう、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

市は、県や防災関係機関、水防協力団体・自主防災組織、NPO・ボランティア、地域住民等と連携した防災訓練又は図上訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

住民主体となる図上訓練では、DIG (簡易型図上訓練)実施マニュアル、基になる図面及びHUG (避難所運営ゲーム)避難所体験キット等を提供し、後方支援する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市 (各局区室)	各種防災訓練の実施
県 (危機管理課)、県警察	
国・公共機関(防災関係機関)	
自主防災組織	
民間協力団体	

第3項 実施内容

1 基礎防災訓練の実施

[市]

(1) 水防訓練

水防計画に基づき水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練(工法技術習得)を実施するほか、地域の特性に応じて土砂災害に対する訓練も併せて検討するものとし、市・関係団体・地域住民が一体となり、水防訓練を実施する。

また、水防作業は暴風雨の中、しかも夜間に行う場合もあることから、水防技術の習熟を目的に、次により十分訓練を行うこととする。

1) 実施事項

- ア 観測
- イ 通報
- ウ 作業工法

第1節 防災訓練

- 工 輸送
- オ 樋門・陸閘等の開閉操作
- 力 避難
- 2) 実施時期
 - ア 出水期までに実施する。

(2) 消防訓練

消防機関の機能を十分に発揮し、住民の生命、身体及び財産を保護するため、強 風下又は豪雨下における大規模な建物・林野火災等を想定した消防訓練を実施す る。

(3) 避難·救助訓練

- ① 災害時における避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難 誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行 う。この場合、水防・消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で実施する。
- ② 学校・病院・社会福祉施設・工場及びデパート等、多数の者を収容する施設に 当たっては、収容者等の人命保護のため、特に避難・救助に関する施設・設備 を整備するとともに、定期的に避難・救助訓練を実施する。
- ③ 要配慮者等を適切に避難誘導するため、自主防災組織・地域住民の参加や協力 を得ながら、地域の実情に応じた訓練を実施し、平常時から要配慮者等に係る 避難体制の整備に努める。特に急傾斜地崩壊危険地区等、災害警戒地区におい ては徹底して避難訓練を実施する。
- ④ 市は、水防団等と協議し、災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、 訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まって いた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を 講ずべきことにも留意する。

(4) 情報収集伝達訓練

災害時における迅速かつ的確な情報収集伝達の確保が図れるよう、さまざまな条 件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

(5) 通信訓練

災害時における通信の円滑化を図るため、各種災害を想定した通信訓練を実施す る。

(6) 非常招集訓練

非常体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における関係部班 の職員・消防団員等の非常招集訓練を、必要に応じて実施する。

2 総合防災訓練の実施

[市]

地域住民及びNPO・ボランティア等と連携して、総合的な訓練を実施する。

(1)実施時期

防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施場所

災害が発生するおそれのある場所など、訓練効果のある場所を選んで実施する。

(3) 実施の方法

市・県・指定地方行政機関・国等の防災関係機関及び地域住民が一体となって、 同一想定に基づき災害応急対策訓練を実施する。

3 図上防災訓練

[市]

大規模地震発生後の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練の実施を図る。

- ①被害情報収集及び伝達訓練。
- ②ヘリコプターテレビ電送システムの情報伝達訓練。
- ③災害ボランティア対応訓練。

4 相互応援協定市との防災訓練の実施

[市]

災害時の相互応援協定を締結している近傍都市との合同による、防災訓練及び全国 の政令指定都市との情報伝達訓練の実施をすることにより、災害時の協力体制の強化 を図る。

第2節 防災知識の普及

第1項 方針

災害による人的被害・経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々の自覚に根ざした自助と身近な地域コミュニティ等による 共助が必要不可欠であり、個人や家庭・地域・企業・団体等が連携して、地域防災力 の向上を図る必要がある。

また、自らの身は自ら守ることが防災の基本であり、市民一人一人がその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害から自らの生命、身体及び財産を守るための知識を備えておくことが重要である。

このため、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求め、水・食料の備蓄、ライフライン途絶時の対策、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災知識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

また、防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、市、 住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境を整備するものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(各局区室)	・ハザードマップの作成配布・防災研修会
	の実施等による防災教育の実施
	・児童生徒等及び学生に対する防災教育
	・庁内職員に対する防災教育の実施
	・テレビ・広報紙・Web サイト等を活用し
	た防災意識・知識の普及啓発
	・災害時のボランティア活動体制の整備
県 (危機管理課)	・テレビ・広報紙・Web サイト等を活用し
	た防災意識・知識の普及啓発
	・災害時のボランティア活動体制の整備
日赤県支部	・ボランティアコーディネーターの養成
市社会福祉協議会	・市と連携した災害ボランティアセンタ
	一運営体制の整備
	・ボランティアコーディネーターの養成
NPO・ボランティア団体	・市と連携した災害時の活動体制の整備
住民	・防災教育等による防災意識・知識の向上

第3項 実施内容

1 防災教育

[市]

(1) 住民に対する防災教育

①ハザードマップ・パンフレット等の作成配布や、防災に関する研修会・パネル

展等の実施により、過去の災害の紹介や災害危険箇所及び災害時における心得等をわかりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。

また、地域の祭りやスポーツのイベント等に防災コーナーを設けるなどの工 夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図る。

なお、Web サイト等で、防災教育のメニューの充実に努めるとともに、障害者・高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

- ②3日間分以上(できれば1週間分)の食料・飲料水・携帯トイレ・簡易トイレ・トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等)の準備、自動車へのこまめな満タン給油、家庭動物(特定動物を除く)への所有明示や同行避難、避難所での飼養準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ定めておくこと等の防災知識の普及を図る。
- ③ 防災知識の普及の際には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配 慮者等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよ う努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等の防災知識の普及を図る。
- ④災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、 被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は 許されない」意識の普及、徹底を図る。
- ⑤地域住民に対し、指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、 必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難の ため、自主防災組織等の地域のコミュニティを生かした避難活動を促進する。
- ⑥避難指示等の発令時は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅 館等への避難を基本とするが、ハザードマップや周囲の状況等により、自宅で 身の安全を確保できる場合は、「屋内安全確保」を行うことを周知する。
- ⑦国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。
 - ア 浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料 として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等が地域 の災害リスクや避難の必要性を理解できるよう努める。
 - イ 土砂災害(特別)警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害 に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザー ドマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりや

すく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める

- ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット 等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努め る。
- エ 高潮による危険箇所や、指定緊急避難場所、避難路等高潮災害の防止に 関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザー ドマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行 い、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。
- オ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リス クや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判 断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場 所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択 肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべ きこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 学校等における防災教育

防災に関する教育の重要性を認識し、気候変動の影響も踏まえつつ、児童生徒等及び学生の発達段階に応じた防災教育を実施するとともに、災害発生時等において、自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう、教育の充実に努めるものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(3) 職員に対する防災教育

1) 防災研修会等の実施

気象・地象・その他防災上必要な知識の向上を図るため、防災関係機関及び研究者の協力を得て防災研修会を実施するとともに、地域防災計画及び関係法令等の習得のため、研修会等を実施する。

2) 防災訓練への参加

防災業務に従事する職員のみならず、他部門及び新規採用職員等を各種防災 訓練に参加させ、防災技術の習得と防災意識の高揚を図る。

3) 見学・現地調査等の実施

防災関連施設・災害警戒箇所等の見学・現地調査を実施し、適正な判断力と 行動力を養成する。

4) 防災関係機関の実施する防災訓練・講演会等への参加 防災関係機関の実施する各種防災訓練・講演会・研修会等に積極的に参加 し、防災技術の習得と防災知識の向上に努める。

[県]

防災知識の普及・啓発に向けた市町村の取組を支援するとともに、自らもあらゆる 機会をとらえ積極的に普及・啓発活動を行う。

[住民]

自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域に おける自主防災組織活動への参加、ハザードマップの活用等を通じ、地域の防災力向 上に努める。また、自ら災害教訓の伝承に努める。

2 防災広報

[市]

- ①関係機関は住民に対してラジオ・テレビ・新聞等を通じ、また広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災コーナーを設けるなど、あらゆる機会をとらえ、積極的な普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。
- ②ラジオ・テレビ・新聞等の報道機関に普及事項の資料を提供し、掲載又は放送についての協力を依頼する。
- ③適時、市広報誌に記事を掲載し、広報を行う。
- ④Webサイトに防災に関するさまざまな情報を掲示するなど、インターネットを 活用した広報により、市民はもとより広く一般に防災知識の普及を図る。
- ⑤町内会・婦人会・自主防災組織等地域の団体、あるいは障害者団体や企業等各種 団体の集会において防災講演等(防災出前講座)を開催したり、あるいは防災関 連DVD等の貸出しを検討し、防災知識の普及に努める。
- ⑥広報車の巡回広報又は有線放送により防災知識の普及に努める。

3 災害ボランティア活動のための環境整備

[市]

- ①災害時における被災者のボランティアニーズに対し、迅速に対応できるよう、医療・看護・介護・通訳等の専門的な資格や技能を有する、専門ボランティアの把握に努めるものとする。
- ②災害発生時に社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より社会福祉協議会と連携・協働し設置に係る事前準備を行う。また、災害ボランティアの養成に努め、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するものとする。
- ③災害時(この項では復興期を含む。)の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、被災者支援に係る関係機関及び社会福祉協議会・NPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、災害ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。
- ④社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

[日赤県支部·社会福祉協議会]

- ①市と協働し、災害時に個人で参加するボランティアを指導し、効果的な活動が実施できるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努める。
- ②防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携及び災

第2節 防災知識の普及

害時だけでなく平常時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会 と力を合わせて、取組を進めることの重要性を啓発する。

③定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進するとともに、平時よりさ まざまな支援活動を行っている団体等との関係づくりを行うことにより、災害発 生時において防災ボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。

防災週間等における啓発事業の実施

[市]

防災週間等の予防運動実施期間を中心として、市民に対する啓発活動を実施し、防 災意識の高揚を図るとともに、水防・土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広 域避難に関する総合的な知識の普及に努める。

◆各種予防運動実施時期

- ・防災とボランティア週間 (1月15日~21日)
- ・防災とボランティアの日(1月17日)
- ・春季全国火災予防運動期間(3月1日~7日)
- 建築物防災週間(3月1日~7日、8月30日~9月5日)
- ・山火事予防運動月間(3月1日~31日)
- · 水防月間 (5月1日~31日)
- ・山地災害防止キャンペーン(5月20日~6月30日)
- ・がけ崩れ防災週間(6月1日~7日)
- ・土砂災害防止月間(6月1日~30日)
- · 危険物安全週間(6月第2週)
- ・火薬類危害予防週間(6月10日~16日)
- ·河川水難事故防止週間(7月1日~7日)
- ·道路防災週間(8月25日~31日)
- 防災週間(8月30日~9月5日)
- ・防災の日 (9月1日)
- ・救急の日 (9月9日)
- ・救急医療週間(9月9日を含む1週間)
- ・国際防災の日(10月の第2水曜日)
- ・高圧ガス保安活動促進週間(10月23日~29日)
- ・津波防災の日(11月5日)
- ・秋季全国火災予防運動期間(11月9日~15日)
- ・雪崩防災週間(12月1日~7日)

第3節 自主防災組織の育成及び消防団の活性化 第1項 方針

自然災害やますます多様化する事故災害に対処するため、市を始めとする防災関連機関と地域住民による自主防災組織とが一体となり、さらには企業等も加わって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

このため、隣保協同の精神に基づく地域住民主体による自主防災組織の活動の充 実・活性化が効果的に行われるよう、協力体制を確立する。その際、女性の参画の促 進に努める。

また、消防団は、災害時に住民の避難誘導を実施することも考えられることから、 災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努め る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例	
市(危機管理室・市民協働局・消防	・自主防災組織の結成促進及び活動活性	
局)	化	
県(危機管理課・消防保安課)	・研修会や出前講座の実施・支援	
消防団	・消防活動に関する訓練	
	・周辺自主防災組織・消防団との連携体制	
	強化	
自主防災組織等	・防災普及啓発活動や訓練の実施	
	・周辺自主防災組織・消防団との連携体制	
	強化	
住民	・自主防災組織・消防団等への参加	

|第3項||実施内容

1 自主防災組織の活動

[自主防災組織等]

自主防災組織は、自らの地域の実情に応じた、地域の共助により自らが行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画」を策定し、計画に基づき、平常時においては継続的に事前の備えとして防災啓発普及活動や防災訓練等を、災害時においては命を守る行動をとれるよう努める。

なお、自主防災組織の編成及び活動は、おおむね次のとおりとする。

本部•班名	平常時の活動	災害時の活動		
本部	 規約の作成及び組織編成並びに連絡体制の確立 組織活動の総括及び運営 各種防災活動の企画立案 市他防災機関との連携確保 事業所、施設等と応援協定締結 	1 役員招集及び役割分担確認 2 組織活動の総括及び運営 3 地域の被害・被災者の把握 4 市他防災機関との各種緊急 連絡 5 事業所、施設等との相互協力		
情報班	 気象・地震の知識の普及 インターネットでの気象情報入手 地域防災マップの作成 巡回及び戸別広報訓練、情報収集 伝達訓練も実施 地域の特性及び災害履歴の周知並 びに被災体験の伝承 	1 インターネットでの気象情報の入 手及び地域への伝達 2 インターネットでの国・県・市から の災害情報・避難情報の入 手及び地域への伝達 3 地域の被害状況の把握		
避難誘導班	 地域独自の避難場所、避難所の指定及び周知 避難経路の安全確認 危険箇所の事前把握 避難訓練の実施 	 災害時及び避難時の避難広報及び避難誘導 行政からの避難情報の周知 避難場所、避難所での秩序の維持 		
救出救護班	 応急手当の習得 要配慮者等の把握 救出用資機材の整備 応急医薬品等の整備 救出・救護訓練の実施 	 要配慮者等の安否確認 負傷者の応急手当 災害場所からの救出活動 負傷者の救護所への搬送 		
初期消火班	1 火災予防及び初期消火知識の普及2 消火栓の場所の確認、消火用水、消火器の確保及び点検3 地域内の危険物の把握4 初期消火訓練の実施	1 火災予防のための巡回2 初期消火活動3 消防機関への協力		
給食給水班	 食料、飲料水の備蓄の啓発 炊き出し用資機材の確保及び点検 食材入手方法の確認 炊き出し訓練の実施 	 牧助物資の必要量の把握 救助物資の配分及び分配 食料、飲料水の調達 炊き出しの実施 		

- ※1 避難場所・避難所の運営は本部指揮の下、各班合同で実施する。
- ※2 市の開設した指定避難所に避難した場合も、避難所運営に協力する。

2 自主防災組織の育成強化・活動活性化

[市]

- ①住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会を基本とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進する。その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。
 - ア 各種マニュアルやパンフレット等を活用した資料の提供
 - イ 出前講座の実施
 - ウ 地域防災マップの作成及びそれに係る検討会
 - 工 D I G(簡易型図上訓練)住民型図上防災訓練
 - オ 地域における防災フェア等、各種行事を通じた普及啓発

- ②地域の中にある消防団経験者、赤十字防災ボランティア等、防災の専門的知識のある住民と連携を取り、リーダーの役割を担う人材の育成を図る。
- ③自主防災組織結成時に、地域の実情に応じた防災活動を行う準備のため、経費を 助成する。また、結成後の活動運営のための経費を助成する。
- ④防災士養成講座や出前講座の開催等により地域の防災リーダーを育成する。
- ⑤平常時において感染症対策を踏まえて活動を行うこと及び災害時においても感染 症対策を踏まえた避難行動、避難所運営・生活等を行うことを周知・啓発する。

3 消防団員の協力要請

[市]

消防団は地域の消防防災活動において最も重要な組織であり、その組織力はもとより団員の一人一人においても、災害警戒時及び発生時における初期消火・救出救助・避難誘導等において、地域の防災活動のリーダーとしての役割は大きい。このため、消防団員の積極的な協力を得て、自主組織の設置・育成・活動活性化を進める。

[県]

消防団の充実・強化を図るため、消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラムの充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる市町村や消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。

4 女性防火クラブの育成

[消防団]

社会情勢の変化により共働き世帯が増えたとはいえ、地域における昼間の在宅者は 女性が多く、そうした地域において災害が発生した場合には、女性による初期消火活 動や応急救護措置等が重要であることから、女性に対する防火・防災知識の普及及び その組織力の強化を図る。

5 幼年、少年消防クラブの育成

[消防団、自主防災組織等]

地域の防火・防災体制を推進又は堅持するためには、将来を担う低年齢者に対し、 正しい知識を教授し育成することが重要であることから、既存の幼年消防クラブ及び 少年消防クラブに対し、知識と体験の両面による育成指導の一層の推進を図る。

6 連合防火委員会の育成

[消防団、自主防災組織等]

地域での防火・防災体制の推進や自助・共助精神の普及啓発には町内会等、あらゆる組織を通じ浸透させる必要がある。このため町内会を単位として一層の体制強化と 促進を図る。 関連する計画等

第4節 企業防災の促進

第1項 方針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、 大きな負のインパクトを与える懸念がある。

さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性 もある。

このため、企業、組織の事業継続や供給網の管理等、企業防災の促進を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・消防局)	・企業との防災協力協定の締結
県(危機管理課・産業労働部)	
企業	・防災活動体制の整備・事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築・災害時における従業員の安全確保体制の整備

第3項 実施内容

[市・県]

- ①企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加 の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な 締結に努める。
- ②企業防災への取り組みに資する情報提供の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画の策定支援に取組む。
- ③企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

[企業]

- ①大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行 うための組織を整備する。
- ②災害時の企業の果たす役割(生命の安全確保・二次災害の防止・事業の継続・地域 貢献、地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するととも に、事業継続計画(BCP)の策定・運用のほか、防災訓練の実施・事業所の耐 震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被 害から、復旧計画策定・各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフライ ンの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保などに取り組み、防 災活動の推進に努める。
- ③ライフライン事業者は、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定 結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整 備、資機材の備蓄等に取り組む。

④豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動する ことのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、 テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるため の適切な措置を講ずるよう努める。

第5節 住民及び事業者の地区防災活動の推進 第1項 方針

災害時において、「自助」・「共助」の精神に基づくコミュニティレベルでの防災力 は、減災を実現する上で極めて大きな役割を担うことが、過去の災害から指摘されて いる。

このため、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に 応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災 計画の素案として岡山市防災会議に提案することができる。また、岡山市防災会議 は、必要があると認めるときは、岡山市地域防災計画に地区防災計画を定めるものと する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室)	・地区防災計画を地域防災計画に反映・制 定
自主防災組織	・防災訓練の実施 ・避難行動要支援者の避難支援体制の構 築
企業	・事業所における防災訓練の実施 ・事業所における物資等の備蓄

第3項 実施内容

[市]

個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区 防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画 で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画 の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図ら れるよう努める。

[自主防災組織・企業]

当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等 の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この 場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、 これを地区防災計画の素案として岡山市防災会議に提案するなど、市と連携して防 災活動を行う。

第6節 災害教訓の伝承

第1項 方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害に おいて培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。 このため、市及び県では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承 を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例		
市(危機管理室・消防局・区役所)	・大災害の教訓・災害文化に関する資料の		
県 (備前県民局)	収集・整理・保存		
	・災害記録等の公開		
住民	・災害記録等を活用した防災意識の向上		

第3項 実施内容

[市・県]

過去に起こった大災害の教訓を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、 調査分析結果や映像を含めた各資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に 保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により 公開に努める。また、防災教育等を通じて、既存の災害に関する石碑やモニュメン ト等の持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意 識の向上に努める。

[住民]

自ら災害教訓の伝承に努める。

第7章 要配慮者の安全確保計画

第1項 方針

高齢者、障害者等の要配慮者について、その状況を把握し防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

社会福祉施設は、要配慮者が災害発生時にも安全で快適な暮らしができるよう、平 素から、施設・設備の点検、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の避難確保 計画策定を支援する。

さらに、医療・福祉対策との連携の下で、要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

地域においては、男女共同参画による自主防災組織の結成・育成により、要配慮者に対する体制を整備し、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から、共に助け合える地域社会づくりを進める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・市民協働局・保健福祉局・下水道河川局・消防局・教育委員会)	・避難行動要支援者名簿の作成・管理及び 避難支援等関係者への提供 ・個別避難計画の作成 ・福祉避難所等の確保 ・避難所運営マニュアル及び福祉避難所 開設・運営マニュアルの作成 ・岡山市災害時多言語支援センターの設 置
県、県警察	・市が行う福祉避難所等の確保への協力
自主防災組織等	・要配慮者に関する情報の把握及び共有 ・個別避難計画の作成
民生委員・児童委員	・避難行動要支援者名簿を活用した要配 慮者支援対策の推進・個別避難計画の作成・個別避難計画を活用した要配慮者支援 対策の推進
社会福祉施設、要配慮者を雇用する 事業所等	・要配慮者に関する情報の把握及び共有 ・防災教育及び訓練の実施
住民	・要配慮者に関する情報の把握及び共有

第3項 実施内容

1 避難行動要支援者名簿の作成

[市]

要配慮者のうち自ら避難することが困難で、支援を要する避難行動要支援者の名簿を作成し、災害時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう努める。

また、避難支援等関係者に対し、あらかじめ名簿を提供するとともに、避難行動要 支援者に対する情報伝達体制や避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等の 一層の充実を図る。名簿の提供に当たっては、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置 を講じる。

(1) 避難支援等関係者

以下に挙げる団体及び個人に対し、避難行動要支援者本人又は親権者、法定代理 人等から書面による同意を得た者の名簿情報を提供する。

ただし、災害発生時や災害が発生するおそれがある場合には、災害種別や規模等を総合的に勘案した上で、当該同意の有無にかかわらず名簿情報を提供する。

- ① 岡山市消防局
- ② 岡山市消防団
- ③ 岡山県警察
- ④ 民生委員児童委員
- ⑤ (社福) 岡山市社会福祉協議会
- ⑥ 自主防災組織
- ⑦ 安全・安心ネットワーク
- ⑧ 町内会等
- ⑨ その他、避難支援等の実施に携わる関係者として市長が必要と認める者

(2) 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、以下の要件を満たす者とする。

- ① 要介護認定3~5を受けている者
- ② 身体障害者手帳1・2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者(心臓、 じん臓機能障害のみで該当する者は除く)
- ③ 療育手帳 A を所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者及び地域定着支援を利用している 精神障害者
- ⑤ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
- ⑥ 上記①から⑤までに該当しないが、避難支援等を要する状況にあり、かつ自ら 避難支援等を希望し、名簿への掲載を申請した者
- ⑦ 上記①から⑤までに該当しないが、避難支援等関係者から、本人又は親権者、 法定代理人等の同意を得た上で、名簿への掲載申請があった者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を 必要とする事由等の名簿記載事項を、関係部局から集約する。

(4) 名簿の更新に関する事項

少なくとも年1回、住民基本台帳、要介護認定、身体障害者手帳等避難行動要支援者に関する情報の異動を反映させ、名簿の更新を行う。

(5) 名簿の管理

庁舎が被災した場合などに名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な 管理に努める。

(6) 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するための措置

名簿には秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難支援等関係者への名簿提供 に際し、以下に掲げる措置を講ずる。

- ① 名簿の提供範囲は、要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限る。
- ② 避難支援等関係者には、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ③ 名簿を施錠可能な場所へ保管するよう指導する。
- ④ 名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ⑤ 名簿の提供先が個人でなく団体の場合、団体内部で名簿を取り扱う者を指定し するよう指導する。

(7) 要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告に関する 配慮

着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 高齢者や障害者等にもわかりやすい言葉や表現、説明等にする。
- ② 同じ障害でも、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意する。
- ③ 防災行政無線や広報車による情報伝達に加え、緊急速報メールを活用するなど、 複数の手段を有効に組み合わせる。
- ④ 要配慮者自身が情報を取得できるよう、日常的に使用する機器等への災害情報 の伝達を活用する。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提に、可能な範囲で避難支援等を行うことから、避難支援等関係者の安全確保には 十分に配慮する。

2 個別避難計画の作成

[市]

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成 するよう努める。

また、避難支援等関係者に対し、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。

(1) 優先度の高い避難行動要支援者の範囲

個別避難計画は、避難支援等関係者への名簿提供に同意している要支援者のうち、床上浸水区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域などの居住者を優先して、避難支援等関係者などの協力を得て作成する。

(2) 作成に必要な個人情報及びその入手方法

個別避難計画の作成にあたり、要支援者の個人情報や緊急連絡先、避難支援等実施者等に関する個人情報は、原則、郵送や訪問等の方法により本人又はその家族等から聴取する。また、必要に応じて、福祉事業者に対して当該避難行動要支援者の情報提供を求める。

(3) 更新に関する事項

個別避難計画は、要支援者の心身の状況等の変化や居住地のハザード状況の変化により、支援内容等に変更が生じる場合において、本人・家族又は避難支援等関係者からの申し出により適宜更新を行う。

(4) 個別避難計画と地区防災計画の整合

地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

以下については、前項の避難行動要支援者名簿と同様の取り扱いとする。

- (5) 避難支援等関係者
- (6) 個別避難計画の管理
- (7) 個別避難計画情報の提供に際し情報漏えい防止するための措置
- (8) 要配慮者が円滑に避難を行うことができるための通知又は警告の配慮
- (9) 避難支援等関係者の安全確保

3 福祉避難所等の確保

[市]

- ①福祉避難所の確保に努めるものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体 と協力協定の締結等を行う。
- ②要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるとともに、平常時から福祉避難所への避難の対象となる配慮者の現況 把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握に努め、老人福祉施設や障害者支援施設等と連携し要配慮者がより専門性の高いサービスを受けることができる福祉避難所の指定を行うものとする。
- ③小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることが出来るスペースの確保に努めるものとする。
- ④被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響 が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める

- ⑤福祉避難所について、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、 受入れ対象者を特定して公示する。
- ⑥前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の 上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が福祉避難所へ直接避難することができ るよう努めるとともに、要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促 進する

[県]

①市が行う福祉避難所等の確保に協力し、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団 体と協力協定の締結等を行う。

4 防災知識の普及

[市]

①社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者等の在宅生活の 安全を確保するため、本人を始め家族・障害者相談員・関係施設職員及びボラン ティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を、研修等を 通じて行う。

[要配慮者を雇用する事業所等]

- ①施設職員や入所者等に対し、防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難 な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図 る。また、災害への備えや災害発生時における、迅速かつ的確な対応を行うた め、あらかじめ次の内容のマニュアルを作成し実施する。
- ②施設職員・入所者等の任務分担・動員計画・緊急連絡体制
- ③地域住民とともに行う防災訓練

[住民(要配慮者等)]

①要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた、生活方法・介護方法・ 医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活 に必要な用具・補装具・特定の医療品等の入手方法等について、明確にしておく ものとする。

5 生活の支援等

[市]

災害時において、要配慮者等に対する必要な情報提供や、支援等が迅速かつ的確に 行われるよう、次の事項を含む避難支援全体計画、避難所運営マニュアル及び福祉避 難所開設・運営マニュアル等を作成する。

- ①要配慮者等の安否確認及び必要な支援の内容の把握に関する事項。
- ②ボランティア等、生活支援のための人材確保に関する事項。
- ③要配慮者の特性等に応じた、情報提供に関する事項。
- ④外国人の特性に応じた言語や、生活習慣への対応に関する事項。
- ⑤特別な食料(軟らかい食品・粉ミルク等)を必要とする者に対する、当該食料の 確保・提供に関する事項。

- ⑥指定避難所・居宅等へ必要な資機材(車いす・障害者用トイレ・ベビーベッド・ ほ乳びん)等の設置及び配布に関する事項。
- ⑦指定避難所・居宅等へ相談員の巡回による生活状況の確認、その他健康相談等に 関する事項。
- ⑧指定避難所・在宅等の要配慮者等のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者について、当該施設への受入要請に関する事項。

[住民]

町内会、民生委員・児童委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者等を支援できる地域社会の醸成に努める。

また、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等、要配慮 者等の生活について知識の習得に努める。

6 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成

[市]

「岡山市要配慮者利用施設避難確保計画策定支援連絡会議」を通じて、関係部署が 連携し、要配慮者利用施設が避難確保計画を速やかに作成するよう支援する。

[社会福祉施設等]

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を 定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それ に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

7 施設間相互の連携

[市]

あらかじめ、介護保険施設、障害者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員 数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うこ とにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

[県]

介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する都道府県や近 隣都道府県における同種の施設、ホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れ に関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を都道府県に登録す るよう、要請する。

8 岡山市災害時多言語支援センターの設置

[市]

災害発生時に岡山市災害時多言語支援センターを設置し、以下の業務を行う。

- ①外国人に災害・避難の情報を多言語で発信する。
- ②外国人の避難・被災の状況、支援ニーズを把握する。
- ③外国人被災者からの相談への対応を行う。

第8章 防災対策の整備・推進

第1節 防災に関する調査研究の推進

第1項 方針

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象・地域的特性を有して おり、火災や爆発等の事故災害は、施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携の下に、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報・社会情報・防災情報等、防災関連情報の収集と備蓄に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知に活かす。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・下水道河川局・消 防局)	・災害危険区域の現地調査・被害の想定及び見直し

第3項 実施内容

1 危険地域の実態把握

[市]

法による災害危険区域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他 の危険区域についてもその実態を把握する。

- ①急傾斜地崩壊危険区域の把握
- ②水害危険区域の把握
- ③地すべり危険区域の把握
- ④火災危険区域の把握
- ⑤その他災害危険区域の把握

2 危険地域の被害想定

[市]

災害時において迅速・的確な災害対策が実施できるよう、各地域について関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録等 の活用のため施策等を推進する。

3 防災研究成果の活用

[市]

国等で実施した防災に関する研究成果等を踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

関連する計画等

備蓄計画 物資供給計画 第8章 防災対策の整備・推進 第2節 緊急物資等の整備

第2節 緊急物資等の整備

第1項 関係機関の役割の例

機関 役割の例 市(危機管理室) ・食料・資機材等の備蓄 県

第2項 実施内容

1 物資の備蓄・調達

[市・県]

大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定され るなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生 活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調 達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登 録に努める。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得 た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじ め、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮 するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

体制の整備

[市・県]

- ①大規規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施 できないため、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格・性質 に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うとともに、備蓄 拠点を設けるなど、体制の整備に努める。
- ②緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷 捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。その際、災害時に 物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保で きるよう適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める
- ③平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに災害 協定を締結した民間事業者の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努め る。
- ④大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システ ムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸 送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続 を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための 準備に努める。

3 被災地支援に関する知識の普及

[市・県]

小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災 地支援に関する知識の普及に努める。

救助実施市である岡山市は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、県及び必要な関係者との連絡調整を行う。

第3節 公共用地等の有効活用

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室)	・避難場所・避難施設確保に伴う公共用地等
県	の有効活用

第2項 実施内容

[市・県]

避難場所、避難施設、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有 財産の有効活用を図る。

第4節 被災者等への的確な情報伝達活動

第4節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・市民協働局・保健 福祉局・都市整備局)	・災害情報を被災者等へ速やかに伝達す る手段の確保
県	

第2項 実施内容

[市・県]

- ①被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報 伝達の際の役割・責任等の明確化に務める。
- ②防災行政無線の整備やIP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報 を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。
- ③報道機関に加え、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセ グ放送等の活用や、Lアラート(災害情報共有システム)を通じた情報発信によ る警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、Lアラート(災害情報共 有システム)で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図 化等による伝達手段の高度化に努める。さらに、要配慮者、災害により孤立化す る危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃 貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都 市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達 できるよう必要な体制の整備を図る。
- ④居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容 易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避 難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。
- ⑤気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停 電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。
- ⑥住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

災害救助法事務 マニュアル

第5節 災害救助基金等の整備

第1項 実施機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室)	・災害救助基金の積立て
県(子ども・福祉局)	

第2項 実施内容

[市・県]

災害救助法(昭和22年10月18日法律第118号)第22条の規定により、同法第21条に規定する災害救助に要する費用支弁の財源に充てるため、災害救助基金の積立てを行う。

123

第3部 災害応急対策計画

第1章 防災組織

第1節 防災体制

市域内に非常災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、総合的な災害 予防及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、市長は、法第23条の 二及び岡山市災害対策本部条例に基づき岡山市災害対策本部、又は岡山市災害警戒本 部を設置する。

災害対策本部及び災害警戒本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係機関との連携の確保に努める。また、本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。また、災害対策本部及び災害警戒本部は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

なお、災害のおそれが解消し又は災害応急対策がおおむね完了したと認められると きは、これを解散する。

1 災害対策組織の種別

災害の発生状況等に応じて設置する本市の災害対策組織は、次のとおりとする。

- ①災害警戒本部 (1号配備、2号配備)
- ②災害対策本部 (2号配備、3号配備、4号配備)

なお、災害警戒本部設置後は、事態の推移等によって、上位体制である災害対策 本部に移行する場合がある。

2 災害警戒本部

(1) 設置基準(風水害等によるもの)

- ① 岡山市に暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、大雪の気象警報のいずれかが発表されたとき
- ② 岡山市内で水防警報が発表されたとき
- ③ 台風が岡山県又は近県を通過することが確実となったとき
- ④ 局地的集中豪雨が予想されるとき
- ⑤ 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき
- ⑥ 火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき
- ⑦ その他市長が必要により災害警戒本部設置を指示したとき

(2) 災害警戒本部の任務及び組織と役割

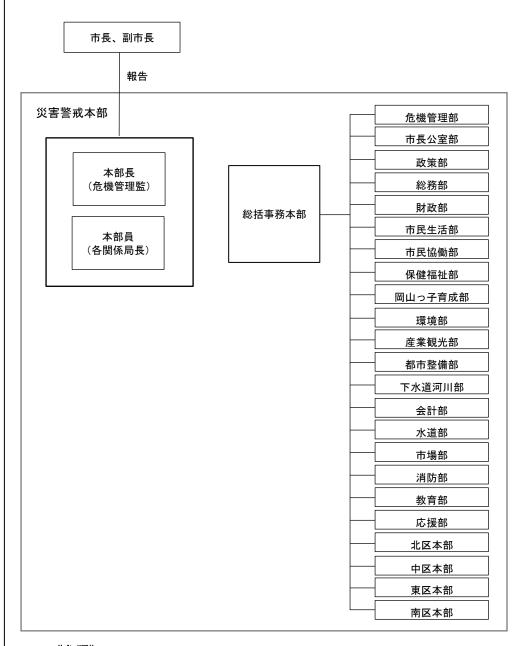
災害警戒本部の任務、組織と役割は、災害対策本部組織に準ずる。ただし、本部 長は危機管理監とする。なお、危機管理監が出張等のため不在又は連絡不能の場合 は、危機管理室長が意思決定を行う。また、災害警戒本部を設置した場合、速やか に市長へ報告を行う。

第1章 防災組織第1節 防災体制

(3) 災害警戒本部の設置場所

保健福祉会館8階災害対策本部室に設置する。

(4) 組織表



《参照》

- ○資料編 第11 岡山市災害対策本部組織
 - 2 本部における部・班の所掌事務
 - 3 区本部における部・班の所掌事務

3 災害対策本部

- (1) 設置基準 (風水害等によるもの)
 - ① 特別警報が発表されたとき。
 - ② 火災、爆発その他大規模な事故が発生し、2号配備では対処できないとき。

- ③ 大雨・洪水・高潮等の異常な自然現象により、相当規模の災害が発生し、さらに市内全域に災害が拡大するおそれのあるとき。
- ④ 災害警戒本部から事態の推移により、災害対策本部設置の必要性が認められた とき。
- ⑤ その他市長が必要により災害対策本部設置を指示したとき。

(2) 国 (非常災害現地対策本部等)・県との連絡調整

災害対策本部は、国及び県の対策本部と連絡調整を行い、国・県が実施する対策と整合を図りながら、災害応急対策を行うとともに、必要に応じ、関係地方行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努める。また、市対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(3) 設置等の公表

災害対策本部を設置又は解散したときは、住民等へ公表及び関係機関への通報を 行う。

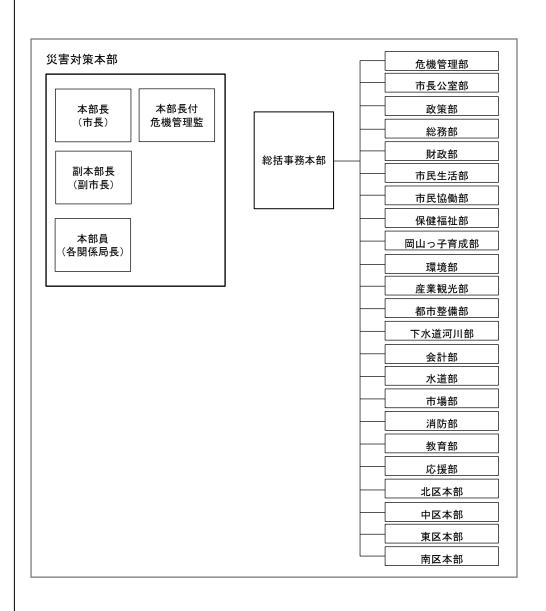
(4) 任務

- ① 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること
- ② 災害対策の連絡調整及び広報に関すること
- ③ 水防その他災害の応急対策に関すること
- ④ 災害救助その他民生の安定に関すること
- ⑤ 被災地の清掃及び防疫、その他保健衛生に関すること
- ⑥ 被災農林水産業に関すること
- ⑦ 応急教育に関すること
- ⑧ 施設及び設備の応急復旧に関すること
- ⑨ その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること

(5) 災害対策本部の組織と役割

- ① 災害対策本部(本庁)と区本部(各区)の体制とする。
- ② 災害対策本部は、災害情報等の収集、国・県・関係機関との連絡調整、各区本部・各部の災害応急対策等の指揮・支援等、災害対策全般を統括する。
- ③ 区本部は、その管轄区域の被害の状況等に応じ、災害応急対策を実施するため、 当該地区を所管し、かつ、地域住民に最も身近な各区役所に設置する。
- ④ 現地災害対策本部は、相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたときに設置する。

(6) 組織表



《参照》

- ○資料編 第11 岡山市災害対策本部組織
 - 2 本部における部・班の所掌事務
 - 3 区本部における部・班の所掌事務

4 災害対策本部会議

本部長は、災害対策本部の運営及び災害対策の推進に関して協議するため、災害対策本部を設置したとき及びその後、必要な都度、災害対策本部において災害対策本部 会議(以下「本部会議」という。)を招集する。

(1) 構成

本部会議は、本部長・副本部長・本部長付及び本部員をもって構成する。

ただし、本部長は災害の規模・種別等により必要と認めるとき、副本部長及び関係本部員のみで構成する本部会議を招集することができる。

(2) 協議事項

- ① 本部体制の配備及び解除に関すること。
- ② 重要な災害情報・被害状況の分析及びこれに伴う応急対策の基本方針に関すること。
- ③ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ④ 災害対策の重要な連絡又は総合調整に関すること。

(3) 開催基準 (風水害等によるもの)

以下事象の発生後、市長等と相談のうえ、1時間以内に災害対策本部会議を開催 する。災害対策本部が未設置の場合は、あわせて災害対策本部を設置する。

- ①相当規模の災害の発生が予測されたとき。
 - ・旭川ダム放流:1,500㎡/s以上の放流が見込まれる事前連絡があり、更なる放流量の増加が予測されたとき。
 - ・岡山市が24時間後の台風進路予報円に入ったとき。
 - ・特別警報の発表が事前にされたとき。
- ②相当規模の災害が発生したとき。
 - ・ 土砂災害:人的被害又は家屋倒壊が発生したとき。
 - ・河川災害:1級河川及び2級河川の破堤があったとき。
 - ・ため池災害:ため池が破堤し、人的被害又は家屋倒壊が発生したとき。
- ③特別警報が発表されたとき。
- ④宇野港の潮位が、2.3m (TP) に達することが見込まれるとき。
- ⑤多数の市民に影響を及ぼす重大な事件、事故等が発生したとき。
 - ・大規模火災や危険物流出案などが発生したとき。
 - ・道路陥没など、ライフラインに重大な被害が発生したとき。

5 総括事務本部の設置と運営

(1) 設置

災害対策 (警戒) 本部が設置されたときは、本部の総括的事務を処理するため総 括事務本部を設置する。

- ① 各部・班長は関係職員を指名して総括事務本部に常駐させる。
- ② 総括事務本部は、保健福祉会館8階災害対策本部室に設置する。

第1節 防災体制

(2) 幹部の常駐

本部長は、必要があると認めるときは、副本部長又は本部員を指名して総括事務 本部に常駐させる。

(3) 関係機関からの派遣

防災関係機関は、必要に応じて連絡員を総括事務本部に派遣する。

6 非常時における職務代理者

市長に事故ある場合の職務代理者は次のとおりとする。

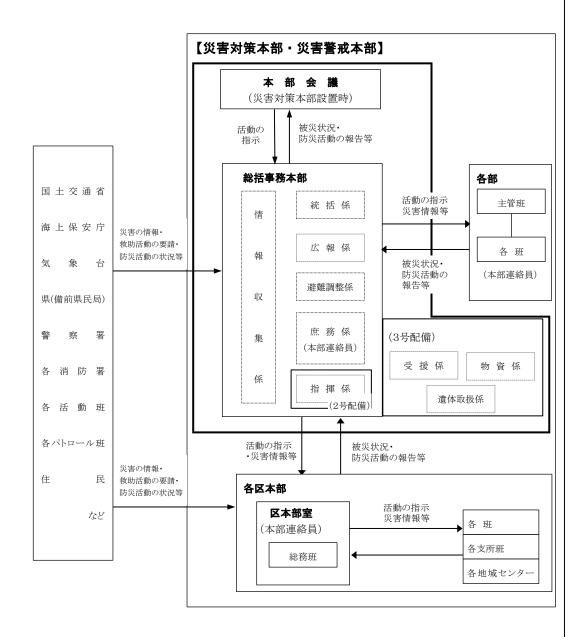
第1位副市長、第2位副市長、第3位危機管理監、第4位消防局長若しくは平素よ り特定災害・特定有害物質等を担当している局長

※副市長の順位は地方自治法第152条の規程による市長の職務代理者に関する規則 で定める副市長の順序による

《参照》

○資料編 第11 岡山市災害対策本部の組織 4 総括事務本部事務分担

【災害対策(警戒)本部の情報・伝達・報告の系統図】



7 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。

対策本部事務局の担当局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

8 感染症対策を踏まえた対応

新型コロナウイルス感染症等の流行時には、感染症対策を踏まえた対応を行う。

第2章 配備体制

第1節 配備体制

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、気象又は事故災害等の状況に応じた配備体制により、防災活動を行うものとする。

配備体制は、監視体制(待機配備)・注意体制(1号配備)・警戒体制(2号配備)・特別警戒体制(3号配備)・非常体制(4号配備)に区分する。

(1) 配備決定

1) 事前協議及び報告

危機管理監及び関係部長は、気象官署及び国・県の河川管理者から、防災 気象情報及び指定河川洪水予報等が発表され又は火災・事故等が発生し、防 災活動を実施する必要が認められる場合、次の事項について協議し、本部長 に報告する。

なお、勤務時間外又は特別の事由がある場合は、危機管理班長及び関係班 長が代行することができる。

- ア 気象予報及び警報、観測値の実況並びにその変化の把握及び分析
- イ 河川及び児島湖の水位・海面潮位の実況及び変化の把握・分析
- ウ 災害発生状況の把握及び分析
- エ 対応策及び配備体制
- オ その他必要事項

2) 配備指令

- ア 本部長は、防災活動を実施するため必要と認めた場合、本計画に定める 配備の種別及び基準に基づき配備指令を発令する。ただし、災害の種 類・規模・態様によって必要と認める場合は、この基準と異なる配備 体制を発令し、また各部・各区本部ごとに異なる配備体制を発令する ことができる。
- イ 各部長・区本部長は、災害の種類・規模・態様によって必要と認める場合は、本部長の承認を得てこの基準と異なる配備体制をとることができる。
- ウ 本部長は、災害発生のおそれがなくなったとき又は災害対策本部を解散 したときは、配備指令を解除する。

(2) 配備対象職員

配備につくべき職員は、本市に勤務する職員全員とする。

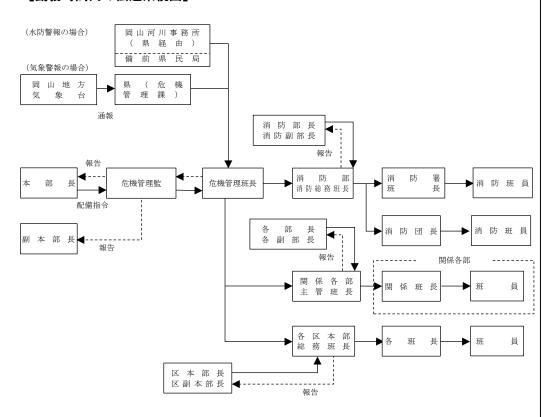
ただし、病弱者又は災害時において急病若しくは負傷し、災害応急対策の実施が 困難な者は除く。

第2節 配備要領

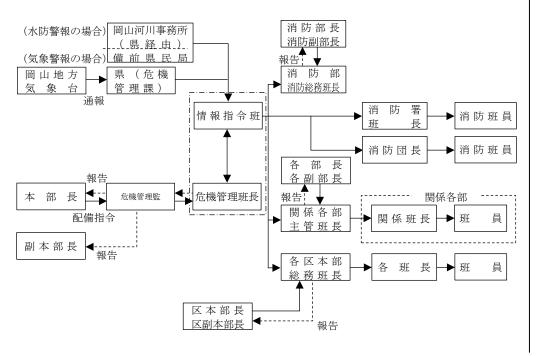
(1) 配備指令の伝達

配備指令が発令されたときは、配備指令・安否確認システムにより、その内容を 迅速かつ正確に伝達する。ただし、各部において、個別に配備指令を伝達する必要 がある場合は、下記伝達系統図により伝達する。

【勤務時間内の伝達系統図】



【勤務時間外の伝達系統図】



(2) 配備中の活動基準

- ① 各部・班長は、配備指令が発令されたときは、あらかじめ定めた職員及び災害 応急対策を実施する上でその都度必要とする職員を配備につけ、災害応急対策 を実施する。
- ② 配備指令を受けた職員は、直ちに登庁又は指定された場所に出動し、上司の命に従い災害応急対策に従事する。
- ③ 待機配備時は、主として気象情報・災害情報の迅速かつ的確な収集伝達等を行う。
- ④ 各号配備時は、災害対策本部の事務分担に従って行う。

(3) 指定避難所への指定職員の配置、応援配備

1) 指定避難所への指定職員の配置

災害対策(警戒)本部が設置されたときは、原則として本部設置から初動期の概ね3日間は、予想される災害の規模に応じて、あらかじめ小学校区ごとに定めた担当局室の指定職員を指定避難所に配置し、指定職員は地域住民等と協力し、避難所運営等に従事する。

ア 指定職員の指名

- a 本部長は、指定職員を指名する。
- b 指定職員の指名は、毎年度当初に(定期人事異動の後)行う。
- c 指定職員に特段の事情が発生した場合は、本人の届け出により指定職員の解任又は変更を行うことができる。
- イ 指定職員の任務

指定職員は、区本部長の命を受けて、避難所運営等に従事する。

- ウ 指定職員の招集
 - a 区本部長は、区役所管内の指定避難所が開設されることが予想される 場合、指定職員の全員又は必要な人員を招集することができる。

2) 応援配備

配備に必要な要員が不足する場合は、必要な要員の応援配備を行う。

応援配備は原則、本部設置から初動期の概ね3日間の初動応援を行う「各部からの応援配備」と、それ以降の場合の「他機関等からの応援配備」による。 ただし応援時期は、災害の規模に応じて判断するものとする。

ア 各部からの応援配備

各区本部長・各部長は、災害応急対策を実施するに当たり、要員が不足 し、他部の応援を必要とする場合は本部長に要請し、本部長は、応援 配備について受援係に指示する。受援係は総務部と連携し、すべての 部長又は各区本部長に必要な要員の派遣を指示し、職員を配備する。

イ 他機関等からの応援配備

各区本部長・各部長は、要員が不足し、他機関等への受援を必要とする 場合は、本部長に要請し、本部長は、受援配備について受援係に指示 する。受援係は総務部と連携し、必要な人員や業務内容を把握したう えで、受援計画や災害対策本部マニュアルに基づき、各機関へ応援を 要請する。

(4) 配備状況の報告

各区本部長・各部長は、配備指令に基づき職員を配備したときは、職員の配備状況を速やかに本部長に報告する。

(5) 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、設置前に発令されていた配備指令は、引き続き 災害対策本部における配備指令となる。また、既に配備についている職員も引き続 き本部職員として本部の事務分担に従って災害応急対策に従事する。

(なお、第2章配備体制における職名は、本部設置前においては、岡山市職員職名規程(昭和59年市訓令甲第10号)の職名に読み替えるものとする。)

(6) 配備に対する職員の心構え

- ① 職員は、あらかじめ定められた災害時における配備体制及び自己の任務に、十分習熟しておかなければならない。
- ② 職員は、勤務時間外において災害が発生し又は発生のおそれがあると認められるときは、次の事項に留意しなければならない。
 - ア インターネット・テレビ・ラジオを視聴し、災害の発生等事態の推移を 把握する。
 - イ 所属班長等と連絡をとり、進んでその指揮下に入る。
 - ウ 通信途絶時等の場合は、自らの判断により速やかに登庁する。
 - エ 自宅待機に努めるとともに、やむをえず外出する場合は、家族あるいは 班長等に行先を告知し、常時連絡がとれるようにする。

第3節 配備体制・基準表

(1) 活動内容等

種別	活動内容	配備	配備規模
	局地的な被害が予想される場合に、速		(本部は未設置)
監視体制	やかに1号配備に移行するため、気象情	4 1- 140 	若干名
	報等の収集及び配備指令の伝達を行う体	待機配備	
	制。		
	災害が発生するおそれがある場合に、		災害警戒本部
	局地的又は小災害に対応できる体制。		
沙	災害情報等の収集伝達及び警戒巡視並び	4 D X 7 (#x	必要最小限の職員
注意体制	に災害応急対策を実施する。	1号配備	
	なお、事態の推移に伴い、直ちに上位		
	の体制に移行しうる体制とする。		
	災害が数地区で発生し、又は拡大の危		災害警戒本部
	険性がある場合に、災害応急対策の実施		災害対策本部
	及び災害の拡大を防止するための体制。		対象職員の3分の1程度
数小人人人们	災害情報、被害状況等の収集伝達及び		
警戒体制	災害応急対策並びに災害防除措置を実施	2号配備	
	する。		
	なお、事態の推移に伴い、直ちに上位		
	の体制に移行しうる体制とする。		
	相当規模の災害が発生し、拡大のおそ		災害対策本部
	れがある場合に、災害応急対策及び救助		
	活動実施並びに災害の拡大を防止するため		対象職員の2分の1程度
	の体制。		
特別警戒体制	気象情報・災害情報・被害状況等の収	3 号配備	
	集伝達及び災害応急対策並びに災害防除		
	措置を実施する。		
	なお、事態の推移に伴い、直ちに非常		
	体制に移行しうる体制とする。		
	大規模な災害又は事故に対し、緊急か		災害対策本部
非常体制	つ総力をあげて災害諸対策を強力に推進	4号配備	全職員
	する体制。		

※水防計画に係る詳細は、「岡山市水防計画」を参照のこと。

(2) 災害別配備基準

<u> </u>		
体制	風水害	大規模火災・事故等
監視 体制 待機 配備	① 岡山市に次の気象注意報のいずれかが発表されたとき。(大雨、洪水、高潮)	
注意 体制 1 号 配備	① 岡山市に次の気象警報のいずれかが発表されたとき。(暴風、大雨、洪水、高潮、 暴風雪、大雪) 2 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、 規模等の予想が困難なとき。 ③ 岡山市内で水防警報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により当該配備を指示 したとき。	
警戒 体制 2 号配備	1 台風が岡山県又は近県を通過することが確実となったとき。 2 長雨が続き、岡山市に大雨・洪水警報が発表されたとき、又は局地的集中豪雨が予想されるとき。 3 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4 その他市長が必要により当該配備を指示したとき。	1 火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき。
特別 警戒 体制 3 号配備	1 大雨・洪水・高潮等の異常な自然現象により、相当規模の災害が発生し、さらに市内全域に災害が拡大するおそれのあるとき。 ② 特別警報が発表されたとき。	1 火災、爆発その他重大な事故により 相当規模の被害が発生し2号配備 では対処できないとき。
非常 体制 4 号配備	1 台風、大雨、洪水、津波等の異常な自然現象により、市内全域において災害が続発し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。 2 特別警報が発表され、かつ市長の指示があったとき。	1 火災、爆発その他重大な事故により 甚大な被害が発生し3号配備では 対処できないとき。

- ※上記の他、市長が必要により各配備体制を指示することがある。
- ※丸数字は、自動発令とする。
- ※高潮警報 (特別警報 [高潮]除く)のみの発表により警戒地域が沿岸部のみとなる場合、沿岸部のない区本部は初動から除く。
- ※特別警報 [暴風雪、大雪]については、状況に応じて配備体制を決定する。
- ※水防計画に係る詳細は、「岡山市水防計画」を参照のこと

第3章 防災活動

第1節 防災気象情報等

第1項 方針

気象官署は、気象・地象及び水象の観測の成果により、災害の起こるおそれがあると予想されるときは、災害の予防及び交通の安全の確保等のため、気象業務法に基づき防災関係機関及び住民に対し、伝達すべき各種注意報・警報・気象情報等防災気象情報を発表する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理部・消防部)	・火災注意報・火災警報の発表
県 (備前県民局)	・河川の洪水予報の発表・特別警戒水位 (氾濫危険水位) 情報等の発表・水防警報の発表
岡山地方気象台	・河川の洪水予報の発表 ・防災気象情報の発表
中国地方整備局(岡山河川事務所)	・河川の洪水予報の発表・特別警戒水位(氾濫危険水位)情報等の発表・水防警報の発表

第3項 実施内容

1 気象予報・警報等の対象区域及び種別

[県·岡山地方気象台·中国地方整備局]

気象官署が、気象状況の変化に伴って、防災関係機関及び住民に対し、防災対策の 実施のために伝達する気象予報・警報等の対象区域並びに種別は次のとおりである。

(1) 予報・警報等の対象区域

1) 細分区域

予報は一次細分区域、注意報及び警報は二次細分区域単位で発表される。

府県予報区	一次細分区域	二次細分区域
	北部	各市町村
岡山県	南部	各市町村

(2) 気象予報・警報等の種別

1) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。大雨特別警報は災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レ

ベル5に相当。高潮特別警報は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

2) 気象警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。 高潮警報は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。大雨警報(土砂災害)及び洪水警報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

3) 気象注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により、災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。大雨及び洪水注意報、高潮注意報は警戒レベル2。なお、高潮注意報は高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

4) 気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意 点が解説される場合等に発表される。台風情報、大雨情報等がある。

5) 土砂災害警戒情報

大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

6) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(県南部、北部)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

第1節 防災気象情報等

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、 その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている 旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

灰色網掛け:市以外の役割

142

8) 大雨・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
土砂キキク	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地
ル(大雨警	 図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す
報(土砂災	- 情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測
害)の危険	┃ ┃を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(土 ┃
度分布)	 砂災害) や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危
	 険度が高まっている場所を面的に確認することができ
	る。
	- 「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必
	 要とされる警戒レベル5に相当。
	 ・「危険」(紫):危険な場所からの避難が必要とされる警
	戒レベル4に相当。
	 ・「警戒」(赤):高齢者等は危険な場所からの避難が必要
	とされる警戒レベル3に相当。
	・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確
	認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる
	警戒レベル2に相当。
浸水キキク	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測
ル(大雨警	を、地図上で1km 四方の領域ごとに5段階に色分けし
報(浸水	て示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用い
害)の危険	て常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)
度分布)	等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面
	的に確認することができる。
	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必
	要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキク	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周
ル(洪水警	知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まり
報の危険度	の予測を、地図上で河川流路を概ね1km ごとに5段階
分布)	に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の
	予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報
	等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面
	的に確認することができる。
	・「災害切迫」(黒):命の危険があり直ちに安全確保が必
	要とされる警戒レベル5に相当。
	・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警
	戒レベル4に相当。
	・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要
	とされる警戒レベル3に相当。
	・「注意」(黄):ハザードマップによる災害リスクの再確
	認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる
	警戒レベル2に相当。
流域雨量指	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周

数の予測値 知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水

短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。

9) 早期注意情報 (警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。 当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(県南部、北部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(県南部、北部)で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

10) 大気汚染気象予報

大気汚染が発生するおそれがある場合、岡山地方気象台から大気汚染による 公害の防止措置を行う県の機関に対して、大気汚染気象及び大気汚染気象予報 に関する事項を通報する。また、岡山地方気象台は、一般にスモッグ気象情報 を発表している。

市は、光化学オキシダント及びPM2.5など大気汚染物質が高濃度になった場合は、関係機関へ情報提供し、市民等へ周知する。

11) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められると きに岡山地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市や消防本部に伝達 される。

2 河川に対する警報

[県・岡山地方気象台・中国地方整備局]

(1) 洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報である。中国地方整備局(岡山河川事務所)又は県(備前県民局)が岡山地方気象台と共同で次表の標題により発表する。警戒レベル2~5に相当する。

標題		概要
氾濫発生	•	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫
情報		が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動が必要となる。
	•	災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに
		身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
氾濫危険	•	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続している
情報		とき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込
		まれるときに発表される。
	•	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対
		応を求める段階であり避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所
		からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫警戒	•	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し
情報		さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫
		危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避
		難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性
		がなくなった場合を除く)に発表される。
	•	高齢者等避難の発令の判断の参考とする、高齢者等は危険な場所か
		らの避難が必要とされる警戒レベル3相当。
氾濫注意	•	氾濫注意水位に到達しさらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注
情報		意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避
		難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないときに発表さ
		れる。
		ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避
		難行動の確認が必要とされる警戒レベル2相当。
	氾情報 泡情報 心情報 整本 注意	 氾濫発生 情報 心 い い

※氾濫注意水位:出水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。

避難判断水位:住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位。 市町村長の高齢者等避難の発表判断の目安。

氾濫危険水位:洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれ がある水位。市町村長の避難指示等の発令判断の目安。

(2) 特別警戒水位(氾濫危険水位)情報

水防法に基づき国土交通大臣、県知事又は市長が定めた「水位周知河川」「水位周知下水道」又は「水位周知海岸」において、洪水、雨水出水又は高潮による災害の発生を特に警戒すべき特別警戒水位に達したときに、中国地方整備局(岡山河川事務所、関係県民局)又は市町村が関係機関等にその旨通知する。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣若しくは県知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波、又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表するものである。

3 消防法による警報

[市]

消防法第22条の規定に基づき、気象官署から火災気象通報の発表を受けたとき、 気象状況が火災の予防上危険であると認められたとき、その状況により市域に対 し、火災注意報は消防局長が、また火災警報については市長が発令し、市域に在る 者に対し、火気の使用の制限をするものとする。

《参照》

○資料編 第7 予報・警報等の種類と基準等

第2節 気象予報・警報等の収集・伝達

第1項 方針

県・その他防災関係機関から気象予警報等の通信を受信した場合、迅速かつ的確に 全庁に周知し、防災体制を整えるとともに、出来るだけ多くの手段を用いて住民等に 伝達(特別警報の情報は伝達義務)するものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市 (災害対策本部)	防災気象情報の周知
	・ 土砂災害警戒情報の周知
	・洪水予報の周知
	・水位情報の周知
	・旭川ダム放流情報の周知
	・火災警報・注意報の発表周知
県(関係部署・備前県民局)、県警察	・防災気象情報の伝達
	・ 土砂災害警戒情報の発表
	・洪水予報の発表
	・水位情報の発表
	・旭川ダム放流情報の伝達
	・火災気象通報の伝達
岡山地方気象台	・防災気象情報の発表
	・ 土砂災害警戒情報の発表
	・洪水予報の発表
	・火災気象通報の発表
中国地方整備局(岡山河川事務所・	・防災気象情報の伝達
岡山国道事務所)	・洪水予報の発表
自衛隊(陸上自衛隊(第 13 特科隊	・防災気象情報の伝達
等))	・ 土砂災害警戒情報の伝達
気象庁	・防災気象情報の発表
旭川ダム統合管理事務所	・旭川ダム放流情報の発表
NTT西日本	・防災気象情報の伝達
NHK岡山放送局	・防災気象情報の周知
各民間放送会社	
報道機関	
住民	・各種防災情報の把握

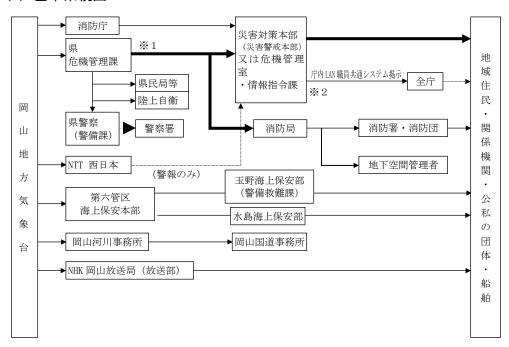
第2節 気象予報・警報等の収集・伝達

第3項 実施内容

1 防災気象情報等の伝達系統

[市・県・県警察・岡山地方気象台・中国地方整備局・第六管区海上保安本部・NTT 西日本・NHK 岡山放送局]

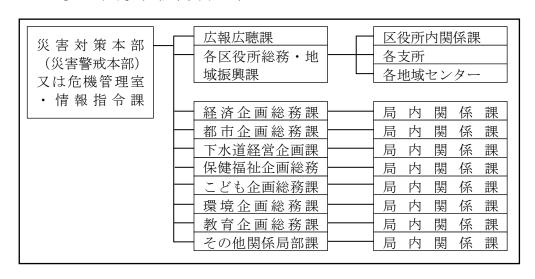
(1) 基本系統図



※太線は特別警報時に義務化された部分

(2) 勤務時間外

- ① 勤務時間外における岡山県からの防災気象情報の受信は情報指令課・危機管理 室が行う。(上記系統図※1)
- ② 勤務時間外において情報指令課・危機管理室が防災気象情報の伝達を受けたとき、危機管理室長はその内容により関係課長等に対し、電話等により伝達するものとする。(上記系統図※2)

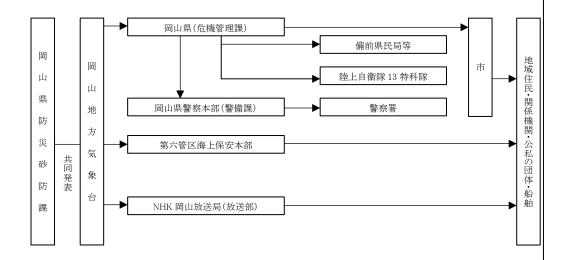


2 津波注意報・警報の伝達系統

※「地震・津波災害対策編」第3章第1節第2項2津波注意報・津波警報の伝達による。

3 土砂災害警戒情報の伝達系統

[市・県・県警察・岡山地方気象台・自衛隊・NHK 岡山放送局]



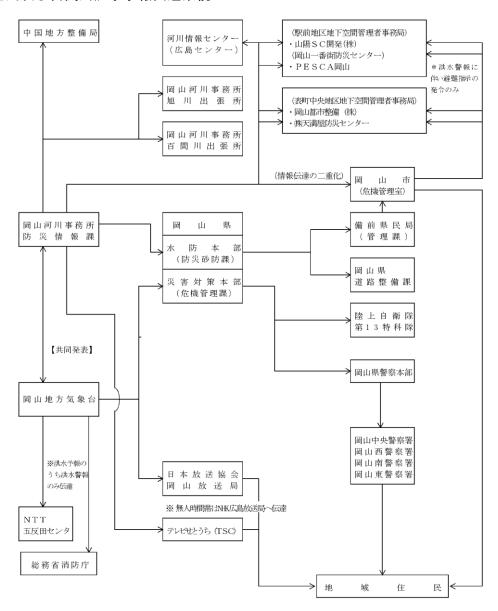
第2節 気象予報・警報等の収集・伝達

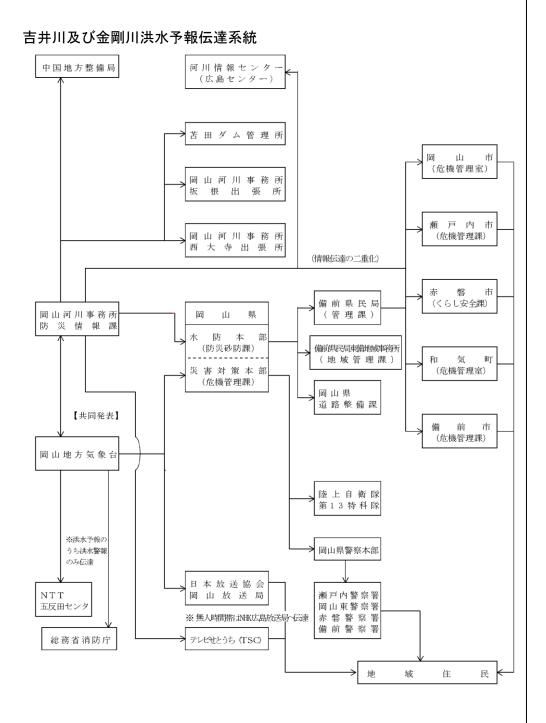
4 洪水予報通報伝達系統

[市・県・岡山地方気象台・中国地方整備局・住民等]

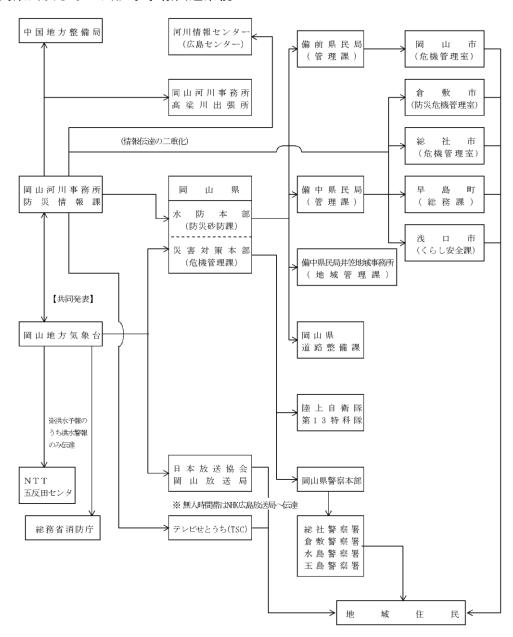
(1) 国直轄区間

旭川及び百閒川洪水予報伝達系統



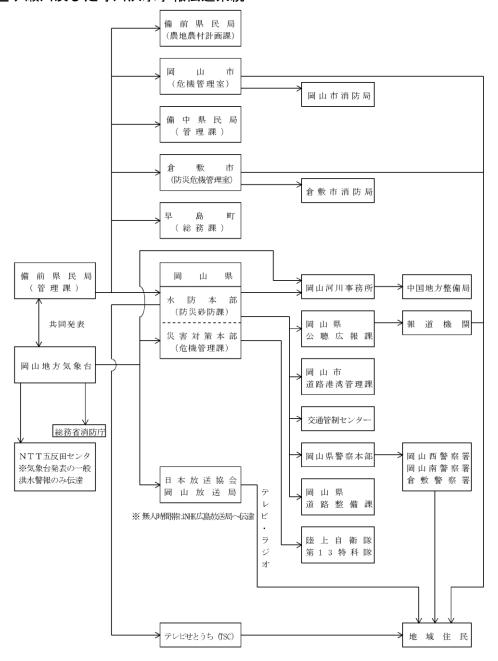


高梁川及び小田川洪水予報伝達系統



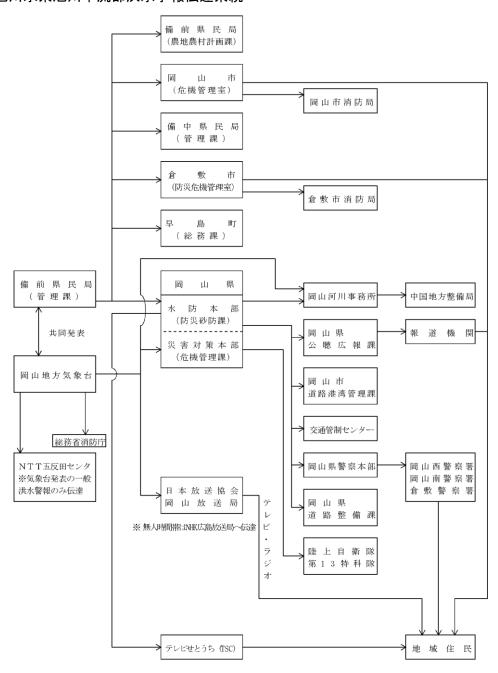
(2) 県管理区間

笹ケ瀬川及び足守川洪水予報伝達系統



第2節 気象予報・警報等の収集・伝達

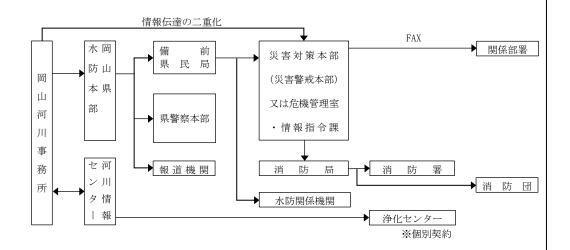
旭川水系旭川中流部洪水予報伝達系統



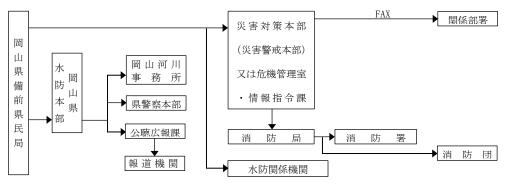
5 水防警報伝達系統

[市・県・県警察・中国地方整備局]

(1) 国土交通大臣が水防管理団体等に発する水防警報



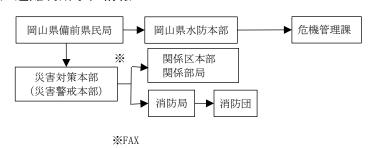
(2) 県知事が水防管理団体等に発する水防警報



6 水位情報周知伝達系統

[市・県]

(1) 避難判断水位情報



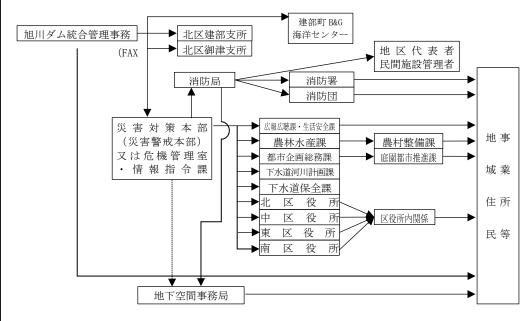
155

7 旭川ダム放流の通報(毎秒 300m³以上の放流)伝達系統

[市・県・旭川ダム統合管理事務所]

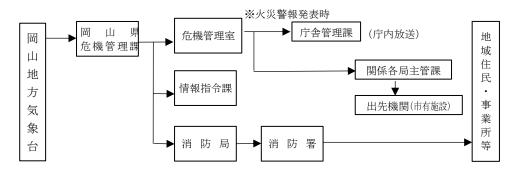
(※伝達の詳細は水防計画による。)

岡山市地区は毎秒300m3以上の放流からサイレン吹鳴



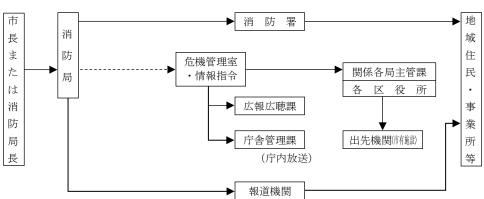
8 気象台が発表する火災気象通報の伝達系統

[市・県・岡山地方気象台]



9 市長又は消防局長が発表する火災警報・注意報の伝達系統

[市]



10 防災気象情報等の受信時の伝達

[市]

(1) 勤務時間内

危機管理室は、国・県等の各機関又は消防局から各種予警報及び情報等を受信したときは、その標題及び内容を直ちに庁内LAN職員共通システム掲示板に掲示し、全庁に周知する。

警報の内容等によって直ちに災害発生が予想される情報と判断された場合には、 配備指令・安否確認システムにより全職員に周知する。

消防局は、岡山地方気象台・旭川ダム統合管理事務所から、各種予報及び警報、情報を受信したときは、消防署・消防団・関係事業所等に通報する。

(2) 勤務時間外及び休日

情報指令課は、あらかじめ定めた通報要領により、危機管理担当課長に通報する とともに、配備指令・安否確認システムにより全職員に周知する。

(3) 情報受信後の対応

通報を受けた危機管理担当課長は、防災気象情報等各種情報を分析し、必要に応じて関係各課に連絡又は災害対策本部等を設置すると同時に、住民に対する伝達が必要と判断したときは、広報広聴班他に広報活動の実施を指示する。

第3節 災害情報の収集・伝達

第3節 災害情報の収集・伝達

第1項 方針

災害情報は、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための基礎となることから、速やかにこれらの情報の収集とともに伝達に努める。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(災害対策本部)	・気象観測値・河川水位等の情報収集 ・災害危険箇所等の情報収集及び関係機 関への伝達 ・災害被害情報の収集及び関係機関への 伝達
県、県警察	・災害危険箇所等の情報収集及び関係機関への伝達・災害被害情報の収集及び関係機関への伝達
岡山地方気象台 中国地方整備局(岡山河川事務所・ 岡山国道事務所)	・気象観測値・河川水位等に関する情報の 収集
海上保安庁(玉野海上保安部)	・災害危険箇所等の情報収集及び関係機関への伝達
中国電力ネットワーク株式会社 岡山ガス株式会社 NTT西日本	・災害被害情報の収集及び市への伝達

第3項 実施内容

1 気象観測値・河川水位等に関する情報の収集

[市]

(1) 情報の収集先

気象観測値、河川水位、海面潮位に関する情報の主な収集先は以下のとおり。

- ① 岡山防災ポータル
- ② 川の防災情報
- ③ 岡山県総合防災情報システム

2 災害危険箇所等に関する情報の収集

[市]

(1) 職員による情報の収集

各部班は、災害応急対策を適切な時期に地域の状況に応じて実施するため、その 所管に係る次の災害危険箇所又は地域の地理的条件に基づく災害特性等を勘案し て、積極的に職員を動員し巡回・警戒活動を行い、情報収集に努める。自宅待機職

員も必要に応じ、近所等の被害状況を、岡山県総合防災情報システム及び電話等に より報告するよう努める。

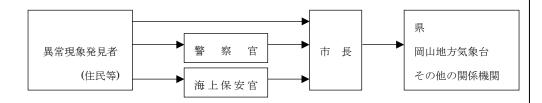
- ① 急傾斜地崩壊危険区域
- ② 砂防指定地
- ③ 土砂災害警戒区域
- ④ 山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区
- ⑤ 重要水防箇所
- ⑥ 海岸危険箇所
- ⑦ ため池
- ⑧ 宅地造成工事規制区域

(2) 消防団による情報の収集

- ① 消防団員は、常時各担当地区内の状況を把握するよう努める。
- ② 災害が発生するおそれのある場合は、担当地区内の上記災害危険箇所を巡回し、 状況の把握及び情報収集を行う。
- ③ 災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、その状況を調査し、直ちに災害対策本部又は消防部警防班に連絡する。

(3) 異常現象発見者の通報

- ① 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市 長又は県警察、若しくは海上保安庁に通報する。住民等から通報を受けた警察 官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報する。
- ② 上記通報を受けた場合、県・岡山地方気象台・その他の関係機関に通報する。



3 被害状況等に関する情報の収集

[市]

(1) 収集の方法

- ① 各部班は、その所管に係る事務について、被害状況を収集する。
- ② 災害発生直後の収集は、災害発生地点・災害の種別・人的被害の程度等、応急対策を実施する上での緊急性の高い情報を優先するとともに、市内の被害状況の全般的概要を把握することを目的とし、迅速性を第一とする。
- ③ 収集は現地調査を原則とし、発災後の時間的経過に比例して正確性が増大するよう努める。
- ④ 情報の集積する警察署・中国電力ネットワーク株式会社・岡山ガス株式会社・ NTT西日本等と情報連絡を密にし、被害状況の把握に努める。
- ⑤ 大規模な災害が発生し、通常の情報収集ルートでは、被害状況を把握すること が困難な場合は、応援部又は他部の応援等特別の体制をとって収集する。

(2) 収集すべき事項

収集事項は、おおむね次のとおりとする。

- ① 災害発生日時·場所·地域
- ② 災害の状況
- ③ 人的被害・住家被害・その他各部で所管する事務に係る被害状況
- ④ 住民の動向・避難状況・救助活動の要否等
- ⑤ なお、被害状況の調査は、多数の要員で分担して行うため、重複調査や調査項目の脱漏等が予想されるので、適切な指示により効果的・効率的に実施するよう努める。

(3) 情報の取りまとめ

- ① 各班長は、収集したそれぞれの所管事務に係る被害状況を、逐次各部主管班に 連絡する。
- ② 各部主管班長は、部内各班・消防団・住民等からの情報を整理分類し、応急対策を必要とする場合は、その実施について指示するとともに、危機管理班長に報告する。
- ③ 危機管理班及び各部主管班は、必要に応じて、各情報ごとに関係部班及び関係 機関との調整を図り、危険性等情報の分析を行い、本部長に報告する。

第4節 県等への災害情報の報告

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・ 避難調整係・庶務係・指揮係・遺体 取扱係・各部)	・所管施設の被害情報の収集 ・被害状況を岡山県総合防災情報システ ムに入力
県 (関係部署・備前県民局)、県警察	・被害規模に関する情報・人的被害情報等の把握・所管施設の被害情報の収集及びその他施設の被害情報把握・消防庁等への把握した情報の伝達

第2項 実施内容

1 方針

[市]

(1) 情報収集

- ① 災害発生直後においては、概括的被害情報・ライフライン被害の範囲、医療機 関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するため関連情報の収集にあたる。
- ② 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、消防ヘリコプター、ドローン等による情報収集を行う。また、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行い、防災関係機関への共有を図る。

(2) 関係機関への連絡

- ① 発災直後において、人的被害の状況・建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県(危機管理課・備前県民局)へ報告する。
- ② 通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する。(消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、市は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。)
- ③ 人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うため、県に連絡を行う。
- ④ 道路等の途絶による孤立集落については、早期解消の必要があることから、所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、相互に情報共有を行う。また、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。
- ⑤ 災害対策基本法第 53 条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況を報告すべき 災害として、次のものがあるが、市から県に報告できない場合も、これに準じ て内閣総理大臣に報告する。
 - ア 県において災害対策本部を設置した災害

第4節 県等への災害情報の報告

- イ 災害の状況及び社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる災害
- ウ ア・イになるおそれのある災害
- ⑥ 報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日消防災第267号)により行う、消防庁への報告と一体的に行う。

	区分	平日 (9:30~17:45)	左記以外
回線別		※応急対策室	※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03 - 5253 - 7537	03 - 5253 - 7553
消防防災無線	電話	77-672-90-49013	77-672-90-49102
	FAX	77-672-90-49033	77-672-90-49036
地域衛星通信	電話	77-69-048-500-90-49013	77-69-048-500-90-49033
ネットワーク	FAX	77-69-048-500-90-49033	77-69-048-500-90-49036

2 報告の種類及び報告の方法

[市]

(1) 災害発生通報等

重大な災害が発生した場合、各班は直ちに岡山県総合防災情報システムにより報告する。

第5節 災害通信連絡

第1項 方針

災害時の通信連絡及び情報の収集・伝達を迅速かつ的確に行うため、通信連絡の確保及び活用の方法等について定める。

第2項 実施内容

1 通信施設

本市の通信施設は、次のとおりであり、収集・伝達すべき情報の内容に応じて、これらを適切に組み合わせて活用する。

- ①有線回線(固定電話、ファクシミリ、有線系岡山市防災情報通信ネットワーク、 庁内LANなど)
- ②無線回線(衛星携帯電話、デジタルMCA無線、消防無線、無線系岡山市防災情報通信ネットワーク、衛星インターネットなど)

2 電話・電報の優先利用

(1) 一般加入電話及び携帯電話

- 1) 災害時優先電話の承認
 - ア 災害時優先電話とは、災害時において災害の予防・救援・復旧等のため、緊急に通信する必要がある場合に、発信規制の対象とされる一般加入電話に優先して、接続される通話であり、各部は災害時優先電話の指定を受ける必要があるときは、危機管理班と協議して、NTT西日本又はNTTドコモに申請する。
 - イ 災害時優先電話の承認を受けた場合は、災害時にその機能が十分発揮され、災害対策上支障がないようにするため、着信防止措置をとる。

(2) 電報

災害時優先電話から発信することにより、次の電報が優先利用することができる。

1) 非常電報

天災・事変・その他非常事態が発生し又は発生するおそれがある場合の、災害の予防若しくは救護・交通・通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は、他の電報に優先して伝送及び配達される。

2) 緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報は、 非常電報の次に優先して伝送及び配達される。 第5節 災害通信連絡

3 有線通信途絶時の応急措置

非常災害時において有線通信が途絶し、災害に係る情報の収集・伝達が困難となっ た場合又は緊急を要する場合は、次の通信施設を活用し又はその利用について協力を 求める。

(1) 市有無線設備

1) 無線電話等の効率的利用

各部班は、デジタルMCA無線・消防無線を災害対策本部(各部)と区本部 又は災害応急対策現場との間の指示及び情報伝達に使用するとともに、災害対 策本部、各区本部及び情報指令課間の連絡通信については、無線系岡山市防災 情報通信ネットワーク及び衛星インターネット回線を優先的・効率的に活用す る。

2) 無線電話の統制

ア デジタルMCA無線の統制は、災害対策本部で行う。

イ 消防無線の統制は、各基地局を管理する部において、あらかじめ定めた 方法により行う。

(2) 県防災行政無線の使用

県本庁・備前県民局・出先機関及び市等に、県防災行政無線(固定系)の無線電 話機が整備されているので、各部班は県及び他市町村等との通信に活用する。

市の端末局は、危機管理室に設置されている。

(3) 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

災害の状況により、有線通信が途絶し、市有の無線電話が使用不能となり、他に 有効な通信手段がないときで緊急を要する場合は、防災関係機関の無線設備を利用 することができる。

利用できる通信施設は、警察電話・水防電話・航空保安電話・気象電話・鉄道電 話・電気事業電話がある。

(4) アマチュア無線局による非常通信

有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であ る場合、災害応急対策活動を実施する必要な限度において、岡山市アマチュア無線 団体等のアマチュア無線局に協力を依頼する。

第4章 災害広報及び報道

災害時の混乱した状態においては、人心の安定・秩序の回復を図ることが重要であり、災害の状態及び応急対策実施状況等を提供できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項を広報し、特に、停電や通信 障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報 についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うものとす る。

広報を実施する際は、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応 急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配 慮した伝達を行う。

第1節 住民への情報伝達

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(広報係・庶務係・危機管理部・ 市長公室部・市民生活部・消防部・ 区本部)	・様々な媒体による情報伝達
消防団・自主防災組織	・口頭による情報伝達

第2項 実施内容

1 公共放送の利用

[市]

緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、「災害時における放送要請に関する協定(県-NHK、民間放送各社)」に定める手続きにより、災害に関する通知・要請・伝達・警告及び予報及び警報の放送を県知事に依頼する。

2 Lアラート(災害情報共有システム)

[市]

Lアラート(災害情報共有システム)を利用し、メディア等を通じて緊急情報等の配信を行う。

3 広報車及び職員による口頭伝達

[市・自主防災組織 消防団]

広報車による放送及び消防職団員、自主防災組織等による口頭伝達は、住民が必要とする地域性の高い情報の伝達が可能であるので、積極的に実施し、情報の空白 状態をなくするよう努める。

5 岡山市公式 LINE・ツイッター・フェイスブック

[市]

各種SNSを利用し、緊急情報等の配信を行う。

6 市 Web サイト

[市]

市Webサイトを利用し、緊急情報等の配信を行う。

第2節 通信施設の応急措置

第1項 方針

災害により通信施設に障害を生じた場合、通信手段の確保及び通信途絶の解消に留 意し、速やかに応急復旧を行う。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理部・消防部)	・通信施設の点検及びNTT西日本への応急復旧の要請
	・無線通信施設・無線中継局の応急復旧
中国総合通信局	・市要請に基づく通信設備等の応急復旧
NTT西日本	・市要請に基づく通信設備等の応急復旧

第3項 実施内容

1 有線電話

[市]

発災後速やかに通信施設を点検し、故障の生じた加入電話については、NTT西 日本に応急復旧を要請するとともに、専用電話については、管理する部において速 やかに応急復旧を行う。

2 無線電話

[市]

無線通信施設に障害を生じた場合、認められた範囲内において、通信系の変更等必要な臨機の措置をとる。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にすることから、速やか に各基地局を管理する部において応急復旧を行う。

第3節 広報

第3節 広報

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・ 避難調整係・庶務係・指揮係・危機 管理部・市長公室部・市民生活部)	・広報活動・災害及び応急対応状況等に関する情報整理・関係部署への情報提供の依頼・災害現場での取材活動
岡山放送局	・テレビ・ラジオ等を活用した広報活動

第2項 実施内容

1 広報担当

- ①広報は、広報広聴班が担当する。
- ②広報広聴班は、本部長の指示の下、本部において集約された情報を広報する。
- ③広報広聴班は、総括事務本部に班員を常駐させ、災害及び応急対応状況等に関す る情報の収集整理を行う。
- ④広報広聴班は、総括事務本部において集約された情報の詳細が必要な場合には、 業務を担当する当該各部に資料提供を求め、あるいは取材により広報のための情 報の収集整理を行う。
- ⑤各部は、本部設置中にあっては、本部の了解なく単独で広報を行わない。
- ⑥広報広聴班は、必要に応じて、災害現場に出向き写真・映像・その他の取材活動 を実施する。

2 広報の実施内容

[市]

災害に関する情報を常に伝達できるよう、報道機関と連携し、放送、新聞、広報車 等の広報媒体を利用して次の事項を広報する。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設 住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国 人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

- ①防災気象情報、地震・津波情報
- ②降水量、河川水位、海面潮位
- ③旭川ダム放流及びそれに伴う河川水位の上昇
- ④防災上の注意全般
- ⑤災害発生場所及び被害状況並びに応急対応状況
- ⑥ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保及び避難所開設情報
- ⑦道路交通情報及び通行規制状況
- ⑧ ライフラインの被害状況及び応急対応状況並びに復旧予定時期
- ⑨鉄道、バス、航空機等公共交通機関の運行状況
- ⑩飲料水、食糧、生活必需品等の供給情報

- ⑪安否情報
- 迎二次災害に関する情報
- ③医療機関等の情報
- 4 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- D被災者生活支援に関する情報
- 16その他必要事項

3 広報の方法

[市]

(1) テレビ、ラジオの利用

1) 「放送協定」に基づく放送依頼

緊急を要する場合で、テレビ・ラジオの利用が有効と認められる場合は、「災害時における放送要請に関する協定(県-NHK・民間放送各社)」に定める手続きにより、緊急放送を依頼する。

2) エフエム局への割り込み放送

緊急を要する場合、「岡山市災害時緊急放送に関する協定(岡山市 - 岡山シティエフエム)」に定める手続きにより、放送に割り込み、情報の直接提供を行う。

3) 市政PR番組による放送 市政PRテレビ番組を利用し、必要な広報を行う。

(2) 広報車

生活安全班をはじめ、広報車を保有する部は、災害の状況に応じて、対象となる 地域への広報車による広報を行う。

(3) 広報誌、チラシ等の紙媒体

「市民のひろばおかやま」に関連した記事を掲載し、必要に応じて、臨時号・特集号を発行する。また、チラシの貼り出し、配布等を行う。

(4) 写真・映像による広報

取材した広報写真は、適当な場所に掲示する。

(5) インターネットを活用した情報提供体制の整備

災害発生状況・交通情報・ボランティア情報・被災者支援情報・対応別担当課名 及び電話番号等、各種問合せ先等を市Webサイトに特設掲示し、インターネット による情報提供を行うとともに、最新の情報への迅速な更新に努める。

「る計画等 第4節 報追機関への情報提供

第4節 報道機関への情報提供 第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(広報係・各部)	・報道機関への災害情報の発表 ・災害報道のための資料提供への協力
岡山放送局、民間放送会社	・市からの災害情報の把握

第2項 実施内容

[市]

- ①報道機関に対する災害情報の発表は、すべて広報広聴班が行う。
- ②災害情報の発表に際しては、発表の日時・場所・件名及び目的等を各報道機関に 事前に周知し、発表はできるだけ定期的に行う。
- ③各部は、広報広聴班から災害報道のための資料提供・取材・放送出演等の依頼を 受けた場合は、積極的に協力する。

第5節 問合せ窓口の設置

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(統括係・指揮係)	・専用問合せ窓口の設置体制の整備

第2項 実施内容

[市]

災害対策本部等(水防本部)設置中において、必要に応じ、総括事務本部内に住民等からの電話による問合せに対応するため、臨時の担当係を設けるなどの体制をとり、また本部設置中あるいは本部解散後において必要と判断した場合には、専用電話を備え、かつ、訪問にも対応可能な窓口の設置及び人員配置を行う。

第6節 外国人向けの情報提供

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市 (広報係・庶務係・危機管理部・	・在日外国人等に配慮した情報伝達体制
市民協働部)	の整備

第2項 実施内容

[市]

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国 人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズ が異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円 滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人に も十分配慮する。

第5章 被災者の救助保護

第1節 災害救助法等の適用

第1項 方針

災害が一定規模以上でかつ応急的な復旧を必要とする場合、本市は、災害救助法における救助実施市として、大規模災害発生時に管内の被害情報にもとづき、自ら法を適用したうえで、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(指揮係・物資係・遺体取扱係・ 危機管理部・保健福祉部・環境部・ 都市整備部・下水道河川部・水道部・ 消防部・教育部・区本部)	・災害救助法の適用基準の該当の有無を 判定・災害救助法による救助を実施
県(こども・福祉部)	・資源の配分を指示する。

第3項 実施内容

1 災害救助法の適用

[市]

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、法定受託 事務として市長が行う。

市長は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準にしたがって定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、市は一時繰替支弁する必要があることがある。

(2) 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者は、下表のとおりとである。

救助の種類	実施者
医療及び助産	岡山市長
応急仮設住宅の供与	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	
炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	

災害救助法事務 マニュアル 第1節 災害救助法等の適用

死体の捜索及び処理

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、 日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

[県]

岡山市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合は、 県全体として公平な救助が実施されることが重要であることを認識し、災害救助法2 条の3の規定による知事の連絡調整の下、知事が定める岡山県災害救助資源配分計画 に基づき、救助を実施する。

2 適用基準

[市]

次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。該当する場 合または該当すると見込まれる場合は、後記手続きをとる。

(1) 適用基準

基準1	住家が焼失、倒壊等によって滅失した世帯(住家滅失世
(1号)	帯)が <u>150 世帯以上の場合</u> 。
	ただし、1行政区に別表の「A欄」の世帯数以上の場合
	は、その行政区にのみ摘用する。(災害救助法施行令第1条
	第1項第1号)
基準2	住家滅失世帯救が上記「基準1」に達しない場合でも、 岡
(2号)	山県下で1,500世帯以上、しかも、本市又は本市の区にお
	ける住家滅失世帯数が別表の「B欄」の世帯数以上の場合
	は、本市又はその行政区にのみ適用する。(災害救助法施行
	令第1条第1項第2号)
基準3	岡山県下の住家滅失帯数が 7.000 世帯以上で、しかも、本
(3号)	市の各行政区における住宅滅失世帯数が多数(住家滅失世
	ー 帯数が次表の「B欄」に達していないが、救助が必要な程
	度の被害(5世帯以上))の場合。(災害救助法施行令第1
	条第1項第3号前段)(「5世帯以上」の根拠:災害救助事
	務取扱要領 P 6 より)
基準4	多数の者が生命又は身体に <u>危害を受け又は受けるおそれが</u>
(4号)	生じた場合であって、次の基準に該当するとき
	(1) 災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在す
	る多数の者が、 避難して継続的に救助を必要とするこ
	<u> と。</u>
	(2) 被災者について、 <u>食品の給与等に特殊の補給方法を必</u>
	<u>要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。</u>
	(災害救助法施行令第1条第1項第4号)

<別表>

市全域	滅失世帯数	
川王坳	A	В
岡山市	150	75
北区	150	75
中区	100	50

東区	80	40
南区	100	50

(2) 被害計算の方法等について

適用の基準となる、全滅失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

- ① 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち全焼・全壊・流失等の世帯を標準とし、著しく損傷した世帯(半壊・半焼等)については、滅失世帯の2分の1・一時的に居住することができない状態となった世帯(床上浸水、土砂のたい積等)にあっては、滅失世帯の3分の1とみなして計算する。
- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数と関係なく、あくまで世帯数で計算する。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯とする。
- ③ 飯場・下宿等の一時的寄留世帯等については、生活の本拠地の所在地等、総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- ④ 災害種別については限定しない。したがって洪水・震災等の自然災害であって も、火災・船舶事故・群集の雑踏等による、人災的災害であっても差し支えな い。

(3) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

災害救助法を適用した場合における、救助の程度・方法及び期間等は、災害救助 法施行細則(平成31年岡山市規則第46号。以下「施行細則」という。)の定めると ころによる。

3 適用手続き

[市]

- ①災害救助法の適用判断に必要な情報を知事と共有する。
- ②一般基準では救助の万全を期することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、 その同意を得た上で特別基準を設定する。知事も災害救助法を適用した場合は、 特別基準の情報も共有する。
- ③実施した応急救助について、災害救助法を適用したときは、災害救助法に基づく 救助として取り扱い、災害救助法が適用されない災害にあっては、災害対策基本 法第62条又は災害救助条例等による救助として処理する。
 - ア 各部班は、応急救助を開始してから完了するまでの間、毎日定期的に、 逐次、危機管理班に救助の実況状況を報告するものとする。
 - イ 危機管理班は、災害救助法に基づく救助を実施しようとするとき又は実施したときは、県本部と情報共有をするものとする。
 - ウ 危機管理班は、各部班が、その所管に係る救助の実施状況について、必要とするとき、県本部に情報提供をするものとする。
- ④災害救助法の適用基準に該当し、岡山市長が被災地の被災者に対し、災害救助法 に基づく救助を実施しようとするときは、救助を実施する区域及び開始年月日を

災害救助法事務 マニュアル 第1節 災害救助法等の適用

告示する。

4 岡山市災害救助条例の適用

(1) 岡山市災害救助条例の適用基準等

災害救助法の適用基準に満たない場合は、災害対策基本法の枠組みまたは「岡山 市災害救助条例」での対応を検討する。

1) 適用基準

災害救助条例の適用基準は、市における被害が次の各号に該当する災害で、 市長が災害救助条例による救助を必要と認めたときとする。

- ア 災害救助法の適用を受けない場合で、10世帯又は40人以上の者が同一 災害にあった場合。
- イ 罹災世帯は、全焼・全壊・流失又は床上浸水を対象とする。
- 2) 被害計算の方法等について
 - ア 住家の被害程度は、全焼・全壊・流失世帯を標準とし、半焼・半壊につ いては、2世帯をもって1世帯と見なし、床上浸水にあっては3世帯 をもって1世帯とみなして算定する。
 - イ 死傷者については、風水害・震災等の自然災害であっても、火災・爆発 等の人為的災害であっても災害種別に関係なく算定する。
- 3) 岡山市災害救助条例による救助の種別・期間・及び範囲等 岡山市災害救助条例を適用した場合における救助の種別、支出経費、期間及 び範囲等は資料編に記載する。

5 被災者台帳の整備等

[市]

(1) 被災者台帳の作成

被災状況の確認調査を完了し、各世帯別の被害状況が判明したときは、各部班は 速やかに下記事項に留意して「被災者台帳」を作成する。

なお、被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行には「被災者生活再建支援システ ム」を利用することとし、危機管理部及び関係部班は、システムの運用方法等につ いて整理しておくこととする。

- ①作成に当たって、保健福祉総務班及び関係各班は、住民票等の閲覧の協力及 び資料の提供等を積極的に行い、被災者台帳の正確を期する。
- ②「被災者台帳」は、救助・その他の基本となるものであり、また世帯別救助 等の実施記録となるため、救助実施状況等をできるだけ具体的に被害の状況 及び救助・支援の実施状況を記載し、整備保管しておくものとする。

(2) 罹災証明書の発行

罹災世帯に対して、「罹災証明書」を交付する。

「罹災証明書」の発行に当たっては、次の点に留意すること。

① 被災者にとっては、本証明書の交付は本救助のみでなく、以後各種の災害援助

関係に影響するものであるから慎重を期するものとする。

- ② 本証明書は、被災者台帳等と照合し、発行の事実を判然とし、重複発行を避けるよう留意しなければならない。
- ③ この項の被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行については、災害救助条例の 適用災害、その他の災害についても準用して行う。
- ④ 災害時には、罹災証明書と併せて、被災した非住家建物、車両、家財等に被害が生じたとする届け出の事実について証明する被災届出証明書を交付する。

第2節 避難及び避難所の設置

第1項 方針

災害が発生又は発生するおそれがある場合に、その地域の住民等を保護する必要が あることから、高齢者等避難、避難指示、避難の方法及び指定避難所の設置等につい て定め、人的被害の軽減を図るものとする。

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏ま え、事前に住民の避難誘導を行うなど、種々の措置を的確に行うことが重要である。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者、避難行動に時間を要する避難 行動要支援者に対して、早い段階で避難行動の開始を求めるとともに、高齢者以外の 者に対して、必要に応じて普段の行動の見合わせや、自主的な避難を呼びかけるな ど、市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であ る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・ 避難調整係・庶務係・指揮係・危機 管理部・市民生活部・市民協働部・ 保健福祉部・都市整備部・消防部・ 教育部・区本部)	・避難指示等の発令・解除 ・指定避難所・福祉避難所の開設 ・避難者への物資の提供
県 (関係部署、備前県民局)、県警察	・市長代行・要求等による立退き指示
	・市長代行等による警戒区域の設定
海上保安庁	・市長代行・要求等による立退き指示
自衛隊	・警察代行による避難等の措置を実施
自主防災組織	住民の避難誘導の支援
	・指定避難所の開設・運営
社会福祉施設	・福祉避難所の開設
住民	・適切な避難行動の実施

第3項 実施内容

1 実施責任者等

(1) 避難指示等

- ①市長(水防管理者)
- ②県知事又は県知事の命を受けた職員
- ③警察官
- ④海上保安官
- ⑤自衛官

(2) 指定避難所の設置

災害対策 (災害警戒) 本部長

2 避難指示等の実施権者

[市・県・県警察・海上保安庁・自衛隊]

避難指示等は、次に掲げる者が関係法令に基づき行う。

1) 市長

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると 認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難の ための立退きを指示することができる。(災害対策基本法第60条第1項)

市長と連絡がとれなく急を要するときは、副市長又はその命を受けた職員が 代行できる。上記の指示をしたときは、速やかに県知事に報告する。(同条第4 項)

2) 県知事

災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって措置を行う。(災害対策基本法第60条第6項)

洪水又は高潮又は地滑りにより著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。(水防法第29条、地すべり等防止法第25条)

3) 警察官

災害で危険な状態が生じた場合、その場に居合わせた者、その他事物の管理者その他関係者に必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置を講ずる。(警察官職務執行法(昭和23年法律第 136号)第4条)

市長による避難のための立退き若しくは近隣の安全な場所への避難若しくは屋内安全確保を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要とめる地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への避難若しくは屋内安全確保を指示することができる。(災害対策基本法第61条)

4) 海上保安官

市長による避難のための立退き若しくは近隣の安全な場所への避難若しくは屋内安全確保を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は近隣の安全な場所への避難若しくは内安全確保を指示することができる。(災害対策基本法第61条)

5) 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。(自衛隊法(昭和29年法律第 165号) 第94条)

6) 水防管理者(水防法に係る災害の場合)

洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と 認められる区域の居住者に対し、立退きを指示する。この場合、当該区域を管 轄する警察署長にその旨を通知する。(水防法第29条)

関連する計画等

3 避難指示等の種類及び実施時期

避難指示等の 判断•伝達 マニュアル

区分	発令時の状況	市民に求める行動
早期注意情報 1	・「今後気象状況悪化のおそれ」 ・気象状況が現在はまだ悪化していないが、数日後までに悪化するおそれがある状況において、気象庁から市町村単位を基本として(正式には、翌日までは天気予報と同じ区分、2日先から5日先までは週間天気予報と同じ区分毎に)発表される情報	・「災害への心構えを高める」 ・自主的な避難先(親戚・知人宅やホテル・旅館等)の調整や、屋内安全確保をする場合には備蓄の補充等、時間を要する準備については居住者等の判断で自主的に進めておくことが望ましい。
大雨・洪水・高潮注意報	・「気象状況悪化」 ・それぞれ大雨・洪水・高潮の気象状況が悪化している状況(それぞれの注意報基準に数時間後に到達する状況)において、気象庁から市町村単位を基本として発表される情報	・「自らの避難行動を確認」 ・ハザードマップ等により自宅・施設等 の災害リスク、指定緊急避難場所や避 難経路、避難のタイミング等を再確認 するとともに、避難情報の把握手段を 再確認・注意するなど、避難に備え自 らの避難行動を確認する。
高齢者等避難 3	・「災害のおそれあり」 ・災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況において、市町村長から必要な地域の居住者等に対し発うされる情報である。 ・避難に時間を要する高齢者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。	・「危険な場所から高齢者等は避難」 ・市長から警戒レベル3高齢者等避難 が発今された際には、高齢者等は危険 な場所から避難する必要がある。高齢 者等の「等」には、障害のある人等の 避難に時間を要する人や避難支援者 等が含まれることに留意する。
警戒レベル4	・「災害のおそれ高い」 ・災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ・居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。	・「危険な場所から全員避難」 ・市長から警戒レベル4避難指示が発 令された際には、居住者等は危険な場 所から全員避難する必要がある。
緊急安全確保 野池レベル 5	・「災害発生又は切迫」 ・災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報である。 ・ただし、災害が発生・切迫している状況において、その状況を市が必ず把握することができるとは限らないこと等から、本情報は市長から必ず発令される情報ではない。	・「命の危険直ちに安全確保!」 ・居住者等は命の危険があることから直ちに身の安全を確保する必要がある。 ・ただし、本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難」をすべきであったが避難し遅れた居住者等がとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。さらに、本行動を促す情報が市長から発令されるとは限らない。

避難指示等の 判断·伝達 マニュアル

4 避難指示等の判断・伝達マニュアルの整備

[市]

国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難指示等の対象区域や 発令の客観的な判断基準等について定めた避難指示等の判断・伝達マニュアルを整備 する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

(1) 土砂災害に関する事項

土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした避難情報の発令基準を設定する。また、土砂災害の危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直す。

(2) 高潮に関する事項

高潮警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした避難情報の発令基準を設定する。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ設定するとともに、必要に応じて見直す。

(3) 洪水に関する事項

洪水予報河川等及び水位周知河川について、避難情報の発令基準を設定する。また、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

5 避難指示等の実施方針

[市]

①原則として高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の3段階に分けて実施する。ただし、災害の種類及び発生状況により、時間的猶予のない場合には高齢者等避難を経ずに直ちに避難指示を実施する。

実施に当たっては、県及び県警察本部への報告並びに報道機関等への情報提供を 行い、住民等への情報伝達及び避難行動のための連携を図る。

- ②市長不在又は連絡不通の場合の代理者は、副市長あるいは危機管理監とする。
- ③避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性を確認する。

[県・県警察・海上保安庁・自衛隊]

①市以外の機関の避難指示実施権者は、各法律に基づき避難指示を実施するとともに、その法律に基づく関係機関への報告又は通知をするほか、当該実施権者及び 実施機関は、市長に通知し、住民等の生命及び身体の保護のため連携を図る。

6 警戒区域等の設定者

[市・県警察]

災害発生等に伴う、警戒区域の種別及び設定者は、次に掲げる者が関係法令に基づ き行う。

洪水・高潮 消防職員又は団長及び団員(水防法第 21 条) 避難対象除外者:水防関係者

- 警察官:消防職員又は団長及び団員がいないとき、あるいはこれらの者から要求を受けたとき(水防法第21条)

水災以外の災害 ――― 消防吏員又は団員:消防活動確保が主目的(消防法第28条)

避難対象除外者:消防法施行規則第46条に定める者

―警察官:消防吏員又は団員がいないとき、あるいはこれらの者

から要求を受けたとき (消防法第28条)

避難対象除外者:消防法施行規則第46条に定める者

判断·伝達

マニュアル

7 避難指示等の判断基準と発令対象範囲

[市]

災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると きは、必要と認める地域の住民等に対し避難指示を発令する。

(1) 洪水予報指定河川及び水位周知河川の氾濫災害

区 分	基
警戒レベル3 高齢者等避難	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれる場合心濫警戒情報が発表された場合・・・★
警戒レベル4 避難指示	大雨警報(浸水害)、洪水警報が発表され、以下の条件を満たしたときに発令する。 まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合氾濫危険水位に達場合氾濫危険情報が発表された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	 ■氾濫が発生した場合 ■氾濫発生情報が発表された場合・・・★ ■堤防が決壊した場合又は破堤につながるような大量の漏水や亀裂等が発見された場合 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

- ・上記表中の★は、洪水予報河川のみに適用する。
- ・上流域の気象状況やダム放流量や下流域における潮位及び児島湖の水位にも留 意し、総合的に判断する。

【河川の氾濫災害に対する発令対象範囲】

避難指示等の発令対象範囲は、国・県が発表している河川毎の浸水想定区域とする。なお、町丁目単位での発令を基本とするが、洪水発生時は広範囲となる可能性が高いため、状況に応じて小学校区単位での発令も検討する。

灰色網掛け:市以外の役割

183

(2) 内水氾濫 (雨水出水) 災害

区分	基
警戒レベル3 高齢者等避難	■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が高いと判断した場合
警戒レベル4 避難指示	■台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、浸水の危険が極めて高いと判断した場合 ※ただし、上記以外の場合においても、さまざまな状況により緊急避難が必要と 判断される場合については避難指示を発令する。
警戒レベル 5 緊急安全確保	■近隣で既に浸水が発生し、台風の規模や、気象予警報、降雨予測情報、パトロールや市民からの通報による地域情報等から、さらに浸水の区域が甚大化、拡大化するおそれがあると判断した場合 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

【内水氾濫(雨水出水)災害に対する発令対象範囲】

状況に応じて、小学校区単位・町丁目等の地区単位で発令する。

(3) 土砂災害

県や岡山地方気象台(ホットライン)に助言を求めるなど、関係機関との連携を 密にしながら、以下に示した判断基準表により、避難指示等の発令を迅速かつ的確 に判断する。

区分	基
警戒レベル 3 高齢者等避難	大雨警報(土砂災害)が発表され、岡山県土砂災害危険度情報(1kmメッシュ)の危険度レベルが「土砂災害に警戒(警戒レベル3相当)」(赤色)に達し、更に「非常に危険(警戒レベル4相当)」(紫色)への到達が見込まれる場合。
警戒レベル4 避難指示	■岡山県土砂災害危険度情報(1kmメッシュ)の危険度レベルが「非常に危険(警戒レベル4相当)」(紫色)に達し、土砂災害警戒情報が発表された場合。 ※但し、土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、 ■近隣で土砂災害発生の前兆現象(湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化したときなど)が発見された場合。
警戒レベル 5 緊急安全確保	 ■土砂災害警戒情報が発表されていない場合においても、近隣で土砂災害の危険が切迫している場合または発生した場合など ■土砂災害警戒情報が発表され、岡山県土砂災害危険度情報(1kmメッシュ)の危険度レベルが「災害切迫」(黒)に達している場合。 ※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

【土砂災害に対する発令対象範囲】

避難指示等の発令対象範囲は、県が発表している土砂災害警戒区域とする。なお、 町丁目単位での発令を基本とするが、広範囲となる可能性が高いため、状況に応じて 小学校区単位での発令も検討する。

(4) 高潮災害

区分	基	
レベル3 高齢者等避 難	高潮警報が発表され、以下の条件を満たすときに発令する 【A区域】 ■宇野港の潮位が 2.0m(TP)に達し、2.2m(TP)に達する恐れがある場合 【B区域】 ■宇野港の潮位が、2.3m(TP)に達した場合 【C地区】 ■高齢者等避難を発令せず、避難指示のみ	
レベル 4 避難指示	以下のいずれかの条件を満たすときに発令する 【A区域】 ■宇野港の潮位が、2.1m(TP)に達した場合 【B区域】 ■宇野港の潮位が、2.5m(TP)に達した場合 【C区域】 ■宇野港の潮位が、2.73m(TP)に達した場合	
レベル 5 緊急安全確 保	・海岸堤防の破堤、倒壊が発生した場合・水門等の機能異常・異常な越波・越流の発生※災害の状況を確実に把握できるものではないことから、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。	

【高潮災害に対する発令対象範囲】

以下の区域に対し、小学校区と町丁目等の地区とを組み合わせて発令する。

(A区域): 宇野港潮位 2.00m⇒(南区)甲浦地域・小串地域・南輝地域・福島地域

(東区)朝日地域・幸島地域

(B区域): 宇野港潮位 2.30m⇒(南区)平福地域・福浜地域・浦安地域

(東区)大宮地域

(中区)操明地域

(C区域): 宇野港潮位 2.73m⇒(南区)芳泉地域

(東区)太伯地域・豊地域

(北区)岡南地域

関連する計画等

避難指示等の 判断·伝達

マニュアル

第2節 避難及び避難所の設置

8 避難指示等の伝達

第5章 被災者の救助保護

[市・報道機関]

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保は、対象地域の住民・就業者・滞在者等 に、迅速かつ的確に伝達するものとし、発令と同時に避難場所を開設する。

なお、指示及び伝達事項は、簡単な指示で足りるように努める。

(1) 伝達事項

- ① 発令者
- ② 警戒レベル・避難行動の別
- ③ 発生あるいは予想される災害及び避難指示等の発令に至った理由
- ④ 避難指示等の対象地域
- ⑤ 避難の時期
- ⑥ 避難場所及び避難経路
- ⑦ 避難に当たっての注意事項(出火防止措置・戸締り・非常持ち出し品等携行品・ 服装及び靴・集団行動等)

(2) 伝達方法

- ① 避難指示等の伝達は、下記の伝達系統図により行う。
- ② 避難指示等の伝達は、以下を活用して対象地域住民等対象者に周知・徹底する。 なお、令和8年度の新庁舎整備に合わせ、的確かつ迅速な避難判断・市民への 情報発信ができるよう、情報伝達システム等を更新・整備する。
 - ア 公共放送の利用

緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、「災害時における 放送要請に関する協定(県-NHK、民間放送各社)」に定める手続きによ り、災害に関する通知・要請・伝達・警告及び予報及び警報の放送を県知事 に依頼する。

イ Lアラート(災害情報共有システム)

Lアラート(災害情報共有システム)を利用し、メディア等を通じて緊急 情報等の配信を行う。

ウ サイレン・半鐘

旭川ダムの放流情報は、サイレン吹鳴によって行うが、その他の災害情報 についてもサイレン・半鐘による伝達が可能であるので、事前に事業所・町 内会等に信号の意味を周知する。

エ 広報車及び職員による口頭伝達

広報車による放送及び消防職団員、自主防災組織、区等による口頭伝達を 積極的に実施し、情報の空白状態をなくすよう努める。

才 防災行政無線 (同報系)

避難場所及び施設等に設置した防災行政無線(同報系)の屋外拡声子局を 利用し、伝達する。

カ 緊急速報メール

携帯電話等電気通信事業者の緊急速報メールシステムを利用し、市域内に ある各電気通信事業者の端末に対しメール配信を行う。

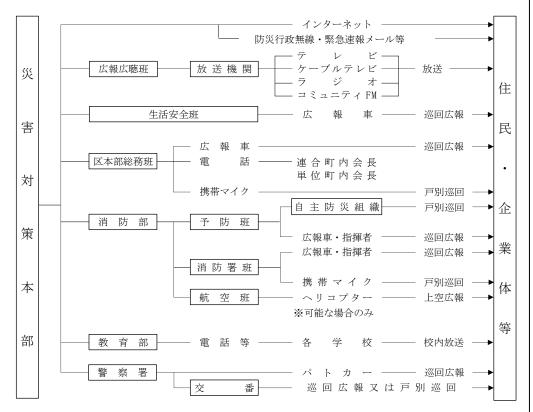
キ 緊急告知ラジオ

岡山シティエフエムの緊急電波を利用し、自動的に緊急告知ラジオの電源 を入れ、最大音量で避難指示等の情報を伝える。

ク 岡山市防災メール (多言語版)

多言語(12 言語)対応したメール配信システムを利用し、事前に登録された携帯電話やスマートフォン等に、緊急情報等のメール配信を行う。

- ケ 岡山市公式LINE・ツイッター・フェイスブック 各種SNSを利用し、緊急情報等の配信を行う。
- コ 市Web サイト $\hbar Web$ オートを利用し、緊急情報等の配信を行う。
- ③ その他状況により、関係部班職員・区役所班職員及び消防職団員は、自主防災組織、町内会等の協力も得ながら、加入電話・携帯マイク・訪問・面会等によって戸別に伝達し、周知・徹底を期する。



9 避難場所の事前開設

[市]

台風の接近や長雨などにより、夜間に災害が発生する可能性がある場合など、避難情報の発令基準に到達する前に避難場所を開設する必要がある場合は、避難情報の発令を伴わない避難場所の開設を行う。なお、開設する避難場所は原則中学校区で1箇所とする。

避難指示等の 判断・伝達 マニュアル

避難所運営 マニュアル

災害対策本部統 括係マニュアル

10 自主避難への対応

[市]

気象警報発表後、避難情報発令前に住民自らが自宅の危険性や不安を感じて避難 (以下「自主避難」という。)をする場合には、自主避難可能な最小限の施設を提供 する。

11 避難の準備

[市]

市は、次の諸点の周知を徹底し、住民はこれを実施する。

(1) 避難の準備

- 1) 被害を最小限にとどめるための心がけ
 - ア 梅雨や台風の時季となる前に、家屋(屋根や外壁・雨戸やガラス戸) の補修、雨樋や集水桝等の排水経路の点検や清掃、テレビアンテナの 固定等を行っておく。

降雨や強風時に屋根に上る等、危険な行為は決して行わない。

- イ 気象・水象現象による災害は、次第に悪天候になるなど事前の情報や 状況が必ずあることから、注意報・警報等、防災気象情報の最新情報 の入手に心がける。
- ウ 台風の接近や通過が予想される場合には、倒木等の防止のため立木を 剪定し、転倒・落下防止のため植木や自転車等をあらかじめ片づけて おく。
- エ 台風が県内及び隣県を通過すると予想される場合や、勢力が強い場合 には、停電に備えた準備を行う。
- オ 大雨による内水・河川氾濫・高潮による洪水が予想される場合、浸水 害に備えて電化製品を整理し、貴重品等を高いところに上げたり、畳 を上げたりする等減災に努める。

また、自動車等も浸水を避け、あらかじめ高台等に退避させてお く。

- カ 飲料水や食糧等、家族が3日間以上、できれば1週間は生活できる量 を目安として備蓄を行う。
- キ ペットの飼い主は、ペットが迷子になったときに備え、平時からマイ クロチップや迷子札の装着等の所有者明示の対策を行う。

2) 避難の際の心がけ

ア 懐中電灯・携帯ラジオ・予備の乾電池・タオル・ティッシュ・救急医薬品・身分証明書や健康保険証他重要証書の写し等、非常持ち出し用品をリュックサック等に入れて、すぐ持ち出せる場所に置いておく。ペットの飼い主はペットフード、ペット用トイレシート、ケージ及び常備薬等も準備をしておく。

- イ 避難の際の服装は、四季を通じて動きやすい軽装を基本とする。な お、浸水の中を避難する場合は長靴ではなく、歩きやすい靴を選ぶ。
- ウ 水害・地震・大規模火災等発生した状況別に、避難経路や避難先を事前に考えておき、平常時の日中あるいは夜間において避難訓練を体験 し、目印になる物や所要時間等を確認しておく。
- エ 避難の際には単独ではなく、近所や地域の人と行動をともにし、体力 のない人を支え合って避難する。

12 避難の誘導

避難の誘導に当たっては、次の諸点に留意して行うものとする。

[市]

- ①避難は、原則として地域住民が自主的に行うが、状況によっては県警察と連携し 誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織、 町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の 避難を優先して行う。
- ②避難指示等の発令対象区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民 の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ整備する。その際、水害と土砂災害、複 数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発 生することを考慮する。
- ③指定緊急避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。
- ④避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等(浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩災害の危険箇所等)の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- ⑤災害時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施等に より、住民等に周知徹底を図る。
- ⑥風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するととも に、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、浸水想定区域や土砂災害警戒区 域等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避 難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。
- ⑦危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を 明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警 戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、 住民の積極的な避難行動を喚起する。
- ®災害対策本部の置かれる本庁舎で十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等 の判断を被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。
- ⑨指定緊急避難場所や指定避難所への避難者について、住民票の有無等に関わらず

第5章 被災者の救助保護 第2節 避難及び避難所の設置

適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

⑩避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の 誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請す る。

[住民]

①避難指示等が発令された場合の避難先は、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人 宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするが、ハザードマップ等を踏まえ、自宅 で身の安全を確保できる場合は、「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲 の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊 急安全確保」を行う。

13 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校・社会福祉施設等は、次の諸点に準じて避難対策を定め、定期的に避難訓練を 行うものとする。

(1) 学校における避難対策

児童・生徒の避難措置について、安全な避難方法を定めておくものとする。

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の順位
- ③ 避難誘導責任者及び補助者
- ④ 避難誘導の要領・措置
- ⑤ 避難者の確認方法
- ⑥ 児童・生徒の保護者等への引渡方法

(2) 社会福祉施設等における避難対策

社会福祉施設等における避難方法については、対象者の活動能力等に配慮して、 安全な避難方法を定めておくものとする。

- ① 避難実施責任者
- ② 避難の時期(事前避難の実施時期等)
- ③ 避難誘導責任者及び補助者
- ④ 避難誘導の要領及び措置(車の活用による搬出等)
- ⑤ 避難所の設定及び収容方法
- ⑥ 避難者の確認方法
- ⑦ 家族等への引渡方法

避難所運営 マニュアル

14 指定避難所の開設及び運営

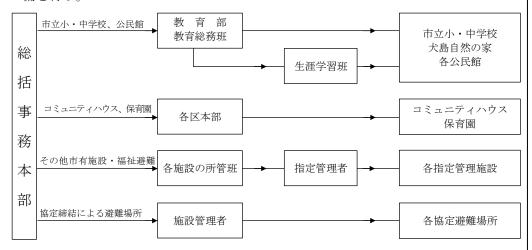
基本的な事項は岡山市避難所運営マニュアルに定める。

(1) 施設管理者への事前連絡

[市]

指定避難場所を開設する必要がある場合には、総括事務本部は、各施設の所管班 に対し、各施設管理者への避難所開設を行う旨の連絡を指示する。

ただし、地震災害の場合には各管理者は連絡を受けなくとも、避難所開設への準備を行う。

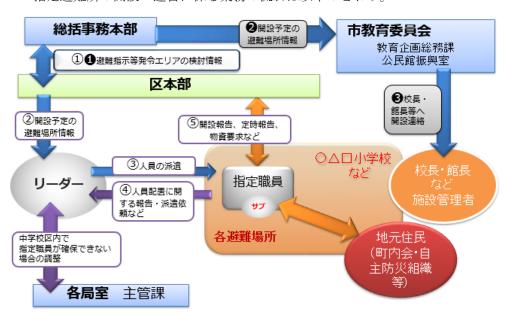


(2) 指定避難所の開設

[市]

1) 指定避難所の開設・運営体制

指定避難所の開設・運営に係る業務の流れは以下のとおり。



★各局主管課は、中学校区内で指定職員の配置調整が困難(病気等)となった場合、局内での指定職員の調整を行う。 ★避難所管理者(校長・館長等)との連絡は数育委員会が行う(各区本部等から直接連絡しないこと)

(開設・運営連絡体制イメージ)

2) 指定避難所の開設業務概要

等 第2節 避難及び避難所の設

指定避難所を開設するに当たり、指定職員が行う業務概要は以下のとおり。

- ① 建物・周辺の状況を確認(危険個所の有無)
- ② 区本部に到着・開設報告、状況の報告
- ③ 指定職員リーダーに到着・開設報告
- ④ ビブスを装着し、受付を設置
- ⑤ 避難者の居住スペースの区割り
- ⑥ 案内文の掲示
- ⑦ 備蓄物資を受付周辺に搬入
- ⑧ フェイスシールド・ゴム手袋を装着(感染症対策が必要な場合) ※以上の作業を避難者が来るまでに終えることが望ましい
- ⑨ 世帯ごとに「避難所利用者登録票」の記入を依頼
- ⑩ 後ほど、登録票を基に「避難所利用者名簿」を作成、リスト化
- ⑪ テレビ及び緊急告知ラジオ、(特設公衆電話)の設置

3) 指定避難所の開設等に係る考え方

- ① 避難指示等の発令と同時に、発令対象地域の小・中学校、公民館を同時に 開設する。また、指定避難所の過密防止として、発令対象地域に隣接する 地域に位置する指定避難所も合わせて開設する。
- ② 本部において避難指示等に伴う指定避難所の開設を決定した場合には、各 区本部は、対象地域の指定職員のリーダーを通じて指定職員を指定避難所 に派遣し、指定職員は施設の安全性を確認したうえで、指定避難所を開設 し避難者の収容を開始する。
- ③ 指定避難所を開設したときは、本部は広報広聴班等を通じて、その施設名 及び所在地等を住民等に周知するとともに、県及び県警察に速やかに報告 する。
- ④ 指定職員は、地域住民や避難者と協力して避難所運営を行い、避難者数、 避難世帯数、状況等について、定期的に区本部に報告する。なお、各指定 避難所の備蓄物資では物資が不足する等、必要に応じて随時各区本部に連 絡する。
- ⑤ 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページ等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設する。
- ⑥ 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する。
- ⑦ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道 路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を

設置・維持することの適否を検討する。

⑧ 被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減する ため、指定避難所内又は指定避難所外に、子どもが安心して生活できる安 全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

(3) 収容対象者

- 1) 住家が全半壊・全半焼・流失・床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った者
- 2) 災害に遭遇し、避難しなければならない者 交通手段を失った者・遠距離通勤通学者・旅行者・出張滞在者等の帰宅困難 者等。
- 3) 災害によって被害を受けるおそれのある者 避難指示等の対象者及び緊急避難を必要とする者。

(4) 収容期間

避難指示等による場合は、その解除までとし住居等が被災した被災者については、災害発生の日から最大限7日以内とする。

ただし、内閣総理大臣の承認を得た場合又は災害救助法の適用のない災害において、市長が必要と認めた場合は延長することができる。

(5) 指定避難所の運営管理

[市]

市は、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等を周知する。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮する。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発する。

各区本部から派遣された指定職員は、管理責任者として、避難者の収容保護・各 区本部等との連絡にあたるとともに、指定避難所の生活環境に注意を払い、極力良 好なものとするよう努める。

また、障害者・外国人・性的マイノリティー等にも充分配慮し、多様なニーズの 把握、支援を行う。

- ① 運営については、町内会・自主防災組織・地域と協働で行う
- ② 避難者の収容については、町内会・自主防災組織・民間団体・消防吏員・警察 官等と緊密な連携をとり、安全かつ適切に避難者の収容にあたる。
- ③ 各区本部等と相互に緊密な情報連絡を行い、収容者に正しい情報を提供する。
- ④ 避難者に傷病者がいることを認めたときは、その程度により現地の消防吏員あるいは本部等に連絡して、救急連絡を行う等、速やかに適切な措置をとる。
- ⑤ 指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障がある と判断したときは、区本部に連絡する。
- ⑥ 開設した指定避難所にまで、危険が迫ったと認知された場合には、区本部等と 連絡を取り合い、再避難等について移動手段等も含め適切迅速な対応をし、混 乱のないよう措置をとる。

第5章 被災者の救助保護 第2節 避難及び避難所の設置

- ⑦ 学校への避難が行われる場合において、指定職員や自主防災組織等の対応が得られるまでの初期段階等においては、勤務時間内に限り、避難所となる学校の 教職員の対応も必要である。
- ⑧ 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部 支援者等の協力が得られるよう努める。
- ⑨ 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- ⑩ 避難所内の生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ① 指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、テレビ・ラジオ等、被 災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- ② 指定避難所に、被災ペットのスペースを確保する。ただし、ペットが苦手な人 や動物アレルギーを持っている人に配慮して、避難者の居住スペースから離れ た場所にペット飼育スペースを確保する。ペットとの同行避難の際には、所有 者の責任で適切に飼育するよう周知・啓発する。また、獣医師会や動物取扱業 者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。ペットとの避難は同行 避難を原則とする。
- ③ 指定避難所に受入れている避難者に係る情報の早期把握に努める。
- ④ 避難所運営における意思決定の場へ女性の参画を推進し、男女のニーズの違い 等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の 設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、安全確保等、様々なニーズに 配慮した指定避難所の運営管理に努める。
 - また、性的マイノリティにも配慮した環境整備にも努める。災害の状況により 必要と認めるときは、岡山市男女共同参画社会推進センター内に、性別に伴う 困りごとの専用相談窓口を開設する。
- ⑤ 避難所内の女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・ 更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できるように努め、照明の増設 や、性暴力・DVの注意喚起ポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に 配慮する。また、警察と連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう 努める。
- (B) 災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- ⑪ 災害の規模等にかんがみて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要

に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用 可能な既存住宅のあっせん及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な 自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

- (8) 避難生活について、生活機能低下、特に生活不活病(廃用症候群)の早期発見等の予防対策を進める等により、その改善に向けた協定先との協力体制の整備を図るとともに、必要に応じてDWAT(災害派遣福祉チーム)の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線、十分なスペース等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合、危機管理部と保健福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努める。
- ② 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理部と保健福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

[県]

避難の長期化等が見込まれる場合、岡山JRAT(大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会)への派遣要請、必要に応じてJRAT本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、JASPA(日本福祉用具・生活支援用具協会)との調整を含め、JRATの活動に係る調整を行う。

[民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等]

要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市に提供する。

(6) 指定避難所への物資の調達

[市]

- ① 指定職員は、分散備蓄倉庫に備蓄している物資を避難者に供給する。
- ② 各指定避難所の分散備蓄物資では不足が生じる場合は、不足する物資の品目・ 量を区本部(総務班)に報告する。
- ③ 区本部(総務班)はその内容をとりまとめ、総括事務本部(物資係)に報告する。
- ④ 総括事務本部(物資係)は、集中備蓄倉庫からの配送または物資供給締結事業者からの調達を行う。それでも物資の確保が困難な場合は、県に救援を依頼する。
- ⑤ 指定避難所における生活環境の確保に努めるものとし、そのため必要に応じ、 リース業者等の協力を得て、各種仮設設備及び賃貸物品を早期に設置する。
- ⑥ 生活用水が不足する場合、各学校におけるプールの水等の利用も検討する。

(7) 広域避難

[市]

① 市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都

第5章 被災者の救助保護

第2節 避難及び避難所の設置

道府県との協議を求めるほか、緊急を要するときは、岡山県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

[県]

- ① 市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。
- ② 市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方 公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域避難について助言を行う。

[運送事業者]

① 関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

[放送事業者]

① 避難者のニーズを十分把握するとともに、市、県、政府本部、指定行政機関、 公共機関相互と連絡をとりあい連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(8) 福祉避難所の開設

[市]

- ① 災害時に必要に応じ、要配慮者のため、最寄りの福祉避難所の施設管理者に開設を要請する。また、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理については、施設管理者に要請することになるが、県と連携し関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所連絡員を配置する。なお、福祉避難所の収容能力を超える等、市で対応が困難な場合は、他市町村又は県に応援を要請する。
- ② 指定避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な要配慮者等の避難場所として、岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合の組合員が所有するホテル・旅館を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。宿泊施設提供事業を実施する場合、宿泊施設を利用する要配慮者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要配慮者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する

[県・社会福祉施設]

- ① 県は、市における福祉避難所の開設状況等の情報収集を行い、被災の支援を行うとともに、必要に応じ、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮者の受入れを要請する。それでもなお、福祉避難所が不足する場合には、国(厚生労働省)と公的宿泊施設、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設すること等について協議する等、必要な避難先の確保に努める。
- ② 社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、市、県等の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受入れるものとする。
- ③ 健康状態の悪化等により、福祉避難所等で生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

(9) 広域一時滞在

[市]

① 避難の長期化にかんがみ、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容 が必要であると判断した場合、県内の他の市町村への受入れについては当該市 町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、 当該他の都道府県との協議を求めることができる。

[県]

- ① 市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、市の行政機 能が被災によって著しく低下した場合等、被災市からの要求を待ついとまがな いと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を 本市に代わって行う。
- ② 市から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方 公共団体における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞 在について助言を行う。

15 避難所設置に係る費用、期間等の措置方法

- ①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。

②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

16 帳簿の整備

[市]

関係各部班は、避難所の設置の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に 応じて危機管理部に写しを送付する。

災害救助法 事務マニュアル

災害救助法

事務マニュアル

関連する計画等

第3節 食料の供給

第1項 方針

災害により食品を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ又は支障を 生じるおそれのある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため又は災害応急対 策に従事する者に対し、備蓄物資、調達物資、救援物資、炊き出し、等による食品の 給与(以下この節において「食品の給与」という。)を行う必要があるため、その方 法等について定めるものとする。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、 孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提 供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・ 庶務係・指揮係・物資係・危機管理 部・財政部・保健福祉部・市場部・ 教育部・区本部)	・備蓄食料の供給・協定等に基づく食料の調達・救援物資の調達
県(関係部署、備前県民局)	・協定等に基づく食料の調達
中国四国農政局	・食料に関する市からの応援要請事項へ の対応
運送事業者、岡山県トラック協会	・備蓄食料の配送

食品の給与は、総括事務本部(物資係)、各区本部(総務班)等、関係各部班が緊密 な連携をとり実施する。また必要に応じて、専門知識を持つ者(管理栄養士等)の助言 を受け、適切に食料の供給を行うものとする。

第3項 実施内容

1 食品の給与の対象者

(1) 被災者

- ① 避難所に収容された者
- ② 住家が被害を受けて炊事ができない者
- ③ 住家が被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- ④ 配給機関が被災し、通常の配給を受けられない者
- ⑤ 旅行者・滞在者等で、旅行・滞在等に関係する機関(旅館・事業所・JR等) からの救済措置が得られず、現に食品の給与を必要とする状態にある者

(2) 災害応急対策従事者

災害現地において災害応急対策に従事する者で、食品の給与を行う必要のある者 (この場合は災害救助法による措置としては認められない。)

備蓄計画 物資供給計画

2 本市の備蓄する食料の供給

[市]

- ①指定職員は、分散備蓄倉庫に備蓄している食料を避難者に供給する。
- ②各指定避難所の分散備蓄食料では不足が生じる場合は、不足する食料の品目・量 を区本部(総務班)に報告する。
- ③区本部(総務班)は、内容をとりまとめ、総括事務本部(物資係)に報告する。
- ④総括事務本部(物資係)は、本市の物資係員及び物資配送の受託業者に対し、分 散備蓄倉庫または集中備蓄倉庫から、要請のあった避難所まで食料の配送を指示 する。ただし、物資係員及び物資配送の受託業者での対応が困難な場合は、物資 配送の協定事業者、岡山県トラック協会に協力を依頼する。
- ⑤なお、岡山市の備蓄食料は、クラッカー、アルファ化米、アルファ化米(おかゆ)、粉ミルク、液体ミルクである。
- ⑥必要に応じて、専門知識を持つ者(管理栄養士等)の助言を受け、適切に食料の供給を行う。

3 備蓄で不足する場合の食料の調達

[市]

- ①区本部(総務班)は、不足する品目・量をとりまとめ、総括事務本部(物資係) に報告する。
- ②総括事務本部(物資係)は、物資供給の協定事業者に対し、必要な食料の品目・ 量の調達・配送を依頼する。

4 救助物資の調達

[市]

- ①総括事務本部(物資係)は、不足する食料を調達できない場合、物資調達・輸送 調整等支援システム等により県本部に食料の品目・量を報告し、救援を依頼す る。
- ②総括事務本部(物資係)は、岡山ドームを物資拠点として利用することについて施設管理者と調整のうえ、岡山ドームへ配備する物資係員を選定し、岡山ドームの開設準備を行う。また、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者に、人員、車両、資機材の手配を依頼する。不足する場合は、岡山県トラック協会に手配を依頼する。
- ③総括事務本部(物資係)は、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者と協力 し、岡山ドームに配送された物資を積み下ろし、それぞれの業者に配送先ごとの 必要物資、量を指示する。

5 応援協力関係

[市]

①食料の調達及び炊き出し等により食料を給与することが困難な場合は、他市町村 又は県へ食料の調達及び炊き出し等による、食料の給与の実施並びにこれに要す 物資供給計画

物資供給計画

第5章 被災者の救助保護

第3節 食料の供給

る人員及び食料について応援を要請する。

[県]

関連する計画等

- ①自ら食料の調達及び炊き出し等により食料を給与し、又は市からの応援要請事項 を実施することが困難な場合は、応急用食料については農林水産省本省又は中国 四国農政局に、燃料については中国経済産業局に調達を要請する。また、自衛隊 に対しては、炊き出しの実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を
- ②市の実施する食料の調達及び炊き出し等による食料の給与の実施について、特に 必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

6 炊き出し方法

[市]

(1) 実施場所

小・中学校(指定避難所)及び給食センター等の給食施設を利用する場合 は、災害の状況により異なるが、施設の安全性が確認でき、学校が再開するま では給食施設を利用して実施する。なお、衛生面に注意するとともに、食器を 洗う水の節約のために、食器に食品ラップフィルム等を張るなど工夫する。

(2) 各種協力団体

炊き出しを実施するに当たっては、町内会・婦人会・赤十字奉仕団・自主防 災組織等、各種団体及びボランティアの協力応援を促進するものとする。

また、食物アレルギーに対する配慮を行うため、専門知識を持つ管理栄養士 等の協力応援を促進する。

食品の給与に係る費用・期間等の措置方法

- ①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

8 帳簿の整備

[市]

各区本部(総務班)等の関係各部班は、食品の給与の実施に係る書類を作成・保管 するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

災害救助法 事務マニュアル

災害救助法 事務マニュアル

第4節 飲料水の供給

第1項 方針

災害により飲料水を得ることができない者に対して、最小限度必要な量の飲料水を供給し、被災者を保護する必要があるので、その方法について定めるものとする。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・ 庶務係・指揮係・物資係・危機管理 部・水道部・区本部)	・備蓄飲料水の供給・協定等に基づく飲料水の調達・救援物資の調達・給水車等による応急給水
県 (関係部署、備前県民局)	・救援飲料水の調達及び市への配送
運送事業者、岡山県トラック協会	・飲料水の配送

飲料水の供給は、水道部(給水対策班)総括事務本部(物資係)、各区本部(総務 班)等、関係各部班と緊密な連携をとり実施する。

第3項 実施内容

1 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、現に飲料に適する水を得ることができない 者。

2 本市の備蓄する飲料水の提供

[市]

- ①指定職員は、分散備蓄倉庫に備蓄している飲料水を避難者に供給する。
- ②指定職員は、各指定避難所の分散備蓄飲料水では不足が生じる場合は、不足する 量を区本部(総務班)に報告する。
- ③区本部(総務班)は、その内容をとりまとめ、総括事務本部(物資係)に報告する。
- ④総括事務本部(物資係)は、本市の物資係員及び物資配送の受託業者に対し、分 散備蓄倉庫または集中備蓄倉庫から、要請のあった避難所まで飲料水の配送を指 示する。ただし、物資係員及び物資配送の受託業者での対応が困難な場合は、物 資配送の協定事業者、岡山県トラック協会に協力を依頼する。

3 備蓄で不足する場合の飲料水の調達

[市]

①区本部(総務班)は不足する飲料水の量をとりまとめ、総括事務所本部(物資

備蓄計画 物資供給計画

物資供給計画

第5章 被災者の救助保護 第4節 飲料水の供給

- 係) に報告する。
- ②総括事務所本部(物資係)は、物資供給の協定事業者に対し、必要な飲料水の調達・配送を依頼する。

物資供給計画

4 救援物資の調達

[市]

- ①総括事務本部(物資係)は、不足する飲料水を調達できない場合、物資調達・輸送調整等支援システム等により県に必要な飲料水の量を報告し、救援を依頼する。
- ②総括事務本部(物資係)は、岡山ドームを物資拠点として利用することについて施設管理者と調整のうえ、岡山ドームへ配備する物資係員を選定し、岡山ドームの開設準備を行う。また、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者に、人員、車両、資機材の手配を依頼する。不足する場合は、岡山県トラック協会に手配を依頼する。
- ③総括事務本部(物資係)は、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者と協力 し、岡山ドームに配送された物資を積み下ろし、それぞれの業者に配送先ごとの 必要物資、量を指示する。

5 飲料水の確保

[市]

(1) 水源の確保

① 浄水対策班は、次の水源の水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に 努める。

ア 上水道

施設名	所在地	1日最大供給量	施設名	所在地	1日最大供給量
三野浄水場	北区三野一丁目2-1	191,000 m ³	矢原浄水場	北区御津矢原580	5,800 m ³
旭東浄水場	北区今在家462-4	52,000	宇垣浄水場	北区御津宇垣642-25	1,000
山浦浄水場	北区祇園824-1	20,000	川口浄水場	北区建部町川口209	4,100
牟佐浄水場	北区牟佐1513	5,000	大内浄水場	東区瀬戸町大内1820	14,913

イ 吉井川及び旭川

② 給水対策班は、非常災害時の給水を円滑に実施するため、あらかじめ管内の井戸水・受水槽・貯水槽の水等の水源の所在・水量及び利用方法等について調査し、水源の確保に努める。

(2) 水源の衛生対策

井戸水等の安全性を確保するため、塩素消毒を強化するとともに、塩素濃度の測定を行い、適切に消毒されていることを監視し給水を行う。

6 給水用資機材の確保

[市]

- ①非常災害時の給水を想定し、給水タンク・ポリタンク・非常用飲料水袋・可搬式 ろ過器及び給水車等の備蓄に努める。
- ②給水用資機材が不足した場合、水道総務班は速やかに必要量を購入又は他機関から借り受けるものとする。

7 対策本部の設置

[市]

- ①水道事業管理者は、災害により水道施設の破損等のため、飲料水の供給が困難となった場合は、水道部内に対策本部を設置する。
- ②対策本部は、災害対策本部と連携を密にし、被災地の状況を迅速かつ的確に把握 し、被災者に対する応急給水及び被災水道施設の応急復旧を実施する。

8 給水

(1) 給水目標

1人1日当たりの最小限給水量は、おおむね3リットルとする。

(2) 給水順位

給水を行うに当たり、順位を設けて実施する必要がある場合は、緊急性の高い次の施設を優先する。

- ・小中学校 ・災害救護所及び総合病院 ・災害時の給食施設
- ・老人ホーム等社会福祉施設

(3) 給水方法

- 1) 給水回数及び時間
 - ア 給水は1日1回以上実施するものとし、必要により早朝・夜間の給水についても配慮するものとする。
 - イ 給水に当たっては、水道部広報車によるほか広報広聴班等、他部班及び 報道機関の協力を得て、給水時間・給水場所等について的確に住民に 周知する。

2) 給水方式

ア 臨時給水

指定避難所に指定されている小・中学校の受水槽に設置した応急給水栓の利用を中心に、臨時給水を行う。設置状況等を住民に周知し、臨時給水拠点としての理解が深まるよう努める。

イ 運搬給水

a 被害を受けてない浄水場又は配水池から取水し、給水車又は市有車両 に給水タンク・ポリタンク等を積載して、被災地の避難所等給水を必要 とする場所に配布する。

第4節 飲料水の供給

- b 災害の規模によって必要と認めるときは、消防部へ水槽付ポンプ車の 派遣を要請する。
- c 犬島又は陸路による給水が困難な場所への給水は、舟艇を借り上げて 実施する。

9 水道施設の応急復旧

[市]

被災した水道施設は、水道部職員を動員し、また岡山市管工設備協同組合に協力を 要請し、速やかに応急復旧するものとする。

応急復旧の順位は、おおむね次のとおりとする。

- ①取水·導水·浄水施設
- ②送水·配水施設
- ③配水管路
- ④給水装置

災害救助法事務 マニュアル

10 飲料水の供給に係る費用・期間等の措置方法

- ①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

災害救助法事務 マニュアル

11 帳簿の整備

[市]

水道部長等の関係各部班は、飲料水の供給の実施に係る書類を作成・保管するとと もに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

第5節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又 は貸与

|第1項 方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品(以下「生活必需品等」という。)を喪失又は損傷し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるため、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・庶務係・ 指揮係・物資係・危機管理部・保健 福祉部・岡山っ子育成部・区本部)	・備蓄物資の供給 ・協定等に基づく物資の調達 ・救援物資の調達
県 (関係部署、備前県民局)、県警察	・救援生活必需品等の調達及び市への配送 ・市への生活必需品等の給与・貸与
運送事業者、一般社団法人岡山県トラック協会	・生活必需品等の配送

生活必需品等の給与又は貸与は、総括事務本部(物資係)、保健福祉部(福祉救護班)、岡山っ子育成部(児童救護1班、2班)、各区本部(総務班、福祉事務所班)等、関係各部班が緊密な連携をとり実施する。

第3項 実施内容

1 給与又は貸与の対象者及び対象品目

対象者は、住家の全壊(焼)・流失・埋没・半壊(焼)又は床上浸水等で生活上必要な家財等が喪失又は損傷し、日常生活を営むことが困難な者とし、給与又は貸与の対象品目は、災害救助法の基準に準じて原則として次の8品目とする。

ただし、この8品目の全部を給与又は貸与する必要はなく、被災状況・物質調達状況等を考慮して柔軟に対応するものとする。

- ①寝具
- ②外衣
- ③肌着
- ④身の回り品
- ⑤炊事道具
- ⑥食器
- ⑦目用品
- ⑧光熱材料

関連する計画等

備蓄計画

物資供給計画

第5章 被災者の救助保護 第5節 被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

2 本市の備蓄する生活必需品等の供給

[市]

- ①指定職員は、分散備蓄倉庫に備蓄している生活必需品等を避難者に供給する。
- ②各指定避難所の生活必需品等では不足が生じる場合は、不足する生活必需品等の 品目・量を区本部(総務班)に報告する。
- ③区本部(総務班)は、その内容をとりまとめ、総括事務本部(物資係)に報告する。
- ④総括事務本部(物資係)は、物資係員及び物資配送の受託業者に対し、他の避難 所または集中備蓄倉庫から、要請のあった避難所まで生活必需品等の配送を指示 する。ただし、物資係員及び物資配送の受託業者での対応が困難な場合は、物資 配送の協定事業者、岡山県トラック協会に協力を依頼する。
- ⑤岡山市が備蓄している生活必需品等は、哺乳瓶、紙おむつ(子供用、大人用)、生理用品、毛布、ボックストイレ、ボックストイレ用簡易テント、排便収納袋、トイレットペーパー等である。

物資供給計画

3 備蓄で不足する場合の生活必需品等の調達

[市]

- ①区本部(総務班)は不足する生活必需品等の品目・量をとりまとめ、総括事務本部(物資係)に報告する。
- ②総括事務本部(物資係)は、物資供給の協定事業者に対し、必要な物資の品目・量の調達・配送を依頼する。または、財務班及び経済総務班と連携をとり、指名業者等から速やかに調達する。
- ③緊急を要する場合、福祉援護班は日赤県支部に対し、備蓄する生活必需品等の交付について申請するものとする。

物資供給計画

4 救援物資の調達

[市]

- ①総括事務本部(物資係)は、不足する生活必需品等を調達できない場合、物資調達・輸送調整等支援システム等により県本部に必要な品目・量を報告し、救援を依頼する。
- ②総括事務本部(物資係)は、岡山ドームを物資拠点として利用することについて施設管理者と調整のうえ、物資係員を選定し、岡山ドームの開設準備を行う。また、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者に、人員、車両、資機材の手配を依頼する。不足する場合は、岡山県トラック協会に手配を依頼する。
- ③総括事務本部(物資係)は、物資配送の受託業者、物資配送の協定事業者と協力 し、岡山ドームに配送された物資を積み下ろし、それぞれの業者に配送先ごとの 必要物資、量を指示する。

5 応援協力関係

[市]

①自ら生活必需品等を給与し、又は貸与の実施が困難な場合は、隣接市町村又は県 へ、生活必需品等の給与若しくは貸与の実施又はこれに要する要員及び生活必需 品等の確保について応援を要請する。

[県]

- ①自ら生活必需品等を給与し、若しくは貸与し、又は市町村からの応援要請事項を 実施することが困難な場合は、自衛隊等へ生活必需品等の給与又は貸与の実施に ついて応援を要請する。
- ②市の実施する生活必需品等の給与又は貸与の実施について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

6 生活必需品等の配分

[市]

- ①総括事務本部(物資係)、福祉事務所班及び福祉救護班は、あらかじめ指定した配 分場所(避難所・区役所・支所・地域センター等)において、被災者に配分す る。
- ②配分に当たっては、住家の被害別・世帯人員・世帯構成員等を確認し、生活必需 品等の配分に過不足がないよう注意する。
- ③配分場所において給与できなかった世帯等については、職員が個別巡回し又は町 内会・自主防災組織等の協力を得て配分する。

7 生活必需品等の給与又は貸与に係る費用、期間等の措置方法

- ①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

8 帳簿の整備

[市]

保健福祉部(福祉援護班)、岡山っ子育成部(児童救護1班、2班)、各区本部(総務班、福祉事務所班)等の関係各部班は、生活必需品等の給与又は貸与の実施に係る 書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。 災害救助法 事務マニュアル

災害救助法 事務マニュアル

関連する計画等

第6節 医療・助産

第1項 方針

災害のため住民の医療が困難となった場合は、被災者に対し迅速・的確な応急的医 療及び助産(以下、この節において「医療救護」という。)を実施し、被災者の保護 を図る必要があるので、その方法について定めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・	・岡山市保健医療救護本部の設置
庶務係・指揮係・危機管理部・保健	・ 救護所の設置
福祉部・消防部)	・医療救護班の派遣要請
	・病院等と連携した後方医療の実施
	・医薬品・医療機材等の備蓄
県、県警察	・市との医療救護班の輸送に関する調整
	・市からの要請に基づく医療救護の要員・
	資器材の支援
	・市からの医療等に関する応援要請事項
	への対応
	・他都道府県への災害時健康危機管理支
	援チーム(DHEAT)の応援派遣要請
日赤県支部	・岡山市保健医療救護本部への参画
	・医療救護班の編制・派遣
	・ 医療救護活動の実施
医療機関(岡医連・市医師会・おか	・岡山市保健医療救護本部への参画
やまDMAT)	・医療救護班の編制・派遣
	・医療救護活動の実施
	・医薬品・医療機材等の調達

- ①被災者に対する医療救護は、岡山市保健医療救護計画に基づき、保健福祉部(保 健管理班・保健所班)を岡山市保健医療救護本部とし、関係各部・関係者と緊密 な連携をとり実施する。
- ②医療救護は、岡医連・市医師会・日赤県支部及び県警察等防災関係機関の協力を 得て行う。

第3項 実施内容

実施体制等

[市・日赤県支部・医療機関]

岡山市保健医療救護本部には、総務チーム、医療救護チーム及び保健・衛生チーム を設けるとともに、医療救護班の派遣調整等を行う岡山市災害医療対策会議を設置す る。なお、岡山市災害医療対策会議には、岡山県が委嘱する災害医療コーディネータ 一及び災害時小児周産期リエゾンの派遣を要請する。

2 医療救護班の編成

[日赤県支部・医療機関]

災害現地において、医療救護を実施するため、次の基準により医療救護班を編成し、広域災害医療情報システム、岡山県総合防災情報システム等を活用し、災害の規模、傷病者の発生状況等を把握し、必要に応じて出動するものとする。また、必要時には災害派遣医療チーム(DMAT)等他からの援助を受入れる。

(1) 医療救護班の編成基準

① 岡医連・市医師会の医療救護班は、医師1名、看護師2名(帯同)及び補助者 若干名をもって編成し、班長は医師とする。

班長は、看護師を帯同できない等により必要とするときは、消防救急隊員・ 保健師等市職員の応援を求めて、医療救護班を編成する。

② 日赤救護班は、「災害救護計画」に定めるところによる。 1箇班の編成基準: 班長 (医師) 1名・看護師長1名・看護師2名・主事1名

(2) 医療救護班の編成

1) 岡医連・市医師会医療救護班

岡医連・市医師会の医療救護班は28班とし、各医師会ごとの内訳は次のとおりである。

西大寺医師会4班御津医師会4班 北児島医師会2班都窪医師会2班赤磐医師会2班 岡山市医師会14班

2) 日赤救護班

日本赤十字社救護規則(昭和30年本達甲4号)により、日赤県支部において 9班を常備している。

3 救護所の設置

[市]

- ①保健所長は、救護所を広域災害医療情報システム、岡山県総合防災情報システム 等を活用し、災害の規模、傷病者の発生状況等を把握し、必要に応じて「第2節 避難及び避難所の設置」に定める避難所又は災害現場に設置する。
- ②発災地周辺の医療施設の協力が得られるときは、その医療施設に救護所を開設する。

4 医療救護の実施

(1) 医療救護班の派遣要請

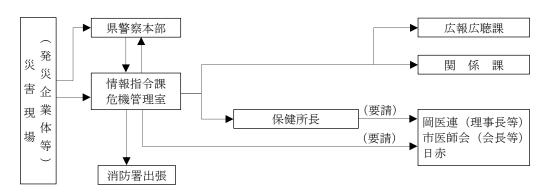
[市]

- ① 市は、災害の状況により医療救護を必要と認めた場合、岡医連・市医師会に医療救護班の派遣を要請する。
- ② 災害の規模により、十分な医療救護ができない場合、日赤に救護班の派遣を要請する。(なお、日赤救護班はその使命により独自に出動する場合がある。)

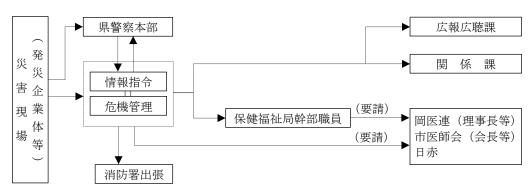
関連する計画等

第5章 被災者の救助保護 第6節 医療・助産

- ③要請は、保健所長から岡医連理事長及び市医師会長に対して行うのを原則とす
- ④緊急の場合の要請は、保健福祉部又は消防情報指令課から岡医連の副理事長、市 医師会副会長、災害救急医療委員のいずれかに対して要請するが、この場合要請 を行った後、速やかに前記③の方法により追認する。
- ⑤ 医療救護班を要請する場合は、次の系統により通報連絡する。
- ⑥ア 医療救護班の要請に係る通報連絡系統図 (勤務時間内の場合)

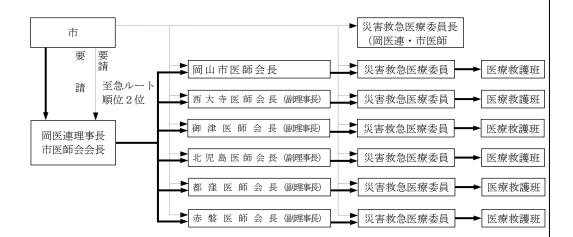


(勤務時間外の場合)



第3部

イ 岡医連・市医師会医療救護班要請系統図(正規ルート緊急ルート) 要請(至急ルート順位1位:全員ではなく、いずれか1名)



(2) 医療救護班の輸送

[日赤県支部・医療機関]

- ① 日赤救護班は日赤の救護車両等により、救護所に直行する。
- ② 岡医連・市医師会医療救護班は、タクシー等の交通機関又は医師会員の所有する車両により、救護所に直行する。ただし、災害の状況により必要ある場合は、あらかじめ指定した集結場所に集合し、市が調達した車両等で救護所に行くものとする。

[市]

① 緊急車両による先導及び救護所までの間のトラブルを回避するため、県警察等 防災関係機関と緊密な連携をとる。

(3) 医療救護活動

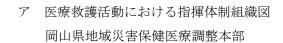
[市・日赤県支部・医療機関]

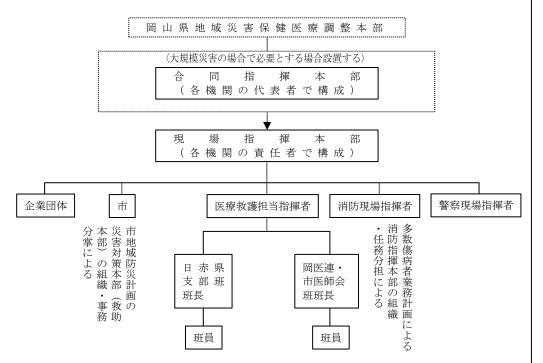
- ① 医療救護班の業務は次のとおりとする。
 - ア 傷病者の選別(後方医療施設への転送順位の決定を含む)
 - イ 傷病者に対する応急処置
 - ウ 死亡の確認
 - エ その他状況に応じた処置
- ② 市と岡医連・市医師会は緊密な連携により、医療救護活動を実施するが、医療 救護班に係る指揮命令は、保健所長が岡医連理事長及び市医師会会長と連携・ 協力して行う。
- ③ 医療救護班は、原則として救護所でその業務を実施する。ただし、傷病者の状況により医師・看護師が災害現場に出向く必要がある場合は、直接現場でその業務の一部を行う。
- ④ トリアージタッグへの住所・氏名等の記入は市職員が行い、トリアージに関す る項目及び裏面の負傷箇所等は、医療救護班が記入する。現場に市職員がいな

第6節 医療・助産

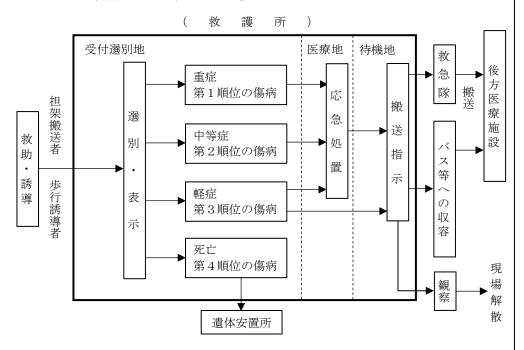
い場合は、医療救護班により住所・氏名等を記入する。

- ※1 トリアージ:多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や程度 に応じ、適切な搬送・治療を行うために傷病者を分類すること。
- ※2 トリアージタッグ: トリアージを効果的に行うために傷病者につける識別表。
- ⑤ 傷病者の救出及び誘導は、消防救助隊員等が防災関係機関と連携して行う。
- ⑥ 医師の指示により、消防救急隊員・保健師・看護師等は、傷病者の選別及び応 急処置を補助する。
- ⑦ 重症患者等で、医療救護班では必要な医療を実施できないと医師が判断した場合は、救急隊はその旨を消防現場指揮本部に報告し、消防現場指揮本部は消防情報指令課と交信し、後方医療施設に搬送する。
- ⑧ 救護所でのトリアージで死亡が判明した者及び救護所内で死亡した傷病者については、遺体収容所での収容安置のために、速やかに福祉事務所班に引き継ぐ。引き継ぐまでに時間を要する場合は、保健所班が救護所とは別に、遺体安置場所を設け一時的に安置する。
- ⑨ 医療救護活動における指揮体制及び救護所における傷病者取り扱いの流れは、 次のとおりである。





イ 救護所における傷病者取り扱いの流れ



5 後方医療施設

[市・医療機関]

- ①市は、病院開設者の承諾を得て、後方医療施設を指定する。
- ②後方医療施設は、医療救護班から転送されてきた重症患者等を受入れ、診察・治療する。
- ③後方医療施設及びその他の医療機関の診察状況の情報収集に当たっては、岡山県 災害・救急医療情報システム等も活用する。

6 医薬品・医療機材等の調達

[市・医療機関]

- ①医療救護班は、その保有する物の中から、必要とする医薬品・医療機材等を携行 使用する。
- ②携行した医薬品・医療材料が不足した場合、現場指揮本部はあらかじめ指定した 業者から、速やかに調達する。
- ③市は、救護所において必要な物資を備蓄する。
- ④輸血用血液製剤が必要な場合は、岡山県赤十字血液センターにその供給を依頼するほか、市民に対して協力を要請する。

7 県の応援等

[県]

市の地域内の機関によっては、十分な医療救護ができないと認めたときは、県地域 災害保健医療調整本部に医療救護の実施に必要な要員及び資機材について応援を要請 する。

8 災害救助法が適用された場合の取り扱い

本市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用される災害が発生した場合には、 県災害保健医療調整本部による総合調整の下で保健医療活動を行う。

9 医療救護に係る費用・期間等の措置方法

医療救護の対象者・範囲・期間及び費用の基準等については、次のとおりとする。

- ①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。
- ③集団的におおむね 10 人以上の傷病者が生じた災害等が発生した場合は、岡医連及び市医師会と締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「災害時の医療救護活動に係る実施細目」により実施する。

災害救助法 事務マニュアル

10 帳簿の整備

関係各部班は、医療救護の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

11 応援協力関係

[市・県]

(1) 災害医療救護体制の整備

災害発生時における医療救護を、的確かつ円滑に実施するため、防災関係機関の 実務の責任者同士が緊密な連携を維持し、災害医療救護体制の整備を図る。

- ① 市は、当該市内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市 又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を 要請する。
- ② 県は、市の実施する医療、助産について、特に必要があると認めるときは、他市等に応援をするよう指示する。
- ③ 県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の体制整備に努めるとともに、災害時に、本部における保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要がある場合は、他の都道府県等に災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣を求める。また、被災都道府県等の求めに応じて県からDHEATの応援派遣ができるよう、構成員の人材育成等に努める。
- ④ 県は、県内及び県外の医療機関への患者の受入れの要請及び搬送に関する総合調整を行う。
- ⑤ 県は、県内医療機関で対応不可能な人数の患者が発生し、他都道府県に搬送する場合など必要に応じて、岡山空港に航空搬送拠点を設置するとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)等の医療チーム等と連携して航空搬送拠点を運営する。
- ⑥ 医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。また、多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。

12 被災者の心のケア対策

[県]

- ①災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機 関、厚生労働省及び、被災地域外の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門 職からなるチームの編成及び協力を求める。
- ②災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保を図る。

13 惨事ストレス対策

[市・日赤県支部・医療機関]

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

3部 災害応急対策計画

第5章 被災者の救助保護 第6節 医療・助産

《参照》

○資料編 第10協定書一覧

○資料編 第4防災上必要な施設・設備等 7医療救護班・後方医療施設

○資料編 第5必需物資の備蓄及び調達等 1食料・生活必需品の確保計画

○資料編 第6輸送用車両等の保有状況等 3救急自動車

第7節 遺体の捜索・収容・埋火葬等

第1項 方針

災害により行方不明の状態にあり、周囲の状況から判断して死亡していると推定される者について、人道上及び人心の安定を図るため、捜索・収容及び埋火葬等を実施する必要があるので、その方法について定めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・庶務係・ 遺体取扱係・危機管理部・市民生活 部・保健福祉部・消防部・区本部)	・捜索班の編成・遺体の捜索・遺体安置所の開設・遺体の埋火葬
県警察	・捜索班の編成・遺体の捜索・検視・遺体安置所の開設
海上保安庁(玉野海上保安部)	・遺体の捜索

【主な実施内容】

(1) 遺体の捜索等

遺体の捜索は県警察、消防部(各消防署班)及び各区本部(福祉事務所班)が、遺体の処理は総括事務本部(遺体取扱係)、各区本部(総務班、支所班、福祉事務所班)及び保健福祉部(保健所班)が、埋火葬等は市民生活部(生活安全班)及び区本部(総務班)が、それぞれ緊密な連携をとり実施する。

(2) 遺体の検視・処理

- ① 県警察又は海上保安部は、必要に応じ医師会等の協力を得て、収容した遺体に ついて遺体の検視、身元確認等を実施する。
- ② 市は、県警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認及び医学的検査を行う。

第3項 実施内容

1 遺体の捜索

[市・県警察]

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推定 される者(以下「行方不明者」という。)

(2) 捜索班の編成

① 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の捜索・収容が必要である と認められる場合、捜索班を編成し捜索活動を実施する。

第5章 被災者の救助保護

関連する計画等

第7節 遺体の捜索・収容・埋火葬等

- ② 捜索班は、県警察、消防署班・消防団を主体に、福祉事務所班・地域住民の協力又は人夫の雇用等により編成する。
- ③ 捜索班は、行方不明者を捜索し、遺体を遺体安置所に搬送すること等を任務とする。

(3) 実施方法

- ① 捜索班は、必要な要員を動員し、車両・航空機・舟艇・機械器具等を最大限に活用して、行方不明者を捜索し、人道上又は人心の安定上から、短時間に実効があがるよう努める。
- ② 捜索を行うための資材が不足する場合、総括事務本部(物資係)は速やかに確保することとし、市で調達できない場合は、県に要請する。
- ③ 捜索班が遺体を発見し、遺体のある場所へ到着したときは、次のとおり措置する。
 - ア 遺体の取り扱いに当たっては、死者に対する礼を失することのないよう 注意する。
 - イ 県警察に連絡して検視を受ける。
 - ウ 検視・検案は、原則として遺体発見現場で実施される。ただし、遺体発 見現場での実施が困難な場合には、あらかじめ県警察の承諾を取って 遺体安置所へ搬送して行う。
 - エ 遺体発見現場において身元が判明した場合でも、検視・検案が終了しなければ、引き渡しは行われない。
 - オ 犯罪に起因する疑いのある変死体を発見した場合は、直ちに県警察に届け出る。

2 検視・遺体安置所の開設

[市]

(1) 遺体の検視・安置

多数の死者が生じ遺体の検視・安置の必要がある場合、総括事務本部(遺体取扱係)は事前に選定した検視・遺体安置所を開設し、関係職員を派遣し、県警察に検視を要請するとともに、遺族・親族への引き渡しが終了するまでの間又は埋火葬が行われるまでの間一時収容し安置する。なお、比較的遺体が少ない場合は、県警察や葬祭事業者等の遺体安置所の開設を要請する。

(2) 収容の対象

災害により死亡した者のうち、次のいずれかに該当する遺体

- ① 身元不明の遺体
- ② 遺体引受人(遺族等)のない遺体
- ③ 遺族等が遠隔地に居住している等のため、一時的に収容する必要のある遺体 (外国人を含む。)。
- ④ 遺族等も同一災害で被災し又は老齢者・幼年者等であるため、当面自力で引き 取ることのできない等の理由により、当該遺族等から遺体収容の要請のあった

遺体

⑤ 検視・検案が終わってない遺体

(3) 実施方法

- ① 捜索班が搬入した遺体及び所持品を引継ぎ、名札又は符合により明示する。
- ② 検視・検案が終わってない遺体は、保健所班と協力し、県警察及び関係団体に 連絡し、速やかに検視・検案を受ける。
- ③ 総括事務本部(物資係)に連絡して、必要な葬祭用品を調達する。
- ④ 検視・検案の終了した遺体は、次のとおり措置する。
 - ア 遺体識別のための処分として、洗浄・消毒等の処理を行う。ただし、埋 火葬実施の前段階となることを原則とする。
 - イ 遺族が遺体の処理を行う場合は、遺体の処理に必要な薬品・消毒材等の 資材を現物給付する。
 - ウ 洗浄・消毒等の処理を行った遺体は、納棺して安置する。
 - エ 身元の判明した遺体は、遺族・親族に引き渡す。
 - オ 身元不明者については、戸籍簿・行旅病人及び行旅死亡人取扱法・災害 救助法により措置するが、遺体及び所持品を写真撮影し、遺体の性別・身 長・着衣・所持品・その他の特徴等を記録して、遺留品を保存する。
 - カ 身元不明者については、県警察に依頼して、指紋等による身元照会を行 うとともに、地域の町内会・学校・事業所等に協力を要請して身元確認に 努める。

3 埋火葬

[市]

(1) 埋火葬の対象

- ① 死因及び場所のいかんを問わず、災害時の混乱に際し死亡した者
- ② 災害発生の日以前に死亡した者であって、災害時の混乱のため葬祭の終っていない者
- ③ 災害のため、遺族が避難を要するため又は老齢者・幼年者等であるため若しくは、葬祭用品が入手できないため等の理由により、埋火葬を行うことが困難な者

(2) 実施方法

- ① 埋火葬は、災害による一時的混乱期に行う、応急的な仮葬であることに留意するとともに、その実施に当たっては、可能な限り遺族の意志を尊重して行う。
- ② 埋火葬は、棺・骨つぼ等の必要な葬祭用品の支給及び火葬・輸送費等の役務提供による現物給付をもって行う。
- ③ 被災地域以外に漂着した遺体等のうち、身元不明者の埋火葬は行旅死亡人として取り扱う。
- ④ 遺族が埋火葬を行う場合は原則として対象としない。

関連する計画等

災害救助法 事務マニュアル 第5章 被災者の救助保護 第7節 遺体の捜索・収容・埋火葬等

4 遺体の捜索・処理・埋火葬等に係る費用・期間等の措置方法

- ①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

5 応援協力関係

[市]

- ①市の機関のみでは、遺体の捜索、収容及び埋火葬等を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の捜査、処理、埋火葬等の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- ②災害救助法が適用された災害が発生したとき、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体 の搬送等について全日本葬祭業協同組合連合会へ協力を要請する。

[県・海上保安庁]

- ①県は、市の実施する遺体の捜査、収容、埋火葬等について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援をするよう指示する。
- ②玉野海上保安部は、遺体の捜索が困難な場合は、市や県へ遺体の捜索に要する人 員及び資機材の確保について応援を要請する。
- ③県は、遺体の搬送等について市から要請を受けたときは、一般社団法人岡山県トラック協会へ遺体の搬送及びそれに伴う必要な物資の提供について応援を要請する。

災害救助法 事務マニュアル

6 帳簿の整備

[市]

関係各部班は、遺体の捜索・収容・埋火葬等の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

220

第8節 輸送

第1項 方針

災害時における被災者の輸送及び災害応急対策要員・救助物資・応急対策用資機材を被災地域に投入することは、災害応急対策の基幹であるので、その輸送の方法について定めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(統括係・指揮係・物資係・遺体	・緊急通行車両の確認手続き
取扱係・危機管理部・保健福祉部・	・緊急通行車両の事前届出手続き
下水道河川部・水道部・消防部・区	
本部)	
県(総務部・備前県民局)、県警察	・市からの輸送等に関する応援要請事項
	への対応
中国運輸局(岡山運輸支局、水島海	・県・関係機関からの輸送等に関する応援
事事務所)	要請事項への対応
岡山空港出張所	・県等からの輸送活動要請への対応
	・航空機の発着対応
JR西日本	・県等からの輸送活動要請への対応
	・中国運輸局・トラック協会への自動車・
	船舶等の確保に関する応援要請
運送事業者、一般社団法人岡山県ト	・関係機関からの輸送等に関する応援要
ラック協会	請事項への対応
漁業協同組合	・関係機関からの輸送等に関する応援要
	請事項への対応

輸送活動は、各部班が所管する業務の遂行に際して、その部班が保有し又は直ち に調達できる車両・船艇等により実施する。

第3項 実施内容

1 輸送方法

[市]

災害の程度・輸送物資等の種類・数量及び緊急度並びに地域の交通施設の状況等を 勘案し、次の方法により、柔軟かつ適切に輸送を実施する。

(1) 自動車輸送

1) 輸送路の選定

道路の被害状況・復旧見込み状況を調査し、道路交通が確保されている場合は、効率的な輸送ルートを選定する。

- 2) 車両の確保
 - ① 災害対策本部が設置されたときは、各部班長は保有する車両を防災業務に 優先使用するものとし、車両数・車種等が不足する場合は、相互に融通し て運用する。

第8節 輸送

- ② 緊急かつ多数の住民避難及び要配慮者等の避難を実施する場合は、岡山県バス協会に要請して車両の確保を図る。
- ③ 市有車両によって、救助物資・資機材の輸送力が不足する場合は、一般社 団法人岡山県トラック協会岡山支部に要請して車両の確保を図る。

(2) 鉄道輸送

自動車輸送が不可能な場合又は遠隔地において救助物資・資機材を確保した場合 は、日本貨物鉄道株式会社に要請して輸送を行う。

(3) 船艇輸送

陸上輸送が不可能な場合又は船艇による輸送の方が効率的な場合は、岡山県漁業協同組合連合会、岡山市児島湾漁業組合連合会、岡山県水難救済会等へ要請して輸送を行う。

(4) 航空機輸送

地上輸送がすべて不可能となり、山間集落等が孤立した場合又は重症患者等を緊急に航空機によって輸送する必要が生じた場合、岡山市消防へリコプターでの対応ができない状況においては、県本部に、ヘリコプター等の災害派遣を要請して輸送を行う。

(5) 人力輸送

上記のいずれの方法によっても輸送が不可能な場合、緊急を要する場合は職員を 動員し又は地区住民の協力を得て若しくは、人夫を雇用して人力による輸送を行 う。

(6) 集積場所及び要員の確保

- ① 市内に地域内輸送拠点を開設し、県が開設する広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点を経て、各指定避難所に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。
- ② また、物資の集積配分業務を円滑にするため、小中学校・公民館・支所等、公 共施設を物資集積配分場所として、災害の状況を勘案しその都度選定する。
- ③ 地域内輸送拠点及び物資集積配分場所には職員を派遣し又は地区住民の協力を得て配分要員を確保する。

2 緊急通行車両の確認手続き

[市]

災害応急対策を実施するため、市等の防災関係機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県(総務部、備前県民局)又は県公安委員会(県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)・警察署、交通検問所(臨時を含む)に申請し、緊急通行車両であることの確認証明書(様式第1)及び同標章(様式第2)の交付を受けるものとする。

(1) 緊急通行車両の確認手続き

1) 緊急通行車両確認手続きの対象

災害対策基本法施行令第33条第1項の規定により、確認が行われる緊急通行 車両は、次のいずれの要件にも該当する車両とされている。

- ア 地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定されている次の事項について、災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両。
 - a 警報の発令及び伝達並びに、避難指示に関する事項
 - b 消防・水防・その他の応急措置に関する事項
 - c 被災者の救難・救助・その他保護に関する事項
 - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - f 清掃・防疫・その他の保健衛生に関する事項
 - g 犯罪の予防・交通の規制・その他災害地における、社会秩序の維持に関する事項
 - h 緊急輸送の確保に関する事項
 - i その他災害の発生の防御又は拡大のための措置に関する事項
- イ 指定行政機関等が保有し又は調達する車両

指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・地方公共団体の長・指定公 共機関及び指定地方公共機関(以下「指定行政機関等」という。)が保 有し若しくは、指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両 又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

- 2) 緊急通行車両の確認に関する手続き
 - ア 確認申請の手続き

確認の申請は、aの申請書にbに掲げる添付書類各1通を添えて行う。

- a 緊急通行車両確認申請書(様式第3)
- b 添付書類
 - 自動車検査証(これに準ずるものを含む。以下同じ。)の写し
 - ・ 輸送協定書又は指定行政機関等の上申書等当該車両を使用して行う 業務の内容を証明する書類の写し(指定行政機関等が保有する車両 で災害応急対策に使用する場合を除く。)
- イ 確認申請場所

県(危機管理課・県民局)・警察署・高速隊・交通規制課・交通検問所 (臨時設置のものを含む。)

(2) 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両の需要数を把握し、確認手続きの省力化・効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両に該当するかどうかを届け出て、審査を受ける手続きがある。

1) 事前届出の対象車両

「緊急通行車両確認手続きの対象」と同一。

第8節 輸送

- 2) 事前届出に関する手続き
 - ア 事前届出の申請手続き

事前届出の申請は、aの届出書にbに掲げる添付書類各1通を添えて行う。

- a 緊急通行車両等事前届出書(様式第4)
- b 添付書類
 - ・ 自動車検査証の写し
 - 輸送協定書又は指定行政機関等の上申書等当該車両を使用して行う 業務の内容を証明する書類の写し(指定行政機関等が保有する車両 で災害応急対策に使用する場合を除く。)
- c 一括して2台以上の車両について、事前届出を行う場合は、緊急通行 車両等、事前届出受理簿(届出済証交付簿)(様式第5)に自動車検査 証の登録番号又は車両番号及び使用者氏名を記入し提出するものとす る。
- イ 事前届出場所

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する、警察署又は交通規制課

3) 事前届出車両に係る確認手続き

確認申請は、「(1) 緊急通行車両の確認手続き」と同様に、緊急通行車両確 認申請書に所定の事項を記入して行うが、添付書類に代えて届出済証を提出す る。

(3) 通行の禁止又は制限の対象から除外する車両の取り扱い

災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく、通行の禁止又は制限が行われてい る場合、業務の性質上、国民の日常生活に欠くことのできない車両等、公益上又は 社会生活上、通行することがやむを得ないと認められる車両については、規制対象 除外車両(以下「除外車両」という。)として、規制対象除外車両通行証明書(様 式第6)及び規制対象除外車両標章(様式第7)が交付され、緊急通行車両の通行 に、支障を及ぼさない限り通行が認められる。

- 1) 除外車両の対象車両
 - ア 傷病者の救護又は医師の救急患者の診断若しくは治療のため現に使用中 の車両
 - イ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
 - ウ その他公益上又は社会生活上、特に通行させる必要があると認められる 車両
- 2) 除外車両の申請に関する手続き
 - ア 申請の手続き

除外車両の申請は、aの申請書にbに掲げる、添付書類各1通を添えて 行う。

224

- a 規制対象除外車両通行申請書(様式第8)
- b 添付書類
 - 自動車検査証の写し

・ 除外車両に該当することを疎明する書類の写し

イ 申請先

緊急通行車両以外の車両の道路における通行が禁止され又は制限されている場所を管轄する警察署又は高速隊。

3 災害救助法及び岡山市災害救助条例による輸送

災害救助法事務 マニュアル

(1) 輸送の種別

- ① 被災者の避難のための輸送
- ② 医療及び助産のための輸送
- ③ 被災者の救助のための輸送
- ④ 飲料水の供給のための輸送
- ⑤ 救助用物資の供給のための輸送
- ⑥ 遺体捜索及び遺体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

各救助の実施期間とする。

(3) 費用の限度

当該地域における通常の実費とする。

4 帳簿の整備

「市】

関係各部班は、災害救助法及び岡山市災害救助条例による輸送に係る書類を作成・ 保管するとともに、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

5 応援協力関係

[市]

自動車及び船舶等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車、船舶等の確保についての応援を要請する。

[県]

自ら輸送活動を実施することが困難な場合又は市からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、自動車及び船舶の確保については中国運輸局(岡山運輸支局、水島海事事務所)へ応援を要請し、航空機の確保については自衛隊、その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

第9節 住まいの確保

第1項 方針

災害により住家が滅失又は破損し、居住することができなくなった世帯に対し、住宅の供与あるいは応急修理等を実施して、被災者の住まいの確保をするため、その方法について定めるものとする。

災害救助法事務 マニュアル 関連する計画等

第5章 被災者の救助保護 第9節 住まいの確保

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・庶務係・危機管理部・都市整備部)	・公営住宅等の供与・賃貸型・建設型応急住宅の供与・被災した住宅の応急修理・利子補給に係る支援の検討

【主な実施内容】

都市整備部建築指導班、公共建築班、住宅班が各関係部班と連携して実施する。

第3項 実施内容

1 公営住宅等の供与

[市]

地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項に基づく目的外使用として 公営住宅の空き家等に被災者を一時入居させることができる。

(1) 担当

公営住宅等の供与は、都市整備部住宅班が担当する。

(2) 公営住宅等の空き家情報収集と調整

市内の公営住宅等の空き家を一時入居用住宅として提供できる戸数を取りまとめ、入居申込みの調整業務を行う。

(3) 入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した罹災証明書のある者で、現に居 住する住宅がない者。

(4) 提供期間

市営住宅については岡山市公有財産取扱規則(昭和39年市規則第21号)第21条によりそれぞれ1年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

2 応急仮設住宅の供与

[市]

(1) 賃貸型応急住宅の供与

住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では 住家を得ることができない者に民間賃貸住宅を借り上げて供与する。

1) 担当

賃貸型応急住宅の供与は、都市整備部住宅班が担当する。

2) 費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅 の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額と する。

3) 住宅の規模等

世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準ずる。

4) 着工時期及び供与期間

災害発生の日から速やかに提供し、その供与期間は契約の日から2年以内と する。

5) 対象者

住家が全焼、全壊又は流失し、居住する住家がない者のうち、自らの資力で は住宅を確保することができない者。

(2) 建設型応急住宅の供与

住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では 住家を得ることができない者に建設し、供与する。

1) 担当

建設型応急住宅の供与は、都市整備部公共建築班が担当する。

2) 建設基準

ア 建設予定場所

原則として公有地を利用する。ただし、困難な場合は、民有地を利用することが可能である。

イ 建設の規模等

1戸当たりの面積及び費用の限度額は施行細則別表1に定める基準とする。

3) 建物着工時期及び供与期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成の日から 2 年以内とする。

4) 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者のうち、自らの資力 では住宅を確保することができない者。

5) 管理及び処分

ア 被災者に対して一時的に居住する場所を与えるものであるので、使用目的に反しないよう適切に管理する。また、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。なお必要に応じて、応急仮設住宅における被災ペットの受入れに配慮するものとする。

イ 使用目的が達成されたときは、換価処分又は解体撤去する。

3 被災した住宅の応急修理

[市]

住家が半壊、半焼もしくは、これらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応 急修理ができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度 に住家が半壊した者に対し、現物をもって行う。

(2年以内に処分するときは、内閣総理大臣の承認が必要)

1) 担当

被災した住宅の応急修理は、都市整備部建築指導班が担当する。

2) 対象者

住家が半壊・半焼もしくは、これらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力 では応急修理することができない者。又は住家が大規模半壊した者。

3) 対象修理箇所

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分

4) 費用の限度額

施行細則別表第1に基づく額とする。

5) 救助期間

災害が発生した日から3カ月以内に完了する。(災害対策基本法に基づく国の 災害対策本部が設置された場合は6カ月以内。)。

4 応援協力関係

[市]

- ①市内での公営住宅が不足の場合は、県・他市町村に一時入居用の公営住宅等の提供要請を行う。
- ②応急仮設住宅の供与、被災した住宅の応急修理について、市の機関のみで実施することが困難な場合は、他市町村又は県本部へ応急仮設住宅の供与及び、被災した住宅の応急修理の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。
- ③応急仮設住宅の供与及び被災した住宅の応急修理に当たっては、関係団体との協 定及び連携により、物件や資機材等の供給可能量を把握するなど、平時より県と 協力して供給体制を整備しておく。

(協定一覧:資料編 第10 協定書一覧参照)

5 広域一時滞在

[市]

危機管理班は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市域 外への広域的な避難及び公営住宅・応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した 場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他 の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該市町村との協議を求める。

災害救助法事務

マニュアル

6 応急仮設住宅の供与等に係る費用・期間等の措置方法

- ①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

7 帳簿の整備

[市]

関係各部班は、応急仮設住宅の供与等の実施に係る書類を作成・保管するととも に、必要に応じて危機管理部に写しを送付する。

8 利子補給に係る市支援の検討

被災した住宅の復旧のための資金の融資を受けた被災者に対し、その一部を市が利 子補給する制度で、災害ごとに補助制度の創設について検討する。

9 その他

風水害の被害が大規模な場合は、「地震・津波災害対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。

十画等 第

第10節 障害物の除去

第1項 方針

災害により各種の障害物が排出され、住民の生活に著しい支障及び危険を及ぼす場合に、障害物を除去し、住民の生活の安定と物資・要員等の輸送の確保を図る必要があるため、その方法について定めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・庶務係・ 環境部・都市整備部・下水道河川部・ 区本部)	・住宅関係障害物の除去対象選定及び除去 ・道路関係障害物の調査・除去優先順位の 選定及び除去 ・河川関係障害物(流木等)の除去 ・公園等における障害物の一時的集積
県(関係部署、備前県民局)	・管理する道路又は河川の障害物の除去
中国地方整備局(岡山国道事務所)	・管理する道路又は河川の障害物の除去
自衛隊(陸上自衛隊(第 13 特科隊等))	・障害物の除去

第3項 実施内容

1 住宅関係障害物の除去

[市]

(1) 障害物除去の対象

居室・炊事場・便所等、日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にある住家であって、自らの資力で障害物が除去できないもの。

(2) 対象住家の選定

被災住家の中から、上記(1)の条件を満たす住家を速やかに調査し、対象住家 を選定する。

(3) 実施

- ① 市有の車両・機械器具を活用するほか、特殊機械器具等を必要とする場合は、 関係機関の応援を求めて実施する。
- ② 必要に応じて、業者への委託や関係機関、団体との協定等に基づき実施する。
- ③ 実施に当たっては、急を要するものを優先し、必要最小限度の日常生活を営み得る状態とする。

(4) 住宅関係障害物除去に係る費用・期間等の措置方法

- ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

230

2 道路関係障害物の除去

[市]

道路上の障害物は、住民の避難行動や防災関係機関の輸送活動等を始め、災害応急 対策活動全般に大きな影響を与えることになるので迅速に除去する。

(1) 調査

風水害等により大量の障害物の排出が予想される場合、関係各部班は、市内を巡 回調査し、道路上の障害物の発見に努める。

(2) 実施

- ① 市有の車両・機械器具を活用するほか、特殊機械器具等を必要とする場合は、 関係機関の応援を求めて実施する。
- ② 必要に応じて、業者への委託や関係機関・団体との協定等に基づき、請負により実施する。

(3) 障害物除去の優先道路順位

災害の規模等によって、障害物を除去する能力が不足する場合は、まずは人命に 関わる避難路の確保を最優先として、次の順位を基準に実施する。

- ① 避難路
- ② 災害の拡大防止上の重要道路・防火遮断道路等
- ③ 緊急輸送を行う上での重要道路・一般国道・主要地方道等
- ④ その他応急対策活動を実施する上で重要な道路

3 河川関係障害物の除去

[市]

風水害により、排出した流木等の障害物が、流水に障害をもたらし、橋脚等の構築物を破壊することが予想されるので、区本部土木班及び各支所班は市管理河川について、速やかに障害物の除去を実施する。

なお、国・県管理に係る河川については、各河川管理者に障害物の除去を要請する。

4 障害物の集積場所

[市]

除去した障害物は、原則として公園・運動場等、市有地に一時的に集積し、災害応急対策終了後、埋立地等へ運び処理するものとする。

5 障害物の除去に係る費用・期間等の措置方法

- ①災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
- ②岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。

6 帳簿の整備

[市]

関係各部班は、障害物の除去の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要に 応じて危機管理部に写しを送付する。 災害救助法事務 マニュアル

災害救助法事務 マニュアル

関連する計画等

第11節 文教災害対策

第1項 方針

学校等の被災又は児童生徒等の罹災により、通常の教育を行うことができない場合 等に、迅速かつ適切な措置をとるため、必要な計画を定めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・庶務係・岡山っ子育成部・教育部)	・学校等施設の安全点検・応急復旧措置及び臨時施設の確保・学用品の給与・授業料等の減免措置
県	・市と連携した応急教育実施等の指導 ・市からの教職員確保要請への対応

第3項 実施内容

学校等の管理・運営

[市]

①教育部長は、県本部等関係機関と連携をとり、応急教育の実施等について校長等 を指導し、学校教育活動が中断されることのないよう努める。

[学校管理者 教職員等]

- ①幼稚園長及び学校長(以下「校長等」という。)は、学校等の措置について迅速か つ適切な対応を図るため、教職員等の任務分担及び相互の連携等について組織の 整備を図る。
- ②校長等は、災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、気象予報・警報等、 災害情報に注意し、必要に応じ、応急教育態勢の措置をとるものとする。
- ③災害が発生した場合、校長等は災害の規模・児童生徒等、教職員及び施設設備の 状況を速やかに調査把握し、遅滞なく教育部長に報告する。
- ④校長等は、学校等が指定避難所の開設等、災害応急対策施設として使用される場 合は協力し、教職員の配置等必要な措置をとる。

2 児童生徒の安全措置

[学校管理者 教職員等]

(1) 早退又は臨時休業の措置

- 1) 在校時の発災の場合
 - ア 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは学校班と協議し、必要に 応じ、早退の措置をとる。
 - イ 児童生徒等を帰宅させる場合は、注意事項について周知徹底するととも に、低学年児童に対しては、教職員が地区別に付き添う等の安全措置 をとる。

- ウ 早退の措置をとることがあることを、保護者に対して予め周知しておく ようにする。
- 2) 在校時外の発災の場合

在校時外の臨時休業については基準を定めており、そのことを保護者に対して予め周知しておく。

(2) 避難措置

校長等は、登下校時に災害が発生した場合を想定して、避難予定場所及び避難路 をあらかじめ選定し、児童生徒等に周知徹底しておく。

(3) 心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、教職員 への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

3 応急教育の実施

[市]

(1) 学校等施設の確保

- 1) 学校等施設が使用可能な場合の応急措置
 - ① 災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。
 - ② 被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士(構造技術者)の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。
- 2) 学校等が使用不可能な場合
 - ① 被災校(園)舎が応急修理のため、一時的に使用不能の場合又は一週間以上にわたり授業ができない見込みの場合は、無災害又は被災僅少の地域の学校(園)施設・公民館等の公共施設・その他民有施設を借り上げて、臨時校(園)舎を開設する。
 - ② この場合、校長等は児童生徒等の安全と教育的配慮を行った上で、臨時校 (園)舎の予定場所を事前に調査し、応急使用・応急整備の可否等につい て施設の設置者と交渉し、教育部長に報告する。
 - ③ 被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学可能地域内に臨時校(園) 舎が借用できないときは、県本部に対して、通学区域外に臨時校(園)舎 及び教員・児童生徒等の寄宿舎等を確保するよう要請する。
 - ④ 教育設備の破損・滅失については、早急に修理・補充する必要があるが、 修理・補充の不可能な場合には無災害又は被害僅少の学校設備を一時的に 借用し使用することとする。

(2) 教職員の確保

学校班は、教職員の多数が被災し、応急教育の実施に支障がある場合には、県本部に教員の配置について要請するものとする。

(3) 応急教育の実施

第11節 文教災害対策

校長等は、施設等の確保状況に応じ、次の方法等を考慮して応急教育を実施する。

1) 自宅学習

学校等施設の被災直後の混乱期で、必要と認める場合は、期間を限って自宅 学習とする。

2) 学級合併授業又は二部授業

校舎の一部が使用不能な場合は、使用可能な教室・屋内体操場等を利用して、学級合併授業又は二部授業等の方法により実施する。

3) 疎開

通学可能な地域内に臨時校舎を借用できない場合は、通学区域外に臨時校 (園)舎及び教員・児童生徒等の寄宿舎等を確保する。

災害救助法事務 マニュアル

4 学用品・授業料等に関する措置

[市]

(1) 学用品の給与

1) 給与品目

教科書及び教科書以外の教材、文房具、通学用品、その他学用品

2) 給与対象者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯の児 竜又は生徒で、学用品を滅失又はき損した者

- 3) 学用品の給与に係る費用、期間等の措置方法
 - ① 災害救助法が適用された場合は、施行細則により実施する。
 - ② 岡山市災害救助条例が適用された場合は、同条例により実施する。
- 4) 帳簿の整備

教育部は、学用品の供与の実施に係る書類を作成・保管するとともに、必要 に応じて危機管理部に写しを送付する。

(2) 授業料等の減免等

- ① 災害のため幼稚園授業料及び高等学校授業料の納付が困難となった者に対しては、岡山市立幼稚園授業料条例(昭和35年市条例第14号)及び岡山市立高等学校授業料及び入学考査料徴収条例(昭和32年市条例第11号)により減免措置をとる。
- ② 校長等と連携のうえ、高等学校在学者で被災のため経済的に就学が困難となり、 育英資金の貸与を希望する生徒に対して、所要の措置をとる。

5 学校給食に関する措置

[市]

学校給食は、可能な限り継続実施する。ただし、次の事情が発生した場合は一時中 止するが、この場合、再開に当たっては衛生管理に十分注意するものとする。

①学校給食施設が災害救助のため使用された場合

②学校給食施設が被害を受け、給食の実施が不可能となり、応急復旧が完了するま

での期間

- ③感染症が発生し又は発生の危険がある場合
- ④給食物資の調達が困難となった場合
- ⑤その他給食の実施が外的事情により不可能な場合又は給食の実施が適当でないと 認められる場合

6 学校等の衛生管理

[学校管理者 教職員等]

(1) 校舎内外の清掃等

災害の状況によって必要と認める場合は、教職員を動員し、又は保健福祉部に要請して校舎内外の清掃及び消毒を実施する。

(2) 罹災教職員及び児童生徒等の健康管理

被災学校等の教職員・児童生徒等に対し、学校医の意見を聞いて健康診断を実施 し、必要と認める場合は、感染症予防接種を実施する。(「第8章保健衛生」を参 照。)

7 疎開児童生徒等への対応

[学校管理者 教職員等]

①校長は、市と協議した内容について指定避難所等に告示板等を設ける等、教職員 を通じて直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続きの方法を知らせる。

[市]

①市は、県に対し、弾力的受入れの考え方を確認し協力を依頼するとともに他市町 村等に対しても弾力的受入れを依頼する。また、所管の学校に対し、転入学等の 必要手続きに係る弾力化の通知をするとともに受入れについて元在籍校に連絡す るよう依頼する。

8 学校の再開

[学校管理者 教職員等]

①校長は、授業再開までに通学路の安全の確認等を行う。また、職員や保護者との 連絡体制を整備しておき、再開の周知連絡を行う。

[市]

- ①市は、県及びマスコミの協力を得て、学校の再開について次の措置を行う。
 - ア 施設の診断及び他施設との調整
 - イ 有効な情報提供システムを通じ、被災地域内の保護者への連絡
 - ウ 疎開児童・生徒への広報連絡を、災害対策本部を通じてマスコミに依頼する。
 - エ 問合わせ窓口の設置

9 社会教育施設の保護

第11節 文教災害対策

[市]

滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめるものとする。ま た、被災社会教育施設を緊急避難所として一時的に使用する場合又は利用者に開放す る場合には、学校等施設の応急修理に準じて修理を行い、施設班による構造上の安全 確認の上、使用するものとする。

10 文化財

[市・文化財等の所有者又は管理団体等]

(1) 発災予測

風水害等、事前に発災予測が可能な場合については、応急措置の実施・文化財等 の所有者又は管理団体等に対し、必要な指導・助言を行うものとする。

- 防災気象情報及び災害情報の収集に努める。
- ② 災害が発生するおそれがある場合、文化財等の緊急点検及び巡視を実施すると ともに、必要に応じ、被災防止措置を講じるよう助言・指導する。
- ③ 災害が発生するおそれがある場合、必要に応じ、文化財等の損失・損傷を防護 し、安全な箇所への移動等、適切な管理を行うよう助言・指導する。

(2) 被害状況の把握

- ① 文化財等の所有者又は管理団体等に対し、被害の状況等必要な事項の報告を求 める。
- ② 必要に応じて、職員を現地に派遣して、状況の迅速かつ的確な把握に努める。
- ③ 市内の文化財等の被災状況を取りまとめ、県教育委員会に報告する。

(3) 避難

風水害等による文化財建造物の倒壊・記念物斜面地の崩落等が発生する場合があ るため、速やかにその外に避難する。

(4) 応急措置

- ① 文化財等が被害を受け、これにより被災者が生じた場合には、その救助を優先 して行うこと。
- ② 文化財等の所有者又は管理団体等は、文化財等とその部材の保護に努める。
- ③ 被災した文化財等については、必要な応急措置を迅速に講ずるとともに、その 所有者又は管理団体等に対し指導及び助言する。
- ④ 文化財を収蔵又は展示している社寺、その他の施設及び個人が所蔵する文化財 等の廃棄・散逸等を防止するため、所有者等の要請に応じた応急措置又は一時 保管。
- ⑤ 文化財等に延焼、二次災害の発生等のおそれがある場合は、消火活動・危険部 分の撤去・立ち入り制限等の危険防止措置に努め、延焼により焼失が確実と思 われる場合、二次災害等により周囲に甚大な影響を与えることが予想される場 合には、解体あるいは撤去も含めた適切な対応をとる。

第6章 社会秩序の維持

第1項 方針

災害発生時には、陸上又は海上の災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案 の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び 社会秩序の維持が重要である。

市は、県警察及び海上保安部の実施する防犯活動及び県が実施する物価の安定活動 に対し、積極的に協力する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
県、県警察	・警戒・パトロール等の防犯活動 ・物価安定に向けた指導
海上保安庁(玉野海上保安部)	・災害海域の巡視警戒等による違反取締 り

|第3項||実施内容

1 陸上における防犯

[県警察]

県警察は、市を始め関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

- ① 避難場所警戒区域及び重要施設等の警戒
- ② 自主防災組織に対する指導と連携によるパトロールの実施
- ③ 被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り
- ④ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供
- ⑤ その他治安維持に必要な措置

2 海上における防犯

[海上保安庁]

玉野海上保安部は、災害海域を巡視警戒し、各種事犯の実態把握に努め、関係法令 違反の取締りを実施する。

3 物価の安定

[県]

生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、 監視するとともに、必要に応じ指導等を行う。

第7章 道路交通規制

第1項 方針

災害時において、災害応急対策要員・救助物資及び防災資機材等の輸送を迅速に行うことが必要であり、道路交通の円滑を期するための応急措置及び交通規制について 定めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・庶務係・	・道路パトロールによる道路被害の発見
都市整備部・下水道河川部・消防部・	及び道路管理者への通報
区本部)	・所管道路被害への応急復旧工事
	• 交通規制
県警察	・道路管理者へ収集情報の通報
	・交通規制区画の指定
	・交通規制
中国地方整備局(岡山国道事務所)	・道路管理者・警察への収集情報の通報
	・所管道路被害への応急復旧工事
	・交通規制
自衛隊(陸上自衛隊(第 13 特科隊	・緊急車輌通行の妨害となる車両等の移
等))	動命令

第3項 実施内容

1 道路被害情報の収集伝達

[市・県・県警察]

- ①区本部土木班は、道路被害発生のおそれのある場合、道路パトロールを実施し、 道路被害の発見に努める。
- ②災害応急対策に従事する職員及び住民は、道路被害を発見した場合、直ちに当該 道路管理者に通報するものとする。
- ③電気・ガス・上下水道・電話等の道路占用者は、自己所管の施設の被害を発見した場合、直ちに当該道路管理者に通報するとともに、相互に連絡する。
- ④道路管理者及び所轄警察署は、収集した情報を相互に通報するものとする。

2 輸送順位

輸送を行うに当たり、順位を設けて実施する必要がある場合は、地域住民の生命の 安全を確保するための輸送及び災害の拡大防止のために必要な輸送を優先して行い、 おおむね次の順位によるものとする。

(1) 人員

①被災者②避難者③災害応急対策要員(職員·消防団員)

(2) 物資

- ①医薬品・医療器材等 ②食料及び飲料水 ③衣料品等生活必需物資
- ④災害応急復旧用資機材 ⑤車両用燃料

3 応急復旧工事

[市]

- ①応急復旧工事の施工に当たっては、避難路・防災上重要な道路・防火遮断道路を 優先し、対面通行の確保を図るものとする。
- ②がけ崩れ・路面沈下・亀裂・地割れは、それぞれ崩土処理・盛土・土砂砕石の充填・仮舗装等により応急復旧を行う。
- ③法面の崩壊は土のう羽口工・杭打積土のう工等の水防工法により応急復旧を行う。
- ④倒壊した電柱・街路樹等は、速やかに除去し、公園・運動場等、市有地に一時集 積する。
- ⑤落橋した場合で、他に迂回道路のない主要道路の場合は、自衛隊に対し、代替橋 (ベリー橋)の設置を要請する。

3 交通規制

(1) 県公安委員会、県警察による交通規制

[県公安委員会・県警察]

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の、道路における通行を禁止し又は制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者(以下、本章において「道路管理者等」という。)に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

(2) 道路管理者による交通規制

[市・県]

災害時において、道路施設の破損等により、被災道路の補修及び応急復旧等の措置を行う場合、県警察と協議して、区間を定めて、道路の通行を禁止し又は制限する。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

[中国地方整備局]

県及び市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルート を確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

(3) 交通規制の標示

[市]

道路の通行を禁止又は制限するときは、法の定めに基づき、禁止又は制限の対象・区域等及び期間を記載した標示を設置する。

(4) 自衛官・消防職員による、通行に支障のある物件等の排除・命令等 [市・自衛隊]

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防職員は、通行禁止区域等において 警察官がその場にいない場合で、自衛隊・消防機関の緊急車輌の通行を確保する場 合に限り、緊急車輌の通行の妨害となる車両等の移動を命じ又は円滑な通行を確保 するため必要な措置をとることができる。

前述の命令等を行った場合は、事後、同所を管轄する警察署長に通知するものと する。

第8章 保健衛生

第1項 方針

被災地においては、健康被害による臨時的健康対策が必要となる。また、生活環境の悪化や避難所での集団生活により、感染症等が発生しやすくなるので、これを防止するための予防措置について定めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・庶務係・	・保健活動班の編成
危機管理部・保健福祉部・区本部)	・指定避難所等への保健師等の派遣・浸水家屋等の消毒
	・指定避難所における感染症対策
	・被災ペットの保護
	・日赤、医師会等への協力要請
県 (備前県民局)	・被災ペットの保護
日赤県支部	・保健活動班の編成
岡山市内医師会連合会	
一般社団法人岡山市医師会	

第3項 実施内容

1 保健活動・予防措置活動組織

[市]

(1) 保健活動班の編成

必要と認めるときは、岡医連・市医師会又は日赤県支部に要請して、医療救護班 又は救護班を保健活動班とする。(「第3部 第5章 第6節 医療・助産」を参照。) 保健活動を実施するため、次により保健活動班を編成する。

保健技術者 2~3名·連絡記録者 1名

(2) 予防措置班の編成

予防措置を実施するため、予防措置班を編成する。 衛生技術者2~3名、連絡記録者1名

2 保健活動の実施

[市]

(1) 保健指導等の実施

健康上での被災状況を踏まえて、被災地及び指定避難所に保健師・栄養士・歯科 衛生士等を派遣し、保健指導及び衛生指導を実施する。合わせて必要な指導を行 う。

(2) 健康診断及び感染症予防指導の実施

保健所班は、指定避難所・冠水地域・その他被災地域における感染症の発生状況 を調査(疫学調査)し、必要により健康診断を実施する。

I

(3) こころのケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に 対して、訪問や保健所での精神保健相談等により、こころのケアを実施する。

(4) 臨時予防接種の実施

知事の指示があった場合は、保健所班は、感染症の発生を予防するため、予防接種が必要となった場合は、ワクチン等を確保し、対象地域及び期間を定めて臨時の 予防接種を実施する。

(5) 感染症患者発生時の措置

感染症が探知された場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する 法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、速やかに保健指導・消 毒・収容等必要な措置を行う。

(6) 栄養・食生活支援

指定避難所等における炊き出しの実施に際しては、栄養管理及び指導、巡回栄養 相談等を実施する。

3 予防措置の実施

[市]

(1) 浸水家屋等の消毒

- ①被災地における感染症の発生を予防し、まん延を防止する必要があると認められる場合は、地区別実施計画により浸水家屋等の消毒を実施する。
- ②指定避難所の衛生的な管理を図るため指定避難所を巡回指導し、炊事場・便所等に、適切な消毒剤を使用し消毒を実施する。

(2) 消毒薬剤の配布

被災地が広い等、市民の協力を得る必要と認める場合は、被災世帯に対して、必要に応じて、消毒薬剤を配布し、消毒方法を指導する。

(3) ねずみ・昆虫等の駆除

ねずみ・昆虫等の発生状況又は発生するおそれのある場所を調査し、期間を定めて駆除する。なお、災害の状況により必要と認める場合は、駆除専門業者へ委託して実施する。

(4) 指定避難所における感染症対策

指定避難所においては、岡山市避難所運営マニュアルに基づき、避難者の健康 状態の調査、防疫活動を実施する。

4 食品衛生の監視

[市]

保健所班は、食料品に起因する、感染症等疾病の発生の予防を図るため、次の食品 衛生監視活動を実施する。

(1) 救護食品の監視及び試験検査

被災者に提供される食品の安全性を確保するため監視・指導を行うとともに、必要により試験検査を実施する。

(2) 飲料水の衛生対策

飲料水の安全性を確認するため、適切に消毒されていることを確認し、給水を行う関係機関の協力を得て必要な措置を実施する。(「第3部 第5章 第4節 飲料水の供給」を参照。)

(3) 冠水した食品関係業者の監視指導

冠水した食品関係業者に対して、消毒・洗浄の実施・冠水食品の廃棄・営業の再 開等について、必要により監視指導を実施する。

5 被災ペットの保護

[市]

県と連携を図りながら、犬、猫等の一般の被災ペットの保護、収容について、家庭動物への所有明示による所有者情報の把握等情報収集を行うとともに、(公益社団法人)岡山県獣医師会や動物愛護団体と連携をとりながら対応する。

また、特定動物の収容については、届け出施設や動物園等と連携し応対するとともに、必要に応じて県警察、消防機関等に応援を要請する。さらに、放浪している被災ペット等の保護収容及び特定動物の逸走等について通報があれば速やかに保健所において対応する。

6 帳簿の整備

[市]

保健福祉部は、防疫及び保健衛生の実施に係る書類を作成し保管する。

《参照》

○資料編 第4防災上必要な施設・設備等 10 清掃防疫施設・設備等

第9章 清掃

第1項 方針

災害により被災地から排出された、ごみ及びし尿等を、速やかに収集・処理して、 生活環境の保全を図るため、国の災害廃棄物対策指針に基いて災害廃棄物処理計画を 定め、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設 トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体と の連携・協力のあり方等について示すものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・ 庶務係・危機管理部・環境部・下水 道河川部・区本部)	・ごみ・し尿の収集・処理及び車両・資機 材の確保 ・災害廃棄物に関する情報の周知 ・死亡獣畜の処理に関する指導
県(関係部署、備前県民局)	・市からの災害廃棄物処理に関する要請事項への対応・災害廃棄物に関する関係機関への支援要請
一般社団法人岡山県産業資源循環協会 岡山県環境整備事業協同組合	・市・県からの災害廃棄物処理に関する要 請事項への対応

第3項 実施内容

1 ごみ処理

[市]

(1) 収集順位

災害発生時のごみには、浸水等による流出流動ごみや建物の損壊・焼損等によって発生するごみと、日常生活を営むことによって発生するごみとがある。これらのごみの収集に当たっては、被災地の状況あるいは、被災世帯における屋内清掃状況等を勘案して実施するが、保健衛生上の点から次の順位により優先して実施するものとする。

- ①感染症発生のおそれのある地域のごみ
- ②腐敗性の高いごみ
- ③災害応急対策活動又は生活に重大な支障を及ぼすごみ
- ④浸水地域のごみや指定避難所等重要性の高い施設のごみ

(2) 収集方法

- ①環境事業班及び清掃業者を動員して、被災地域の状況に応じた作業を実施 し、早期収集に努める。
- ②必要により、被害を受けなかった地域又は世帯の収集を中止し被災地に人員及び車両等を重点的に配備する。

- ③災害の状況により、大量にごみが排出された場合は、休日・早朝・深夜に臨時収集体制を設置し実施するとともに、仮置場への住民による自主搬入を促進する。
- ④損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者 等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他市町村 への協力要請を行う。

(3) 処理方法

収集したごみは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の基準により、分別後、焼却、埋立及びリサイクルによって処理する。なお、がれきの処分に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、アスベストの飛散防止措置を講ずる。なお、処理の進捗状況をふまえ、災害廃棄物の破砕・分別を徹底し、木くずやコンクリートがら等のリサイクルを図る。

- ①燃焼物…仮置場に一時保管後、適正に処理する。
- ②不燃焼物…仮置場に一時保管後、適正に処理する。

(4) 車両・資機材等の確保

災害の状況により大量にごみが排出され、車両・資機材が不足し又は収集車による収集・運搬が効果的でない場合は、民間車両及び資機材の借り上げ又は委託によって処理するものとする。

2 し尿処理

[市]

(1) 収集順位

し尿の収集は、次の順位により優先して実施する。

- ①感染症発生のおそれのある地域
- ②浸水地域のし尿
- ③指定避難所等重要性の高い施設

(2) 収集方法

環境事業班は、ごみ収集に準じて実施する。

(3) 仮設トイレの整備

災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること等により、被災地域の住民がトイレを使用できない場合は、仮設トイレを整備できるように、建設事業者やレンタル事業者等と協力体制を整えておく。

(4) 処理方法

収集したし尿は、し尿処理施設で処理する。

(5) 車両・資機材等の確保

ごみ収集に準じて確保する。

3 応援協力関係

[市]

- ①災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)や地域ブロック協議会の取組等に関して、Webサイトで公開する等、 周知に努める。
- ②相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足 する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必 要により県に応援を要請する。
- ③災害ボランティアセンター運営機関に対し、災害廃棄物の排出・分別方法、仮置 場設置場所等について、災害ボランティアへの周知を依頼する。
- ④ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。
- ⑤大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。さらに、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。

[県]

- ①市町村間における広域的処理体制の整備に関する助言、風水害等発生時における 市町村・国との連絡調整、広域的な支援活動の調整をおこなう。
- ②市町村から廃棄物の処理に関し、要請を受けたときは、他の市町村、一般社団法人岡山県産業廃棄物協会、岡山県環境整備事業協同組合等の関係機関に協力・支援を要請する。

4 死亡獣畜の処理方法

[市]

保健所班は、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場において処理するよう指導する。

なお、化製場又は死亡獣畜取扱場において処理することが困難な場合は、保健所班 の指示を受けて処理する。

《参照》

○資料編 第4防災上必要な施設・設備等 10 清掃防疫施設・設備等

第10章 ライフラインの機能確保

電力・ガス・電信・電話及び上下水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被災した場合において、その供給を円滑に実施するための応急復旧工事を始め、緊急措置等について定めるものとする。

第1節 電気

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
中国電力ネットワーク株式会社	・電力の復旧計画の策定・実施・応急電源の確保・電力施設被害状況及び復旧状況についての広報

|第2項||実施内容

1 災害時における応急工事等

[中国電力ネットワーク株式会社]

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並び に被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うこ とを基本とする。

また、復旧工事を迅速に行うため、伐採工事会社など関係事業者等との協力体制を 事前に構築しておく。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給設備を優先的に復旧するとともに、復旧までの間、発電機車の派遣や発電機の貸し出し等による応急電源の確保に努める。

2 電気の保安

[中国電力ネットワーク株式会社]

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

3 災害広報

[中国電力ネットワーク株式会社]

停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報 を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

関連する計画等

4 応援協力関係

[中国電力ネットワーク株式会社]

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて、復旧要員の応援要請、復旧 用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

第2節 ガス

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
岡山ガス株式会社・株式会社クラレ	・ガス施設の応急措置及び応急復旧工事
岡山工場	・必要に応じ住民への避難の警告

第2項 実施内容

1 施設の応急復旧

[ガス事業者]

災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供 給路線・橋梁架管・整圧器及び製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急復旧 工事を実施し、供給不良ないしは不能となった地域への供給再開を行う。

2 ガスの保安

[ガス事業者]

ガス施設等が、火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは、爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれの応急措置を講ずる。

- ①ガス製造施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し安全措置を講ずる。
- ②ガス導管の折損等によって、ガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等 危険防止に必要な措置を講ずる。
- ③中国経済産業局・県警察本部及び市へ災害発生について、直ちに通報するととも に、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

3 他工事関係におけるガスの保安

[ガス事業者]

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡の下に十分な安全措置を講ずる。

4 応援及び協力

[ガス事業者]

応急工事の実施が困難な場合又は原料・資機材若しくは要員の確保が必要な場合は、「地震・洪水等、非常事態における救援措置要領」(一般社団法人日本ガス協会)及び「地震・洪水等非常事態における緊急措置要綱」(同協会中国部会)に基づき、一般社団法人日本ガス協会に対し応援を要請する。

第3節 電信・電話

第3節 電信・電話

第1項 関係機関の役割の例

.

機関	役割の例
通信事業者	・通信輻輳の緩和及び重要通信の確保・電気通信設備等の復旧・応急復旧の状況・通信疎通及び利用制限の措置状況等についての広報

第2項 実施内容

1 通信の非常疎通措置

[通信事業者]

災害が発生した場合、次により臨機応変の措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- ①臨時回線の作成・中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ、臨 時公衆電話の設置等を図る。
- ②通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置を実施する。
- ③非常・緊急電報は、電報に優先して取り扱う。

2 設備の応急復旧

[通信事業者]

①電気通信設備等の復旧は、原則として、次に定める標準的復旧方法に従って実施 する。

第 1 順 位	気象機関・水防機関・消防機関・災害救助機関・警察・防衛機関輸送の確保に直接関係
第1順位	のある機関・通信の確保に直接関係のある機関電力の供給の確保に直接関係のある機関
本 の順は	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関・選挙管理機関・預貯金業務を行う金融
第2順位	機関・新聞社・通信社・放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位・第2順位に該当しないもの

②応急復旧工事に要する要員・資材及び輸送は、災害復旧に直接関係のない工事を 優先して応援、使用、及び実施するものとする。

3 災害広報

[通信事業者]

被災した電気通信設備等の応急復旧の状況・通信疎通及び利用制限の措置状況等、 利用者の利便に関する事項について、ラジオ・テレビ放送・新聞掲載等を通じて広報 を実施する。

4 応援協力関係

[通信事業者]

応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、 国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

·画等 第 **第** 4

第4節 水道

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・庶務係・市長公室部・水道部)	・対策本部の設置 ・取水・導水・浄水施設の防護 ・断水した場合は、被害状況・飲料水の供 給又は復旧見込み等を周知する

第2項 実施内容

1 施設の応急復旧

[市]

- ①災害の発生に際しては、水道事業管理者は対策本部を設置し、取水・導水・浄水 施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。
- ②取水・導水・浄水施設が破壊し、給水不能又は給水不良となった地域に対して は、飲料水の供給を行い、又は他の系統から全力をあげて給水するとともに、要 員及び資機材の確保及び適切な配置により施設の速やかな復旧を図る。

2 水道水汚染の回避措置

[市]

災害時における水道水の衛生保持施設が破壊したときは、破壊箇所から有害物等が 混入しないよう処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止する措置をとる。

3 災害広報

[市]

給水不能又は給水を中止した場合は、被害状況・飲料水の供給又は復旧見込み等について、ラジオ・テレビ放送・新聞掲載・広報車及びWebサイト等を通じて住民等に周知する。

4 応援要請

[市]

水道部は、応急復旧作業等が自己の力で処理し得ないと判断された場合、県及び公益社団法人日本水道協会岡山県支部に属する各水道事業者に対して応援を要請する。 県内の支援で不十分な場合には、公益社団法人日本水道協会等を通じて他府県へ、また、大都市水道局災害相互応援に関する覚書を締結している都市に応援幹事都市を通じて応援要請する。

第5節 工業用水道

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・庶務係・	・保安用水確保の措置・止水等の措置・停電時の、非常用電源によるポンプ等の
水道部)	電源を確保及び保安用水確保

第2項 実施内容

災害が発生した場合は、状況を的確に把握し迅速に応急処置を行い、企業との緊密な連絡体制の下、保安上必要となる保安用水の給水ができるよう早期の機能回復を図る。

1 土木施設

[市]

(1) 取水施設

被害状況に応じ、保安用水確保の措置を講ずる。また、高潮等により潮止堰から 海水の俎上が予想されるときは、直ちに必要な対策を講じる。

(2) 配水施設

被害の状況に対して速やかに対応するとともに、管路の寸断等の発生している箇 所では、企業へ事前説明の上、止水等の措置を講じ、被害の拡大防止に努める。

2 電気施設

[市]

災害の発生により、中国電力ネットワーク株式会社の配電線が被害を受け、電気が 送られてこなくなった場合、非常用電源によりポンプ等の電源を確保し、保安用水確 保に努める。 関連する計画等

第6節 下水道

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・庶務係・市長公室部・下水道河川部)	・施設の緊急点検・調査・下水道の使用制限・使用制限範囲等の被害状況や復旧見込等についての周知

第2項 実施内容

1 施設の応急復旧

[市]

- ①災害の発生に際しては、「岡山市下水道事業業務継続計画(BCP)」に基づき、 まず施設の緊急点検・調査を行い、状況に応じて緊急措置を講じることで、公衆 衛生の確保に努める。
- ②その後、応急復旧に必要な調査を行い、復旧作業を行う。

2 汚水溢水の回避措置

[市]

処理場、中継ポンプ場や管きょに重大な支障があると確認された場合、対象施設の 下水集水エリアにおける下水道の使用制限を行う。

3 災害広報

[市]

下水道の使用制限を行った場合は、使用制限範囲等の被害状況や復旧見込等につい て、Webサイト及びSNS等を通じて住民などに周知する。

4 応援要請

[市]

緊急対応や応急復旧等が自己の力で処理し得ないと判断された場合は、「大規模災 害時受援計画」に基づき、岡山市測量設計業協会や日本下水道事業団など、下水道河 川局が災害時に協定を締結している団体に支援を要請する。

第11章 防災営農

第1項 方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地・農業用施設・農 作物・家畜・林産物に対して、なすべき措置を中心に定める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・庶務係・	・河川等の氾濫により農地が湛水した場
産業観光部・区本部)	合の湛水排除
	・農業用施設の応急措置
	・農作物・家畜・林産物に対する応急措置
県 (農林水産部)	・堤防決壊防止のためのダムの水位調整、
	応急工事
	・農作物・家畜・林産物に対する応急措置
土地改良区	農業用施設の応急措置
農業協同組合、森林組合	・災害対策の技術指導
	・病害虫の防除
	• 凍霜害防除

|第3項 実施内容

1 農地及び農業用施設に対する応急措置

(1) 農地

[市]

河川等の氾濫により農地が湛水した場合は、ポンプ排水等により、湛水排除を図る。

なお、実施する湛水排除作業が他方に影響を及ぼす場合には、県に調整を依頼する。

(2) 排水機場

[市·土地改良区]

排水機場に浸水のおそれがあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ (移動用ポンプ)により湛水の排除に努める。

(3) ダム・ため池

[市・県・土地改良区]

ダム・ため池が増水し、漏水・溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のため 下流への影響を考慮しつつ取水・放流管を開放して水位の低下に努める。取水・放 流管の開放では水位の低下が間に合わない等の状況においては堤防決壊防止のため の応急工事を行う。

(4) 用排水路

[市·土地改良区]

取水樋門等を閉鎖して河川等からの取水量が過剰にならないよう制限し下流においては水位調整樋門等の操作及び排水ポンプ運転等により水位調整に努める。また、水路開削・補強等の応急工事が必要となる場合にはそれを実施し、水路の決壊防止に努める。

(5) 頭首工

[市·土地改良区]

頭首工の保全のため、必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合 は外水による浸水が発生しないよう応急工事を行う。

2 農作物に対する応急措置

(1) 災害対策技術の指導

[市・県]

市は、農業協同組合、農業団体等と一体となって技術指導を行う。

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立する。

(2) 種子(稲)の確保

[市・県]

県は、岡山県穀物改良協会等において、種子籾の供給が困難な場合は、災害の少ない一般ほ場から種子の用に供することが適当な種子籾の確保に努める。また、他 府県等に対し、岡山県穀物改良協会等へ種子籾の分譲を依頼し、その確保に努める。

市は、その業務に協力する。

(3) 病害虫の防除

[市・県]

1) 防除指導等

市は農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

県は、病害虫の異常発生及びその蔓延を防止し、農作物の被害の軽減を図る ため、その対策を検討した上、市等へ指導する。

2) 農薬の確保

県は、農業協同組合等農業団体において、農家への農薬の供給が困難な場合は、全国農業協同組合連合会岡山県本部又は他の農業協同組合等、農業団体へ売却するよう依頼し、農薬を確保する。

市は、その業務に協力する。

(4) 凍霜害防除

[市・農業協同組合]

市及び農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう措置する。

256

3 家畜に対する応急措置

[市・県]

- ①県は、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。市は、その業務に協力する。
- ②県は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、家畜等の消毒、家畜への予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。

市は、その業務に協力する。

4 林産物に対する技術指導

(1) 災害対策技術指導

[市・県]

県は、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被害苗木、森 林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

市は、その業務に協力する。

(2) 風倒木の処理指導

[市・県]

県は、風倒木の円滑な搬出等について、森林組合の協力を得て、森林所有者に対 し、必要な技術指導を行う。

市は、その業務に協力する。

(3) 森林病害虫等の防除

[市・県]

県は、森林病害虫等を防除するため、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し その防除活動について技術指導を行う。

市は、その業務に協力する。

(4) 凍霜害防除

[市・農業協同組合]

2-(4)に準ずる。

5 応援協力関係

[市·土地改良区]

- (1) 農業用施設に対する応急措置
 - ① 湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。
 - ② ダム・ため池・用排水路等について、応急工事の実施に必要な人員・資機材の 確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

第12章 水防及び消防

第1節 水防

第1項 方針

水防法に基づき、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、 及びこれらによる被害を軽減するため水防活動を中心に定める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・庶務係・ 危機管理部・産業観光部・下水道河 川部・消防部・区本部)	・水防区域の監視及びパトロール ・ため池、水門、樋門、閘門等の操作 ・水防工法の実施 ・湛水排除 ・ポンプの地元貸与
県	・ダム、水門、樋門、閘門等の操作
中国地方整備局(岡山河川事務所)	・水門、樋門、閘門等の操作
土地改良区	・湛水排除

第3項 実施内容

1 水防活動

(1) 水防活動

[市]

平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

気象警報及び水防警報等が発表され水防上必要があると認めたときは、県及び市が 定めた水防計画の基準により防災担当職員、防災関係機関等の出動準備又は出動指示 を行い水防体制の万全を図る。

(2) 監視及び警戒

[市]

気象警報等が発表された段階から水防区域の監視及びパトロールを行い、異常を 発見した場合は、直ちに当該河川、海岸堤防、ため池等の管理者並びに県へ通報す る。

(3) ダム、ため池、水門、樋門、閘門等の操作

[市・県・中国地方整備局]

ダム、ため池、水門、樋門、閘門等の管理者及び操作担当者は、気象情報等に関する通知を受けたときは水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行い放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

事前放流については、より効果的な運用について検討するとともに、利水者の協力体制を構築するよう努める。

(4) 水防工法の実施

[市]

河川、海岸堤防、ため池等の漏水、がけ崩れ、越水等のおそれがある又それが発生し、放置しておくと危険な場合、水防管理者はその応急措置として各種水防工法を実施する。

(5) 決壊等の通報及び決壊後の処理

[市]

堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を国、県及び氾濫する方向の 隣接水防管理者等関係者に報告する。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(6) 従事者の安全確保

[市]

洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に 従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

2 湛水排除

[市·土地改良区]

河川、海岸堤防の決壊等により湛水した場合は、直ちに排水ポンプ等による湛水排除を実施するほか下水道施設が損壊した場合は、迅速な応急措置を施す。併せて可搬式エンジンポンプの地元貸与を行い、湛水被害軽減を図る。

3 応援協力関係

[市]

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

県に対しては、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。国に対しても、災害対応用機械・資材及び職員の派遣を要請することができる。その際、県が組織する「岡山県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の関係者で、密接な連携体制を構築する。

また、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、 災害協定等の締結に努める。

[県]

市からの派遣要請等に基づき、災害による被害が激甚な場合、自衛隊の派遣を要請する。

第1節 水防

※地域防災計画は災害対策基本法で定め、一方、岡山市水防計画は水防法で定め ているが、本市における防災組織等は一元化した対応を実施することから、地域防 災計画の部門計画として岡山市水防計画を位置付けている。

《参照》

○岡山市水防計画 (別冊)

灰色網掛け:市以外の役割

260

第2節 消防

第1項 方針

市民の生命、身体及び財産を火災等から保護するとともに、被害を軽減するため、消防組織及び施設の整備充実と、消防活動の効果的実施を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・庶務係・消防部)	・消防施設の整備・消防活動の教養訓練・火災予防指導・火災警報、火災注意報の発令・解除

第3項 実施内容

1 組織計画

本市の消防は、消防局がその任にあたるものとし、その組織は、岡山市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和39年市条例第23号)及び岡山市消防団の設置等に関する条例(昭和39年市条例第24号)に定めるところによる。

(1) 事務機構

①平常時の消防本部・署・団及び訓練機関の事務機構

(2) 災害時の消防隊の編成

- ①岡山市警防規程(平成14年市消防訓令甲第4号)による。
- ②消防団方面隊組織の編成

岡山市消防団方面隊の編成については、岡山市消防団方面隊の組織及び運営に関する規程による。

2 消防施設整備計画

[市]

消防事象等の変化に対処できる、総合的な消防防災体制の確立を図るため、消防力の整備指針(平成12年1月20日消防庁告示第1号)及び消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)に基づき、計画的に消防施設等の整備充実に努め、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

(1) 署所の整備

地域の防災拠点である署所は、消防需要や地域の実情・特性に即応した施設・機能の強化を図るため、老朽化し、手狭になった署所の移転改築整備と合わせて、大型出張所・分署の昇格・出張所の新設等、適正かつ効果的配置を図る。

(2) 車両装備の整備

複雑多様化・大規模化する火災等の災害や職員の高齢化に対応するため、消防車両等資器材の高度化・近代化と、個人装備の軽量化に努めながら、計画的な整備を図る。

第2節 消防

(3) 消防水利の整備

火災の初期消火体制を確立するとともに、水利の多元化を図るため、計画的に防 火水槽を増設し、出火時の消防水利を確保して火災損害の減少に努める。

(4) 消防力等の状況

- ①人員及び装備(車両)
- ②消防団ポンプ自動車及び消防ポンプ現勢一覧表
- ③方面隊編成表
- ④特殊装備資機材現況表
- ⑤特殊装備資機材現況表(国貸与品)
- ⑥消防水利状況
- ⑦消防庁が示す消防力の整備指針と岡山市の現況

3 調査計画

[市]

火災が発生した場合において、適切な防御活動ができるよう、担当調査・特別調査・警防調査等を実施し、地利水利及び対象物等の状況を十分把握しておくものとする。

(1) 消防地水利調査

地利水利調査については、地利水利調査規程(昭和30年市消防訓令甲第11号)に 定めるところによる。

4 教育訓練計画

[市]

消防職団員の資質の向上を図るとともに、消防活動において、消防力を高度に発揮するため教養訓練に努める。

(1) 教育

岡山市警防規程及び教養基本計画並びに岡山市消防団年間教養訓練行事計画に定めるところによる。

(2) 訓練

岡山市警防規程第5章に定めるところによる。

5 災害予防計画

[市]

- ①火災予防指導
- ②火災予防査察
- ③広報活動

6 警報、注意報発令伝達計画

[市]

(1) 火災警報

①火災警報の発令及び解除に当たり、一般へ周知させるために用いる信号等に ついて

ア 発令及び解除

消防法第22条第3項に規定する、火災に関する警報は、岡山地方気象 台からの火災気象通報をもとに、岡山市火災予防規則(昭和59年市規則 第69号)第15条の規定に基づき、市長が発令又は解除する。

- イ 発令基準
- ウ 伝達方法
- エ 発令中の火の使用制限
- オ 発令中の実施事項

(2) 火災注意報

①発令及び解除

「火災注意報の発令及び解除について」(昭和 56 年市消防告示第 1 号) に基づき、消防局長が発令又は解除する。

- ②発令基準
- ③伝達方法
- ④発令中の火気使用の制限
- ⑤発令中の実施事項

7 災害防御計画

[市]

(1) 消防職員の招集

岡山市警防規程第2章による

- ①招集
- ②非常招集の種別

(2) 出動

岡山市警防規程第2章による。

- ①出動の原則
- ②出動計画及び部隊編成
- ③出動次数

(3) 通信

火災専用電話 (119) 等による、火災等災害の急報受信・指令管制・関係機関等への通報連絡等消防通信の迅速・的確な運用を図る。

- ①体制
- ②通信統制
- ③通信施設

第2節 消防

(4) 警防計画

管轄区域内において、消防活動の困難な地区及び人命危険の高い防火対象物等で の災害の発生に備えるため、事前に危険区域警防計画・特殊建物警防計画及び特殊 災害警防計画に区分し、次の各号に掲げる事項を重点に策定する。

- ①調査実施事項
- ②計画重点事項

8 救助•救急計画

[市]

(1) 救急

通常の救急業務は、岡山市救急業務規程(平成17年市消防訓令甲第11号)に定め るところによるほか、傷病者が集団的に発生した場合は、岡山市消防多数傷病者業 務計画(平成29年市消防訓令乙第4号)に定めるところにより、救急隊の迅速的確 な出動と、救命効果の向上を図る。

(2) 救助

救助隊の設置及び編成については、岡山市消防特別救助隊規程(昭和52年市消防 訓令甲第1号) に定めるところによる。

9 協力計画

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づく、消防の相互応援協定 等。

- ①消防相互応援協定
- ②救急業務に関する協定
- ③船舶消防業務協定
- ④岡南飛行場及びその周辺における消火救難活動に関する協定
- ⑤岡山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定
- ⑥ガス爆発事故等防止対策に関する申合せ書
- ⑦高速自動車国道山陽自動車道消防相互応援協定
- ⑧高速自動車国道中国横断自動車道岡山米子線岡山ジャンクションから、北房ジャ ンクションまでの間における消防相互応援協定
- ⑨神戸市岡山市航空機消防相互応援協定
- ⑩岡山県・岡山市航空消防相互応援協定
- ⑪岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定

《参照》

- ○資料編 第9条例・第10協定書
- ○資料編 第13 関連マニュアル

第13章 流木の防止

第1項 方針

貯木場に所在する木材等は、洪水・高潮等により、いったん流出するとその危害は極めて大きくなることが予想されるので、その安全を講ずるため貯木場及び流木に対する措置について定めるものとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(下水道河川部・区本部)	・所有者等に木材の流出防止を警告、指導 ・河川流域内の流木への対処
県 (備前県民局)	・港湾区域の流木への対処・河川流域内の流木への対処
海上保安庁 (玉野海上保安部)	・港湾区域の流木への対処
中国地方整備局(岡山河川事務所)	・河川流域内の流木への対処

第3項 実施内容

1 貯木場における措置

[市]

- ①高潮により、流出するおそれのある陸上の民間貯木場、河川の増水・溢水により 流出するおそれのある土場、河川敷等の民間貯木場については、当該木材の所有 者・占有者が木材を安全な位置に移動し又は周囲に流出防止柵を設置する等、流 出防止に努める。
- ②土木班は、必要があると認めるときは、所有者・占有者等に対し、木材の流出防止につき必要な措置をとることを警告・指導する。

[民間貯木場の管理者]

当該木材の所有者及び占有者に対し、木材・筏を整理・緊縛させ、混乱・流出の 防止を図るほか、貯木場によっては入口に流木止め設備を張り巡らせ又は水門を閉 鎖させ、木材・筏の場外への流出を防止する措置を講じさせる。

2 流木に対する措置

[市・県・中国地方整備局]

河川流域内に漂流する流木等に対し、河川管理者及び区本部土木班は、その所有者が判明している場合は、当該所有者等に直ちに安全な場所に除去させ、また所有者等が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去して被害の発生を防止し、若しくはその軽減を図る。

[木材の所有者・占有者]

自己の木材が流木となった場合、直ちにこれを安全な場所に除去する等の措置を 講じ、被害の軽減を図る。

[県・海上保安庁]

港湾区域内に漂流する流木等に対し、玉野海上保安部及び県備前地方本部は、相 互に連絡を密にして、その所有者が判明している場合には、当該所有者に直ちに除 去させ、また所有者が不明の場合は、直ちにこれを安全な場所に除去し、直ちに除 去できない場合は標識を設置して、船舶運行の安全を図る。

《参照》

○資料編 第3防災上注意すべき自然的・社会的条件 14 貯木場(資料編)

第14章 事故災害応急対策

第1節 道路災害対策

第1項 方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の、応急措置について 定める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・ 庶務係・指揮係・産業観光部・都市 整備部・区本部)	・事故発生と対応状況を関係機関に連絡・災害拡大防止措置・救助・救急・医療及び消火活動
県(土木部・農林水産部)、県警察	・被害情報を消防庁及び関係省庁に連絡 ・被害状況を警察庁及び管区警察局に報 告 ・災害拡大防止措置 ・救助・救急・医療及び消火活動
中国地方整備局(岡山国道事務所)	災害拡大防止措置
西日本高速道路株式会社(中国支社)	・事故発生と対応状況を関係機関に連絡

第3項 実施内容

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

[市]

- ①道路構造物の被災等により、大規模な事故が発生した場合、速やかに国土交通省 及び関係機関に、事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況 等を連絡する。
 - 県・中国地方整備局・西日本高速道路株式会社も同様とする。
- ②人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況 対策本部設置状況・応援の必要性等を連絡する。

[県・県警察]

- ①県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。
- ②県警察は、災害による被害状況を迅速かつ的確に把握し、警察庁及び管区警察局に速やかに、報告するものとする。

2 応急活動及び活動体制の確立

[市]

- ①発災後、速やかに災害拡大防止のため、必要な措置を講じるものとする。 県・中国地方整備局・西日本高速道路株式会社も同様とする。
- ②関係機関は、「第3部 第1章 防災組織」の定めるところにより、発災後速やか

267

第1節 道路災害対策

に、必要な体制を取る。

3 救助・救急・医療及び消火活動

[市・県]

- ①救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、市及び県は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資機材を確保して効率的な活動を行う。
- ②一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか「第3部第15章集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 道路・橋梁等の応急措置

[市]

- ①道路・橋梁・トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から、優先的にその被害の状況に応じて、排土作業・盛土作業・仮舗装作業・障害物の除去・仮橋の設置等の応急工事により、交通の確保を図る。
 - 県・中国地方整備局・西日本高速道路株式会社も同様とする。
- ②所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに、応急措置を講じるよう通報する。
 - 県・中国地方整備局・西日本高速道路株式会社や上下水道・電気・ガス・電話等 の道路占有施設設置者も同様とする。
- ③類似の災害の再発生防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

[県警察]

① 県警察は、被災現場及び周辺地域その他の地域において、交通安全施設の点検を 行う等、必要な措置を講じる。

5 その他

[市]

①災害復旧への備え

円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

②再発防止対策

原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

6 応援協力関係

[市]

- ①応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。
- ②被災車両の撤去について、十分な応急措置を講じることができない場合は、一般 社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

[県・県警察]

- ①県は、応急工事の実施が困難な場合は、自衛隊に応急工事の実施について応援を 要請する。
- ②県警察は、交通及び地域安全の確保等で、十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。

斯等 第2節 鉄道災害対策

第2節 鉄道災害対策

第1項 方<u>針</u>

鉄軌道における列車の衝突等、多数の死傷者の発生する事故災害に対する、応急措置及び交通の確保等について定める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・ 庶務係・指揮係・危機管理部・保健 福祉部・消防部)	・事故発生と対応状況を国土交通省に連 絡
県(県民生活部、土木部)、県警察	・被害情報を消防庁及び関係省庁に連絡・被害状況を警察庁及び管区警察局に報告
鉄軌道事業者 (JR西日本)	・大規模な事故は国土交通省に連絡 ・救助・救急・医療及び消火活動 ・応急工事や代替交通手段の確保

第3項 実施内容

1 災害直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

[鉄軌道事業者]

①大規模な鉄軌道事故が発生した場合、「第3部 第3章 第3節 災害情報の収集・ 伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生や応急対策の活動状況等を 連絡する。

[市]

①人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況・対策本部設置状況・応援の必要性等を連絡する。

[県・県警察]

- ①県は、市から情報を収集するとともに、自らも被害情報を把握し、消防庁及び関係省庁に連絡する。また、国土交通省からの情報、県の応急対策の活動状況等を、市及び関係機関に連絡する。
- ②県及び公共機関は、関係省庁に応急対策の活動状況等を連絡する。
- ③県警察は、被害情報を収集し、警察庁及び管区警察局に報告する。

2 応急活動及び活動体制の確立

[鉄軌道事業者]

- ①被害の防止及び拡大防止のため、速やかに次の措置を講じる。
 - ア 水害等により、列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の、列車の避難及び停止の措置を講じる。
 - イ 工事現場における使用資機材の倒壊・盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。

- ウ 事故発生後における、災害の拡大防止のための、関係列車の非常停止の 手配・乗客の避難等の必要な措置を講じる。
- ②「第1章防災組織」の定めるところにより、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

3 救助・救急・医療及び消火活動

[鉄軌道事業者]

- ①鉄軌道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、 消防機関を始め各機関に、可能な限り積極的に協力する。
- ②一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか「第3部 第15章集団事故災害対策」により活動を実施する。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

[鉄軌道事業者]

事故災害が発生した場合は、緊急度に応じて仮線路の設置・仮橋の架設等の応急工事により交通を確保し、又は他の路線への振り替え輸送・バス代行輸送等により代替交通手段の確保に努める。

5 災害復旧活動

[鉄軌道事業者]

事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、被害施設及び車両の迅速かつ円 滑な復旧に努める。

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

なお、可能な限り復旧予定時刻を明確化するよう努める。

6 応援協力関係

[鉄軌道事業者]

①鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員・資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員確保について応援を要請し 又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。

関連する計画等

第3節 海上災害対策

第1項 方針

陸上施設及びタンカー等船舶の座礁・衝突等により、大量の石油類等危険物が海上 に流出し又は船舶の事故等が発生し、沿岸住民等の生命、身体及び財産並びに、船 舶・水産資源等に多大な被害を及ぼすおそれのある災害が発生した場合、流出油防除 活動及び災害拡大防止等の災害応急対策を実施し、被害の軽減を図る必要があるの で、関係機関のとるべき措置について定めるものとする。

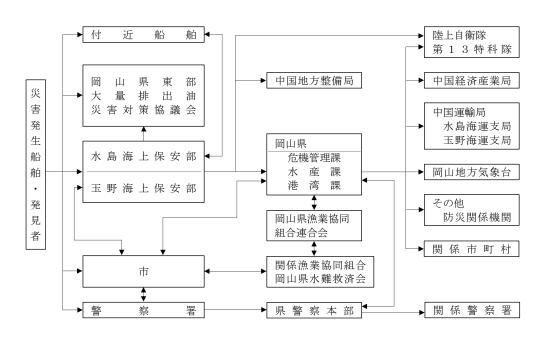
第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・	・玉野海上保安部への通報
庶務係・指揮係・危機管理部・都市	・消火及び流出油拡散防止
整備部・下水道河川部・消防部・区	・延焼拡大防止
本部)	・必要に応じて避難指示等を発令
	・ 負傷者の救出
県・県警察	・油等の除去及び処理
	・ 負傷者の救出
海上保安庁(玉野海上保安部)	・消火及び流出油拡散防止
	・ 負傷者の救出
自衛隊(陸上自衛隊(第13特科隊	・海上保安庁 (玉野海上保安部) の要請を
等))	受けて出動

第3項 実施内容

1 通信連絡

大量流出事故及び船舶事故が発生した場合における、情報の収集・伝達系統は次の とおりである。



2 発災原因者(企業体・船舶等)の措置

[発災原因者]

- ①石油類等危険物資の海上への流出を覚知したとき又は船舶事故等が発生したときは、速やかに玉野海上保安部に通報するとともに、流出量を最小限にとどめる措置及び引火防止の措置をとる。
- ②流出油拡散防止と回収除去作業を実施する。
- ③火災が発生した場合は、消防機関が到着するまでの間、自力による消火活動を実施し、延焼の拡大防止を図る。
- ④近隣事業所又は付近船舶に対して、災害応急対策の実施について応援を要請す る。

3 市の措置

[市]

- ①被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害発生の状況等について周知すると ともに、必要と認めるときは、高齢者等避難、避難指示の発令を行う。
- ②警戒区域を設定し、一般住民に対し、火気使用禁止の措置等を講じ又は立入制限・退去等を命令する。
- ③沿岸漂着油の防除措置・処理を講ずるとともに、地元海面の浮流油を巡視・警戒 する。
- ④事故貯油施設の所有者等に対し、海上の石油等危険物質の流出防止措置について 指導する。

[消防機関]

- ①消防隊を出動させ、玉野海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消 火及び流出危険物質の拡散防止活動を実施する。
- ②消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行 うものとする。
- ③火災の規模が大きくなり、自己の消防力では対処できない場合、陸上における火 災の場合に準じて、他の市町村又は県・その他防災関係機関に対して応援を要請 する。
- ④負傷者を救出し、医療救護を実施する。

4 玉野海上保安部の措置

[海上保安庁]

- ①流出油応急対策上、必要な資機材の確保及び輸送を行う。
- ②巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。
- ③航行の制限又は禁止及び移動命令等、必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講ずる。
- ④災害発生船舶又は施設に対し、災害極限措置の指示を行う。
- ⑤船舶並びに流出油の非常処分を行う。
- ⑥巡視船艇を出動させ、関係市町村(消防機関)と連携し、港湾関係団体等の協力

第3節 海上災害対策

を得て消火及び流出危険物の防除活動を行う。なお、消火活動等を実施するに当 たっては、海上への波及防止について、十分留意して行うものとする。

⑦多数の者の遭難を伴う船舶の爆発・火災・沈没又は大量の危険物質の流出等港の 機能を停止させるような大規模な事故が発生し、自己の消防力等では対処できな い場合又は必要があるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防 災関係機関等に対して応援を要請する。また、化学消火薬剤等、必要資機材の確 保が困難である場合、県へその確保につき応援を要請する。

5 中国地方整備局の措置

[中国地方整備局]

①油回収船を出動させ、流出油の防除活動を実施する。

6 県の措置

[県]

- ①必要に応じ、沿岸に漂着した油等の除去及び回収した油等の処理を行う。
- ②消防防災へリコプターにより空からの情報の収集、広報活動及び被害実態の把握 を行う。
- ③玉野海上保安部又は市から、化学消火剤等必要資機材の確保等について、応援の 要請等を受けたときは、積極的に応援するとともに、その他陸上における火災の 場合に準じて必要な措置を講じる。

県警察の措置

[県警察]

- ①情報の収集・広報活動及び被害実態の把握を行う。
- ②被災地・避難場所・危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに、被災者等の救 出救助を行う。
- ③必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。
- ④交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等 に協力する。

8 港湾、漁港管理者の措置

[市・県]

港湾及び漁港施設の被害の防止措置を講ずる。

第4節 航空機事故災害対策

第1項 方針

航空機の墜落炎上等による災害から乗客・地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し被害の軽減を図る。

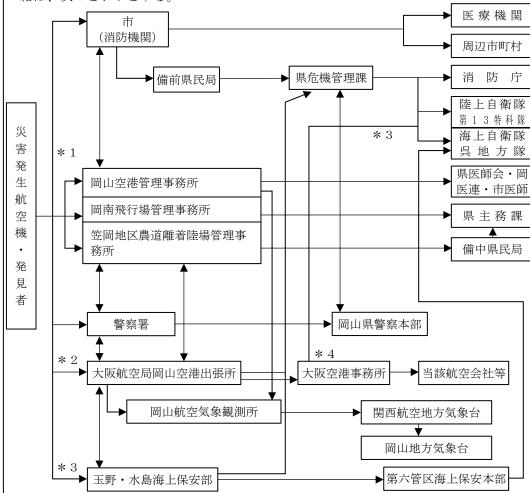
第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・	・県及び関係機関へ通報
庶務係・指揮係・危機管理部・保健	・救助及び消火活動
福祉部・消防部)	・死傷者を医療機関へ搬送
県(危機管理課・県民生活部)、県警	・消防防災へリコプターを出動
察	・医療救護要員の派遣
	・資機材の確保
大阪航空局(大阪空港事務所・岡山	・岡山県空港管理事務所および大阪航空
空港出張所)	局に通報
海上保安庁(玉野海上保安部)	・市・県及び空港出張所等から応援要請を
	受けた際は消火活動を実施する。

第3項 実施内容

1 通報連絡

空港・空港外周辺地域・その他の地域において、万一災害が発生した場合の通報連絡は、次のとおりとする。



- *1 各空港又は、その周辺で発生した場合
- *2 岡山空港又はその周辺(半径9km以内)で発生した場合
- *3 海上で発生した場合
- *4 岡山空港以外で発生した場合

2 各機関の実施内容

[市]

- ①航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の 状況・被害の規模等を収集し、把握したものから直ちに県及び関係機関へ通報す る。
- ②必要に応じ、防災関係機関・関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
- ③死傷者が発生した場合は、地元医療機関・保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

- ④災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市 町村に応援を要請する。また、必要に応じ県に消防防災へリコプターの出動を要 請する。
- ⑤消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請、及び自衛隊 の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火剤等、必要資機材の確保について 応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、 当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政 機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

[大阪航空局]

- ①岡山空港出張所は、岡山空港又はその周辺で航空機事故が発生したことを知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、直ちに岡山県空港管理事務所に通報し、所要の措置を講じることを求める。ただし、緊急を要する場合は、直接関係機関に通報する。
- ②岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合は、情報の収集を行い、大阪航空局へ伝達することとする。なお、岡山空港及びその周辺以外の地域において、航空機事故が発生したことを知ったとき、又は発見者からの通報を受けたときは、前記①の措置を講じるほか、大阪空港事務所へ通報する。
- ③大阪空港事務所は、災害の状況に応じて必要と認めるときは、陸上自衛隊に災害 派遣を要請する。
- ④岡山空港出張所は、航空機事故が発生した場合は、必要な情報を関係機関へ提供 するものとする。

[県(岡山空港管理事務所)]

- ①事故発生時には関係機関と連携し、消火・救助・救急活動を実施する。
- ②災害の状況に応じて必要と認めるときは、陸上自衛隊に災害派遣を要請する。

[県]

- ①航空機事故が発生したときは、関係防災機関に通報するとともに、市と協力して 災害を最小限にとどめるよう努める。
- ②市の実施する消防・救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、 市からの要請により、消防防災へリコプターを出動させてその活動を支援するほ か、必要があれば他の市町村に応援を指示する。
- ③岡山空港及びその週辺において、航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、医療救護活動を実施する必要が生じたときは、医療救護要員の派遣又は待機の要請を行う。
- ④市から化学消火薬剤等、必要資機材の確保について、応援の要請を受けたときは 積極的に応援する。
- ⑤市からの求めにより、関係指定地方行政機関に対して職員派遣のあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請又は内閣総理大臣に対して、そのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

[県警察]

- ①墜落現場が不明の場合、又は航空機の行方が不明になる等、航空災害発生のおそ れがある場合は、情報収集に当たるとともに、警察へリコプター・警察用船舶等 を活用して、捜索活動を実施する。
- ②航空災害が発生した場合は、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場 に急行させ、情報収集活動を行う。また、墜落現場が山間へき地等の場合は、現 場の地形・周辺の道路状況・現場に至る行程・気象状況等の情報を迅速に収集す る。
- ③航空災害が発生した場合は、事故発生地を管轄する警察署員・救助捜索隊等を直 ちに出動させ、関係機関と緊密に連携し、乗客・乗務員等の救出救助活動を迅速 に行う。また、航空機の墜落現場の検索に当たっては、広範囲に実施し生存者等 の迅速な発見に努める。
- ④航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合 は、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅 速的確に実施する。

[航空運送事業者]

- ①航空交通の安全に関する各種情報を態様・要因ごと等に分類・整理し、事故予防 のために活用し、必要な措置を講じる。
- ②分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し、情報の活用を促進する。
- ③自己の運航する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合は、直ちにそ の情報を国土交通省へ連絡する。
- ④自己の運航する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合は、それによ る被害状況を把握できたものから、直ちに国土交通省へ連絡する。
- ⑤発災後速やかに社員の非常招集・情報収集連絡体制の確立等、必要な体制をと る。

その他 3

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほ か「第3部 第15章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

第5節 大規模な火災対策

|第1項 方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等(高層建築物・地下街・特 殊建築物・住宅密集地等)から、大規模化が予測される場合(以下「大規模な火災の 発生した場合」という。)、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この節の「消防活動」は、主に情報の収集・連絡・消火及び救助・救急・緊 急輸送活動をいう。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・	・災害状況を県、消防庁、消防長会中国支
庶務係・指揮係・危機管理部・消防	部へ連絡
部)	・避難誘導
	・交通規制、応急復旧、緊急輸送
	・救助・救急活動
県 (消防保安課)、県警察	・消防庁へ連絡
	・避難誘導
	・航空機による状況把握
中国運輸局 (岡山運輸支局)	・船舶の確保
海上保安庁(玉野海上保安部)	・島しょ部、海岸等で消防及び救助・救急
	活動及び船舶の確保
一般社団法人岡山県トラック協会	・車両の確保

第3項 実施内容

1 実施内容

(1) 情報収集連絡

[市]

大規模な火災が発生した場合、火災の状況・被害の規模等を収集し、把握できた ものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」 に基づく直接即報基準に該当する火災の場合、直接消防庁へも連絡する。また、合 わせて消防長会中国支部(広島市消防局)にも連絡する。

[県]

自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に 連絡する。

(2) 消火・避難活動

[市]

火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び 自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。また、必要に応じ てヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。

第14章 事故災害応急対策 第5節 大規模な火災対策

[県]

大規模な火災が発生した場合、県警察は、迅速に立入禁止区域を設定するととも に、地域住民等に対する避難誘導を的確に行う。

(3) 交通の確保・緊急輸送

[市]

大規模な火災が発生した場合、被害の状況・緊急度・重要度を考慮して、交通規制・応急復旧・緊急輸送の手段を講じる。

(4) 救助·救急活動

[市]

- ① 火災による人的被害が発生した場合、市は、救助・救急活動を行うほか、被害 状況の把握に努める。
- ② 一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか「第3部 第15章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

2 応援協力関係

[市]

火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、化学消火薬剤等を発災市で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

[県]

大規模な火災が発生した場合は、市の求めにより、消防防災へリコプターを出動させ消防・救助・救急活動を支援するとともに、国・都道府県・その他関係機関等との法令・協定等に基づく応援協力についての連絡調整を行う。また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市に対する必要な措置を指示する。

- ア 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合、必要に応じて玉野海上保安部 へ消防及び救助・救急活動等の応援を要請する。
- イ 市の消防ヘリコプターが点検整備等で運航不可能な時期は、県消防防災へ リコプターや他の都道府県・政令市・自衛隊にヘリコプター等、航空機の 応援を要請する。
- ウ 火災の規模又は被害の状況等から、県内の消防力では対応が困難な場合 は、「緊急消防援助隊」の派遣「大規模特殊災害時における、広域航空消 防応援」等を要請する。
- エ 化学消火薬剤等の輸送については、必要に応じて、海上の場合は玉野海上 保安部又は中国運輸局岡山運輸支局へ船舶の確保を要請し、陸上の場合は 一般社団法人岡山県トラック協会へ車両の確保と県警察へ交通の規制及び 輸送車両の先導等の協力を要請する。
- オ 火災の規模・被害の状況から、県警察の協力・自衛隊の派遣を必要と判断 した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。

第6節 林野火災対策

|第1項 方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力の 下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し被害の軽減を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・	・被害状況を県に連絡
庶務係・指揮係・危機管理部・消防	・現場指揮本部、後方支援本部を設置
部・区本部)	• 避難誘導
県(消防保安課・農林水産部)、県警	被害状況を消防庁等に連絡
察	・立ち入り禁止区域の設定
	• 避難誘導
中国運輸局 (岡山運輸支局)	・船舶の確保
海上保安庁(玉野海上保安部)	・島しょ部、海岸等で消防及び救助・救急
	活動及び船舶の確保
一般社団法人岡山県トラック協会	・ 車両の確保

|第3項||実施内容|

情報の収集・連絡

[市]

- ①大規模な林野火災が発生した場合、火災の状況・被害の規模等の情報を収集し、 把握できたものから直ちに県に連絡する。
- ②情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に、各種応急対策を実 施するため、市が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用す る。

[県]

①自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に 連絡する。

2 応急活動及び活動体制の確立

[市]

- ①林野火災対応の中枢として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部 を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置する。
- ②市災害対策本部が設置された場合は、後方支援本部の業務は市災害対策本部が行 う。

3 消火・避難活動

[市・県警察]

①林野火災が発生した場合、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行 う。

関連する計画等

第14章 事故災害応急対策 第6節 林野火災対策

- ②必要に応じて自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。
- ③林野火災が発生した場合には、必要に応じてヘリコプター等航空機による状況把 握及び空中消火等の活動を行う。

[県警察]

①必要に応じて迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難 誘導を的確に行う。

4 交通の確保・緊急輸送

[市]

大規模な林野火災が発生した場合、被害の状況・緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制・応急復旧・緊急輸送の手段を講じる。

5 救助・救急活動

[市]

- ①林野火災による人的被害が発生した場合、救助・救急活動を行うほか、被害状況 の把握に努める。
- ②一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、「第3部第15章集団事故災害対策」により活動を実施する。

6 消防ヘリの運用

[市]

- ①林野火災が発生したときは、消防ヘリを出動させる。
- ②消防ヘリによる偵察及び空中消火等は、時機を逸することなく、早期に実施できるよう努める。
- ③消防ヘリの主要業務は、上空偵察・空中消火・搬送業務及び救助活動とする。

7 応援協力関係

[市]

- ①林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。また、市で林野 火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確 保を要請する。
- ②市の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、市町村又は都道府県の区域 を越えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手段は「岡山県下 林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材 運用要綱」等による。

[県]

①大規模な林野火災が発生した場合、市の求めにより、消防防災へリコプターを出動させ消防・救助・救急活動を支援するとともに、国・都道府県・その他関係機関等との法令・協定等に基づく、応援協力についての連絡調整を行う。また、特に緊急の必要があるときは、法令の範囲内で、市に対する必要な措置を指示す

る。

- ア 島しょ部又は海岸等で火災が発生した場合、必要に応じて玉野海上保安部 へ消防及び・救急救助活動等へ応援を要請する。
- イ 市の消防ヘリコプターが点検整備等で、運航不可能な時期は、県消防防災 ヘリコプターや他の都道府県・政令市・自衛隊にヘリコプター等、航空機 の応援を要請する。
- ウ 火災の規模又は被害の状況等から、県内の消防力では対応が困難な場合は 「緊急消防援助隊」の派遣、「大規模特殊災害時における、広域航空消防 応援」等を要請する。
- エ 林野火災用資機材の輸送については、必要に応じて、海上の場合は玉野海 上保安部又は中国運輸局岡山運輸支局へ船舶の確保を要請し、陸上の場合 は一般社団法人岡山県トラック協会へ車両の確保と県警察へ交通の規制及 び輸送車両の先導等の協力を要請する。
- オ 火災の規模・被害の状況等から、県警察の協力・自衛隊の派遣が必要と判 断した場合は、速やかに協力・派遣を要請する。

第7節 危険物等災害対策

第1項 方針

危険物等施設が、火災等により危険な状態になり又は爆発する等の災害が発生した 場合、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるため、これらの危害を防除するた めの応急的保安措置を講じる。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・	・災害状況を県、消防庁、消防長会中国支
庶務係・指揮係・危機管理部・消防	部へ連絡
部)	・立ち入り制限や退去等の命令
	・危険物等の流出・拡散の防止等
	住民の避難
	・事業者に対する応急措置命令等
県(消防保安課・保健医療部)、県警	・情報の収集・広報活動・被害実態の把握
察	・避難路の確保、被災者の救出救助
	・危険物の防除
	• 復旧活動
	・国(消防庁・厚生労働省)への報告
危険物等施設の管理者	・応急措置
	・住民への避難の指示
	・危険物の内容、対応を消防機関に報告
	• 消火活動
	・ 危険物の防除措置

第3項 実施内容

1 危険物等施設

[市]

- ①県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害 等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消 防庁へも連絡する。また、合わせて消防長会中国支部(広島市消防局)にも連絡 する。
- ②危険物等施設の所有者・管理者・占有者に対し、危害防止のため措置を講じるよ う指示し又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定 し一般市民の立入制限・退去等を命令する。
- ③災害の規模に応じて、速やかに職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災 害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- ④消防計画により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告・助言等を 受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活 動を実施する。なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及 び河川・農地等への流出被害防止について十分留意して行う。
- ⑤火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村 に対して応援を要請する。

- ⑥消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等、必要資機材の確保について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。
- ⑦危険物等災害時に、危険物等の流出・拡散の防止・流出した危険物等の除去・環境モニタリングを始め、住民等の避難・事業者に対する応急措置命令・危険物等関係施設の緊急使用停止命令等、適切な応急対応を講ずる。

[危険物等施設の所有者 管理者 占有者]

- ①施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動する等、 必要な応急措置を講じる。
- ②県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう指示する。
- ③自衛消防隊その他の要員により、初期応急活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。
- ④なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止及び河川・農地等 への流出被害防止について、十分留意して行う。
- ⑤消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して、消防機関を誘導する とともに、爆発性・引火性・有毒性物品の所在及び品名・数量・施設の配置並び に災害の対応を報告し、消防機関の指揮に従い、積極的に消火活動を実施する。
- ⑥災害発生後、速やかに職員の非常招集・情報収集連絡体制の確立及び対策本部設 置等必要な体制をとる。
- ⑦災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のため、必要な措置を講じる。
- ⑧消防機関・県警察等と緊密な連携確保に努める。
- ⑨災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講じる。
- ⑩大量の危険物等が、事業所外に漏えいした場合は、現場の事業者等は、防除措置 を講じる。防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危 険物の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

[県警察]

- ①情報の収集・広報活動・被害実態の把握を行う。
- ②被災地・避難場所・危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出 救助を行う。
- ③必要に応じ、流出した危険物等の防除活動を行う。
- ④交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等 に協力する。

[県]

- ①国が定める即報基準等に基づき、国(消防庁・厚生労働省)へ災害発生について、速やかに通報する。
- ②市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を 行うとともに、当該市からの要請により、他の市町村に応援するよう指示する。

関連する計画等

第14章 事故災害応急対策 第7節 危険物等災害対策

- ③災害の規模に応じて、速やかに職員の非常招集・情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- ④市から自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して、災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等、必要資機材の確保等について、応援の要請を受けたときは積極的に協力する。
- ⑤市からの求めにより、関係指定行政機関に対して職員派遣のあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対し、そのあっせんを求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

2 危険物等積載車両

[市・県・県警察・危険物等輸送事業者]

危険物等輸送事業者・県警察・市及び県は、それぞれ危険物等施設の場合に準じた 適切な措置を講じる。

3 その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか 「第3部 第15章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

第8節 高圧ガス災害対策方針

第1項 方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が、火災等により危険な状態になった場合 又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるため、これらの危害を防除するための、応急的保安措置を講じる。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・ 庶務係・指揮係・危機管理部・消防 部)	・被害状況を県、消防庁等に連絡・高圧ガス施設等管理者に危害防止のための措置を命令・救助及び消火活動
県(消防保安課)、県警察	・情報の収集・広報活動・被害実態の把握 ・避難路の確保、被災者の救出救助 ・復旧活動 ・国(中国四国産業保安監督部・消防庁) へ通報
海上保安庁(玉野海上保安部)	・必要に応じ自衛隊に応援を要請・現場付近海域の警戒・負傷者の救出・災害極限措置の指示
中国経済産業局	・経済産業大臣が必要と認める場合に所 要の命令を発する。

第3項 実施内容

1 高圧ガス施設

[市]

- ①県に災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。
- ②また、合わせて消防長会中国支部(広島市消防局)にも連絡する。
- ③製造業者(コンビナート製造業者を除く。) 貯蔵所の所有者・占有者・販売業者 (液化石油ガス販売事業者を除く。)・消費者等に対し、高圧ガス製造施設・貯蔵 所・販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ又は製造・引渡し・貯蔵・ 移動・消費・廃棄等の一部禁止又は制限をする。
- ④高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場 所の変更を命じる。
- ⑤高圧ガス施設等の所有者・管理者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し一般住民の立入制限・退去等を命令する。
- ⑥災害の規模に応じて、速やかに職員の非常招集・情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

関連する計画等

第14章 事故災害応急対策 第8節 高圧ガス災害対策方針

- ⑦消防計画により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告・助言等を 受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活 動を実施する。
- ⑧火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、他の市町村に対して応援を要請する。
- ⑨消防力等を必要とする場合、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の 災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について、応援を要請す る。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して、当該職員の 派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について あっせんを求める。

[高圧ガス施設等の所有者 管理者 占有者]

- ①施設が危険な状態になったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し又は放出し、充てん容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し又は水(地)中に埋める等の応急措置を講じる。
- ②市・県及び県警察の指示する場所へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- ③消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して、消防機関を誘導する とともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い防災活動を実施 する。
- ④災害発生後速やかに、職員の非常招集・情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- ⑤災害発生後、速やかに災害の拡大の防止のための、必要な措置を講じる。
- ⑥消防機関・県警察等との間において、緊密な連携の確保に努める。

[県警察]

- ①情報の収集・広報活動・被害実態の把握を行う。
- ②被災地・避難場所・危険箇所等の警戒及び避難通路等の確保並びに被災者等の救 出救助を行う。
- ③交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動等 に協力する。

[県]

- ①国が定める即報基準に基づき、国(中国四国産業保安監督部・消防庁)へ災害発生について速やかに通報する。
- ②コンビナート製造業者・液化石油ガス販売業者等に対し、高圧ガス製造施設・販売所の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造・引渡し等の一時禁止又は制限をする。
- ③災害の規模に応じて、速やかに職員の非常招集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- ④市から、自衛隊の災害派遣要請の要求があったとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市からの必要資機材の確保等について、応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。

⑤市からの求めにより、関係指定地方行政機関に対して職員派遣のあっせんを行 う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関 に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対して、そのあっせんを 求めるとともに、他の都道府県に対して応援を要請する。

[中国四国産業保安監督部]

①経済産業大臣が必要と認める場合は、所要の命令等を発するよう措置を講じる。

2 高圧ガス積載車両

[市・県・県警察・中国四国産業保安監督部・高圧ガス輸送事業者]

高圧ガス輸送事業者・県警察・市・県・中国四国産業保安監督部は、それぞれ高圧 ガス施設の場合に準じた措置を講じる。

3 高圧ガス積載船

[高圧ガス輸送事業者]

「第3節海上災害対策」の場合に準じた措置を講じるとともに、玉野海上保安部へ 災害発生について直ちに通報する。

[海上保安庁]

「第3節海上災害対策」の場合に準じた措置を講じる。

4 その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか 「第3節 第15章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

関連する計画等

第9節 火薬類災害対策

第1項 方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が、火災等により危険な状態になり又は爆発する 等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるため、これ らの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
市(情報収集係・統括係・広報係・	・災害状況を県、消防庁、消防長会中国支
庶務係・指揮係・危機管理部・消防	部(広島市消防局)へ連絡する
部)	・火薬類管理者に危害防止のための措置
	を命令
	・立ち入り制限や退去等の命令
	・ 救助及び消火活動
	・危険物等の流出・拡散の防止等
	住民の避難
	・事業者に対する危害防止のための措置
	を命令
県 (消防保安課)、県警察	・情報の収集・広報活動・被害実態の把握
	避難路の確保、被災者の救出救助
	• 復旧活動
	・国(中国四国産業保安監督部・消防庁)
	~通報
中国経済産業局	・県の措置に準じた措置
海上保安庁(玉野海上保安部)	・県への通報
	・輸送機関に対する危害防止のための措
	置を指示
	• 消防活動
中国運輸局(岡山運輸支局)	・県の措置に準じた措置

第3項 実施内容

1 火薬類関係施設

[市]

- ①県へ災害発生について、直ちに通報する、ただし、消防庁が定める「火災・災害 等即報要領」基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防 庁へも通報する。
- ②また、消防長会中国支部(広島市消防局)へも連絡する。
- ③火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し又は 自らその措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民の 立入制限・退去等を命令する。
- ④消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、 必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実 施する。
- ⑤火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村

に対して応援要請する。

- ⑥さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び 自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等 について、応援を要請する。
- ⑦また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣 の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ せんを求める。

[火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者]

- ①施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、必要な応急措置を講じる。
- ②火薬類を安全な場所に移す余裕のある場合は、これを移し、かつ、見張人をつけ、移す余裕のない場合は水中に沈め又は火薬庫の入口等を密閉し、防火の措置を講じる等安全な措置を講じる。
- ③市・県及び県警察へ、災害について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- ④消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して、消防機関を誘導する とともに、施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い防災活動を実施 する。
- ⑤災害発生後速やかに、職員の非常招集・情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
- ⑥消防機関・県警察等との間において、緊密な連携の確保に努める。

[県警察]

- ①情報の収集・広報活動・被害実態の把握を行う。
- ②被災地・避難場所・危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出 救助を行う。
- ③交通秩序及び通信の確保等を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に 協力する。

[県]

- ①国が定める即報基準等に基づき、国(中国四国産業保安監督部・消防庁)へ災害 発生について速やかに通知する。
- ②製造業者(知事権限に係るもの)、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の使用の一時停止を命じ、又は製造・販売・貯蔵・運搬・消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。
- ③火薬類の所有者・占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。
- ④上記②・③の措置を講じたときは、直ちにその旨を県警察(県公安委員会)へ通報する。

[中国四国産業保安監督部]

県の措置に準じた措置を講じる。

2 火薬類積載車両

[市]

火薬類輸送事業者・県警察・市・県は、それぞれ火薬類関係施設の場合に準じた適切な措置を講じる。

[中国運輸局岡山運輸支局]

鉄軌道車両について災害が発生した場合は、国土交通大臣が1 [県] に準じた措置を講じる。

3 火薬類積載船

[火薬類輸送事業者]

1 [火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者の措置] ①及び②に準じた措置を講じるとともに、玉野海上保安部及び中国運輸局岡山運輸支局へ災害発生について直ちに通報する。

[海上保安庁]

- ①県へ災害発生について、直ちに通報する。
- ②輸送機関に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し又は自らその措置を講じ、火災発生時には消防活動を行う。

[中国運輸局]

国土交通大臣が1「県」に準じた措置を講じる。

必要に応じ1 [市]、[県警察]、[県]、[中国四国産業保安監督部] に準じた措置を 講じる。

4 その他

一時に多数の死傷者が生じ総合的な救急活動の必要がある場合は、この節のほか、 「第3部 第15章 集団事故災害対策」により活動を実施する。

第10節 有害ガス等災害対策

第1項 方針

特定施設等について故障・破損その他の事故が発生し、ばい煙・特定物質・有害物質又は有害ガス(以下「有害ガス等」という。)が、大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに、速やかに復旧措置を講じる。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・	・立ち入り制限や退避等の命令
庶務係・指揮係・環境部・消防部)	・拡大または再発防止のための措置を指 導

第3項 実施内容

1 各機関の実施内容

[特定施設等の設置者]

特定施設等の設置者は事故発生時には、法令等に基づき次の措置を講じること。

- ①応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。
- ②市長に事故状況を通報するとともに、必要に応じ、付近住民等が避難するため必要な措置を講じる。
- ③市長の措置があった場合、これに従う。

[市]

事故発生時には、法令等に基づき次の措置を講じること。

- ①有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止・適当な場所への退避の指示等を行う。
- ②有害ガス等に係る事故が発生した場合は、立入検査を実施するとともに、当該特 定施設等設置者に対し、事故の拡大又は再発の防止のため、必要な措置をとるべ きことを指導する。

2 その他

一時に多数の死傷者が生じ総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか 「第3部 第15章 集団事故災害対策」により活動を実施する。 第11節 地下街等におけるガス災害対策

第11節 地下街等におけるガス災害対策

第1項 方針

地下街等においてガス等による災害から不特定多数の者及び地域住民を守るため、 防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施す ることにより、被害拡大を防止し被害の軽減を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・広報係・庶務係・指揮係・消防部)	・地下街所有者からの通報を受け、ガス供給事業者に連絡 ・地下街の管理者に危害防止のための措置を命令 ・立ち入り制限や退避等の命令 ・避難誘導 ・災害状況を県へ連絡する
県(消防保安課)、県警察	・情報の収集・広報活動・被害実態の把握 ・避難路の確保、被災者の救出救助 ・復旧活動
中国経済産業局	・ガス供給の確保に必要な指導 ・ガス事業者に対するガス施設等の保安 の確保に必要な指導

第3項 実施内容

1 各機関の実施内容

[市]

- ①地下街等の所有者等から直接ガス漏れ又はガス事故発生の通報を受けた場合は、 直ちにガス供給事業者に対し、通報連絡する。
- ②地下街等の所有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般市民等の立入制限・退去等を命令する。
- ③現場の警察官と協力して、警戒区域内への人及び車両の通行等を規制するととも に、火気使用禁止等の広報活動を徹底し、合わせて警戒区域内の市民の適切な避 難誘導を行う。
- ④市消防計画等により消防隊を出動させ、当該地下街等の救助及び消火活動を実施する。この場合、必要に応じて当該地下街等に所有者等からの報告・助言を受け、又は他の消防機関及び自衛消防隊の協力を得て実施する。
- ⑤ガス事故災害防止のため、ガス遮断装置を操作してガス供給の停止を行う場合は、「ガス供給事業者」に準じた措置を講じる。
- ⑥県へ災害発生について、直ちに通報する。
- ⑦火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村 に対して応援を要請する。
- ⑧消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するととも

- に、化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等を、必要資機材の確保について応援を 要請する。
- ⑨必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

[地下街等の所有者・管理者・占有者]

- ①ガス漏れを知ったときは、直ちにガス供給事業者へ通報するとともに、当該地下 街等にある店舗等の元コックを閉止し、火気の使用の禁止・電気設備の使用規制 等の安全措置を講じる。
- ②必要と認めるときは、市(消防機関)へ通報するものとする。
- ③ガス事故が発生するおそれがある場合は、店舗等の客及び付近の住民に対し、適切な避難誘導を行い安全確保を講じる。
- ④他の地下街等及びビル等との連絡口がある場合は、必要に応じてガス拡散を考慮 しつつ、避難口に設けられているシャッターを閉鎖する。
- ⑤消防機関等の現場到着までの間、必要に応じて、地下街に通ずる階段付近一帯を ロープ等により、初期消火活動を実施し、二次爆発の防止に努める。
- ⑥ガス事故災害を防止するため緊急やむを得ないと認める場合は、ガス供給事業者 との事前申合せに基づきガス遮断装置を操作して、ガス遮断を行うことができ る。
- ⑦消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して、消防機関を誘導する とともに、爆発性・引火性・有毒性物品の所在及び品名・数量・施設の配置並び に、災害の態様を報告し、消防機関の措置に従い、積極的に消火活動を実施す る。

[ガス供給事業者]

- ①地下街等の所有者又は市(消防機関)から、ガス漏れの発生又はガス事故が発生 し、若しくは発生するおそれがある旨の通報を受けたときは、直ちに必要な保安 要員を現場に出動させる。
- ②地下街等の所有者からの通報又は現場に出動した保安要員からの連絡に基づき、 ガス事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに消防機 関及び県警察に対し、通報連絡する。
- ③現場に出動した保安要員は、早急にガス漏れの場所及びガスの漏えいしている範囲を検知し、必要に応じ、ガス事故災害発生のための、ガス供給停止等の措置を 講じる。
- ④現場に消防機関が出動したとき、保安要員は、消防機関に前記③の措置状況を報告する等、緊密な連携を保つとともに、現場の状況に応じた適切な措置を講じる。
- ⑤ガス事故発生防止のため、ガス遮断装置を操作して、ガス供給の停止を行う場合は、保安要員が行う。ただし、ガス事故災害の発生を防止するため、緊急やむを得ないと認める場合は、地下街等の所有者等又は消防機関が、ガス遮断装置を操作してガス遮断を行うことができる。

関連する計画等

第14章 事故災害応急対策

第11節 地下街等におけるガス災害対策

⑥遮断後のガスの供給再開は、二次災害発生の防止を図るため、ガス供給事業者 (保安要員)が行う。

[県警察]

- ①情報の収集・広報活動・被害実態の把握を行う。
- ②被災地・避難場所・危険箇所等の警戒及び避難路等の確保並びに被災者等の救出 救助を行う。
- ③交通秩序及び通信の確保を行うほか、関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

[県]

- ①市の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を 行うとともに、当該市からの要請により、他の市町村に応援するよう指示する。
- ②市から自衛隊の災害派遣要請を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、市から化学消火薬剤・中和剤・ガス検知器等、必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に応援する。
- ③市からの求めにより、関係地方指定行政機関に対して職員派遣のあっせんを行 う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関及び指定地方行政機関 に対して、当該職員の派遣を要請し又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求 めるとともに、他の府県に対して応援を要請する。

[中国経済産業局]

災害発生後における、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。

[中国四国産業保安監督部]

- ①ガス事故発生の情報の収集及び伝達を行う。
- ②ガス事業者に対し、ガス施設等の保安の確保に必要な指導を行う。

2 その他

一時に多数の死傷者が生じ総合的な救急活動の必要がある場合には、この節のほか「第3部第15章集団事故災害対策」により活動を実施する。

第15章 集団事故災害対策

第1項 方針

交通事故・爆発・有害物質の放出等の事故災害により、一時に多数の傷病者が生 じ、日常の単発的小災害に対する体制では救助救急対策が困難な場合において、総合 的な救助救急体制を確立し、救助救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(保健福祉部・消防部)	・総合救急対策本部を設置
県(危機管理課・消防保安課・保健 医療部)、県警察	・総合緊急対策本部に参加
自衛隊(陸上自衛隊(第 13 特科隊等))	・県からの要請を受けて出動
海上保安庁(玉野海上保安部)	・総合緊急対策本部に参加 ・応急活動及び連絡調整
日赤県支部・医療機関(岡山県医師会・岡医連・市医師会)	・市長(対策本部)の要請により応援部隊を派遣・医療救護

第3項 実施内容

1 総合救急対策本部の設置

[市]

交通事故・爆発・有害物質の放出等により、一時的に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、総合救急対策本部を設置する。

- ①市長は、自ら又は適当な職員若しくは、他の関係機関の代表を指名して、総合教 急対策本部の総合的な調整に当たらせる。
- ②総合救急対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

2 総合救急対策本部の責務

関係機関が実施する救急医療等の業務の調整を行い、円滑な実施を図る。

- ①災害現場での救助
- ②現場付近での応急手当
- ③負傷者の分類
- ④収容医療施設の指示
- ⑤医療施設への搬送
- ⑥遺体の処理

3 総合的応急体制の組織

◆活動組織の構成及び主な機能

総合救急対策本部

総合調整班、庶務班、広報広聴班、資材班

各機関現地責任者

組織	構成機関等	主 な 機 能
総合救急対策本部	市長・副市長・消防局長・消防団長 ・保健福祉局長 警察署長 海上保安部長(海上災害時) 空港出張所長(航空機事故時) 地元医療機関の代表 事故発生責任者の代表(企業体等) 施設管理者・学識経験者	1 情報の収集 2 判断の統一 3 各機関の指揮の総合調整 4 地区外機関への応援要請の決定
・総合	調整班	1 全般計画・各期間の連絡調整
		2 傷病者の収容施設の確保
・庶	務班	1 人員の把握
		2 報道その他渉外事務
・資	材 班	1 各種資機材の補給

◆実施機関

関 係 機 関	活動区分	分		主な業務
消防	消	防	1	警戒区域の設定と出入規制
警察	警	戒	2	現場の危険排除
事故関係者等			3	災害の鎮圧
警察	警備・交通規	制	1	現場の治安・秩序の維持
海上保安部 (海上災害時)			2	交通規制
事故関係者等				
消防・警察・海上保安部・事故関 係者等	救	助	1	傷病者の救助
消防	救 急 搬	送	1	搬送車両の確保
事故関係者等			2	救急車等による病院への搬送
			3	搬送中の傷病者の管理
日赤・医療機関	救 急 医	療	1	現場での救命医療
(救護班・医療班)			2	傷病者の応急措置
			3	傷病者の分類
			4	収容病院の指示
警察	死 体 収	容	1	死体の検視(身分)及び身元確認等
海上保安部			2	仮安置所の設置・遺族への引渡し
市				

4 関係機関の措置

[市]

- ①通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに総合緊急対策本部を設置 し、関係機関に協力・応援を要請するとともに、救護班に出動を要請、あるいは 救急医療機関に協力を要請する。
- ②総合救急対策本部を設置したときは、知事(危機管理課)に通報する。
- ③事故対象物が特殊な物質で応急対応を講じる上で、特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有するものに対し、協力を要請する。

[事故の発生責任者(企業体等)]

- ①事故の発生を覚知したときは、直ちに消防(119番)・警察(110番)及び事故の 状況によっては、玉野海上保安部(118番)又は空港(飛行場)管理事務所等に 通報するとともに自力による応急対応を行う。なお、必要に応じてその他の関係 機関に協力を要請する。
- ②総合救急対策本部が設置された場合は、当該事故発生責任者の代表は、これに参加し救急及び防災活動を行う。

[県警察・海上保安部・大阪航空局]

- ①通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに市長に通報するととも に、所定の応急活動を実施する。
- ②総合緊急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急 及び防災活動を実施する。

[日赤県支部・医療関係機関]

①市の要請により、救護班・医療班及び応援部隊を派遣する。

[県]

- ①市の単独救急体制では適切な措置が困難と認めるとき又は市長から要請があった ときは、日赤県支部・県医師会・災害拠点病院に医療従事者の派遣要請をし、自衛 隊その他関係機関に応援を要請する。
- ②総合救急対策本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して必要に応じ、救急及び応急活動を実施するとともに、連絡調整を行う。

5 本部設置の要領

[市]

市長は、自ら又は消防部長若しくは他の関係機関の代表を指名し、総合緊急対策本部・現場指揮本部の権限・責務・指示等について、総合的に調整し救助救急活動を実施する。

- ①総合緊急対策本部は、市庁舎又は企業体等の本支店等に設置する。
- ②総合緊急対策本部の設置に当たっては、同本部を構成しようとする関係機関の意 見を聴取する。
- ③交通事故・爆発・有害物質等の流出等により、一時に多数の傷病者が生じた場合 の救助救急活動は、現場指揮本部を設置して実施する。
- ④現場指揮本部は、災害現場に近く、通信・交通の利便及び電気・水道等の供給の

可否を勘案して、できるだけ便利な場所に設置する。

なお、関係機関が協力して救助救急活動を実施する必要がある場合は、関係機関の実務の責任者で構成する合同指揮本部を設置して実施する。

6 救急対策の初動活動

[市]

- ①道路管理者・鉄軌道事業者・空港管理者・航空運送事業者・事故発生責任者等 (以下、「企業体等」という。)は、事故の発生を覚知したときは、直ちに消防 部・警察署等、関係機関に通報するとともに、関係機関が到着するまでの間、自 力で応急対策を実施する。
- ②消防・警察等関係機関が事故現場に到着するまでの間、自力による応急対策は、 人命の安全を最優先とし、被害状況を把握し事故の拡大・拡散を最小限にとどめ る措置をとる。
- ③有害物質の流出等の場合は、周辺住民の避難について、地形・地物・気象状況等 を比較勘案し、最も安全な場所を指示する。
- ④消防部長は、自ら又は管轄消防署班長を指名して、現場指揮本部の権限・責務・ 指示等について調整し、救助救急活動を実施する。
- ⑤現地合同指揮所が設置された場合は、現地合同指揮所の決定を受けて救助救急活動を実施する。
- ⑥消防部長は、事故等の規模状況により、必要と認めた場合は、関係各部に対し必要な措置を要請する。
- ⑦市の機関単独では十分な救助救急活動ができない場合は、県備前地方本部・隣接 市町村・日赤県支部・県警察・玉野海上保安部・自衛隊及び空港(飛行場)管理 事務所等の関係機関に応援を要請するとともに、緊密な連携と調整を図り実施す る。
- ⑧被災者に対する救助救急活動は、消防部が関係各部と密接な連携をとり実施する。

8 医療救護

[市]

多数の傷病者が生じた場合(おおむね 10 人以上)は、必要により岡医連・市医師会・日赤県支部に対して、医療救護班の派遣を要請して医療救護を実施する。

[岡医連・市医師会]

総合教急対策本部又は保健福祉局幹部職員並びに、消防情報指令課から要請があった場合、また災害の発生が明らかな場合については、「第3部 第5章 第6節 医療・助産」に定めるところにより、医療救護を実施する。

9 自衛隊等の応援

[市]

救助救急及び防災活動の実施が、それぞれの実施機関だけでは困難であると認められたときは、県知事に対し、自衛隊の派遣を要請する。

10 費用負担

法令等に費用負担が定められている場合のほかは、「第3部 第5章 第6節 医療・助産」に定めるところによる。ただし、企業体等の責に帰すべき原因による事故又は通常の企業活動を行う上で発生した事故の場合は、市が負担した費用については、当該企業体等が負担する。

《参照》

- ○資料編 第10協定書一覧
- ○資料編 第4防災上必要な施設・設備等 7医療救護班・後方医療施設
- ○資料編 第6輸送用車両等の保有状況等
 - 3 救急自動車
 - 8ヘリコプター場外離着陸場

第16章 自衛隊の災害派遣

第1項 方針

自衛隊の災害派遣に関しては、防災基本計画に基づき、努めて防衛省防災業務計画 と整合を図り、派遣要請等について計画を定める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理部・消防部)	・県知事に自衛隊の派遣要請
県(危機管理課)	・自衛隊の派遣を要請
	・自衛隊の受入れ体制の整備
自衛隊(陸上自衛隊第13特科隊等)	・被害状況の把握
	・避難の援助
	・遭難者等の捜索救助
	・ 水防及び消防活動

第3項 実施内容

1 災害派遣要請権者及び災害派遣命令者

(1) 災害派遣要請権者

知事(危機管理課) 第六管区海上保安本部長 大阪空港事務所長

(2) 災害派遣命令者

陸上自衛隊第13特科隊長 海上自衛隊呉地方総監 航空自衛隊西部航空方面隊司令

2 災害派遣部隊等の活動範囲

[自衛隊]

災害派遣部隊の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、市及び関係機関 と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握

車両・航空機等、状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係 機関に伝達する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難・立退き等が行われる場合で、必要があると認め られるときは、避難者の誘導・輸送等を行い避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者・負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救 助を行う。

(4) 水防活動

堤防・護岸等の決壊に対しては、土のうの作成・運搬積込み等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等(空中消火が必要な場合は、航空機)を もって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供 するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路又は水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開・除去に当たる。

(7) 応急医療・救護・防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者・医師・その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについての み行う。

(9) 炊飯及び給水

炊飯及び給水を行う。

(10) 救援物資の無償貸付け又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付け及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)」に基づき、生活必需品等を無償貸付けし、又は救じゅつ品を譲与する。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(12) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

関連する計画等

3部 災害応急対策計画

3 災害派遣要請等の依頼手続き

[県]

- (1) 知事等(災害派遣要請権者)の派遣要請
 - ① 市長から自衛隊災害派遣の要請の要求等を受けたときは、その内容を検討し、 必要があると認めるときは、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続き をとる。
 - ② 収集した被害情報及び市の通信途絶の状況から自衛隊の派遣要請の必要性を 判断し、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合は、直ちに自衛 隊の派遣を要請する。
 - ③ 自衛隊の派遣を要請しようとする場合は、次の事項を明らかにする。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

[市]

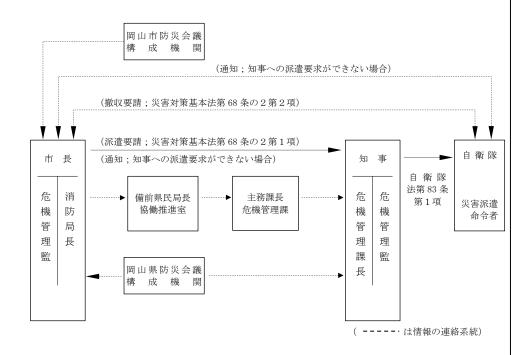
(2) 市長の派遣要請の要求

- ① 自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。ただし、緊急を要する場合その他、やむをえない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- ② 知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び市域に係る災害の 状況を、防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、市 長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(3) 撤収要請依頼

自衛隊の災害派遣の目的を達成した場合とき又は必要がなくなった場合ときは、 上記の要請手続きと同様の手続きにより、速やかに、撤収要請依頼書を知事に提出 する。

(4) 災害派遣要請等の手続き系統図



(5) 連絡方法

岡山県危機管理課 一般電話 (086)226-7293(直通)

(086)226-7372(休日・夜間)

FAX (086)225-4559,4659

日本原駐屯地 一般電話 (0868)36-5151(内線237)

FAX (0868)36-5151(内線238)

[自衛隊]

(6) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

- ① 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- ② 災害に際し、知事等が、自衛隊の災害派遣に係る要請を、行うことができない と認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。
- ③ 海難事故・航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- ④ その他災害に際し、上記①から③に順じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

4 災害派遣部隊の受入れ

[県]

- ①知事等は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、市長又は関係機関の長に受入態 勢を整備させるとともに、必要に応じて職員を派遣し、派遣させた部隊及び派遣 を受けた市、又は関係機関相互の間の連絡に当たる。
 - 県は、広域災害時には次の点に留意する。
 - ア 派遣部隊の移動が、迅速に行なわれるために、的確な道路情報を連絡する。
 - イ 大型輸送機の使用に備えて、岡山空港・岡南飛行場の離着陸の対応措置を 取る。

[市]

- ①次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努める。
 - ア 派遣部隊との連絡職員を指名する。連絡職員者は、部隊の受入れ及び作業 等について、災害現場における市の責任者として、県の連絡責任者等と連 携を密にして、部隊との連絡に当たる。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部 隊到着後は速やかに作業が開始できるよう、あらかじめ準備しておく。
 - ウ 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに、部隊指揮官と 協議して、作業が他の機関の活動と競合重複しないよう、最も効果的に作 業が分担できるよう配慮する。
 - エ 部隊自衛隊の宿泊施設(又は宿営場所)及び車両等の保管場所を準備する。災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、知事等と協議して準備する。
 - ◆自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準

連隊規模;約15,000 m²

師団等規模;約140,000 ㎡

- ②ヘリコプターによる災害派遣を受入れる場合は、次の点について留意し、ヘリポートを準備する。
 - ア 基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は、堅固な平坦地を確保する。な お、この際、土地の所有者又は管理者との十分な調整を行う。
 - イ 着陸地点には、H記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポート の近くに上空から風向・風速の判定ができる吹き流し等を掲揚する。
 - ウ ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
 - エ 砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又は転圧を実施する。
 - オ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸時について広報を 実施する。
 - カ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を 行う
 - キ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせないようにする。

5 災害派遣に伴う経費の負担区分

- ①自衛隊の救援活動に要した次の経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記の基準とする。
 - ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に使用した土地・建物等の使用料及び借上料
 - イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼動させる ための、通常必要とする燃料費を除く。)水道料・汚物処理料・電話等通 信費及び入浴料。
 - ウ 派遣部隊の救援活動に必要な、自衛隊装備以外の資機材等の調達・借上 料・運搬費及び修理費
 - エ 県等が管理する有料道路の通行料
- ②経費の負担区分について疑義が生じた場合又はその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決定するものとする。

《参照》

○資料編 第6輸送用車両等の保有状況等 8ヘリコプター場外離着陸場

第17章 応援・雇用

第1項 方針

大規模な災害が発生した場合、市の機関のみでは対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援及び雇用について定める。 なお、市及び県は、災害時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「応急対策職員派遣制度」により、速やかに応援体制を整える。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市 (統括係・受援係・危機管理部・ 保健福祉部・下水道河川部・水道部・ 消防部)	・各協定に基づく応援要請・災害支援対策用機械等について、県に出動要請
県	・各協定に基づく応援要請
赤十字奉仕団、青年団、婦人会、自 主防災組織、大学・高等学校の学生・ 生徒、職業訓練校	・防災関係機関に炊き出し等を実施協力

受援計画

第3項 実施内容

1 他の都道府県又は市等に対する応援要請

[市]

- ①災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは、以下に基づき応援を要請するほか、知事を通じ又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。
 - ○応急対策職員派遣制度
 - ○広域・大規模災害時における指定都市市長会の確認事項に基づく応援要請
 - ○中国・四国地区都市防災連絡協議会災害時相互応援協定
 - ○21 大都市災害時相互応援に関する協定
 - ○岡山市及び尼崎市災害時相互応援に関する協定
 - ○災害時における相互協力に関する基本協定(国土交通省中国地方整備局)
 - ○災害時相互応援協定(姫路市、鳥取市)
 - ○岡山県及び県内市町村の災害時相互応援協定(岡山県及び県下 27 市町村)

[県]

- ①必要に応じ、中国地方、中国・四国地方及び全国都道府県等における災害等発生時の広域支援に関する協定や災害時の相互応援に関する協定に基づき、応援を要請する。また、必要に応じて県内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。
- ②災害の規模等に照らし、地方公共団体の応援のみによっては災害応急対策が円滑 に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が応援することを求め るよう、要求する。

- ③知事又は市の応援要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。 ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話で行い、事後速やかに文書を提出する。
 - ア 被害状況
 - イ 応援を要する救助の種類
 - ウ 応援を要する職種別人員
 - エ 応援を要する期間
 - オ 応援の場所
 - カ その他応援に関し必要な事項

2 指定行政機関・指定地方行政機関・他県・他市町村等に対する職員 の派遣要請

[市]

- ①災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は 他の普通地方公共団体の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。
- ②職員派遣要請手続きは、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。
 - ア 派遣を要請する理由
 - イ 派遣を要請する職員の職種及び人員数
 - ウ 派遣を必要とする期間
 - エ その他職員の派遣についての必要な事項

3 労務者等の雇用

(1) 労務者の雇用

災害応急対策を実施するために、必要な労働者等の雇用は実施機関において行う。

(2) 賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、その時における雇用地域の慣行料金(公共職業安定所の業種別標準賃金)以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別の基準があるものについては、この限りでない。

(3) 労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う、労務者雇用の範囲は次のとおりとする。

- ①被災者の避難
- ②医療及び助産のための移送
- ③被災者の救出
- ④飲料水の供給
- ⑤救助用物資の支給
- ⑥遺体の捜索及び処理

4 職員の派遣に係る留意事項

[市]

他の市町村から応援又は職員の派遣要請、若しくは県知事による派遣のあっせんがあった場合には、所掌事務の遂行に著しい支障がある等、特別の理由がない限り、応援又は所要の職員を派遣するものとする。この場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。なお、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の感染防止策を徹底する。

5 奉仕団等の協力

[奉仕団体等]

災害応急対策の実施のため必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して、 関係業務に従事する。

その団体は、おおむね次のとおりとする。

- ①赤十字奉仕団
- ②青年団
- ③婦人会
- ④自主防災組織·町内会
- ⑤大学・高等学校の学生・生徒
- ⑥職業訓練校

6 奉仕団の主な協力業務

[奉仕団体等]

- ①炊き出しその他被災者に対する救援
- ②清掃、防疫
- ③災害対策用物資の配分及び輸送
- ④その他

7 奉仕団の記録

[市]

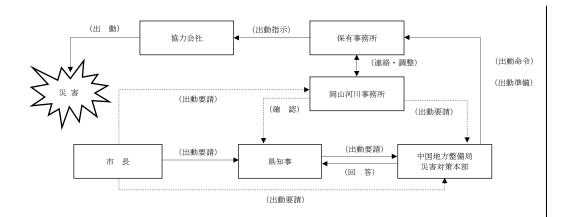
奉仕団の奉仕を受ける場合、関係各部は次の事項について記録する。

- ①奉仕団の名称
- ②人員及び氏名
- ③作業内容及び作業期間

8 災害支援対策用機械等の出動要請

[市]

必要と認めるときは中国地方整備局管内にある災害支援対策用機械等の出動を、県 知事を通して中国地方整備局災害対策本部長へ出動要請を行うものとする。



- ・出動要請の第一報は口頭(電話)とし、事後文書で整理する。
- ・実線の手続きを基本とするが、破線の手続きも受け付ける。
- ・機械の引渡し後の費用は、要請者(市又は県)が負担。
- ・出動要請に当たっては、出動先・現地の状況等について、出来るだけ詳細な情報を連絡する。

第18章 ボランティアの受入れ、活動支援

第1項 方針

市及び県、日赤岡山県支部、県・市社会福祉協議会等の関係団体は、相互に協力し、被災地内外からのボランティアに対する被災地のニーズの把握、ボランティアの受付、調整等その受入体制の確保に努める。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、市及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア団体等及びNPO等との連携を図り、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(情報収集係・統括係・庶務係・指揮係・市民協働部・保健福祉部)	・ボランティアセンターへの情報提供 ・県及び県社会福祉協議会と連絡調整 ・ボランティアの健康に関する配慮
県(県民生活部)	・ボランティアの募集情報を提供 ・専門ボランティアの受入れ及び活動調 整
日赤県支部	・先遣隊を送り、県に情報提供・救援(支援)活動
社会福祉協議会	・ボランティアニーズの把握・ボランティアの募集範囲の判断・ボランティアの受付・コーディネート・市・県災害対策本部との調整

第3項 実施内容

1 各機関の実施内容

[市]

指定避難所等のボランティアニーズを把握し、市社会福祉協議会の設置する市災害 ボランティアセンターに情報の提供を行う。

また、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な 人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

[県]

県災害対策本部に総合ボランティア班を設け、本部内の各種ボランティアを所管する班の統括及び連絡調整を行う。また、市、日赤県支部、県・市社会福祉協議会及び

312

県内各大学と連携し、生活支援、医療等の各種ボランティアニーズの把握を行うとと もに、当該班に申し出のあったボランティアを所管する各組織へ振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類、人数、募集範囲等について、全国又は県内に情報提供し参加を呼びかける。

[日赤県支部]

先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し又は募集したボランティアにより、救援(支援)活動を行う。

なお、ボランティアの募集・受付及び派遣に当たっては、県災害対策本部の総合ボランティア班と連携を取りながら行うものとする。

[社会福祉協議会]

- ①県・市社会福祉協議会は、要配慮者等を中心とした、被災者の生活支援における、一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の業務を行う。
 - ア ボランティアに関するニーズ (種類・人数等) についての情報収集と提供。
 - イ 広域的なボランティアの受付・コーディネート等。
 - ウ 県内の社会福祉協議会及び他県の福祉協議会への協力要請等の連絡調整。
 - エ 市災害対策本部や、県災害対策本部との連絡調整。
 - オ その他、市災害ボランティアセンター及びボランティア救援本部の活動の 支援に関すること。
- ②社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。
 - ア 被災地のボランティアニーズの把握。
 - イボランティアの受付及び登録。
 - ウボランティアのコーディネート。
 - エ ボランティアに対する具体的活動の指示。
 - オ ボランティア活動に必要な資機材・物資等の調達及び供給。
 - カボランティア活動の拠点等の提供。
 - キ ボランティアが不足する場合における、必要な種類及び人数を示しての県 災害ボランティアセンター(岡山県災害福祉救援本部)又は近隣市町村災 害ボランティアセンターへの活動要請。
 - ク 県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請
 - ケーその他ボランティア活動の第一線としての活動。
- ③本市の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、被災していない市町村の社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

2 専門ボランティアの受入れ及び活動の調整

[県]

県が登録する災害救援専門ボランティア(災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳)については、県(県民生活部)が、 その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、 それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

3 ボランティアの健康に関する配慮

[市・社会福祉協議会・日赤県支部]

- ①それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で 活動できる環境づくりを行う。
- ②必要に応じ、医師・看護師等の派遣・救護所の設置・健康相談の実施等の措置を講ずる。
- ③被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、ボランティア担当部局と保健福祉担当部局等が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

第19章 義援金品等の募集・受付・ 配分

第1項 方針

災害が発生した場合、各方面から市等に対して、義援金品等が寄託されるが、寄託された義援金品は速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、 被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金品 の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(保健福祉部・区本部)	・義援金品の募集・受付・配分
県(子ども・福祉部)	
日赤県支部	
社会福祉協議会	
その他各種団体(社会福祉法人岡山	
県社会福祉協議会、社会福祉法人岡	
山県共同募金等)	

第3項 実施内容

1 義援金品等の募集・受付・配分

[市・県・社会福祉協議会・日赤県支部]

(1) 義援金品の募集

市・県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日赤県支部・社 会福祉法人岡山県社会福祉協議会、社会福祉法人岡山県共同募金等関係団体と協力 して、義援金品を募集する。

また、義援品を提供する場合には、品名を明示する等、梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に充分配慮した方法とするよう努める。

(2) 義援金品の受付

市・県及び関係団体等は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品 を受け付ける。

(3) 義援金品の配分

市・県及び関係団体等は、義援金配分委員会を組織し、義援金品の配分割合、配 分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を決定しておく等して、で きるだけ迅速な配分に努める。

2 義援金の管理

[市]

受付けを行う場合は、次の方法の中から実施する。

(1) 義援金の受付

個人や事業所等から義援金を受付けたときは、寄託者へ受領書を交付するものとする。

(2) 配分

一般から拠出された義援金で、市に寄託されたもの又は県等から送付されたものは次の方法により配分する。

1) 配分基準

被災者の救護は、現物により実施することが災害救助法の主旨であるが、義 援金については、現金で配分する。

2) 配分の時期

配分は、できる限り寄託を受けた都度行うことを原則とする。ただし、義援 金等が少量の場合は、一定金額に達したとき行う。

(3) 義援金の保管

義援金は、歳入歳出外現金として、会計管理者が保管する。

(4) 帳簿の整備

保健福祉局は、義援金の募集及び配分に関して、次の書類・帳簿を作成し、保管 する。

第20章 災害弔慰金及び災害障害見 舞金並びに援護資金等の支 給・貸付け

第1項 方針

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく、災害弔慰金及 び災害障害見舞金の支給並びに援護資金の貸付けは、岡山市災害弔慰金の支給等に関 する条例(昭和49年市条例第41号)によるほか、被災者の生活確保について定めるも のとする。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(保健福祉部・区本部)	・災害弔慰金、災害見舞金、災害障害見舞金の支給並びに援護資金の貸付け

第3項 実施内容

1 災害弔慰金の支給

(1) 対象者

次の災害により死亡したものの遺族

- ①市において住居の損失した世帯が5以上である災害。
- ②県内において住居が5世帯以上、滅失した市町村が3以上ある場合の災害。
- ③県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上である災害。
- ④①又は②に掲げる災害と、同等と認められる特別の事情がある場合で、県知 事が別に定める災害。

(2) 負担区分

国1/2·県1/4·市1/4

2 災害障害見舞金の支給

(1) 対象者

災害弔慰金の支給の対象となる、災害の範囲と同一の災害により負傷し又は疾病にかかり治癒したとき、精神又は身体に重度の障害を有する者。

(2) 負担区分

国1/2・県1/4・市1/4

3 災害援護資金の貸付け

(1) 対象者

県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害により、世帯主がおおむね1月以上の療養を要する負傷をし又は住居若しくは家財がその価格のおおむね3分の1以上の損害を受けた世帯であって、かつ年間所得が所得制限額未満の世帯主。

(2) 負担区分

国2/3・県市1/3

4 災害見舞金

(1) 県災害見舞金

自然災害の、被災者に対し、災害見舞金等給付内規(昭和47年7月6日制定)により、死亡弔慰金及び災害見舞金を給付する。

(2) 市災害見舞金

災害救助法の適用を受けない自然災害並びに、火災・爆発による被災者に対し、 岡山市災害見舞金等支給要綱(昭和45年4月1日制定)により、災害見舞金・弔慰 金及び障害見舞金を支給する。

第21章 区の応急対策

第1項 方針

区は、災害発生時には応急対策実施の要として区本部を設置し、災害対策本部等と 十分な連携をとりながら、区民の生命・身体及び財産を保護し、被害を最小限にとど めるとともに、区民の不安や動揺を鎮め、人心の安定を図ることを主な目的として活 動する。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(災害対策本部)	 ・区本部の設置 ・災害広報 ・広聴活動 ・救護活動 ・避難所の開設 ・救援物資の提供 ・医療・救護対策への協力

第3項 実施内容

1 防災組織・防災活動

風水害等対策編第3編災害応急対策計画及び水防計画に定めるところによる。

2 区の組織

[市(区本部)]

- ①区長は、各種災害本部並びに警戒本部が設置されたとき又は区域の災害の規模・被害の程度等により総合的な応急対策が必要と認める場合に、区本部を設置する。
- ②区本部は、区役所に設置する。
- ③区本部に、区本部長・区副本部長・その他の職員を置く。
- ④区本部長は区長、区副本部長は区長代理をもって充てる。
- ⑤区本部長は区本部を統括し、区副本部長その他の職員を指揮監督するとともに、 本部長の命を受け必要な措置をとるものとする。
- ⑥区副本部長は、区本部長を補佐し、区本部長に事故あるときは、その職務を代理 する。この場合において、その職務を代理する区副本部長の順序は、次のとおり とする。
 - ア 総務・地域振興担当をもって充てる区副本部長
 - イ 維持管理担当をもって充てる区副本部長
- ⑦区本部は、災害応急対策に当たっては、防災関係機関・公共的団体等と常に密接 な連絡を保ち、相互の協力を図る。
- ⑧区本部の庶務は、総務・地域振興課が担当する。

3 災害広報

[市(区本部)]

災害に関する情報を常に区民に提供できるよう体制の整備を図るとともに、災害発生後は直ちに各種広報活動を開始し、以後、応急対策の状況に伴い適時適切に実施する。

なお、その際、要配慮者等への十分な配慮を行うものとする。

(1) 災害広報

全市に関する災害広報は、原則として災害対策本部が総括して行うが、地域的かつ個別的事象等については区が報道機関から取材を受ける場合もあるため、区に広報窓口を設置し対応するものとする。

なお、本庁広報広聴班の統制の下連絡を密にして、広報対応の万全を図るものとする。

(2) 広報事項

- ①区内の災害の発生状況
- ②区内の応急対策実施状況
- ③区内の安否情報・道路交通情報・生活関連情報
- ④避難所·救護所情報
- ⑤その他必要な事項

(3) 広報の方法

- ①気象及び災害状況に応じて、必要と認める地区へ広報車を出動させ広報を実施する。
- ②広報車の活動不能な地域、その他特に必要と認められる地域については、職員を 派遣し広報を行う。

4 広聴活動

[市(区本部)]

被災者の要望を把握し不安を解消するため、災害の状況が静穏化し始めた段階において、関係室局及び防災関係機関の協力を得て、広聴活動を実施する。

(1) 市民・災害相談窓口の設置

災害状況の推移により必要と認めた場合、市民災害窓口を区に設置する。

(2) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望等は、関係室局及び防災関係機関に連絡し、必要 に応じて調整をする等適切な処理に努める。

5 被災者の救助保護

[市(区本部)]

風水害等対策編第3編第5章被災者の救助保護に定めるところによる。

避難所運営 マニュアル 備蓄計画 物資供給計画 災害救助法事務 マニュアル

6 避難及び避難所の設置

[市(区本部)]

災害対策本部と協議し、区民を安全な場所へ避難させることが必要と認めるとき は、避難の方法及び指定避難所の設置を行う。

また、被災状況が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当する場合は、災害対策 本部が県等への一連の手続きを行い、区本部は避難指示等の広報及び指定避難所開設 の準備等を実施するものとする。

(1) 救援物資に関する事務

各地区の一時的避難所の救援物資として備蓄している、真空パック毛布・アルファ米・クラッカー・飲料水等、必要物資数を災害対策本部に報告し、避難した者に提供するものとする。また、衣食等生活必需品は原則として災害対策本部が行うが、被害地域が限定され、かつ、必要数量が少量の場合等にあっては、区本部長が本部長と協議の上、調達するものとする。

なお、大規模による被災で避難生活が長期にわたるときは、災害対策本部と協議 の上、次のとおり適切な処理に努めるものとする。

- 1) 食品の配給対象者
 - ア 避難場所に避難した者。
 - イ 住屋の被害が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水等で炊飯ができない者。
 - ウ 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者。
 - エ その他、本部長が必用と認める者。
 - a 食品の配給基準

1日一人当たりの基準は、原則として災害救助法の基準以内とする。方法は炊き出しを原則とするが、被害規模等の状況を勘案し、弁当・パン・ 牛乳等に代えることができる。

- 2) 生活必需品の配給対象者
 - ア 災害により住屋が全焼・全壊・流失・半焼・半壊又は床上浸水した者。
 - イ 被服・寝具・その他生活上必要最少限の家財を喪失した者。
 - ウ 被服・寝具・その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むこ とが困難な者。
 - a 被服・寝具・その他生活必需品目と内容 (救助法適用の例)
 - ・寝具就寝に必要なタオルジャケット・毛布・布団等
 - ・外衣洋服・作業衣・子ども服・ジャージ等
 - ・肌着シャツ・パンツ等下着・靴下の類等
 - ・身の回り品タオル・手ぬぐい・サンダル・かさ等
 - · 炊事用具

鍋・包丁・缶きり・カセットコンロ (燃料含む)等

- 食器コップ・皿・箸等
- 日用品

関連する計画等 避難指示等の 判断・伝達 マニュアル 避難所運営 マニュアル トイレットペーパー・石鹸・歯ブラシ (磨粉含む)・ビニールシート・軍手・ポリタンク・紙オムツ・生理用品・ポータブルトイレ等

- ・光熱材料マッチ・ローソク・LPガス・懐中電灯(電池含む)
- b 物資の供給基準額

1人当たりの基準額は、特別な理由がない限り、災害救助法の基準額以内とし、現物支給を原則とする。

エ その他、本部長が必用と認める者。

7 医療・救護対策

[市(区本部)]

区本部は、災害対策本部(保健福祉部保健所班)が救護所を設置した場合、必要な協力を行う。

なお、医療救護班の編成基準及び活動範囲等については、風水害等対策編3編第5 章第7節及び資料編に定めるところによる。

8 応急復旧活動

[市(区本部)]

応急復旧活動を実施するため、災害現地において技術指導を行うとともに、防災関係機関等と協力して必要な措置を講じる。

9 緊急輸送

[市(区本部)]

(1) 民間車両の活用

現有車両では人員の輸送・物資の運搬が困難と認められる場合は、災害対策本部 へあっせんを要請するとともに、現地において民間車両の調達を行うことができ る。

第4部 災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

第1項 方針

被災地の復旧・復興については、被災者の再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

なお、被災後は早期の復興まちづくりが求められるが、これまでの大規模災害時には、必要な基礎データの不足や喪失や復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じた。これを踏まえ、防災・減災対策と並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進める。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市 (各部)	・復旧・復興の基本方向の決定 ・復興計画の策定
県	・被害情報の発信

第3項 実施内容

[市・県]

- ①被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現 状復旧を目指すか又はさらに災害に強いまちづくり等の中期的課題の解決をも図 る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め る。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。
- ②被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。その際、男女協同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。
- ③観光地や農作物などへの風評被害を防ぐため、関係機関と連携しながら、正確な 被害情報等を迅速かつ的確に発信する。

[市]

- ①災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。
- ②被災後の早期復旧・復興を実現するため、以下の項目を定めた事前復興計画の策定を検討する。
 - ア 復興体制の事前検討
 - イ 復興手順の事前検討
 - ウ 復興訓練の実施
 - エ 基礎データの事前整理、分析
 - オ 復興における目標等の事前検討

第2節 被災者等の生活再建等の支援

第1項 方針

被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支援やその迅速な処理の ための仕組みの構造に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュ ニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(各部)	・住まいの確保 ・生活資金等の支給等 ・被災者の見守り、相談支援等 ・被災者の中長期的な心のケア
県	・雇用の確保等・迅速な罹災証明書の交付・情報、サービスの提供等

第3項 実施内容

(1) 住まいの確保

[市・県]

復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を 支援するほか、「自然災害債務整理ガイドライン」など支援制度の情報を提供する。 災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、国の「防災集団移転 促進事業」を活用するなど、極力安全な地域への移転を推奨する。

[市]

被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査 など、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等 について、被災者に明確に説明する。

[県]

恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施するとともに、必要に応じて災害公営住宅の建設を検討する。また、国と連携し、市の活動の支援に努める。

(2) 生活資金等の支給等

[市・県]

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。

被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、 同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう努める。

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け、母子父子寡婦福祉資金の貸 付けを行う。

必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

[県]

災害
・災害障害見舞金の支給にあたり、市が設置する災害
・関金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。

また、県独自の支援措置として、県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金 の支給を行う。

(3) 被災者の見守り、相談支援等

[市]

応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行う。

(4) 被災者等の中長期的な心のケア

[県]

災害復興期においては心的外傷後ストレス障害(PTSD)症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関る相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。

このため県は、市が行う精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

(5) 雇用の確保等

[市・県]

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

(6) 迅速な罹災証明書の交付

[市]

災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、住宅等の被害調査体制や罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。

住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した 住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施 する。

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定める。

住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局が非常 時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度 判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施でき

画等 第2節 被災者等の生活再建等の支援

るよう努める。

[県]

発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け罹災 説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し 映像配信を行うなど、より多くの市担当者の参加が可能となるような工夫をするよ う努める。

市に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の 住家被害の調査の迅速化を図る。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他 の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

(7) 情報、サービスの提供等

[市・県]

被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

[市]

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

[県]

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市から の要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第3節 公共施設災害復旧事業

第1項 方針

公共施設の復旧は、原形復旧を原則とするが、場合によっては改良復旧をして、さらに関連事業を積極的に取り入れて施工する。

各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実状にかんがみ、その原因となった自然的・社会的・経済的諸要因について詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、可及的速やかに完了するよう施行の促進を図る。

第2項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・総務局・財政局・市民生活局・市民協働局・保健福祉局・岡山っ子育成局・環境局・産業観光局・都市整備局・下水道河川局・水道局・市場事業部・消防局・教育委員会・区役所)	・公共施設の復旧

第3項 災害復旧事業等の種類

[市・県]

①公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設の災害復旧事業は、災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉 を確保することを目的として、その事業費について国の負担が定められている事業 で次の種類がある。

- ア 河川災害復旧事業
- イ 海岸災害復旧事業
- ウ砂防設備災害復旧事業
- 工 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- オ 地すべり防止施設災害復旧事業
- 力 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- キ 道路災害復旧事業
- ク 港湾災害復旧事業
- コ 漁港災害復旧事業
- サ 下水道災害復旧事業
- シ 公園災害復旧事業
- ス 公営住宅等災害復旧事業
- ②農林水産業施設災害復旧事業(資料編参照)
- ③都市災害復旧事業(資料編参照)
- ④水道災害復旧事業(資料編参照)

関連する計画等 第3節 公共施設災害復旧事業

- ⑤住宅災害復旧事業
- ⑥社会福祉施設災害復旧事業(資料編参照)
- ⑦公立医療施設、病院等災害復旧事業(資料編参照)
- ⑧学校教育施設災害復旧事業(資料編参照)
- ⑨社会教育施設災害復旧事業
- ⑩その他の災害復旧事業

第4節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

第1項 方針

災害復旧事業費の決定は、県知事の報告その他市長が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づき、援助される事業は次のとおりである。

第2項 関係機関の役割の例

TYN HH	All de la Pri
機関	役割の例
市(危機管理室・総務局・財政局・ 市民生活局・市民協働局・保健福祉 局・岡山っ子育成局・環境局・産業 観光局・都市整備局・下水道河川局・ 水道局・市場事業部・消防局・教育 委員会・区役所) 県	・公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助・農林水産業に関する特別の助成・中小企業に対する特別の助成・その他の財政援助措置

第3項 実施内容

1 法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律

- ①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ②公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③公営住宅法
- ④土地区画整理法
- ⑤海岸法
- ⑥感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑦廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑧予防接種法
- ⑨農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- ①防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ①公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- ②都市災害復旧事業国庫補助
- ③上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

2 激甚災害に係る財政援助措置

[市・県]

国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し又は被災者に対する特別の助成を行うことが、特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として、政令で指定し特別の財政援助がなされる。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ① 公共土木施設災害復旧事業
- ② 公共土木施設災害関連事業
- ③ 公立学校施設災害復旧事業
- ④ 公営住宅等災害復旧事業
- ⑤ 生活保護施設災害復旧事業
- ⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
- ⑧ 身体障害者更正援護施設災害復旧事業
- ⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業
- ⑩ 婦人保護施設災害復旧事業
- ⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- ⑫ 感染症予防事業
- ③ 堆積土砂排除事業(公共的施設区域内·公共的施設区域外)
- ⑭ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- ⑥ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- ⑦ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ⑧ 森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

- ① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ② 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付け金の償還期間等の特例
- ③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

- ① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ③ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ④ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ⑤ 水防資機材費の補助の特例

- ⑥ 災害公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ⑦ 公共土木施設・公立学校施設・農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に 対する特別の財政援助
- ⑧ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第5節 災害復旧事業に必要な資金及びその他 の措置

第1項 関係機関の役割の例

機関	役割の例
市(危機管理室・総務局・財政局・ 市民生活局・市民協働局・保健福祉 局・岡山っ子育成局・環境局・産業 観光局・都市整備局・下水道河川局・ 水道局・市場事業部・消防局・教育 委員会・区役所)	・市税についての負担軽減措置・農林漁業災害資金の融資・中小企業復興資金の融資・住宅復興資金・更生資金
県	 ・市税についての負担軽減措置 ・農林漁業災害資金の融資 ・中小企業復興資金の融資 ・住宅復興資金 ・更生資金 ・被災者生活再建支援金 ・県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給 ・県子ども災害見舞金の支給

|第2項||実施内容

[市・県]

(1)農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法・株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

1) 天災資金

暴風雨・豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付け限度額・償還年限につき有利な条件で融資する。

2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに、経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

(2) 中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付けを要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

なお、市は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害 発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるも のとする。

(3) 住宅復興資金

被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融支援機構法の規定による、次の資金の融通が適用される場合には、住宅に被害を受けた者に対して、当該資金の あっせんを行う。

- ① 災害復興住宅資金
- ② 地すべり等関連住宅資金
- ③ 宅地防災工事資金
- ④ マイホーム新築資金
- ⑤ リフォームローン

(4) 更生資金

1) 災害援護資金

災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け又は身体に重症を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、災害援護資金の貸付けを行う。

2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得世帯に対して、速やかに自力更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付け規程による災害経費等の貸付けを行う。

3) 母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、母子父子寡婦 福祉資金を貸し付ける。

(5) 税についての負担軽減措置

被災状況等に応じるが、市税条例の規定に基づき、市税に係る申告等の期限の延 長・徴収猶予及び減免等被災者の負担軽減措置を講じる。

(6) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が、相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給する。

[県]

(1) 県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然 災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

(2) 県子ども災害見舞金の支給

自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊、床 上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞 金を支給する。

岡山市地域防災計画 (風水害等対策編)

昭和 40 年 6 月 18 日制定昭和 47 年 4 月全面修正平成 2 年 3 月全面修正平成 9 年 1 月一部修正

(震災対策編を策定)

平成 11 年 2 月 一部修正 平成 12 年 2 月 一部修正 平成 13 年 5 月 一部修正 平成 14 年 6 月 一部修正 平成15年6月 一部修正 平成17年2月 一部修正 平成 18 年 2 月 一部修正 平成 19 年 6 月 一部修正 平成 23 年 3 月 全面修正 平成 25 年 9 月 全面修正 平成27年3月 一部修正 平成 28 年 3 月 一部修正 平成 29 年 3 月 一部修正 令和2年3月 一部修正 令和3年3月 一部修正 令和5年9月 全面修正

編集発行 岡山市防災会議

(事務局担当)

岡山市危機管理室

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

直通電話 (086) 803-1082

FAX (086) 234-7066